

令和4年3月定例会 目次

令和4年2月28日（月曜日）

議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出欠席議員氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	5
事務局職員出席者	5
会期日程表	6
開 会	7
開 議	7
議会報告 議会運営委員長報告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
施政方針の表明	8
選第1号 松川堰組合議会議員の選挙について	25
採 決	27
承第1号から承第3号まで計3件	27
提案理由説明 市 長	27
質 疑	28
採 決	28
報第1号 放棄した私債権の報告について	28
提案理由説明 市 長	29
質 疑	29
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	29
提案理由説明 市 長	29
質 疑	29
採 決	29
同意第1号 南陽市農業委員会委員の任命について	29
提案理由説明 市 長	30
質 疑	30
採 決	30
同意第2号 南陽市太郎財産区管理委員の選任について	30
提案理由説明 市 長	30
質 疑	30
採 決	31

議第15号から議第22号まで計8件	31
提案理由説明	31
総括質疑	32
議案付託表	33
議第1号から議第14号まで計14件	34
提案理由説明	34
予算特別委員会の設置について	36
議案付託表	37
(予算特別委員長報告)	
議第1号から議第6号まで計6件	38
質 疑	38
討 論	38
採 決	38
散 会	40

令和4年3月7日（月曜日）

議事日程第2号	41
本日の会議に付した事件	41
出欠席議員氏名	42
説明のため出席した者の職氏名	43
事務局職員出席者	43
一般質問表	44
開 議	61
一般質問	61
山口裕昭議員	61
1. 人口減少に対する対応	62
2. 子どもの貧困と相対的貧困率について	62
島津善衛門議員	71
1. 市民要望が高い、屋内遊戯場・屋内多目的運動場・公認陸上競技場の施設整備の考え方	72
2. 行政の働き方改革とIT化	72
片平志朗議員	81
1. 食品ロス削減の推進について	82
2. 小学校の教科担任制のあり方について	82
高橋一郎議員	90
1. スポーツ王国NANYOをめざした施策について	91
散 会	100

令和4年3月8日（火曜日）

議事日程第3号	101
本日の会議に付した事件	101
出欠席議員氏名	102
説明のため出席した者の職氏名	103
事務局職員出席者	103
開　　議	104
一般質問	104
佐藤　明議員	104
1. オミクロン株拡大対策と生活と営業を守る対策を	105
板垣致江子議員	112
1. HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨につ	
いて	113
2. 消防団員の報酬引き上げについて	113
高岡亮一議員	120
1. 「コロナ禍」をどう見るか	122
2. ワクチン接種について	124
散　　会	129

令和4年3月17日（木曜日）

議事日程第4号	131
本日の会議に付した事件	132
出欠席議員氏名	133
説明のため出席した者の職氏名	134
事務局職員出席者	134
開　　議	135
議会報告　議会運営委員長報告	135
（総務常任委員長報告）	
議第15号から議第22号まで計5件	135
質　　疑	137
採　　決	137
（文教厚生常任委員長報告）	
議第19号及び議第21号の計2件	137
質　　疑	138
採　　決	138
（産業建設常任委員長報告）	
議第20号　南陽市ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例の制定につ	
いて	138

質 疑	139
採 決	139
(予算特別委員長報告)	
議第7号から議第14号まで計8件	139
質 疑	140
採 決	141
(追加議案)	
議第24号 南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	145
提案理由説明 市長	145
質 疑	145
議案付託表	146
(総務常任委員長報告)	
議第24号 南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	147
質 疑	147
採 決	147
議第23号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第1号)	148
提案理由説明 市長	148
議案付託表	149
(予算特別委員長報告)	
議第23号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第1号)	150
質 疑	150
採 決	150
発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議	150
提案理由説明 山口正雄議員	150
質 疑	151
採 決	152
発議第2号 高岡亮一議員に対する問責決議	152
提案理由説明 山口正雄議員	152
質 疑	153
採 決	153
市長挨拶	154
閉 会	155

令和4年3月定例会
予算特別委員会 目次

令和4年2月28日（月曜日）

出欠席委員氏名	157
説明のため出席した者の職氏名	158
事務局職員出席者	158
本日の会議に付した事件	159
開　　会	159
議第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第15号）	159
採　　決	160
議第2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	160
採　　決	160
議第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計補正予算（第3号）	160
採　　決	161
議第4号 令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）	161
採　　決	161
議第5号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	161
採　　決	162
議第6号 令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）	162
採　　決	162
散　　会	162

令和4年3月11日（金曜日）

出欠席委員氏名	163
説明のため出席した者の職氏名	164
事務局職員出席者	164
本日の会議に付した事件	165
開　　議	165
議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算	165
散　　会	202

令和4年3月14日（月曜日）

出欠席委員氏名	203
説明のため出席した者の職氏名	204
事務局職員出席者	204
本日の会議に付した事件	205

開	議	205
議第 7 号	令和 4 年度南陽市一般会計予算	205
	採 決	227
議第 8 号	令和 4 年度南陽市国民健康保険特別会計予算	227
	採 決	228
議第 9 号	令和 4 年度南陽市財産区特別会計予算	228
	採 決	230
議第 10 号	令和 4 年度南陽市育英事業特別会計予算	230
	採 決	230
議第 11 号	令和 4 年度南陽市介護保険特別会計予算	231
	採 決	231
議第 12 号	令和 4 年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算	231
	採 決	231
議第 13 号	令和 4 年度南陽市水道事業会計予算	231
	採 決	233
議第 14 号	令和 4 年度南陽市下水道事業会計予算	233
	採 決	233
散	会	233

令和4年3月17日（木曜日）

出欠席委員氏名	235	
説明のため出席した者の職氏名	236	
事務局職員出席者	236	
本日の会議に付した事件	237	
開	議	237
議第 23 号	令和 4 年度南陽市一般会計補正予算（第 1 号）	237
	採 決	237
閉	会	237

令和4年3月定例会

南陽市議会会議録

(第401号)

南陽市議会事務局

令和4年2月28日（月曜日）

本 会 議

令和4年2月28日（月）午前10時00分開会・開議



議事日程第1号

令和4年2月28日（月）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針の表明

日程第 5 選第 1号 松川堰組合議会議員の選挙について

日程第 6 承第 1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 7 承第 2号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第13号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 8 承第 3号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第14号）についての専決処分の承認を求めることについて

日程第 9 報第 1号 放棄した私債権の報告について

日程第 10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 11 同意第1号 南陽市農業委員会委員の任命について

日程第 12 同意第2号 南陽市太郎財産区管理委員の選任について

日程第 13 議第 15号 行政不服審査会に関する事務の委託について

- 日程第 14 議第 16号 南陽市行政不服審査法施行条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 15 議第 17号 南陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議第 18号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議第 19号 南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議第 20号 南陽市ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議第 21号 置賜広域行政事務組合理約の一部変更について
- 日程第 20 議第 22号 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議第 1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第15号）
- 日程第 22 議第 2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 23 議第 3号 令和3年度南陽市財産区特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 24 議第 4号 令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 25 議第 5号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 26 議第 6号 令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 27 議第 7号 令和4年度南陽市一般会計予算
- 日程第 28 議第 8号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 議第 9号 令和4年度南陽市財産区特別会計予算
- 日程第 30 議第 10号 令和4年度南陽市育英事業特別会計予算
- 日程第 31 議第 11号 令和4年度南陽市介護保険特別会計予算

日程第 32 議第 12号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 33 議第 13号 令和4年度南陽市水道事業会計予算

日程第 34 議第 14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算

日程第 35 予算特別委員会の設置について

(予算特別委員長報告)

日程第 36 議第 1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第15号)

日程第 37 議第 2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 38 議第 3号 令和3年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)

日程第 39 議第 4号 令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第 40 議第 5号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第 41 議第 6号 令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
嵐 田 淳 一	総 務 課 長	吉 田 弘 太 郎	技 術 調 整 主 幹
嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長	佐 野 毅	情 報 デ ジ タ ル 推 進 主 幹
高 橋 直 昭	財 政 課 長	矢 澤 文 明	税 務 課 長
高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長	鈴 木 博 明	市 民 課 長
尾 形 久 代	福 祉 課 長	大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長
穀 野 純 子	ワ ク チ ン 接 種 対 策 主 幹	島 貫 正 行	農 林 課 長
寒 河 江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹	長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長
栗 野 清	建 設 課 長	佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長
大 室 拓	会 計 管 理 者	長 濱 洋 美	教 育 長
穀 野 敏 彦	管 理 課 長	佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長
山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長	土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 長
細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長	安 部 浩 二	農 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

安 部 真 由 美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

## 開 会

○議長（高橋 篤議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災から今年で11年を迎えることになるわけですが、会議に先立ちまして、犠牲になられました方々に衷心より哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立願います。

黙禱、始め。

〔黙 禱〕

○議長 お直りください。

御着席願います。

去る2月21日告示になりました令和4年南陽市議会3月定例会を開会いたします。

~~~~~

開 議

○議長 ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、青木勲代表監査委員は都合により欠席する旨、通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第1号によって進めます。

~~~~~

## 議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ここで、本定例会の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

私から、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集されました令和4年3月定例会の運営について、去る2月25日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、選挙1件、承認案3件、報告1件、諮問案1件、同意案2件、条例その他議案8件、予算案14件の計30件であります。

当局より総務課長及び財政課長の出席を求め、提出議案の説明を受け、議案数及び一般質問の通告を考慮し、協議いたしました結果、本定例会の会期を本日から3月17日までの18日間と決した次第であります。

この18日間の会期において、お手元に配付してあります日程表に従い、本会議、各常任委員会及び予算特別委員会を開催し、御審査くださるようお願い申し上げます。

次に、議案の審査について申し上げます。

まず、松川堰組合議会議員の選挙につきましては、議長による指名推選で行うことといたしましたので、御了承願います。

次に、承認案3件については一括議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、1件ずつ質疑、討論、表決を行うことといたしました。

次に、報告1件については、説明を求め、質疑、了承の順で行うことといたしました。

次に、諮問案1件については、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、同意案2件については、1件ずつ議題とし、提案理由説明、委員会付託省略、質疑の後、討論省略、表決の順で行うことといたしました。

次に、条例その他議案8件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、総括質疑の後、所管の常任委員会付託といたしました。

次に、予算案14件につきましては、一括議題とし、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会設置、同委員会に付託の上、それぞれ御審査くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、予算特別委員会に付託になります予算案のうち、補正予算案6件につきましては、本日の本会議の休憩中に委員会の開催をお願いし、審査くださるようお願い申し上げます。

また、一般質問であります。通告議員は7名でありますので、御報告いたします。

以上、本定例会の運営について議会運営委員会において協議決定いたしましたので、各議員の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長が指名いたします。

会議録署名議員は、6番高橋一郎議員、11番川合 猛議員の両議員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日より3月17日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日より3月17日までの18日間と決しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告であります。

本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名、議会庶務報告、定例監査報告について、別冊諸般の報告のとおりでございますので、御了承願います。

~~~~~

### 日程第4 施政方針の表明

○議長 日程第4 施政方針の表明であります。

白岩孝夫市長に令和4年度施政方針の表明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長

○議長 市長の施政方針の表明が終わりました。

~~~~~

日程第5 選第1号 松川堰組合議会議員の
選挙について

○議長 日程第5 選第1号 松川堰組合議会
議員の選挙を行います。

○議長 松川堰組合議会議員は、同組合規約第6条第1項の規定により、3名を選出するものであります。

お諮りいたします。松川堰組合議会議員の選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、松川堰組合議会議員の選挙は指名推選により行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長において行うことに決しました。

松川堰組合議会議員に、南陽市俎柳608番地の1、鈴木孝一さん、南陽市宮崎517番地の1、落合義雄さん、南陽市砂塚2245番地の1、渡部広明さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました鈴木孝一さん、落合義雄さん、渡部広明さんを松川堰組合議会議員の当選人と決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、鈴木孝一さん、落合義雄さん、渡部広明さんを松川堰組合議会議員の当選人に決しました。

ただいま松川堰組合議会議員に当選されました3名の方につきましては、会議規則第32条第2項の規定により、別途文書をもって当選の告知をいたします。

~~~~~

日程第6 承第1号から

日程第8 承第3号まで計3件

○議長 次に、日程第6 承第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第12号)についての専決処分の承認を求めることについてから、日程第8 承第3号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第14号)についての専決処分の承認を求めることについてまでの承認案3件を、議事の都合により一括議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

[白岩孝夫市長 登壇]

○市長 ただいま上程されました承第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第12号)についての専決処分の承認を求めることについてから、承第3号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第14号)についての専決処分の承認を求めることについてまでの承認案3件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、承第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第12号)についての専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

補正の主な内容は、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の給付金を支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費の追加、ふるさと納税の寄附額を8億円から8億5,000万円に増額する補正、対象者の増が見込まれる子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の増額、豪雪により必要となった市道除雪委託料の増額であり、財源につきましては、国庫支出金、寄附金及び基金繰入金で措置いたしますのでございます。

次に、承第2号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第13号)についての専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

補正の内容は、新型コロナウイルスの影響を受けている市民の家計を応援し、地域における消費を下支えするための全市民応援クーポン事業の追加、豪雪により必要となった市道除雪委

託料の増額であり、財源につきましては、国庫支出金及び基金繰入金で措置いたすものでございます。

次に、承第3号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第14号）についての専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが大幅に減少した飲食業、宿泊業等及びそこから影響を受けて売上げが減少した事業者に対し、市独自に給付金を給付する飲食業等緊急経営支援給付金に係る事業費の追加、豪雪により必要となった市道除雪委託料の増額であり、財源につきましては、国庫支出金及び基金繰入金で措置いたすものでございます。

以上、承認案3件につきまして、提案理由の説明を申し上げますが、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております承第1号から承第3号までの議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第1号から承第3号までの議案3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、承第1号について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。承第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分の承認を求めることについては、これを

承認いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第1号は承認することに決しました。

次に、承第2号について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。承第2号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第13号）についての専決処分の承認を求めることについては、これを承認いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第2号は承認することに決しました。

次に、承第3号について質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。承第3号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第14号）についての専決処分の承認を求めることについては、これを承認いたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、承第3号は承認することに決しました。

~~~~~

日程第9 報第1号 放棄した私債権の報告
について

○議長 次に、日程第9 報第1号 放棄した私債権の報告についてであります。

この際、市長より説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました報第1号 放棄した私債権の報告について申し上げます。

本案は、南陽市私債権管理条例第13条第1項の規定により、市の私債権について放棄いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

放棄した私債権につきましては、私債権放棄調書を御覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本件は、報告事項でありますので、御了承をお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長 次に、日程第10 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本委員のち2名が令和4年6月30日をもって

任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任の2名を適任と認め、法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の御意見を求めるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。諮問第1号は討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、これを同意いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は同意することに決しました。

~~~~~

日程第11 同意第1号 南陽市農業委員会委員の任命について

○議長 次に、日程第11 同意第1号 南陽市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました同意第1号 南陽市農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会委員の任期が本年3月31日をもって満了となりますので、議案書記載のとおり、再任の8名と新任の5名について適任と認め任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律第8条の規定により、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第1号は、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第1号 南陽市農業

委員会委員の任命について、これを同意いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第1号は同意することに決しました。

~~~~~

## 日程第12 同意第2号 南陽市太郎財産区管理委員の選任について

○議長 次に、日程第12 同意第2号 南陽市太郎財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました同意第2号 南陽市太郎財産区管理委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本財産区管理委員のうち、7名が本年3月31日をもって任期満了となりますので、議案書記載のとおり、再任の6名と新任の1名を適任と認め選任いたしたいので、御提案申し上げるものでございます。

御審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。同意第2号は、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号は討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。同意第2号 南陽市太郎財産区管理委員の選任について、これを同意いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、同意第2号は同意することに決しました。

~~~~~

日程第13 議第15号から

日程第20 議第22号まで計8件

○議長 次に、日程第13 議第15号 行政不服審査会に関する事務の委託についてから、日程第20 議第22号 南陽市公衆浴場「赤湯温泉湯こっ」との指定管理者の指定についてまでの議案8件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第15号 行政不服審査会に関する事務の委託についてから議第22号 南陽市公衆浴場「赤湯温泉湯こっ」との指定管理者の指定についてまでの条例案等8件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第15号 行政不服審査会に関する事務の委託について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査会の事務を山形県に委託することについて規約を定め、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第16号 南陽市行政不服審査法施行条例を廃止する条例の設定について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政不服審査会の事務を山形県に委託することに伴い、南陽市行政不服審査会を廃止するため、南陽市行政不服審査法施行条例の廃止及び関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議第17号 南陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び職員の育児休業取得に係る勤務環境を整備するため、国の制度に準拠し、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第18号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額を半額にするなどの所要の改正を行うものでございます。

次に、議第19号 南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、南陽市いじめ問題専門委員会及び南陽市いじめ重大事態再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるための臨時委員を置くことについて、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第20号 南陽市ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、ビジネスホテル誘致に係る奨励措置の内容を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第21号 置賜広域行政事務組合格約の一部変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、置賜広域行政事務組合が行う共同処理する事務を、し尿受入れ施設の設置及び管理運営に関する事務に変更するなど、規定の整備を図るため、置賜広域行政事務組合格約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第22号 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」の指定管理者を南陽市赤湯財産区に指定いたしたいので、御提案申し上げます。

以上、条例案等8件につきまして、一括して提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいま議題となっております議案8件について、総括して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案8件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~

**日程第21 議第 1号から**

**日程第34 議第14号まで計14件**

○議長 日程第21 議第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第15号）から、日程第34 議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算までの補正予算案6件及び令和4年度予算案8件の合わせて予算案14件を、議事の都合により一括して議題といたします。

この際、市長に対し、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第15号）から、議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算までの予算案14件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算（第15号）について申し上げます。

補正の主な内容は、保育現場で働く方々の収入の引上げに係る保育士等処遇改善臨時特例事業費の追加、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の増額、国県支出金を財源とする各種事業の額の確定に伴う所要の補正、置賜広域行政事務組合負担金、置賜広域病院企業団負担金の整理などです。

また、年度内に完了することができない社会保障・税番号制度事務事業費などを明許繰越しするほか、継続費及び地方債の変更をいたすものであります。財源につきましては、地方交付税、国県支出金、基金繰入金などで措置いたすものでございます。

次に、議第2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の主な内容は、事業勘定において保険基盤安定繰入金の額の確定による歳入の補正、それに伴う財政調整基金積立金の補正を行うものでございます。

次に、議第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、赤湯財産区費において歳入予算の組替えを行うほか、金山財産区費及び沖郷財産区費の繰越金の整理を行うものでございます。

次に、議第4号 令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

補正の内容は、地域支援事業費内での歳出予算の組替えのほか、介護給付基金積立金の補正を行うものでございます。財源につきましては、基金積立金利子で措置いたすものでございます。

次に、議第5号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものでございます。

次に、議第6号 令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は、収益的収支の増減はなく、資本的収支について、国の交付金を財源とする雨水函渠整備事業の額の確定に伴う企業債と補助金の補正と、工事費の補正を行うものでございます。

続きまして、令和4年度の各会計予算について申し上げます。

初めに、議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を159億3,000万円とし、前年度当初比1.6%の減といたしました。

歳入であります。市税全般にわたり新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を見込み、個人市民税、法人市民税ともに増額と見込んでおります。

また、固定資産税においても感染症の影響を受ける事業者に対する減免制度が終了となるため増額を見込んでおり、市税全体で9.7%の増としています。

地方交付税については、地方財政対策及び前年度の交付実績などを勘案し、前年度当初予算比で12.5%の増としております。

また、ふるさと納税などの寄附金を増額したほか、財政調整基金繰入金をはじめとする繰入金により、調整を図ったところであります。

歳出につきましては、第6次南陽市総合計画に掲げた将来都市像である「つながり つどう 縁結ぶまち 南陽」を実現するため、安全な暮らし、子育て支援、人材育成、産業基盤の構築などの七つの基本目標を施策の柱として、市民生活に直結する事業を最重要施策に位置づけて予算編成を行ったところでございます。

その結果、新型コロナウイルスワクチン接種委託料などの物件費や扶助費が増額となったものの、新温浴施設整備事業などの大型の建設事業が終了することから、予算総額を2億6,000万円減額したところであります。また、歳入総額に占める一般財源は、市税や普通交付税が増加したことにより101億9,646万1,000円と、前年度と比較して3億6,502万3,000円の増額で編成したものであります。

なお、主要な施策につきましては、施政方針で申し述べたとおりでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、議第8号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を事業勘定で33億3,629万8,000円、直営診療施設勘定で226万3,000円、合わせて33億3,856万1,000円とし、前年度当初

比1.7%の増といたしました。

次に、議第9号 令和4年度南陽市財産区特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を1億979万9,000円とし、前年度当初比33.8%の増といたしました。

次に、議第10号 令和4年度南陽市育英事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を411万4,000円とし、前年度当初比22.6%の減といたしました。

次に、議第11号 令和4年度南陽市介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を37億2,313万3,000円とし、前年度当初比0.1%の増といたしました。

次に、議第12号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算総額を4億2,450万円とし、前年度当初比7.4%の増といたしました。

次に、議第13号 令和4年度南陽市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収支予算は、収入総額を8億2,972万7,000円、支出総額を8億925万7,000円といたしました。資本的収支予算は、収入総額を6,119万1,000円、支出総額を3億5,140万4,000円とし、収支不足額は損益勘定留保資金などで補填いたすものでございます。

次に、議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収支予算は、収入総額を10億2,626万2,000円、支出総額を10億1,796万4,000円といたしました。資本的収支予算は、収入総額を8億9,858万7,000円、支出総額を12億6,867万7,000円とし、収支不足額は損益勘定留保資金などで補填いたすものでございます。

以上、予算案14件につきまして一括して提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。



お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

~~~~~

日程第35 予算特別委員会の設置について

○議長 日程第35 予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議第1号から議第14号までの予算案14件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

議第1号から議第14号までの予算案14件は、ただいま設置いたしました予算特別委員会に付託をいたします。

予算特別委員会は、日程に従い委員会を開催し、審査願います。

○議長　なお、補正予算案6件の審査は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、この後の本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午前11時11分　休　憩

午前11時55分　再　開

○議長　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第36　議第1号から

日程第41　議第6号まで計6件

○議長　日程第36　議第1号　令和3年度南陽市一般会計補正予算(第15号)から、日程第41　議第6号　令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)までの補正予算案6件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　殿岡和郎議員。

[予算特別委員長　殿岡和郎議員　登壇]

○予算特別委員長　私から予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和3年度各会計補正予算6件及び令和4年度各会計当初予算8件であります。

本日は、このうち令和3年度補正予算6件について審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第1号　令和3年度南陽市一般会計補正予算(第15号)

議第2号　令和3年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第3号　令和3年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)

議第4号　令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第5号　令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第6号　令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)

以上、補正予算6件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第1号　令和3年度南陽市一般会計補正予算(第15号)から、議第6号　令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)まで補正予算案6件は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第1号から議第6号まで補正予算案6件は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

散 会

○議長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

どうも御苦労さまでした。

午後 0時00分 散 会

令和4年3月7日（月曜日）

本 会 議

令和4年3月7日（月）午前10時00分開議



議事日程第2号

令和4年3月7日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	13 番	板 垣 致 江 子	議員
14 番	高 橋 篤	議員	15 番	遠 藤 榮 吉	議員
16 番	佐 藤 明	議員	17 番	殿 岡 和 郎	議員

◎欠席議員（1名）

12 番 高 橋 弘 議員

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
嵐 田 淳 一	総 務 課 長	吉 田 弘 太 郎	技 術 調 整 主 幹
嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長	佐 野 毅	情 報 デ ジ タ ル 推 進 主 幹
高 橋 直 昭	財 政 課 長	矢 澤 文 明	税 務 課 長
鈴 木 博 明	市 民 課 長	尾 形 久 代	福 祉 課 長
大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長	穀 野 純 子	ワ ク チ ン 接 種 対 策 主 幹
島 貫 正 行	農 林 課 長	寒 河 江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹
長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長	粟 野 清	建 設 課 長
佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長	大 室 拓	会 計 管 理 者
長 濱 洋 美	教 育 長	穀 野 敏 彦	管 理 課 長
佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長	山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長
土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長
安 部 浩 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長		

事務局職員出席者

安 部 真 由 美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

## 開 議

○議長（高橋 篤議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名で定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった議員は、12番高橋 弘議員の1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、高野祐次総合防災課長は、都合により欠席の旨通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第2号によって進めます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。

本定例会において一般質問の通告のあった議員は7名であります。

一般質問においては、発言される議員、答弁される執行部ともに簡明に行い、その成果が十分得られるよう、そして市民の負託に応えられるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、順序に従い一般質問に入ります。

山口裕昭議員 質問

○議長 最初に、3番山口裕昭議員。

〔3番 山口裕昭議員 登壇〕

○山口裕昭議員 おはようございます。

3番山口裕昭です。

この3月で、東日本大震災が発災してから11

年となります。

改めて被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。

震災発災の日、私の長男は、仙台市で電車で移動中に被災し、その翌日、私は妻を伴い長男の捜索に仙台に向かったのですが、その捜索のさなか立ち寄った避難所の様子を、今も克明に覚えています。

砂ぼこりの舞う小学校の体育館に、たくさんのパイプ椅子が並べられ、子供もお年寄りも横になることができず、そのパイプ椅子に座り、毛布やタオルを体にかけて、うつろな目をして天井を見上げたり、仮眠を取っている姿を見て、まるで戦場のようだと感じました。

先日来、ロシアのウクライナ侵略のニュースを見る機会が増えていますが、地下鉄や地下室に避難する人々の姿を報道で見るたび、あの小学校の体育館で感じた底冷えと空間全体に広がる絶望感や、鼻に残る砂ぼこりの匂いがよみがえります。

外交や防衛については国の専管事項であり、一地方議員が断じるべきことではないことは理解していますが、圧倒的多数の国々が非難するように、力による一方的な現状変更は、断じて容認できるものではありません。

また、今回侵略を行っている国と我が国は領土紛争を抱えていること、ごくわずかな非難を行っていない国のうち2か国は、近隣の国で、双方ともに我が国と領土の問題を抱えている状態であり、片方は頻繁に軍事挑発を繰り返し、また、隣国と休戦中の国であること。もう片方は、頻繁に領海侵犯を繰り返し、南シナ海で力による現状変更をまさに行っている国であることを忘れてはなりません。

日本は、平和な国との幻想を多くの人が抱いていますが、このように考えれば、東アジアは世界有数の紛争予備地帯と言えます。

ウクライナは、1990年代のブタペスト合意に

より、世界4位の保有数を誇った核を廃棄し、その代償として、領土不可侵の約束を取りつけていたにもかかわらず、あのような悲惨な状況となっております。

このことは、自国を自分で守る力を持たなければ、他国にじゅうりんされる可能性があるという教訓を世界にもたらすものです。

今後、未来に向けて、真の平和な国を子供たちに引き継いでいくことは、現役世代の義務です。

軍事的大国が、国際秩序のタブーを犯して暴挙を起こした今こそ、無責任な希望的観測による沈黙ではなく、全ての選択肢をテーブルに広げて、タブーなき議論を公の場で行うべきだと考えます。

責任のある堂々とした、毅然とした議論こそが、今こそ求められているのではないのでしょうか。

少し前段が長くなってしまいましたが、通告してある質問に入らせていただきます。

最初に、人口減少に対する対応について伺います。

南陽市の人口は、市のホームページによるところでは、令和4年2月1日現在3万273人と、全国的な人口減少の流れの中で年々減少を続けており、来年には、3万人の大台を割り込む可能性が出てきています。

議会の場で、今まで何度となくこの問題について質問を行い、市の考えを伺い、対応策をお願いしてまいりました。

当然、市当局でも様々な対策を講じてきていると思いますが、人口減少のペースは、一向に鈍化する傾向が見られず、まさに歯止めが利かない状況になっていると考えます。

一方、先日の人口動態調査では、初めて東京の転出超過が記録されるなど、コロナ禍によるリモートワークの拡充などにより、感染に対する大都市リスクを忌避し、地方へと移動する動

きが散見されるようになってきました。

これは、地方にとって、ある意味コロナ禍というピンチをチャンスに変換させる好機であると考えられます。

このことを踏まえて、次の質問をさせていただきます。

最初に、今まで行ってきた人口減少への対策について。

①直近の主なものをお教えいただきたい。

②その対策に対する評価をお教えてください。

次に、平成30年の9月議会で、市外転出者への臨時アンケート内容は、南陽市にとって宝の山で、今後の施策にぜひ生かしていただきたいとお願いしたことについて質問をいたします。

①アンケート結果を受けて行った施策についてお教えてください。

②その施策に対する評価についてお教えてください。

最後に、コロナ禍で、東京から地方へ転出の動きが出てきていることに関する質問を行います。

①コロナ禍の2年間で、首都圏からの移住実績はどの程度あったのかお教えてください。

②今後、首都圏からの移住を呼び込むためにどのような施策を考えているのか、お教えてください。

続いて、子どもの貧困と相対的貧困について伺います。

日本の子供の貧困率は、OECD加盟国の中で最悪の水準で、実に13.5%と、7人に1人が貧困状態にあると言われます。

この貧困率は相対的貧困と言われ、その国における平均的な暮らしができない人の割合で、日本は世界でもかなり高い水準となっています。

先日、ネットニュースで、令和2年3月から令和3年12月までの超過自殺は4,900人で、その中で、失業率増加で説明できる増加分は1,100人に過ぎず、コロナ危機による自殺者の

多くは10代、20代の若い世代であり、その中でも女性の比率が高いとの記事がありました。

これは、ワーキングプアの問題が大きく影響していると考えられ、就職率や失業率だけでは測れない非常に難しい問題であります。

ひとり親家庭では、一般的に相対的な貧困率が高く、相対的貧困による経済格差は教育の格差につながり、教育の格差は成人してからの賃金格差となって、新たな貧困を生む原因となります。この新たな相対的貧困は、婚姻をためらう原因となり、出生率低下を招きます。

また、経済的な問題は離婚率の増加に直結し、離婚によりひとり親になった世帯は、相対的貧困に陥りやすいという負の連鎖が続くこととなります。

このような負の連鎖を自助努力だけで断ち切ることが非常に困難で、何らかの社会的な支援が必要だと考えます。

以上のことを踏まえて、以下の質問を行います。

(1) として、前述したように、相対的貧困とは、国民の年間所得の中央値の50%に満たない所得水準の人々のことを言いますが、市内の現状を把握されているでしょうか。

(2) 経済的格差が教育の格差に陥らないような対策は講じておられるでしょうか。

(3) コロナ禍では、飲食業や宿泊業、観光業などの女性の就業率が高い職種ほど影響が大きく、そのことが新たな貧困の原因につながっております。

このような状況について、どのように把握されているのでしょうか。また、具体的な支援策は考えておられるのでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御回答よろしくお願いたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

マスクをつけたまま答弁させていただきますので、御了承願います。聞きづらければ、御指摘いただければというふうに思います。

3番山口裕昭議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、経済格差が教育の格差に陥らないような対策の御質問につきましては、教育長より答弁いたさせますので、御了承願います。

初めに、人口減少に対する対応の、今まで行ってきた人口減少への対策についての御質問の1点目、直近の主なものについてでございますが、本市では、人口減少の抑制のため、令和3年度より第2期南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、結婚、子育て支援や働く場の確保、移住定住の推進などに総合的に取り組んでおります。

具体的な対策の一例を挙げますと、結婚新生活支援事業による結婚を希望する方へのサポートや、幼保連携型こども園の建設支援などによる子育て環境の充実、創業者支援事業による新たな雇用や産業の創出、県外在住学生向け食の支援事業による県外学生とふるさとのつながりを深める取組などを行ってまいりました。

次に、その対策に対する評価についてでございますが、先ほど申し上げました具体例について申し上げますと、まず、結婚新生活支援事業では、4件の新規結婚生活の支援を行い、幼保連携型こども園の整備では、当該地区におけるゼロ歳児から2歳児の受入れ枠が、新たに30人増加しております。

また、創業者支援事業では4件の起業に対し補助を行い、県外在住学生向け食の支援事業についても、241人の親元を離れた学生さんに故郷の食をお届けしながら、将来の仕事やふるさとに関する情報発信を行っております。

市といたしまして具体的な取組を進める一方で、内閣府の試算では、2030年までに合計特殊

出生率が、人口置換水準である2.07に回復した場合においても、人口減少が止まるのは2090年代半ばと見込んでおり、我が国の人口問題は非常に厳しい状況にあります。

社会的には、人口減少抑制に向けて大変厳しい局面が続いておりますが、総合戦略に掲げる各数値目標及び人口目標の達成に向けて、今後も様々な施策を展開してまいります。

次に、市外転出者への臨時アンケートについての御質問の1点目、アンケート結果を受けて行った施策についてでございますが、アンケートは、平成30年度及び令和元年度の成人式の参加者を対象に行った調査でございます。

その中の「市外・県外の人に紹介したい南陽市の魅力」に関する質問では、群を抜いて最も多かった回答が「ラーメン」でした。

このような御意見も参考にしまして、ラーメン課プロジェクトの中で、第1回ラーメンカードラリーを平成30年末にスタートいたしました。

また、若い世代の市外転出者の声を広く聞く機会は、この新成人アンケートが初めての取組でございます。将来のまちづくりの主役である若い皆さんの声に耳を傾けることの重要性を改めて確認したところでございます。

現在、県外在住学生向け食の支援事業の申込者に対して実施しておりますアンケートにつきましても、新成人アンケートの結果を受けて実施したものでございます。

次に、その施策に対する評価についてでございますが、ラーメンカードラリーにつきましては、令和元年度に開催した第2回目で、初めて「ラーメン大好き小泉さん」という漫画とのコラボ企画が実現し、昨年12月から本年2月まで、2年ぶりとなる第3回目を開催いたしました。

今回、初めてラーメンマップで紹介している全店舗が参加し、地元などの複数の企業と赤湯温泉旅館の協力も初めていただくことができ、参加者の目安となりますWチャンス賞の応募件

数は、第2回目の382件から、今回は950件に大幅に増加したことは、ラーメンを主役にした地域活性化で、全国に南陽市をPRすることができたと考えております。

県外在住学生向け食の支援事業につきましても、支援品を受け取った学生より、「このようなプロジェクトによって、離れていても身近に感じることができる」、「地元に戻れず、ラーメンを食べたいと思っていたのでうれしい」などの声が寄せられました。

また、この事業には、市外5社の企業様から趣旨に御賛同いただき、企業版ふるさと納税による御支援をいただくなど、親元を離れて暮らす学生とふるさととの関係づくりや、官民連携による将来の地域人材育成に手応えを感じたところでございます。

次に、コロナ禍による東京からの地方への転出の動きについての御質問の1点目、首都圏からの移住実績についてでございますが、移住実績を把握した統計資料はございません。

山形県と県内市町村では、転入者数やその理由等を把握し、移住定住施策の推進につなげるため、令和2年度から、市町村転入窓口の転入届提出者を対象にした統一の転入者移動調査アンケートを実施しておりますが、これは任意のアンケートであるため、全ての方から御協力をいただくことが難しく、正確な人数の把握には至っていない状況でございます。

なお、本市に転入の届出をされて、このアンケートに御協力をいただきました回答を基にした首都圏からの転入割合につきましては、令和2年度は13.3%、令和3年度は2月末時点では14.1%が首都圏からの転入となっており、若干ではありますが、昨年の割合を上回る動きが見られております。

参考までに、山形県が、市町村からの毎月の報告に基づき作成しております県内県外転入数の集計によれば、令和2年度の本市の転入者数

675人中、県外転入者数は約33%の222人となっておりますので、仮に、先ほどの割合を基に推計いたしますと、令和2年度の1年間に、およそ90人程度の方の首都圏から本市への転入があったものと想定されるところでございます。

次に、今後の首都圏からの移住を呼び込むための施策についてでございますが、市といたしましては、引き続き県との協調による移住支援金や食の支援等の支援制度の活用、各種移住相談の充実を図るとともに、県外在住学生向けの事業や、ふるさとを離れる前の高校生へのアプローチを強化することで、U I Jターンと関係人口の増加につながる取組を進めてまいります。

次に、子どもの貧困と相対的貧困率についての御質問の1点目、市内の現状についてでございますが、平成30年度に山形県が、山形県子どもの生活実態調査を実施し、子育て世帯の貧困について調べております。

調査によりますと、本県の子どもの貧困率は16.0%と算定されておりますが、調査の手法が国の統計調査とは異なるため、国の数値との単純な比較ではできないものと考えております。

次に、3点目の状況把握と具体的な支援策についてでございますが、宿泊業では、多くの事業者が計画的に休業を行う際は、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金を活用し、休業手当を支払っており、雇用はおおむね維持されていると考えられます。

飲食業、特に夜間営業の飲食業においては、県内市町が、まん延防止等重点措置の適用を受けたことなどの影響により、客足が激減している状況であります。飲食業においては、雇用調整助成金等の活用は限定的で、休業手当の支払いに至らず、雇い止めや休業手当を伴わない休みの要請となっております。

なお、休業中に賃金や休業手当を受けることができなかつた方は、国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の申請が可能で

すが、この給付金を申請されている方は少数であると推測され、収入が減少している方は多くいらっしゃると思われられます。

現在、国では、住民税非課税世帯及び新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の事情がある家計急変世帯への支援として、住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金を実施しております。

家計急変世帯への支援については、本年2月16日から申請の受付を開始し、本年9月末までの申請期間となっておりますが、申請件数は、2月末現在で4件と見込みよりも少ない状況ですので、該当する世帯に広く行き渡るよう、今後も周知に努めてまいります。

また、国では、事業者支援として、幅広い業種を対象としている事業復活支援金を実施しているところではありますが、十分な支援には至っていないものと考えております。

このような状況の中、市では、売上げが減少している飲食業、宿泊業等及びそれらから影響を受け、売上げが減少した事業者を対象に、南陽市緊急経済対策事業第16弾「南陽市飲食業等緊急経営支援給付金」を実施しているところでございます。

今後につきましては、国、県の支援状況も踏まえ、タイムリーで適切な支援策を検討してまいります。そのためにも、経済対策の財源であります新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の追加配分について、国に強く要望してまいります。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 おはようございます。

3番山口裕昭議員の御質問、子どもの貧困と相対的貧困率についての2点目、経済的格差が教育の格差に陥らないようにするために講じている対策についてお答え申し上げます。

まず、学校教育法第19条の規定に基づいて、南陽市児童生徒等就学援助要綱を定め、経済的に困りの方に、学用品費、修学旅行費、学校給食費等や、医療費、新入学時学用品費等の就学に要する費用の援助を行っております。

また、学校集金につきましても、できる限り全ての保護者の方に御負担をおかけしないよう努めるよう、指導しております。

なお、学校教育においては、いかなる状況にあったとしても、全ての子供たちに学びは保障されるべきであると考えております。

その上で、これまで同様、教師一人一人が、多様な家庭環境の下で児童生徒が学んでいるという認識に立ち、より深い児童生徒理解に努め、配慮と心遣いのある支援、指導を行うよう、学校に指導してまいります。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 市長がマスクをしてということだったので、私もマスクをしてお聞きしたいと思います。

再質問のほうをさせていただきます。

まず最初に、人口減少の取組について。

いろいろな施策のほうを行っていただいているように思われるんですけれども、まず平成29年6月議会で、人口減少について一般質問を行ったとき、このときには、人口が、もう3万2,000人を割り込んだよと。3万2,000人を割り込んだので大変なことになりますよというような話をしたと思います。

今、5年後ですね。5年後の現在、人口が3万237人ということで、1,800人近い減少ということで、これ単純に言うと、市役所の目の前にある若狭郷屋地区の人口とほぼ同じくらい。だから、目の前の住宅地の人口が、丸っと消えちゃったぐらいのインパクトがあるわけです。

自然減の大きな原因として考えられるのが少

子化になるんですけれども、その原因となるのが、晩婚化と兄弟をもうけない、一人っ子を選ぶ世帯というのが多いと。

私のうちは3人子供がいますし、市長のところはもっと多いということで、人口増にはかなり貢献していると思うんですけれども、諸外国でも問題になっているんですけれども、経済的な理由で結婚をためらう。また、複数の子供をもうけられない方が非常に増えたということが、いろんな問題となっております。

これについてですけれども、先ほど市長のほうからも、縷々施策についてお話があったんですけれども、結婚をためらうようなカップルについて、背を押すような施策のほうは考えられないのかなと思います。

例えば、市内で新しく所帯を考えているカップルに対して応援するプランだとか、今までだと、市外からの転居者についてはいろいろと助成があったわけですね。市外から南陽市に新たに所帯を持つという世帯に対しては補助金があったりして、いろいろないいことがあったんですけれども、市内で、例えば赤湯の人と宮内の人が結婚して沖郷に家建てるというような場合の補助というのは、なかなかなかったかなと思うんです。

これについて、もうちょっと拡充していただくことというのは可能なのでしょうか、お願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、人口減少の大きな原因として、晩婚化でありますとか、経済的理由により結婚をためられるということも一因でございますが、一番の理由として皆さんと認識を共有しておきたいのは、自然減の原因が、亡くなる方の数と出生する方の数にギャップがあるということでご

ざいます。

1年間に400人から500人の方がお亡くなりになって、生まれる方が200人を今切っている状況でございます。コロナ禍によって、それぞれ結婚をためらう方の心理的な原因も大きいと思いますが、出生数の減少が、昨年、今年と、これは国全体で大きく落ち込んでおります。

その亡くなる方の数、そして、生まれる方の数の差が拡大していくことが、この自然減の大きな原因だというふうに私は思っております。

1年間にあと300人生まれないと、2.5倍にならなければいけない。それでないと、自然減のバランスというのは取れない、ずっと減少が続いていきます。

国では、できるだけ今1億2,000万の人口を8,000万人台に食いどめたいと、3分の2に食いどめたいという目標を立てております。

しかし、合計特殊出生率が2.07まで回復しなければ、永久に人口減少というのは続いていきます。2200年くらいには、4,000万人とか3,000万人とかそういう予測もございます。

地方においては、日本全体よりも厳しい状況にありますので、そういった流れの中にあるという認識を、まず共有させていただきたいというふうに思います。

その上で、合計特殊出生率を2.07まで上げるためには、様々な施策が必要だというふうに思っておりますが、規模が小さくなることは、これは避けられない。その中で、できるだけ有効な手を打っていかなければいけない。そのバランスの中で、今後の施策を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 何か答えていただいたような、いただいていないような微妙な感じなんですけれども、今、市長が言われたように自然減が問題だと。

生まれてくる子供が足りないよということだ

と思うんですけれども、そのことについて、一応私のほうからは、晩婚化と1人しか子供を産まない選択をしている家庭がいることが、問題じゃないのかなということをおっしゃっていただけたわけです。

まず、晩婚化が何で問題かと言うと、当然女性しか子供産めないわけですから、女性がどうしても遅く結婚すれば、子供をつくれる期間というのは短くなります、そういう問題があると。

それにもう一つ、経済的な理由で子供をつくりたくないよ、1人で十分よと、2人も3人も育てるの大変よという家が増えてくれば、なかなかそれは難しくなると。

実際、でも、私の周り、家の近くの方は、結構3人、4人という家は多いんですけれども、そうではなく、やはり、もともと結婚をためらうような場合において、どうしても一人っ子になってしまうとかいう部分があると思うんです。

あと、ほかにも経済的な理由だけでなく、身体的な理由とか、そういうなかなか2人目、3人目できなかったとか、そういう理由もあると思いますけれども、一つだけの原因ではないと思います、確かに。

ただ、その中に、大きなファクトとして経済的な理由があるんじゃないのかなと、私は思うわけです。

市のほうで、行政のほうでできることと考えたときに、経済的な支援は確かにできる部分もあります。ただ、当然市長もお考えのとおり、市にも予算があるわけで、無尽蔵に予算があるわけではありませんから、お金配ればいいというわけでもないですし、そういう問題ではない。

ただ、不安に思っている御家庭に対して、その不安を和らげるような施策ができないのかなというのが、私がちょっと聞きたいことなんです。

あと、例えば先ほどちらっと触れましたけれども、身体的、体の問題で、例えばどうしても

子供ができにくいとかそういうときに、子供ができにくくて、1人しか今子供いないけれども、2人目も3人目も欲しいのよと。なので、医療の補助のほうもしてほしいよという御家庭もあると思うんです。

そういう御家庭に対して、何らか温かい手を差し伸べるような施策というのは、何やかや考えられないのかなというのがちょっと聞きたかったことなんですけれども、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 すみません、言葉足らずになりました。

私も多分、今議員がおっしゃっていることと同様の質問を、24年の議会だったと思いますけれども、議員として、晩婚化、少子化対策、お話ししたというふうに思います。

そうした思いがあって、3人っ子政策というものを実施して、経済的な支援を行わせていただきました。そして、令和4年度からは、医療費の無償化について、何とかこのタイミングでやりくりしまして、高校生まで拡充を図ろうというふうに思って今回提案させていただいております。

その時々で、どういったものが効果的でというのは、議員からもぜひ御提言をいただきながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ぜひいろんな施策あると思いますけれども、その辺少しずつ考えていただければなと思います。

経済的な問題について言えば、市内の企業の動向について調査されていると思うんですけれども、南陽市の場合ですと、市内に就職される方のほかにも、近郊に通勤されている方って結構多いと思うんです。

私、産業建設常任委員会にいますので、企業動向調査等の資料はよく見せていただくんです。

ただ、市内の企業動向であって、市外までは見ていないという形だとは思いますが、ただ、実際のところでは、市内にいる、働いている方の半数以上、多分、半数か半数以上は、市外に出ている方のほうが多いと思うんです。

それについての動向について、そう考えると、市外の企業動向というのも非常に大事じゃないのかなと思うんですけれども、その辺についてはどのように把握をされているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

長沢商工観光課長。

○商工観光課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、南陽市のほうでは、市内の企業動向調査、さらに労働雇用実態調査などをしてございます。

なので、南陽市以外の企業の動向というのは、報道で知るぐらいしかないんですけれども、一般に言われていることは、令和2年5月くらいが景気の底と言われてございます。南陽市の調査でも、令和2年7月の企業動向調査が一番悪い結果でございました。

そこからだんだんとよくなってまいりまして、昨年の10月の調査あたりまでは右肩上がりであったんですけれども、今回の1月の調査で、また下がってしまったんです。

やはり市外の企業についても、今いろんな物価がかなり上昇してございます。燃料も含め、また食料なんかも含めて。あとは製造業であれば、なかなか部材を調達できない、または原材料の高騰などもあるというふうな部分で、売上げのほうについても減少しておりますけれども、収益についてはさらに悪い状況が続いているのかな。一部の企業については、あまり影響を受けていないところがございますけれども、やはりコロナの影響で、収益については特に影響を受けている企業が多くあるのかなというふうな認識をしております。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 ちょっと2番目の貧困のほうの話にも関わってくるので、ちょっと交ざってしまいますけれども、いいですか、話がちょっと。

その部分が、企業のほうの景気の部分と貧困の問題というのが、結構リンクしている部分があるのでごっちゃになってしまいますけれども、先日、ネットニュースで、日本人の半数が年収300万円以下だと。預金に回せる資金もないというような報道があったんです。

2月27日の山新の報道で、記事に、「子供の貧困という言葉は根本的に間違いで、主に20代から50代の子育て世代の労働者が、普通に働いても給料を得にくく、子供を育てにくいことから、大人の貧困が正しい表現だと。これは、現在の労働者の4割が非正規雇用のため、賞与や福利厚生がない労働者も多く存在することが原因で、子育て世代の大人たちは就職氷河期世代であるため収入が不安定な労働者が多く、それが子供の貧困が改善しない理由の一端だ」と言われています。

また、「特にひとり親世帯の貧困は深刻で、日本のひとり親世帯の相対的貧困率は先進国で最悪と言われ、半数に迫る48.1%という異常な数値。ひとり親を形成する割合は女性が多いが、これは非正規雇用の割合が多いことも原因」というような記事がありました。

何が言いたいかといいますと、企業の業績が悪くなると、一番最初に調整弁になるのは非正規の方々なんです。

今、4割以上の方々が非正規雇用という状況で、市の、市内の企業の状態がどういう状況だか分からないですけれども、国がそういう状況であれば、市内の状況も似たような状況じゃないのかなと思われま。そういう状況の中で、非常に苦しい世帯が多くなっているというのが一つだと思うんです。

それが原因でと言うとちょっと言いすぎかもしれないんですけども、それも一つの原因として、子供がなかなかできないんじゃないのかなと、自然増がなかなか起きないんじゃないのかなというふうに思われる部分があるんです。

さっき、人口問題のところで最初に言ったんですけども、結婚適齢期の人が結婚をためらうと、どうしてもその後、ずっと晩婚化、子供をつくるのにお金がないからつくらないと、どんどん悪い方向に向かってしまう。

最初に何とかしないとどうしようもない。特に女性の方、先ほどというか最初に言った観光業、宿泊業、あの辺はどうしても女性が多いと。女性が多い宿泊業、観光業では、さっき市長が言われたように、雇用調整助成金とかで保障もされていないという状況があるわけです。

その辺を改善しないと、当然人口の増加とかいう部分も難しいのかなと思うんですけども、それについて何か踏み込んだ支援策というのは何かないんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 非正規雇用で働いておられる方々が、特に2000年代以降多くなってきているというのは、様々な制度と、それから社会の考え方もあろうかというふうに思いますが、いずれにしても、収入が少ない世帯が増えているというのは、社会全体にとって問題かというふうに思います。

特に、議員がおっしゃるように、女性の、例えばひとり親の御家庭などで大変経済的に御苦労されている方も、このコロナでは非常に影響を受けておられるというふうに思います。

そうした意味でも、根本的には、男性と女性の働き方の考え方があろうかというふうに思います。

本市におきましては、特にこれまでの、これまで男性が就くのが当たり前だよねみたいな固定概念を一旦リセットして、性別によらずに能

力で評価して、適切な場所で、男性、女性問わず活躍できるようにしようというふうに、徐々にはありますが進めております。

そうした活躍の場を広げることが根本的な解決の方向に向かう、即効性のあるものではありませんが、方策かなというふうに思っております。

そして、それには中期、長期的な時間がかかってまいりますから、それまでに必要な支援というのは、本市もそうではありますが、国全体において考えていかなければならないというふうに思っております。

本市で主に行っているものとしては、医療費の無償化でありますとか給食費の無償化、そして、働く方が働きやすいような環境をつくるためにずっとやってきたのは、子育て環境の整備、保育施設の拡充ということでございました。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 今朝の山新でも、明日は女性デーということでありました。

非正規雇用の方の一番多いのが女性の方なんです。当然先ほども言いましたけれども、観光業、宿泊業、飲食業で働く方というのは非正規の方が多くて、大変御苦労されている方が多いということがあります。

今、市長のほうからもいろいろ説明もありましたし、施策のほうも教えていただきましたけれども、ぜひその辺拡充していただいて、できるだけ男女のひとり親世帯、特に女性のひとり親世帯が子供を育てるときに、大変にならないような応援をしていただきたいなと思います。

ちょっと時間がなくなってきましたんですけども、一つだけ教育について聞きたいなと思います。

経済格差が教育格差につながるという部分については、よくあるのが塾です。塾に通うお金がなくて、なかなか学力が上がらないという問題があります。

南陽市の場合はそんなに塾も多くないですし、塾に通っているお子さんも少ないので、そうではないと思うんですけども、それともう一点、奨学金の問題があります。

もうちょっと給付型の奨学金が増えないのかなというのがまず一点と、あとは奨学金って、例えば理数系、医療系の大学に奨学金を活用して進学した場合というのは、長い場合ですと40歳近くまで償還があります。

それがあると、例えば給料をちょっと余計にもらっても、そこに償還するお金がすごく多くて、税金はその分取られるわけです。入ってくるお金が多いので、支払いの部分というのはあまり見られないので、どうしても奨学金のほうを返すのができなくて、困窮されているという方がいらっしゃいます。

何らかの形で助成できないのかなと。例えば利子補填ですとか、そういうこと難しいのかなと考えています。

まず1点、その給付型奨学金の拡充はできないのかという部分と、奨学金のほう、長い間返して大変な方について、何かの補助がないのかなという部分について教えていただきたいなと思います。

○議長 答弁を求めます。

穀野敏彦管理課長。

○管理課長 では、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

給付型の育英、いわゆる奨学金の制度についての御質問でございますけれども、現在、市のほうでやっている育英事業につきましては、なかなか給付型の制度がちょっと取り入れにくいものですから、給付の支援ということで、いわゆる返還を免除、支援する制度を新たに設けた形で対応したらどうかということを検討しております。

今現在、山形県のほうで、若者定着促進に向けた奨学金返還支援制度もございますので、ま

ず、その辺のスキームを参考にしながら、今、県のほうでやっているこの制度が、今のところ令和5年度までの事業として予算化になっているようですので、その時点で改めて検討していきたいなというふうに考えております。

それからあと、奨学金の返還期間でございますけれども、本市の育英につきましては、就職されてから7年間の間に返済ということになっております。

特別これに対する支援はないんですけれども、何らかの事情によって返還が滞った場合につきましては、諸条件を考慮しながら免除というような形、もしくは返還の期間の延期という形で対応しております。現在、そのような対応しております。

以上です。

○議長 3番山口裕昭議員。

○山口裕昭議員 できれば、給付型のほうをもうちょっと拡充いただければ、すごくありがたいのかなと思いますし、あとは、先ほどから言っている人口減少の問題についても、自然減のほかに社会減というものもあるわけです。

その中で、例えば南陽市に住んでいれば、奨学金の支払のときに利子の幾らかでも助成していただけたらとか、そういうことがあれば、市内に残る方も増える可能性もあるわけです。その辺も総合的に考えていただいて、施策のほうを展開していただきたいなと思います。

当然、予算があることですし、限りのある予算の中で回すわけですから、何もかにもできるわけではないとは思いますが、ぜひその辺御検討いただければなと思います。要望です。

以上です。

○議長 以上で3番山口裕昭議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時49分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

島 津 善 衛 門 議 員 質 問

○議長 次に、4番島津善衛門議員。

〔4番 島津善衛門議員 登壇〕

○島津善衛門議員 おはようございます。

4番、保友クラブ、島津善衛門です。

きのうは冬型の気圧配置となり、寒気が流れ込み、雪、風の強い1日となりました。それでも弥生三月、二十四節気の啓蟄となり、気温も上がり、日差しも徐々に強くなり、春の訪れを感じます。

しかし、ウクライナの春は遠く、爆風が吹き荒れています。国連の発表では、ウクライナ各地で砲撃を受け、医療施設、学校、幼稚園、孤児院にミサイルが着弾し、医療従事者や教師、子供たちが死亡しています。

学校や病院に対する攻撃は、国連によって重大な人権侵害のうちの一つと定められています。歴史を振り返れば、いつの時代にも戦争は罪のない人々、中でも子供たちを危険にさらしてきました。国の指導者の恣意的な行動によって、最初に傷つき、長きにわたり影響を受けるのは全く無関係の子供です。

戦時下に身体的な傷は免れても、安全や平和というものを突然失った子供には、いつまでもトラウマが残ります。

私は、断固としてこの軍事侵攻を非難し、ウクライナの人々のために、一日でも早い収束を願います。

そして、今、私たち一人一人が個人的にできることとして人道的支援があります。既に約6万人の日本人からウクライナ大使館宛に20億円近くの寄附があったというニュースが流れてい

ます。困ったときはお互いさまであるので、そういった支援をしなければと思います。

様々な支援団体や方法があるようです。どのような支援がよいのか、市民がばらばらな支援とならないよう、市が窓口となり、適切な支援方法の調整を願いたいと思います。

それでは、先に通告してあります各項目について質問いたします。

初めに、市民要望が高い屋内遊戯場・屋内多目的運動場・公認陸上競技場の施設整備の考え方についてお尋ねします。

市議会議員となり6年が経過しようとしています。応援していただいている市民の方々、議員各位、白岩市長はじめ当局職員の方々には、常日頃より数多くの御教授を賜り、厚く感謝申し上げます。

議員活動6年の中で、現在まで、市民の方々より様々な御意見や御要望をちょうだいしておりますが、特に要望が多い次の3施設の整備に関して、市長の考えをお尋ねします。

(1) 子育て世代に大人気の屋内遊戯場。

天候に左右されず、子供たちが伸び伸びと体をいっぱい動かして遊べ、感性や創造性を育むことができ、また同時に、保護者同士の交流の場として、子育てについての相談や情報交換もできる子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなどを併設した屋内遊戯場が各市町村で整備され、好評を得ております。

本市の今後の対応を伺います。

(2) SDGs「すべての人に健康と福祉を」としての屋内多目的運動場。

日本で唯一のスポーツに関する法律であるスポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされています。

さらに「スポーツを通じて幸福で豊かな生活

を営むことは、全ての人々の権利」との記載もあり、スポーツ権が明示されました。

楽しく、適切にスポーツを習慣、継続することは、我々の健康寿命を伸ばすことにつながります。加えて、ストレス解消や生活の充実度向上にもスポーツは貢献しています。

要望されておられる市民のイメージとしては、庄内町の生涯スポーツの拠点となっている八幡スポーツ公園にある庄内町第二屋内多目的運動場、通称ほたるドームが挙げられております。

運動したくとも場所がないという町民の要望を受け建設されたもので、総面積3,570平米の施設で、1階は人工芝となっており、テニスコートで3面、フットサルで2面、ゲートボールで4面が可能な広さで、多目的なスポーツに利用されているようです。また、2階には、1周約180メートルのウォーキング、ランニングコースが設けられています。

このような施設整備の本市の今後の考え方を伺います。

(3) 公認陸上競技場。

「井の中の蛙大海を知らず」ということわざがあります。自分の狭い知識にとらわれてしまい、物事の大局的な判断ができないことと解釈されております。

本市の子供たちが常日頃より利用しているグラウンドでは、400メートルトラックが体感できません。テレビなどで陸上競技を見ても広さを実感できないことは、残念、かわいそうという言葉しか思い浮かびません。

近隣市町村に整備されておりますが、経験できるのは陸上選手など一部の生徒でしょう。本市の子供たちが各種記録会などで400メートルトラックを利用することで、自分の未来を創造する場所の整備が要望されています。

本市の今後の考えを伺います。

2点目、行政の働き方改革とIT化についてお尋ねします。

(1) 庁内のテレワーク、在宅ワーク、フレックスタイム制の活用促進の取組をお尋ねします。

2019年4月1日より、働き方改革関連法が施行されました。

民間では、働き方改革が推進される中、流行した新型コロナウイルスの影響で、ITを活用した、場所、時間にとらわれないテレワークや、労働基準法でいうところのフレックスタイム制である時差出勤の実施が急増しました。

地方公務員は、災害時やこのたびのコロナ感染症対策など、災害、その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務が発生します。2011年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの公務員が公務中に犠牲となりました。

市民に奉仕するためという思いで、自己犠牲を払って働いており、雇用が安定している反面、どうしても働き方においてブラックな面があると言えます。

感染対策をきっかけに加速した在宅ワークの取組ですが、今後もこの流れを続けるべきと考え、何点かお尋ねします。

①本市においても在宅ワークなどの試験的な取組がなされたと認識しておりますが、これまでの取組内容について伺います。

②取組を通じて得られた課題にはどのようなことがあるのかお尋ねします。

③今後もこの流れを続けるか、一過性と捉えるか、市長の考えを伺います。

(2) 庁内のIT促進についてお尋ねします。

公文書管理法が施行されて10年、情報公開法が施行されて20年が経過しました。

国では、文書管理の電子化を進めることで情報公開への適正対応確保、IT化、業務改革、働き方改革に寄与するとして、2019年3月、行政文書の電子的管理についての基本的な方針を示しています。

今後作成する行政文書は、電子的に管理する

ことを基本とし、新国立公文書館が開館予定の2026年度をめどに、電子管理のシステムを本格的に導入する方針が示されました。

当市においても、文書資料の機密確保、改ざん防止、また体系的、効率的な管理運営を行うため、南陽市文書管理規程を見直しながら、庁内のIT促進を図るべきと考えますので、何点かお尋ねします。

①現在作成している文書は紙ベースで運用されており、印刷代、紙代、また資料の運搬、保管、廃棄に、それぞれ費用がかかります。

また、それらの作業に関わる人件費も加えて必要となります。電子化により、これらのコストカットに貢献することになりますが、試算はされているのか伺います。

②デジタル情報推進のハード、ソフトの現状ですが、2月11日の山新に、「「書かない窓口」導入の自治体増、素早く申請書作成、住民負担の軽減」という記事がありました。

IT化を進める上で、市民に向けた取組と庁内における取組がありますが、本市の現在の取組状況を伺います。

③IT化を進める上では、当然ながら議会も関係してきます。議会のIT化は、より効率的で効果的な議会運営を進めることや、リアルタイムでの情報公開、政務活動の情報発信などを行うことが可能となります。

議会は何をしているか分からないという市民の声や、議員の成り手不足解消策など、社会的な要請への対応としても強く求められています。

寒河江市は、5年前の2017年5月に、山形県で最初のタブレット導入に取り組み、議会のペーパーレス化を実現しております。

その後の他市町村の動向について把握されているか伺います。

④、最後に、私たち市民が一番に心配するのは、改ざんや情報漏えい問題です。安易なデータ改ざんや削除を防ぎ、閲覧、修正などの更新

状況を追跡できるような履歴を残すなど、高度なセキュリティシステムが必要となりますが、どのような対策をお考えか伺います。

以上の御答弁をお願いし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 4番島津善衛門議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、屋内遊戯場・屋内多目的運動場・公認陸上競技場の施設整備の考え方についてでございますが、これまでの議会や関連団体との意見交換を通じ、施設整備の御要望があることは認識しております。

また、答弁に先立ち、総じてではございますが、私の市政運営の柱は、持続可能で安定的な財政基盤が必要であること、近隣市町において同類の施設整備がなされている場合には、広域利用をお願いしていることを踏まえて答弁いたします。

御質問の1点目、屋内遊戯場についてでございますが、現在、本市で設置している施設は、シェルターなんようホールの木育ひろば、南陽市民体育館2階の子育て支援ルームの2か所に加え、屋外施設として周辺にはない大規模施設である中央花公園ドリームランドがあり、市内外の子育て世代に大人気の場所となっております。

また、近隣の自治体には、高畠町と米沢市、上山市、山形市北部に、それぞれ大型の施設が整備されており、さらに、長井市及び山形市南部に、今後新設されると伺っております。

平成30年6月定例会でも御答弁申し上げましたとおり、広域的に相互利用をお願いしたいと考えております。

次に、2点目の屋内多目的運動場についてでございますが、御質問の中にあります庄内町の

ほたるドームにつきましては、施設の内容を確認させていただきました。

なお、本市においては、近隣にない広さと設備を備えた市民体育館があり、大変好評を得ていることから、維持管理にも相当の予算を毎年投じていることから、御提案の施設を含め、総体的な運動施設の在り方について、今後研究させていただきますたく存じます。

次に、3点目の公認陸上競技場、400メートルトラックについてでございますが、置賜地域の状況として、規格の違いはあるものの、米沢市の競技場をはじめ、平成27年度に長井市で陸上競技場が整備され、平成28年度には、学校施設として高畠町に設置されていると承知しております。

一方、建設に際しては、敷地面積が単体でも1.5から2ヘクタールの敷地が求められ、さらに、公認グレードや駐車場の確保によっては、上積みが必要との専門家見解が出されております。

このような状況から、本市単独による建設は相当な財政負担はもとより、少子化に伴っての施設の有効利用も今後の大きな課題であり、今のところは、広域的な施設利用を第一の選択肢として考えているところでございます。

次に、行政の働き方改革とIT化の御質問の1点目、在宅ワークの取組内容についてでございますが、令和3年2月5日から同年3月11日にかけて、テレワークの試行を実施いたしました。対象は、市庁舎及び水道庁舎に勤務する常勤の一般職員で、自宅での業務を実施しております。

パソコンの貸出しから返却までの行程や、パソコンだけで業務の何ができ、何ができないかを把握し、課題の整理を行ったところでございます。

次に、2点目の取組を通じて得られた課題についてでございますが、現行の制度では自宅で

の業務は制限が多く、文書管理規程の改正や電子決裁の導入などが必要であると考えており、上司や同僚をはじめ、外部とのコミュニケーションをどう円滑に行うかも課題でございます。

また、情報漏えいなど、自宅での業務遂行のセキュリティ対策も課題と考えております。

次に、3点目の今後もこの流れを続けるか、一過性と捉えるかについてでございますが、パンデミックや災害において、テレワークが必要になる状況はまた必ず起こるものと認識し、そのときに備えたテレワークは推進していくべきものと考えております。

次に、庁内のIT推進についての御質問の1点目、文書の電子化により削減できるコストの試算でございますが、具体的に幾ら削減できるという試算は行っておりませんが、電子化に当たって、国で想定しているような電子管理のシステムを導入する場合は、数千万円の導入費用と運用経費が見込まれます。

文書の電子管理には、印刷に係る経費の削減のほかにも、保管場所の削減や業務の効率化などメリットも多いことから、文書管理規程の見直しや管理システムの導入についても検討していきたいと考えております。

次に、2点目の本市のIT化の取組でございますが、施政方針にお示ししましたとおり、デジタル技術を使って、「行かなくても済む市役所」の実現を目指し、取組を進めております。

市民に向けた取組といたしましては、市民の皆さんが、行政手続を行うために、わざわざ市役所に足を運ばなくてもできるように、住民票と印鑑証明書のオンラインでの取得や24時間簡易な質問に答えるチャットボットの導入、3月1日からは、オンライン上での窓口相談を開始したところでございます。

庁内における取組につきましては、市民の利便性向上を第一に考え、AIやRPAなどのIT技術の活用を中心に取組を進めております。

具体的には、非課税世帯への10万円の特別給付において、県内13市では最も早い2月1日に給付を開始するなど、業務改革やデジタル・トランスフォーメーションの取組を進めております。

しかしながら、行政の内部事務の面では、議員御指摘の電子的な公文書管理に向けた取組など、あまり進んでいないものもございます。

次に、3点目の県内議会のペーパーレス化の状況についてでございますが、県内13市で見えますと、議案書のペーパーレス化については7市が実施しております。

また、タブレットの導入状況につきましても、令和4年度までに導入する市は11の市になります。そのうち6市が、今年度、令和3年以降の導入となっており、議会でのタブレット活用が進んでいるようでございます。

次に、4点目のデータの改ざんや情報漏えいに対する対策についてでございますが、市では、個人情報を含め、様々な情報を保管しております。これらの情報は、一元的な管理ではなく、それぞれの守られるべき情報の機密性ごとに分けて管理を行っております。

具体的には、市民の個人情報に関しては、たとえ市の職員であっても、個人の機密情報を知ることにはできません。情報を扱うことが許可された職員だけが、閲覧や情報の更新を行うことができます。また、その職員が行った行為についても履歴の管理を行っております。

また、機密情報を含まない、いわゆる行政の内部文書については、課内または庁内において情報共有が図られるような管理を行っておりますが、インターネットとは切り離しておりますので、外部への漏えい及び外部からの改ざんのリスクは低いものと認識しております。

最後に、電子メールなど、インターネットを通じた外部との情報のやり取りでございますが、これらの情報は、情報漏えいや改ざんのリスク

が高いものでございます。

市の情報セキュリティポリシーにおいては、インターネットでの機密情報の取扱いを原則禁止しておりますが、ワクチン接種業務など、インターネットを利用することで個人の利便性が図られる業務につきましては、セキュリティリスクに十分配慮しながら業務を行っております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

4 番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 詳細にわたる説明ありがとうございました。

まず最初に、屋内遊戯場の件なのですが、市長の答弁の中にも、近隣市町村の施設を有効活用させたいと、そういうふうにしたというふうな意向がありました。私もそれには理解しております。

この3施設全体に言えることですが、財政規模が大きくなる。それに対してどうやっていくんだというふうなことだったと思います。

過去において、ハイジアなり、市民会館なり、結構大型投資をしてきた。本当にそれが市民の、3万人の人口の行政として正しかったのかどうか。それは今後、何十年も先に、きちっとした結果が出るんだろうとは思いますが。

ただ、そういうふうなことの中で、これからこういう必要な施設ができないということでも困る。そのような考え方で質問させていただいております。

まず、この遊戯場ですが、先ほど答弁にありましたように山形市北部にありますけれども、べにっこひろば、非常に盛況で不足しているというふうな状況から、新たに、より広い年齢層を想定した、障害の有無などにかかわらず楽しめ、多様性を発信する拠点として、今年の4月に、南部児童遊戯施設、「シェルターインクルーシブプレイス コパル」がオープンするというふうなことになっております。

ただ、本市としては、そういうのが非常に難しいというふうな状況も理解できます。

ただ、本市は、平成31年3月に、置賜3市5町による置賜定住自立圏を立ち上げております。都市圏への人口流出を防ぐとともに定住を進めるために、圏域内の各市町村は、独自性を互いに尊重しながら、連携、役割分担して、地域の活性化に向けた取組を推進すること。そのようなことで、定住に向けた機能の充実や地域の魅力向上を目指すというふうにしております。

私は、置賜定住自立圏ができたことによるこの制度をしっかりと活用して、市民の方々へのもっと理解と協力、これを得る努力が必要なのではないか。ほかの市町村を利用してくださいと言っているだけでは、やはり市民の不満解消にはならないと思うのです。

このようなことなので、こういう施設を積極的に利用してほしい、そういうふうな市民の方々に周知していただく努力が必要なのではないかと思うのですが、その辺の置賜定住自立圏構想の中での、そういうふうな市民への周知というふうなことはどのように考えられますか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 置賜広域行政事務組合の構成団体3市5町による定住自立圏については、お互いに、なかなか単独市町村でできないことを協力してやっていこうという考えの下で取組が進められておりまして、DMOであったり様々な面で、今、具体的な事業が行われております。

置賜広域行政事務組合として行っているものとしては、広域交流拠点施設湯るつなどは、単独で屋内の温水プールを持つことはできないということと、焼却施設の有効利用ということもあって、あの施設は非常に好評であるというふうに認識しております。

市民の皆さんへの周知につきましては、そういったことで、一市町が全ての施設をフルセッ

トで持つというのは今後難しいということと、近隣市町と協力して行う行政サービスの拡充については、南陽市としてもできる限り考えていくというようなこととお話ししてまいりたいというふうに思っております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 ぜひ市民の方々への丁寧な説明をお願いしたいと思います。

それから、次に、屋内施設の件なんですけど、南陽市には体育館があるというようなことは、私も市民ですから承知しておりますが、体育館の利用の種類と、今回、庄内町で造られている施設ではちょっと趣旨が違うなど。やっぱりスポーツって、非常に範囲が広いというふうなことだと思うんです。

それで、まず最初にお尋ねしたいのは、厚生労働省から健康寿命ランキングが発表されております。2010年から3年ごとに算出されておりますが、今年2019年の統計が発表になりました。全国平均は、男性72.68歳、女性75.38歳。

健康寿命というのは、健康上の問題がなく、日常生活を支障なく送れる期間。もう一つ、平均寿命というものもあります。平均寿命は、文字どおり亡くなる方の平均年齢です。

同じ厚生労働省で、健康寿命と平均寿命の推移というふうな違いが図表で出されておりました。医療の発達とともに、非健康の期間が平均して10年くらいあるようです。これは、統計を始めた2001年からずっと同じような状況だというふうなことです。

まず最初に、本市の健康寿命と平均寿命の状況はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、本市の平均寿命のほうについてお答え

いたします。

平均寿命につきましては、市町村ごとの統計値というものが、国の国勢調査に基づきまして、生命表というものをつくって算出しております。

これが、まだ令和2年度のものが公表されていないということで、今現在、最新のものが平成27年のものになりますが、こちらのほうが、この部分のところと、あと最新の健康寿命のほうです。

こちらが2019年ということですが、こちらのほうを比較しますと、こちらのほうは、健康寿命につきましては、逆に今度、都道府県単位のものしかないということで、こちらを市のほうの数値としてみなして、それで比較させていただきますと、男性のほうで平均寿命と健康寿命の差が7歳、あと女性のほうで11.1歳というふうになっております。

こちらのほうの推移ということで、過去10年くらいを見てみますと、男性のほうですと2.4歳ほど、あと女性のほうで1.3歳ほど縮んできては、よくなってきてはいるという状況ではございますが、ただ、男性のほうで平均寿命自体が下がってきているということもございまして、この分を差し引きますと、およそ国と同じような傾向にあるというふうな状況でございます。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 全国平均よりその差が少ないということは、すこやか子育て課が、一生懸命頑張ってくださいとおかげだと思います。それは、大変ありがとうございます。

昔は、子供が世話をしてくれる、もしくは孫が世話をしてくれる、近所の人が、兄弟が世話をしてくれる、それが当たり前でした。でも、現在は変わってきています。子供にしても、子供自身の人生がある。

日常生活を制限されることなく健康的に生活できる健康寿命を伸ばし、平均寿命との差を縮

めることが、当市にとっても非常に大事なことだと思います。少子高齢化が進む日本で、元気に長生きできる社会の仕組みや制度がますます必要になってくる。

私は以前、文教厚生常任委員会に所属させていただいており、各地の健康寿命延伸の取組がなされている状況を視察しました。

このような施設を拠点とした取組も多数なされているようです。室内運動拠点の体育館各種事業と連携すれば、本市のさらなる健康寿命延伸が図られるものと考えます。

こういうふうな健康寿命延伸を図るための屋内施設としてのすこやか子育て課としての取組も必要なのではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長 答弁を求めます。

大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

議員から御指摘ありましたとおり、健康寿命を伸ばし、それで、できる限り平均寿命との差を縮めていくということは非常に大切なことで、やはり医療費の削減ということも関わってくるので、非常に大切なことかと考えております。

確かに、屋内施設を利用してのスポーツといえますか、運動ということも必要とは考えておりますが、今ちょっと問題と考えているところが、やはり運動をしようとする方は、結構そういう機会を捉えてされるのですが、なかなかそういうところに参加しない方が大勢いらっしゃるということで、そういう方々が、日常的に気軽に取り組むことのできるような事業も必要かと考えているところでございまして、体育館を使うような事業に加えまして、例えば歩くですとか、本当に単純なところですけども、そういうところで日常的に取り組めるところを視野に入れながら、事業等の展開を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 この質問をするに当たって、スポーツって何だろうというふうなことで、自分なりに勉強させていただきました。

スポーツの語源というのは、「あるところから別の場所に運ぶ、移す、転換する、追放する」の意味を持つラテン語、デポルターレとされているようであります。ラテン語本来の意味から、「気分を転じさせる、気を晴らす」といった精神的な移動や転換に変化し、その後、「義務からの気分転換、元気の回復」が一義的な意味になったというふうな説が有力のようです。

つまり、これがスポーツの本質であり、人生を楽しく、健康的で生き生きとしたものにするために、勝利を追求するもよし、自分ペースで楽しむもよし、誰もが自由に体を動かし、自由に観戦し、楽しめるものであるべきだと思います。

サッカー先進国のドイツでは、10歳のサッカー人口と40歳のサッカー人口が、ほぼ同じだそうです。子供の頃に出会ったスポーツを、そのまま生涯にわたって楽しめている。楽しむことを大事に、優先する海外のほうが、必然的に生涯スポーツに出会う可能性が高いというふうなことだそうです。

いかに健康寿命を伸ばすか、そこに運動は欠かせないと思います。今、課長がおっしゃったとおりだと思います。

スポーツ基本法でのスポーツの定義ですが、「運動競技、その他の身体活動」というふうになっています。身体活動というのは、運動プラス生活活動というふうなことだそうです。そして、生活活動って何だというと、私たちの日常生活における労働、家事、通勤、通学などを指します。

私たちの雪国は、除雪という生活活動で、身体活動を行っているというふうなことになって

います。それが、雪国に暮らす私たちにとって、スポーツの語源である気分を転じさせる、気を晴らすにつなげなさいというのでは、あまりにもちょっと情けないかなというふうに私は考えます。

やはり、どうしても体育館というふうな一つの競技をする場所のほかに、このような屋内運動場で、先ほど壇上でも申し上げましたように、歩く、軽く走る、それから、みんなとわいわいとゲートボールやそういうものを楽しむ。そういう施設が私はどうしても必要なんだろうなと。

これは、先ほど市長がおっしゃったような広域連携の中では、距離の問題、年齢的な問題の中で非常に難しいんだろう。どうしても手前の施設が必要なんだろうなというふうに私は考えております。

そのようなことで、ぜひ屋内運動場、検討していただきたいなと。これから長期のビジョンの中に、南陽市のビジョンの中にぜひ入れていただきたいというふうなことを、強く要望させていただきたいと思います。

それから、400メートルの全天候のトラックというものを、私は要望を受けております。例えばこの議場にいらっしゃる中で、全天候型の400メートルトラックで走ったことある人はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。本当にごく少数なんでないかなというふうに私は思います。

小中学校で行われるタイムトライアルでは、土のグラウンドとでは大きな差が生じ、他市町との合同競技会で、本市の生徒が不利な状況もあるという話をOBの教師の方からお聞きしております。ほかにも様々な意見があり、きちっと記録の取れる陸上競技場を整備してほしい、陸上関係者や教師OBサイドからの要望もございます。

本市内には、当局職員や市内企業に陸上競技に精通した方々が多くいらっしゃいます。これ

らの方々の尽力もあり、南陽東置賜陸協は、男女ともにすばらしい躍進を遂げており、次世代を担う子どもたちに夢と希望を与えてくれています。この方々の努力をしっかり継承し、子供たちの夢と希望を育てていくことも本市のビジョンとなるべきだと私は考えております。

これまでどのような要望がなされているか、なぜ、この施設を整備してほしいというふうな理由、そのような要望がなされているか。それから今申し上げた、ぜひ市のビジョンの中にこれも入れていただきたいと思うのですが、その2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 私から前段の部分はお答えしたいと思います。

今、議員お話いただきましたグランドデザイン等につきましては、令和2年度に体育協会より御提案をいただいたというところがございます。

中には、陸上競技場であり、そういった多目的屋内施設、またテニスコート、こういったものについて、意義を見出して御要望いただいたものというように承知をさせていただきます。

私からは以上です。

○議長 市長。

○市長 今、社会教育課長から答弁申し上げましたとおり、体育協会さんから御提言をいただきました。

それについては、ビジョンにするかどうかということについては、この場でどういうふうにするということは申し上げられませんが、貴重な御提言として参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 この400メートルトラックに関しては、他市町村の施設を借りるというふうなことが非常に私は難しいのかなと。

やっぱり、一つは移動です。交通弱者、子供やお年寄りが移動するのに、一つは問題がある。それから、各市町村で開催時期がダブるといふような問題があります。

だから、先ほどの屋内遊戯施設と違ってこのような施設というものは、使用時期が皆重なるということ。それから、その場所に行くまでの交通が難しいといふようなことで、やはり南陽市にも必要なだろうなといふふうには私は思います。

そして、なおかつ、子供たちが機会均等の場を与えられるべきだと。本来ならば市町村で整備するものじゃなくて、国県がしっかり対応すべきものなのでないのかなといふふうにも考えたりもしております。

そのようなところで、ぜひ子供たちが全天候型の400メートル陸上競技場で、自分の持っている能力をフルに発揮できる、そのような南陽市の競技場を造っていただきたいと思っておりますので、市長のほうに要望させていただきたいと思っております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

それから、次の2番目の質問ですが、行政の働き方改革ですが、IT化、テレワークの件。まず最初にちょっとお尋ねしたいのですが、総務省で平成20年に、地方公共団体におけるITC部門の業務継続計画策定に関するガイドラインというものが出されております。

今回のコロナ禍において、その対象も計画へ入れなさいよといふような形になっているようですが、現在の当市の状況について教えていただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

佐野 毅情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 それでは、お答え申し上げます。

総務省で、平成20年度に公表しましたICT部門におけるガイドラインに基づく業務継続計画でございますが、こちらについては、今のと

ころ作成してはおりませんが、庁内全体で定めている南陽市の業務継続計画の中で、ICT部門の取扱いについて策定しております。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 まだ作成していないということですが、私も、なぜそこまで時間を費やして策定する必要があるんだろうと。

その当局、当局で、きちっとした判断ができるようなシステムになっていけば、問題ないのではないかといふふうに思うのですが、そこら辺は、コロナ禍においてもしっかり行政組織が稼働するような、機能するような体制だけしっかり取っていただきたいと思っております。

それから、IT化の中で1つお聞きしたいのは、南陽市で、自治体クラウドというものが導入されていると思っております。

これはどのようなものか、年間の予算はどのくらいなのかということについてお尋ねしたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

佐野 毅情報デジタル推進主幹。

○情報デジタル推進主幹 ただいまの御質問の自治体クラウドについてでございますが、自治体クラウドにつきましては、南陽市には2つございます。

置賜広域行政事務組合でやっている置広クラウドと、あとは山形県でやっている山形県自治体セキュリティクラウドの二つがございます。

その中で費用でございますが、置広クラウドにつきましては、約7,000万円といふふうに思っております。また、県の自治体セキュリティクラウドについては、年間でございますが240万円といふふうに記憶しております。こちらは山形県への負担金となります。

以上でございます。

○議長 4番島津善衛門議員。

○島津善衛門議員 県や国と連携して、とにか

く情報の漏えい、その他改ざん等が起こらないように、要するに先ほども申し上げましたが、市民はよく内容が分からない、IT化について。ただ、自分たちが漠然と不安に思うというのが一般的だと思うんです。

実際、新聞報道を見ていますと、エモテット、ランサムウェア、サイバー攻撃、ほとんど毎日、新聞記事に載ってきます。近いところでは、3月1日には、トヨタ自動車グループがサイバー攻撃を受けて工場の稼働が停止した。こういう記事を読むと、本当にどこまで信用していいんだろうなど。

一産業としてのトヨタ自動車でしたけれども、行政がこのようなことになったらどうなるんだろうなというふうな心配があります。やはり機能不全が起こると。そうしたら、庁内の機能が動かなくなるというふうなことだと思うんです。

常日頃の状況なら、まだ対応も可能なんでしょうが、冬期間の非常に厳しい時期の災害などが非常事態として起きた場合、市民の大きな混乱のもとになるかとも思うんです。そのようなことも念頭に入れながら、ぜひ対応していただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

まず、まとめになりますが、一般的に、優れたものに発展することが進化だというふうに思われていますが、そうではない。本来の進化の意味というのは、変化して適用することというふうに言われております。

これまでの常識や視点から退化しているように見えることでも、未来からすれば、機能をそぎ落とし、強みを磨くための選択になることもあり得ます。

過去を遡れば、豊田自動織機からトヨタ自動車、日本窒素肥料から積水化学、そして積水ハウスが本体から外され、それぞれ飛躍しております。古河グループから生まれた富士電機、さらに分離した富士通やパナック、いずれも日

本を代表する企業となっております。

本市も、人口動態や市民の意識変化を見定めて進化していかなければなりません。市民の持つポテンシャルを最大限生かすこと、このことが行政の義務でなくて、行政だからできる権利なのだというふうに捉えていただいて、当局職員の皆さんのポテンシャルを最大限生かしてくださることをお願いし、終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長 以上で4番島津善衛門議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

片平志朗議員質問

○議長 次に、9番片平志朗議員。

〔9番 片平志朗議員 登壇〕

○片平志朗議員 9番、政風会、片平志朗です。

皆さん、昼食を取り、腹が満たされておりますが、それに追い打ちをかけるように、食品に関する一般質問になりましたことを御容赦願いたいと思います。

寒さも和らぎ、春の訪れを告げる桜の開花を待ち焦がれる頃となりました。桜の開花と云えば、年々、開花が早まっているのを実感します。

1953年、昭和28年からの気象庁の開花統計によりますと、全国的に10日から2週間ほど早まっていると発表されております。

桜は、冬の寒さでつぼみの休眠が打破されて開花に向かうとされております。温暖化の影響により、日本の年間平均気温は、100年に1.28度のペースで上昇しております。シミュレーションでは、2100年頃には、九州南部では桜がだ

らだらと咲き、満開にならなくなるとの予想です。

さて、毎日、新聞、テレビで報道されておりますが、ロシアによるウクライナへの軍事侵略がされております。国際秩序を無視した暴挙は許し難く、権力を握った独裁者がいかに危ういか思い知らされる思いです。

また、現在稼働中の国内最大のザポリージャ原発への砲撃は、信じられないほどに無謀であります。

砲撃で亡くなる一般市民も日増しに多くなり、隣国へ避難する国民は150万人にも上ると報道されております。この寒空に、食うものも食わず、何日も徒歩で避難するお母さん、そして子供の姿を見ますと、心が痛みます。

国連加盟国が一致団結して、力を合わせて断固たる姿勢を示し、一刻も早く停戦と和平が来ることを祈るばかりです。

では、先に通告しておりました質問に入ります。

1 項目の食品ロスの削減の推進についてであります。

食品ロス削減推進に関する法律は、2019年10月に施行されております。

消費者庁の調査によりますと、日本では、年間2,550万トンの食品廃棄物が出されております。このうち、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロス、またはフードロスは年間612万トンに上ると試算されております。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けたWFP、国連世界食糧計画の食料援助量の1.5倍に相当します。

また、世界では、飢餓に苦しむ人々は8億1,100万人いると言われております。実に10人に1人が十分な食事ができない現状にあります。

このような現状において、大量の食料を輸入し、その多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であります。

政府では、食品ロスを削減していくために、2019年10月に、食品ロス削減に関する法律が施行されました。

食品ロス削減は、社会的国民運動としての機運が高まっております。本市においてはどのように取り組まれるのか、以下の項目について質問をいたします。

1 点目、本市の食品ロス量はどのくらいあると試算されているのでしょうか。

2 点目、食品ロス削減に取り組んでいることはあるのでしょうか。

3 点目、SDGsの取組やゼロカーボン都市宣言をしている本市は、今後どのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

4 点目、食品ロス削減計画の策定の意向はありますか。

5 点目、市民への啓発活動はどのようにするのかお伺いいたします。

大きい2項目に移ります。

小学校の教科担任制のあり方についてであります。

文部科学省では、現在の、担任が全ての教科を教える学級担任制を原則としておりましたが、今年度の春から、5、6年生を対象として、一部教科を専門の教員が教える教科担任制度を導入することを打ち出しました。より専門性の高い教員と担任が連携し、効果的な指導につなげる考えであります。

本市の教育委員会はどのように取り組もうとしているのか、何点かお伺いをいたします。

1 点目、教科担任制の目的は何でしょうか。

2 点目、導入することにより教員不足が生じないでしょうか。

3 点目、少人数学校や複式学級はどのように運営されていくのでしょうか。

4 点目、担任との関わりが少なくなり、今まで以上に情報の共有化が求められますが、どのようにサポートされるのかお伺いいたします。

最後に、5点目、現時点での課題は何でしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 9番片平志朗議員の御質問にお答え申し上げます。

なお、小学校の教科担任制のあり方についての御質問につきましては、教育長より答弁させていただきますので、御了承願います。

初めに、食品ロス削減の推進についての御質問の1点目、本市の食品ロスの量はどのくらいあるのかについてでございますが、食品ロスは、収集された可燃系ごみの一部であることから、正確な数値の把握は困難でございますが、国においては、令和元年度で、全国における食品ロスの発生量を年間570万トンと推計しており、1人当たりで換算すると、1日当たり約124グラムの食品ロスが発生していると試算されております。

この試算を南陽市に当てはめて考えますと、市全体で1日当たり3.9トン、年間で約1,420トンの食品ロスが発生している計算になるところでございます。

次に、2点目の食品ロスの削減に取り組んでいることについてでございますが、市における取組といたしましては、議員の皆様とともに会食時における3010運動の推進や、国や県と連携した年末年始の食べきりキャンペーンの広報、特に今年度は、市報にも二度、関連記事を掲載し、食品ロスの削減に努めたところでございます。

次に、3点目のSDGsの取組やゼロカーボン都市宣言をしている本市は、今後どのように取り組むのかについてでございますが、議員御承知のとおり、SDGsは、社会、経済、環境等に総合的に取り組むものでございますので、

行政の取り組むべき課題や施策の多くに関連する項目を含みます。

市の第6次総合計画に掲げた各種施策は、SDGsのターゲットを見据えたものとなっておりますので、これらの施策に着実に取り組み、課題を解決していくことが食品ロスの削減やごみ減量につながり、ひいてはSDGsの目標達成にもつながるものと考えているところでございます。

次に、4点目の食品ロス削減計画の策定の意向についてでございますが、現時点では、独立した計画として策定する予定はございませんが、食品ロス削減はごみの削減に直結することから、市のごみ処理基本計画の令和4年度の見直しに合わせて反映させていきたいと考えているところでございます。

次に、5点目の市民への啓発活動についてでございますが、市では、食品ロスの削減についてホームページに掲載し、常時広報するとともに、食品ロス削減月間に合わせて市報による広報を実施してまいります。

また、衛生組合とも連携して周知に努めるなど、多くの方々の意識高揚につながる啓発を継続していきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 9番片平志朗議員の御質問、小学校の教科担任制導入のあり方についてお答え申し上げます。

御質問の1点目、教科担任制導入の目的についてでございますが、第一に、児童の学習内容の理解度、定着度の向上と学びの高度化、次に、複数の指導者による多面的な児童理解を通じた児童の心の安定、そして、中1ギャップ解消等の小学校から中学校への円滑な接続、また、学校の教育活動の充実や教師の負担軽減の4点で

あると捉えております。

次に、御質問の2点目、小学校高学年への教科担任制導入に当たっての教員数についてでございますが、学校規模に応じた教員の配置数が決められており、その中で適切に運用していくこととなります。

次に、御質問の3点目、少人数学校や複式学級の対応についてでございますが、小規模学校においても、定められた教員の配置数の中での工夫が求められております。

現在も実施しておりますが、学級担任間の授業交換を促進したり、小・小連携や小・中連携を推進したりすることなどにより、対応してまいりたいと考えております。

次に、御質問の4点目、情報の共有化へのサポートについてでございますが、議員御指摘のとおり、児童の学びや成長のために、大変重要となってくることと承知しております。

日常的に児童生徒の様子について共有する時間を確保し、その充実を図ることを徹底してまいります。

次に、御質問の5点目、小学校高学年における教科担任制の課題についてでございますが、さらに専門性を高めるための教員の研修の充実や、時間割編成が複雑になること、多様な指導体制に対応するための教員定数の確保等が挙げられます。

本市といたしましては、国や県に適正な配置を要望していくとともに、定められた教員定数の中で、各教員の特性を生かした配置を行うなど、それぞれの学校事情に応じて運用していくよう指導してまいります。

なお、本市は、幼保小中一貫教育を学校教育の柱として推進し、学びの連続性や系統性を大切にされた発達段階に応じた指導はもとより、多くの教師、保育士による多面的な子供理解による指導を心がけてまいりました。

そうした教育財産を総括し、小学校高学年に

おける教科担任制に適切に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 食品ロス削減推進法については、まだ施行されて今年度で3年目、2年5か月くらいしかたっておりませんので、どこの市町村においても、これから推進していくべき課題ではないかなというふうに思いますけれども、この食品ロスについては、日本人のもったいないという精神でかなり前から運動されて、こういう法律ができるまでは運動されて、様々に取り組みがなされている経過があつての、この法律の制定だと思えますけれども。もう一つ、今、私たちが口にしている食事の在り方を、ある意味では、もう少し真剣に考えてくださいという、そういう課題でもあるんじゃないかなというふうに思っております。

今、飽食の時代ですから、本当に便利で安く、簡単で、なおかつ見栄えもよくて、おいしいものが店頭で並んでいるわけですけれども、こういった流れの中で、山形県も、先ほど市長答弁にもあったように、食品ロスの削減に特化した計画は考えていないけれども、山形県の第3次循環型社会形成推進計画の中に、食品ロスの削減について位置づけられております。

現状は、まだまだ本市にとっても、山形県全体で、本当に食品ロスというのはどの程度あるのかという、実態把握がつかめていない現状からスタートしなければいけないわけですけれども、試算のやり方は、先ほど市長答弁にもありましたとおりあるわけですけれども。この中で、昨年、消費者庁で「おいしい食べきり」全国キャンペーンが、令和3年12月から令和4年4月1日まで行われたということで、本市では、このキャンペーン期間中どのようなことに取り組まれたのか、そのためのポスターというんです

か、啓発ポスターも何か準備されているようだったんですけれども、その辺ちょっと担当課にお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

鈴木市民課長。

○市民課長 それでは、お答え申し上げます。

ただいまの「おいしい食べきり」キャンペーン期間中の取組ということでございますが、市では、国、県と同様の内容での広報に努めたという内容でございます。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございます。

本格的な取組は、まだまだこれからだと思いますが、まず一つは、この取組に当たっての南陽市に年間どれくらいの食品ロスがあるのかということ、推定ではなく、やっぱり実態調査もしていただきたいというふうに思います。

置賜広域行政事務組合では、年間、南陽市の家庭系のごみは、令和元年度で6,000トンあるそうなんです。その中から、またさらに可燃、それから家庭の生ごみ、その生ごみの中に食品ロスがあるということなんですけれども、なかなか難しいとは思いますが、まず取り組んでほしいなというふうに思いますが、市民課長のその辺の取組の意気込み、お聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

鈴木市民課長。

○市民課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

今御質問にありましたとおり、家庭、あるいは事業所から出る生ごみの中にどのくらい食品廃棄物が入っているのか。そしてまた、その食品廃棄物の中に食品ロスがどのくらいあるのかということをつかまなければいけない、大変難しいことだと思っています。

置賜広域行政事務組合においては、毎月一度、

千代田焼却施設のごみピットというごみが投げられる場所から一定の量をすくい上げて、そして、それを組成分析してございます。その内容によりますと、令和2年度で、いわゆる厨芥類、生ごみの分類ですけれども、それは10.32%という内容が報告をされております。

ただ、その中に食品ロスが一体どのくらいあるのかということにつきましては、そこまでやはり調査ができないというか、実際に生ごみを開けても分からないというのが実態かと思しますので、その実態をつかむのは大変困難かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 今、市の取組は、食品ロスの計画作成は、これは努力義務になっていますけれども、もう既に計画を作成して取り組んでいる市町村があります。

その市町村の中にも実態調査に乗り出している、ここで詳しくは申しませんが、どういう方法で取り組んでいるのか分かりませんが、そういう先進事例もありますので、ひとつ積極的に活用していただきたいなと思います。

食品ロスに限っては、大きく事業系とそれから家庭系の二つ、これはあるわけですが、国内では612万トン、これはそのうち約半分強、328万トンが事業系、約54%です。それから家庭系のロスが284万トン、46%。どっちかという事業系のほうが多いわけですが、ほぼ半分半分くらいです。

ということは、やっぱり家庭系の食品ロスの削減と事業系の削減を同時に進めていかないと、目的は達成されないということです。

本法のこの目的は、食品ロスを、何年度比で半減するというのをちょっと忘れちゃったけれども、2030年までに半減するという明確な目標を立てているんです。

やっぱりこの辺からいきますと、2030年って、もう今から8年後ですから、目前に迫っているとは言えるわけですが、このままで行けば、完全に目標は達成できないという現状になっているんですけれども、だから、達成できないから諦めていいかという問題ではないと思うんですけれども。先ほど市長も言われましたけれども、6次総においても、SDGsの理念に基づいているような施策を関連づけてやっているわけです。この食品ロスの削減についても、文字どおり、SDGsの関連に深く結びつくものがいっぱいあるわけです。

そういった意味では、たかが食品ロス削減計画ではなくて、そのSDGsの様々な目標に向けて、達成できるような道筋があるんだということをしっかり認識持っていただきたいと思います。

それで、先ほど申し上げましたとおり、家庭用のごみは、これはいろんな消費者の意識、啓発活動をもっと強力に進めていただきまして、削減していただきたいなというふうに思いますけれども、一方、じゃ、余ったらどうするのかと、活用方法です。

ロスの活用方法として、今、全国で取り組まれているフードバンクとか、それからフードドライブ、こういった活動があるわけですが、本市はこういった現状についてどのような活動があるのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

鈴木市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

民間団体レベルでは、そういった取組をされているところも伺っておりますけれども、市としてフードドライブをしているかと言われると、そちらについては現在取組を行ってございません。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 これは、本当に日本人の精神のもったいない運動の、最たる評価すべき運動じゃないかと思っておりますけれども、量的にはやっぱり微々たるものかもしれませんが、その食事を、食品をもらった感謝の気持ち、それは、今のウクライナの戦争じゃありませんけれども、ああいうふうに食うや食わずに避難してくる人にとっては、本当にありがたい貴重なものであって、命をつなぐものではないかなというふうに思いますので、この辺を、市内の現状を推進できるような体制を取っていただきたいなというふうに思います。

それから、企業関係ですけれども、3分の1ルールって御存じだと思うんですけれども、これは、企業ばかり何でもこういうルールができたのか、もちろん法律ではありませんけれども。これは、食品メーカーとそれから小売業者の暗黙の商いのおきてでありますけれども、6か月、例えば賞味期限があったとすると、その3分の1、2か月切ったらば、もう納品しないと、できないという厳しいルールです。

この辺の見直しも、国も動き出しているという現状でありますけれども、それについて南陽市には、そんなにとんでもない食品メーカーありませんけれども、その辺の現状は南陽市で動きがあるのかどうか、ちょっと情報があつたら教えていただきたいと思っております、なければな

○議長 答弁を求めます。

鈴木市民課長。

○市民課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

議員御質問のとおり、3分の1ルールというのは、製造日から賞味期限までの日数を、製造者、販売者、そして消費者で三等分するルールだと。それが、商売上のルールになっているということは伺っております。

議員の御質問にあったとおり法律でありませ
んのので、行政のほうにそういった情報が入って
くるということはありません。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 分かりました。

この間、コンビニに買物に行く用事あったん
で、廃棄物どうしてんなやって聞きましたら、
食品を値下げして売っているとか。それでも出
るわけです。

それらは、毎月、指定業者が来て焼却処分し
ていると。年間どのくらいかかるんですか、大
体でいいですよ、国勢調査じゃありませんので
って。二、三百万だそうです。

ですから、せっかくお金をかけてつくったも
のが、また廃棄コストがかかって、またさらに
CO₂を出さなきゃいけないという、こういう
悪循環になっているわけです。

ですから何としても、これはゼロにはならな
いんですけれども、南陽市でも先陣を切って、
この法律の下にしっかり取り組んでいただきた
いということを要望して、終わりたいと思いま
す。

次に、2点目の小学校の教科担任制のあり方
についてでありますけれども、この制度は、本
年春から開始されるということで聞いておりま
すけれども、もう春という間もなく卒業の時
期でありますので目前に迫っているわけです。

教育委員会としては、各学校へのいろんな話
し合い、この制度の内容についての話し合い、
それから保護者への、ある一定の保護者の理解
を得なければ、これはいけないと思うんです。
その辺の周知徹底はどのようにされているのか、
お尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野浩士学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申
上げます。

昨年の12月に、政府が、公立小学校高学年の
教科担任制を拡大するため、2020年度に教員の
加配定数を950人増やすことを決めたと言われ
ています。

現状では、県からどれだけ加配定数が配置さ
れるかというのは不確定な状況にあります。

学校の規模などによっても、どのように実施
できるかということについては異なると思われ
ます。まずは、学校の状況に即した取組を進め
ていくということが現在の方針と捉えておりま
す。

この件につきましての保護者の皆様への周知
も必要かなというふうに捉えておりますけれど
も、今後、折を見てお話ししていきたいという
ふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 確かに文部科学省では、この
制度の拡充のために教員が足りなくなるという
ことで、950名ほど増員するというを言われ
ていますがけれども、そのうち山形県には何人
くらい配分されるか分かりませんけれども、全
国に1万9,000以上の学校があるんです。それ
を950で割ったら、これは平均ですけれども、
極端ですけれども、1人増にもならない。

だから、これはまるきりあてにしないほうが
いいと言っちゃおかしいんですけれども、今の
段階では、あてにならないか、もっと増員を要
請するかだと思うんです。

そういう現状で、先ほど定数配置ということ
を言われたんですが、私たちにはピンとこない
んですが、具体的に、例えば何人から何人まで
生徒数があるから、このくらいの教員が必要で
すよということなんでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

佐野浩士学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申
上げます。

公立義務教育小学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律に、学校種別、職名別に、学級数に応じた教職員の配置に関する算定基準が定められております。

この法律を標準として、県が、置くべき教職員の定数を条例で定めているところでございます。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 分かりました。

ちょっともう一度確認しますけれども、学級数に応じた定数配置が、算定基準が定められているということでありますけれども、本南陽市においては、そういうふうな算定を基にして、現状では足りなくなるところもあるということはないんですか。

○議長 答弁を求めます。

佐野浩士学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

教職員の任命権につきましては、県の教育委員会が担っているところでございます。

県から配置された教職員の数をもちまして、適切に運用してまいるという考え方でございます。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 市の教育委員会は人事権がないので、県のほうで、そういう決められた算定数に基づいて配置をするということですね。分かりました。

それで、これは最初に聞くべき質問だったかもしれませんがけれども、今現在、国語、社会、算数、理科、図工、音楽、家庭、体育、8教科あるわけです。実際には、どの教科を目指して専門教科とするのか、その南陽市の考え方ありましたらお聞かせください。

○議長 答弁を求めます。

佐野浩士学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

山形県では、算数、数学、それから外国語、英語に重点を置いて教科指導を行っていくというふうにお聞きしております。

南陽市では、これまでも複数の学級が設置されている学年、学校の中では、担任間で交換授業等を実施しておりました。教頭や担任外の教員が、一つの教科を受け持ちにするという指導も行っております。

教職員の得意分野を生かしながら、子供たちに必要な力をつけていけるような有効な手立てとして活用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 ありがとうございます。

この教科担任制については、非常に、誰が、いつ、どういう時間帯に、どういう教科を持つというカリキュラムが、すごく複雑多岐にわたってくるんじゃないかなと思うんです。

その時間割をまず作成しなきゃいけない、あるいは調整しなきゃいけない。これは、それは学校の誰が、校長がやるのか、誰がこうやるのか、あるいは、そのスケジュールの管理、教員を定めてやるのか、どのようにやろうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 ただいまの片平議員の御質問にお答え申し上げます。

いわゆる教育課程の編成に関わりましては、学校内におきましては、もちろん校長が編成の責任者ではございますが、実務的には教務主任等が携わっているものでございます。

それで、教科担任制度の、先ほど答弁申し上げました導入の大きな目的として、やはり児童

の学力の向上ということがございます。

これは、とりもなおさず、新しい学習指導要領の趣旨に沿った児童の資質、能力を向上させるというような目的がございますので、その学習指導要領に示された、今後確実に力をつけなければならない、特に例示されているのは、英語、算数、理科、体育、これは21世紀を生き抜く、そういった専門的な知識も必要だということで例示されております。

具体的に、これまで南陽市の小学校におきましては、小規模校でありましても、先ほど課長答弁があったとおり、担任同士で交換した授業を行ったり、あるいは先ほど定数というお話出させていただきましたが、ある程度の規模が大きくなると加えて置かれる教員がおりますので、専科教員として例えば音楽を持たとか、理科を持たとか、そういったことを経験しております。

したがって、これから学級編制、教科実数、それから教室の確保、様々な課題ありますけれども、令和の日本型教育で目指しております個別最適な学習、あるいは共同的な学びというものが両立できるよう、タブレットを活用しながら、子供たちにしっかりした力をつけてまいりますというふうに考えております。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 私が心配しているのは、この制度で、生徒たちにとっては学力の向上とか、あるいは、より高度な知識が得られるということの目的の一つだということを言われましたけれども、教員の働き方。今までですと、1人で何教科も持たなきゃいけない。そのために、ある程度下準備をしなければいけない、準備もしなきゃいけないということで、その時間に忙殺されるということだったわけです。

これは、今度受け持つ教科が少なくなるわけですから、その分、自分の得意分野に対していろいろ研究もできるし、万全な準備もできると。これはわかりますけれども、一方、働き方改革

に本当に結びつくのか。

これを進めることによって、またいろんな様々な附属の打合せ、会合、これがひっきりなしに出てきたんでは、出てくるような感じがするんです。その辺は、教育課長どういうふうに思われますか。

○議長 答弁を求めます。

佐野浩士学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

小学校高学年における教科担任制の意義の一つに、やはり議員御指摘のとおり、学校の働き方改革の実現というものも挙げられています。

大きなところとしましては、学校の教員の業務の一つに教材研究、子供たちに授業をするための準備の時間が大きな割合がございます。その時間が教科を分担することで削減される、中身を充実させることができるというようなところは、大きなところだなというふうに思います。

その空いた時間についてを、子供たちの、先ほど議員から御指摘ありました健やかな育ちに向けての情報の共有の時間に充てたりすることもできるので、働き方改革にも有効な手段の一つだなというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 もう一点心配なことは、これは、こういった教科担任制を用いようが、従来どおりの担任教科制を用いようが出てくるわけですけれども、より高度な学習を受ければ受けるほど、それを理解してどんどん前に進む子供たちもいると思います。

一方、どうもそういうものに遅れてしまうという子供たちも、これは必ずいるわけです。そういったことに寄り添うことができるような、そういうふうなことになるような制度になっているのかということがちょっと疑問に思うんで

すが、そこについてもお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

佐野浩士学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

先ほど教育長からの答弁にもありましたが、学習指導要領の改定により、令和の日本型教育を目指すに当たり、個別最適な学習というものが謳われているところです。

それは、すなわち、一人一人に合った指導支援が必要であるということの裏返しかなというふうに思っています。どんどん進めるお子さんもいれば、そのスピードがゆっくりなお子さんもいると。

それも含めて教科担任制においては、その教科の本質、特質を、一斉画一的にというよりは、個に応じた指導がしやすくなるのではないかというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長 9番片平志朗議員。

○片平志朗議員 従来より個別的な指導がしやすいようなことになるという答弁を聞いて一安心しましたけれども、そろそろ時間が迫ってまいりましたので、最後に、このたびの制度については、もう既に15年ほど前から導入している学校が日本全国には多数あります。

そういった状況を考えますと、あまりに遅い文部科学省の対応ではなかったかなというふうに、私は考えておりますけれども、いずれにしても、教員の得意分野を存分に発揮して、児童の学習の意欲、それから関心が高められますように、1年1年ごとに検証を重ねられて、より充実した制度になりますように御努力いただきますよう要望して、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 以上で9番片平志朗議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時5分といたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時05分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

高 橋 一 郎 議 員 質 問

○議長 次に、6番高橋一郎議員。

〔6番 高橋一郎議員 登壇〕

○高橋一郎議員 6番高橋一郎です。

本日、最後を務めさせていただきます。もうしばらくお付き合いのほど、お願いします。御多忙の中、インターネットで、今日、見聞されている皆様にも感謝申し上げます。

さて、3月は別れの季節です。御当局にも、この3月31日で満願の定年退職を迎えられる方がいらっしゃいます。約40年の長き間、本市発展に御尽力された御功績に、僭越ながらこの場をお借りして敬意と感謝申し上げます。有期雇用で任期の切れる職員の方々にも感謝をしながら、第二の人生の門出を祝福したいと思います。

さて、2月24日に、ロシア、プーチン政権は、ウクライナに侵攻し、侵略を始めました。何と、ウクライナの虐殺から自国を守るとの理由には、あきれ果ててしまいます。しかも、1年以上前から侵攻案を練り、工作員を送り込んでいたと、イギリスの王立防衛安全保障研究所の報告がされています。

ウクライナとの停戦交渉の最中にも爆撃を加え、子供を含む民間人の死者数は350人を超え、軍隊を含めると2,000人を超える死者が出ております。まさに地獄の有様です。150万人を超える避難民は、周辺国が受け入れております。

軍事施設しか爆撃しないというのも嘘で、戦争の犠牲者はいつも弱者です。即刻、戦争をやめるべきです。

独裁者プーチンは、3日で首都キエフを陥落できなかった失敗の焦りからか、核の脅威をちらつかせながら、チェルノブイリ原発を制圧し、3月4日には、ウクライナ最大のザポロジェ原発を攻略制圧しました。

原発を攻撃する、核を使用することなどは、人間として絶対に許されません。倫理上もあってはならない暴挙です。全世界がさらに怒りをもってロシアに非難と制裁を浴びせることとなります。

また、このウクライナ危機に乗じて、安倍前総理や高市自民党政調会長は、こともあろうに核の共有政策に言及しました。

核兵器を「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則のうち「持ち込ませず」の原則を見直し、日本も核抑止力の保有を検討すべきと。核保有をすることで招いてしまう憂慮する事態をどう考えているのか。政治家としての責任と覚悟が本当にあるのか、私は甚だ疑問だと思います。

これに対し、岸田首相は「政府として議論することは考えていない」と明言し、原子力の平和利用を定めた原子力基本法にも反すると述べました。この姿勢は評価し、支持したいと思います。

また、このウクライナ侵略は対岸の火事とは思いません。中国は台湾や尖閣諸島を狙っているように思いますし、台湾有事が日本の有事となれば、日本のアメリカ基地が標的となり、狙われると危惧されています。

ウクライナ侵略が、民主主義自由国家と専制独裁国家との覇権戦争の始まりになることは絶対に阻止しなければなりません。

一方で、ウクライナがNATO加盟でないことで、NATO軍も武力をもって対抗できずに看過せねばならない空虚な現実があります。

しかし、反ロシア欧米諸国とともに経済的制裁を実行し、結果的にロシアが大損害を被るこ

とでロシアの侵略を大失敗に終わらせることを、専制独裁国家に分からしめることこそが、日本、そして世界の平和と安全、安心に貢献するものだと思っています。

それでは、通告していることについて質問をします。

スポーツ王国NANYOをめざした施策について。

スポーツは、するだけでなく、見ることも含めて人生を豊かにしてくれます。

スポーツは、予防医学や健康寿命延伸、加えて、人流による観光振興の面からも大変有益であり、市民の健康と幸福、ひいては健康保険会計を通して、市財政にも大きく貢献することは言うまでもないと思います。

私は、平成27年12月と同28年10月に、スポーツ振興策について一般質問をいたしました。また、南陽市体育協会からは、市長との懇談会等で要望が出されております。

このたび、以下のとおり再度質問をしますので、過去の一般質問と、その後の御対応も含めて、市長の御見解をお伺いしたいと思えます。

第1点目は、全天候型多目的スポーツ施設、ドームの建設についてです。

南陽東置賜地区駅伝チームはもとより、市内企業アスリートチームの活躍は抜群で、本市の走る広告塔でもあり、誇るべき財産です。

陸上競技場だけでなく球技においても、雪国での冬期間の練習を安全に行うためには、陸上競技場を兼ねたいいわゆるドーム建設がぜひとも必要です。

これは、スポーツ関係者の悲願でもあり、本市の地の利を生かして置賜全域及び県南地域の核として建設することはいかがでしょうか。

第2点目は、花公園スポーツエリアのグランドデザインと整備計画についてです。

昨年の東京オリンピックや、今行われている

北京冬季オリンピックでも、新スポーツ種目、例えば、スケートボード、スノーボード、ボルダリングなどが、若者を中心に競技人口も増加してきております。

これらを含めて、グランドデザイン構想は考えておられるのでしょうか。

第3点目は、既存設備のグレードアップ等についてです。

次のことは、再三、質問、要望してきましたが、まだ現状のままです。利用者の安全と利便、そして管理面も考慮して、早く実現していただきたい。

①多目的広場の照明を固定設備化について。

現状は、暗い上、雨天時は使用できず、軽油燃焼の排ガスを直接吸い込むなど体に非常に悪い。軽油の補給等の管理も容易でないなど問題が多い状況です。

②南陽市民体育館アリーナの壁を専用壁化。

現況は、吸音の汎用壁ですが、それを体育館専用壁に改装することで、防球ネット不要で、例えばフットサルなどの競技が可能になるだけでなく、長寿命化対策にもなると思います。

以上、壇上からの質問といたします。市民の立場に立って、南陽市の明るい未来について議論をしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 6番高橋一郎議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、スポーツ王国NANYOをめざした施策についての御質問の1点目、全天候型多目的スポーツ施設、ドームの建設についてでございますが、4番島津善衛門議員へお答えした内容と一部重複しますが、置賜全域及び県南地域の核となるドーム型の施設を想定した場合、秋田県の大館樹海ドームが挙げられるかと思いま

す。

この施設は平成9年に整備され、総事業費76.5億円と伺っており、整備後は、相当の管理運営費が必要となっております。

このようなことから、現時点では非常に課題が多く、具体化する状況ではないため、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目、花公園スポーツエリアのグランドデザインと整備計画についてでございますが、令和2年12月に市体育協会の皆様と懇談した際に、グランドデザインについての経過と内容、考え方について構想案をお聞きしたところでございます。

御質問1点目の内容と重複しますが、実際、広大な用地の取得や建設費用と維持管理費用をはじめとした安定財源の確保、河川協議等課題が多いことを認識しているところでございます。

次に、3点目、既存設備のグレードアップ等についての御質問の多目的広場の照明を固定設備化についてでございますが、こちらは、先ほどの花公園スポーツエリアのグランドデザインと整備計画についてと一部関連しますが、平成29年6月定例会でお答えしましたとおり、現時点では、常設の移動式投光器を御利用いただきたいと考えております。

次に、南陽市民体育館アリーナの壁を専用壁化についてでございますが、こちらも、同定例会でお答えした内容と重複しますが、南陽市民体育館の壁面は、多目的利用を考慮し、吸音壁を採用した経過がございます。

吸音壁を体育館専用壁に改装した場合でも、2階の化粧壁や窓枠のブラインド、観覧席の手すりに設置しているアクリル板やバスケット用の計器類にフットサルのボールが直接当たった場合は破損のおそれがあり、1階吸音壁のみの改修を行った場合でも、継続して防球ネットの設置をお願いする必要があります。

また、体育館アリーナの壁の全面改修を考え

た場合、相当の財政負担が必要となりますので、現実的には難しいとの判断をしているところがあります。

なお、防球ネット以外の手軽な保護方策につきましても関係者で研究いたしました。防球ネット対応が最も手軽な方法との結論に至っております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 再質問を始めたいと思います。

今の回答ですと、私の感覚から言えば、ゼロ回答というふうに思っております。残念ながら。

市長は、言葉をいろいろ考えて答弁されておりますが、要するに無理だというふうなことだと思います。正直にです。

私が提案しているのは、提案というか質問しているのは、何も市が造れと言っているわけじゃないんです。分かると思うんですけども、南陽市が造れというわけじゃないんです。

あくまでも、市長、これ、覚えていますか。平成27年12月に私が一般質問した「本県初の全天候型多目的スポーツ施設を、県事業として花公園エリア建設に誘致することはできないか」。それに対していろいろありますけれども、「県に確認したけれども新たな整備計画はここにはないと」。市長はそのとき、「置賜地域内で意見交換を行い検討していく」と言ったわけです。まだ市長が、市長になって2年目の話です。検討していくと、ああ、そうですかと。

私は、この規模からいって、秋田の大館にあるドームぐらいになるとは思っています。確かに。それを、市でやるなんて一言も言っていないです。

私が言いたいのは、そういう要望に応える際に、市長がよく考えていらっしゃるの、いろんな意味で人の力を借りて、他力を使って、そしてやっていくという方法もあるんじゃないで

すかというようなことを、私はあえて平成27年から言っています。

ついでに、その翌年、2016年、平成28年10月に私は、花公園一帯の整備構想でも質問しました。それは、本市の地の利を生かして、今回も同じですけども、スポーツのまちNANYOとして、多目的屋内スポーツ施設を県事業として誘致しませんかと申し上げている。そういうふうには言っているんです、今まで。

そのことを、全然無視してやっているとしたら私、聞こえないんですけども。市長はそれに対してどういうふうに言われたか。そのときは、平成でいうと「25年3月から平成30年までの期間をワンスパンとして県が考えていたので、そこには計画はありません」と、置賜にですね。そういうドーム型の県立の施設を造ると、簡単に言えば、そういうふうなことは考えていないというふうには言っています。

そのときに、「新たな県施設の誘致なので広く」、これ、市長がおっしゃったんですよ、「広く置賜地域のスポーツ団体等の機運が必要だと思う」と、「でも、まだ高まっていない」と。「今後は、新しい県のスポーツ計画に盛り込むことができないか模索したい」と答えられています。

なので、私は今回の質問をしました。当然スポーツ関係団体としても、先ほど島津議員からもあったように、スポーツ関係者、それからスポーツ関係でない子育て世代も含めて、非常に大きな要望があるんです。要望がある、けれども南陽市にはない。

では、市長、先ほどの島津議員に対する答弁は広域的に使ってくださいと。そして、それは持続可能な南陽市の健全財政をするために必要ですと言われました。それはそれで分かります。

ただ、私が何回も言いたいのは、市の財政だけでなく、国、県、それからいわゆる民間活力、クラウドファンディング等々、様々な資本

があるんじゃないですかと言っているわけです。なので、ちょっとこの市長の答弁では、私ちょっと納得できないです、正直に言って。

だから、そういうふうなことの前段に、今回、初めてそういうようなことでしたということではなくて、もう7年前、6年前にもそういうふうな話をしている、そして、南陽市体育協会との話の中でもいろんなことが出ていると思います。

本当にそういった意味で、これこそが、今、市長の持っているリーダーシップを発揮して、それこそ、先ほど話して申し訳ないですが、島津議員もあつた置賜定住自立圏構想、そのことでも絡んでくるとは思いますけれども、ぜひそういった考え方に変えていただいて、そこに立脚して、お願いしたいというふうに思います。

私は、スポーツをするなら南陽市、そのくらいの気概を持ってやるべきだと思うんです。市長は、子育てするなら南陽市と言われています。子育てもスポーツも似たようなものです、同じく毎日に関わることですし。

そして、そういった気概を持っていきながらやっていく、そういったビジョンというのはお持ちでないのでしょうか。

例えば、今回、くしくも、7月には南陽市長選挙がございます。その中でいろんな公約が出されると思いますが、このスポーツ関係のことについても、やはり何らかの施策を出していただきたいなというふうに思っているんですけれども、市長、もう一点、そういった意味で、市単独でなくて、もっと広域的に考えているんだというふうな立場に立脚して、どうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 お答えいたします。

一般質問の通告書の中から、高橋議員のそういった真意を酌み取れずに、かみ合ったお答えができなかったことは、大変申し訳なく、お詫び申し上げます。

その上で、議員がおっしゃった広域的に県や国、民間の活力も活用するということについては、私は完全に同じ思いでございます。

そういった考えに基づいて、市民の皆さんにとって今後何が必要か、南陽市の持続的な財政運営において、可能な範囲はどのくらいであるか、そういったことも鑑みて、総合的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 まず、今の市長の答弁で、例えば大館の話がありました。非常に規模が大きい、そして管理面も大変だというようなことがありました。

でも、逆に言えば、それだけ人が来るということですよ。そして、その中で、例えばドーム型で、スポーツ施設だけではなくて、そこに観光物産的な要素も含めてやれるということであればどうですか、例えば。

そういうようなことも含めて、もっと広いアンテナというか、広いウィングというか視野で、やっていけないものかなというふうに思うんですけれども、どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今、多くの施設整備において主流となっている考えが、1つの目的だけでなく、多岐にわたる目的で、1つの施設をできるだけ広範囲に効果が及ぶように活用しようという考え方だというふうに思います。

そうした意味では、ドーム型の運動施設であっても、どんな施設であっても、その機能を十分に発揮できるようにするということは、基本的な考え方として我々も持っていきたいというふうに思っております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私は、市長が3期目に挑戦する市長として、非常にこれから本当に脂が乗ってくる時だと思うんです。しかも、いろんな

意味で、ある程度の力を持ってきているというふうに思っております。

その中で、やはりいろんな人の力を借りる、置賜のことで、私は置賜の中で、南陽市の地理的な状況をうまく生かして、やっぱり市長が音頭を取って、リーダーシップを発揮されて行くチャンスじゃないかなというふうに思うんです、私はね。市長はどう考えているか知りませんよ、それは。でも、私はそう思っています。

そういうふうなことを、例えば置賜の中で、花公園のエリアでもいいです。あるいは、私、前から言っている市庁舎と、それからいわゆる赤湯宮内線の中の南陽中央という田んぼです、その辺でもいいでしょう。

そういうふうなことを、発想を転換してやっていくというのも、青年市長が挑戦すべきものでないのでしょうか。私はそういうふうに思うんです。

ちょっと視点を変えて話をすると、今、多目的施設という、ドーム型のいい点というのは、市長に聞きたいとは思いますが、私が思っているのは、まず、例えば体育館ですと南陽市民体育館、履き替えなければなりません。履き替える必要ないですよ、多目的だと。ランニングロードもあります。つまり、365日ランニングできるんです。特に冬場のランニングについては本当に困っています。

市長、例えば、歩行することに意義があると、体育協会との話の中で、とにかく外に出ることが一つの運動なんだというふうなことで、それから始めましょうというようなことを言っていますね。

体育協会では、スポーツの日というのを定めて、例えば。スポーツの日には、みんな、とにかく動きましょみたいな感じで、あるいは、そのシャツを着てやりましょみたいな。そういうふうなイベント的なことも含めて提案をしているようですけども、そこまでまず、それ

はそれとして。

土足で、年中、雨風に当たらず、雪に当たらずできるというメリットがあるわけです。そうすると、そういう施設はやはりないですよ。そこが大事なところなんじゃないかなと思うんです。岩手県、秋田県、強いですよ、球技、何ですかね。そういった施設もあるんです。

そういったことをしていくことによって、南陽市の、当然健康寿命の延伸のことも含めますけれども、競技力の向上も含めて、あるいは児童健全育成の場所としてやっていけるというふうに思うんです。

なので、そういったいわゆるドームのメリットです。市長、今考えられる中でメリットどのようにあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員おっしゃったとおりだというふうに思います。

そのほかのメリット、やはり観光に利用できたり、子育てイベントに利用できたり、それが一年中、冬がやはり一番、人の出入りが少なくなる時期ですから、そういった面でも生かせるかと思っています。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私は、南陽市のイメージアップに物すごくなるのかなというふうに思っています。

例えば、本当に大館にある秋田ドームみたいな形なのがあると、これは、いや、南陽市って、温泉、ラーメン、ワインだけじゃねえんだなというふうなことになると思いますし、それを例えば造ることによって、その経済活性化も含めて、あるいは南陽市のスポーツに対するだけでなく、観光も含めたレベルアップ、イメージアップというのが図れるんじゃないかというふうに思っています。当然人口増、交流人口増

というのも考えられると思います。そういった意味、かなり広い範疇で考えていく必要があると思います。

先ほどは、市長は、改めてどうですかと答えたら、そういったことにはそのとおりだと、総合的にはそのとおりだというふうに話しました。

ただ、進めるに当たって、やはりいわゆるハード面、ソフト面、併せてしなきゃならないと思うんです。そこで、やっぱり体育協会、スポーツ関係団体とのいろんな形での懇談も含めて、いろんな意見交換、情報交換があると思います。

例えば、体育協会の基本方針と要望に関して言えば、令和元年の懇談会では、いわゆる市民意識調査というのを出されたと思います。意識調査、アンケート調査です。それから、スポーツ施設の、先ほどあったグラウンドデザインというものも示しました。

そして、去年の懇談会では、日本一の健康なまちづくりを目指してとか、そういった形で懇談をしているようです。先ほど言った南陽スポーツの日であるとか、スポーツTシャツを配ったらいいんじゃないとか、様々なことをソフト面で話をしております。あとは、さわやかワインマラソン大会を菊まつりと一緒にできないとか、そういったことを提案しているわけです。

そういう様々なことを含めて、そういった課題を解決するには、やはりドームの活用、ドームの建設というのが必要だというふうに思っております。

ので、その際には、何て言ったら土地が必要です。先ほど、2ヘクタール以上の土地が必要だという話が島津議員にありました。その土地を購入していくというふうなことがスタートだと思うんです、そういったものをスタートするには。そこまで踏み込むとすればどうですか、市長、今。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 土地の購入をするか、しないかということについて、今、ずばっと切り込まれましたけれども、今は何ともお答えのしようがないというのが実情です。

先ほど議員がおっしゃった広域的にとか他自治体、広域自治体、あるいは国や民間の活用も含めて考えますと、やはり一番必要なのは、相互関係者間の調整ということになるかというふうに思います。

広域的となれば、どこに造るのかという綱引きも始まるわけですが、そういった合意形成がまず必要だということで、土地の購入をまずやって、南陽市でここにとというのは、ちょっと今その判断をするのは厳しいのかなというように感じております。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 そうですね、突然、私もそういうような話をしたんですけども、ただ、やっぱり進め方としてはそういうふうに、どっちにしても、いずれにしても、やっぱり土地は購入しなきゃならないというふうに思っております。

そういったことで、本気度があるか、ないか。これは市長の考え次第だなというふうに思っています。

なので、今日この場で、どうのこうのという話ではないと思いますし、これから要望があつて、あるいは、先ほど来言っている市長選等もあつて、いろんな意味での政策があると思います。

その中で、私も含めてこれから要望活動をしていきたいというふうに思いますので、私は当然、この一般質問の中で強く要望をしたいというふうに思いますけれども、関係団体の中から要望等が上がってきた場合、真摯に、ひとつ市長、取り組むというか、それを捉えていただき

たいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 関係団体や市民の皆さんの声というのは、常に真摯に受け止めるべきというふうに考えております。

今後もそういった姿勢でお声を拝聴してまいりたいというふうに思います。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 それでは、(1)と(2)関連性あったわけですがけれども、花公園スポーツエリアのグラウンドデザイン等についてです。

市長は、広大な用地の取得が必要だとか、安定財源が必要だと。河川の関係の使用計画ですかね、そういったことも必要だというふうにおっしゃいました。

これも先ほどに戻るんですけども、あくまでも南陽市独自で考えていくという発想はやめて、ぜひ本当に広域で取り組んでいただきたいなど。広域でというのは、広域という表現違うのかな。県を含めて、ぜひやってもらいたいなというふうに思っています。

例えば、上山のみはらし丘、あるいは寒河江も含めて、様々な形で県の事業としてやっている。そうでないとやれない、逆に言えば。だからこそ、先ほど来ちょっとしつこく言っていますけれども、県とタイアップしていく。そういうことが非常に大切ではないのかと。

それは、市民のスポーツをしている市民だけでなく、潜在的なスポーツをしたい市民も含めて、これは非常に要望、リクエストがあることだというふうに思っています。

そういった意味で、これは先ほどの話と同じような形になると思うので重複はさけますけれども、またさらに要望が出てくると思いますので、ぜひ真摯に向き合っていただきたいというふうに思います。

次に、(3)の既存施設のグレードアップの

ことです。

南陽市も、それこそ五十数年、市制から経って、老朽化しているというふうなこともあります。当然、体育館もそうですね。

まず、一つの、多目的広場の照明を固定設備化については、これもまた同じ回答しか返ってきませんでした。私はがっかりしますよ、正直言って。

ここに具体的に書いたように、本当に現状は、あそこすり鉢状態になっているでしょう。すり鉢状態になっているものだから、風が下に来て、軽油を燃やした排ガスってどういう感じだか、市長分かりますよね。それがまともに来るんです。それをやってくださいと言っているんです、この回答で。これはちょっと信じられないです、私、本当に。

子供たちも含めやっています。ナイター設備がないから、体育館というよりも、あそこのナイター設備でやりたい。そういうふうなところでやっていて、健康のため、楽しみながらストレス解消をするスポーツをやっていくのに、逆に体に悪い環境を与えてしまっている。これ、本末転倒じゃないですか、私はそこを言いたいんです。

なので、これについては、本当に優先的にやってもらいたいなというふうに思うんですけども、また、平成26、27年も、私もしゃべりましたけれども、学校の部活動だけではなくて、平日に、例えばいろんな意味で、働いている人が帰ってきてからそのナイターを活用してスポーツがやれる。土日の日中だけじゃなくて、平日、外でできるというのがあそこの照明なわけですね。

その照明についてだって当然かかりますよ、固定の設備にすればかかります。いわゆる施設を建設する経費はかかりますけれども、ただ、これはあくまでも負担をしていくわけですが、使用料として負担していくわけですが、したがって、

全く使用料を取らないんでなくて、再生産できるような形でのものになっていくというふうに思います。

なので、これはぜひやっていただきたいというふうに思うんですが、もう一回お尋ねしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 この件に関しましては、以前御質問いただいたとき、そして今回も担当課において、その検討はさせていただきまされたけれども、その内容につきましては、担当課長から答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長 山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 御質問にお答えを申し上げます。

サッカー連盟より、29年、それから30年です、御要望に至っているということについては承知しております。その際に、具体的にどのような対応が取れるかというようなことを検討した経過がございます。

その中で、1点、申し上げたいのが、あそこ、6,500平米ほどの面積を有してございます。こちらは、一般的な小学校等に関しますと、大体4,000から5,000平米のグラウンド面積と聞いておりますので、それよりも大きくなるわけでございますけれども、そちらのほうについてですと、補助事業の大体見積りをさせていただくと、4,000万程度から5,000万程度、そのくらいが一般的な学校の、照度にもよりますが、事業費というようなところで出ているようであります。

一方、体育館の部分について申し上げます。こちらについては、令和3年度については、体育施設のほうに1億円の長寿命化並びに修繕費を支出してございます。また、2年度については5,000万超、それから令和元年度については3,000万超ということで、年々、体育館、それ

から体育施設の維持修繕に膨大なコストがかかっていることも現実的にあるわけでございます。

そういったことを鑑みまして、今々修繕しなければならないところについて、優先的に予算を充当しているという点につきましても、御理解賜りたいというように考えてございます。

御指導の向きについては承知してございます。以上であります。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 優先的だからこそ、私は先にすべきだということに言っているんです。健康の問題にもなるんです。そこ、もうちょっと考えてください。私はそう思います。

これは、スポーツを楽しむというふうな以前に、本当に不快を感じてしまう。私も何回かやっていますけれども、本当に苦しいですよ、あの排ガス、まともにくりますから。簡単に言えば、トラックの後ろでスポーツをしているみたいなもんです。

そういうのを許していいんですか、と私は言いたい。それが優先的でないんですか、と私は言いたいんです。

だから、認識をもうちょっと改めてもらえないかなというふうに思うんですが、市長、もう一回調査するというふうな気持ちないですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 使用状況等については、その都度、把握してまいりたいというふうに思います。

そしてまた、この件については、現時点ではということで、先ほど壇上でお答えさせていただきました。

まさしく、何を先に直さなきゃいけないかということについては、様々なお考え、御意見があらうかというふうに思います。それについては、議員をはじめ皆様の意見を伺いながら、適切に対応してまいりたいというふうに思います。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員　スポーツの問題、ちょっと私もエキサイトしましたがけれども、やはりスポーツをして健康でなくなるというのは、これはおかしい話だと思いますので、ぜひ早急にお願いしたい。

これ、一時的しのぎということだったんです、最初。照明もなかったんですから、最初。照明つけてくれて言ったら、じゃ、多目的で、例えば災害等でも使えるような形でやりましょうというようなことでやった。これは、一時的なしのぎというふうには私は思っていたんですけども、そうでなく、ずっとやっているというふうなことです。

それについては、市長は今、現時点ではというふうなことでうまくかわされましたけれども、ただ、本当にこれは、すぐに調べて見ていただきたいなというふうに思います。今、冬期間ですからやっていませんけれども。

それから、最後になりますけれども、最後の体育館のアリーナ、専用壁については非常に大変だと。あそこの下だけじゃなくて、上のアクリル板も全部しなきゃならないよと。だから、防球ネットがいいんだよというふうな話でした。

そうだとすれば、それで予算も、多目的の人工芝のほうもあるし、様々ありますので、あくまでもいろんな予算があつてでの話ですから、それこそそういうのは優先的になるのかなと思いますけれども。ただ、ここの体育館の利用については、いろんな球技団体が利用していますけれども、ソフトテニスもやっています、フットサルもしています。そのときに防球ネットがないと、吸音壁、穴ぼこ空いているやつです。

それは、多目的使用の関係でそういうふうになった。でも、今はシェルターなんようがあります。シェルターなんようでしっかりとした、いわゆる集会等はやれます。なので、今は本当に専用壁でいいんです、体育館の。

でも、それもいろいろ金かかるということで

あつて、いろんな種目をやれるために防球ネットだというようなことであれば防球ネット。

この防球ネット、例えばカーテン化って分かりますかね。今、施設をする際に、非常に小一時間かかりますね。防球ネットの支柱を立てて、持ってきて、立てて、そして様々しなきゃならないです。それをカーテンのように引いてやれないかというふうなこと、この検討を以前したと思うんですけども、そのような形でできないでしょうかね。

というのは、本当に南陽市民体育館でフットサルやれるようになってから、置賜地区のフットサルのレベルが非常に上がったんです。置賜地区のスポ少、アンダー12、小学生6年以下の大会では、県大会にベスト8に常に進出している。それは、いろんな意味でそういった設備があるからです。

先ほどちょっと言い忘れましたが、人工芝のグラウンドでもそうです。それがあつてから、本当に県大会のベスト8、ベスト4、フットサルで言えば去年は県で優勝している。そういうふうにつながっている。

なので、置賜地区としても、ぜひ南陽市の市民体育館をもっともっと効率的に、例えば、カーテン化するような形でできないものかというふうに言われていますけれども、カーテン化することについてはどうですかね。

○議長　答弁を求めます。

山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長　お答え申し上げたいと存じます。

カーテン化の御提案をいただきました。平成30年かと存じます。常設のカーテンネットの見積り等も徴取しておりまして、およそ100万超というようなこととお聞きしているところであります。

以上であります。

○議長　6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 その私は金額を聞いているんじゃないなくて、やれるかどうか、やるかやらないかの話をしているんです。

なので、ぜひ本当に考え方一つで決まるのかなというふうに思うんです、市長。ここ、最後にゼロ回答でなくて、何かいい形で答弁していただけないか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今、社会教育課長が100万円と言ったんですけども、ちょっとその後で確認したいと思いますが、もうちょっとかかるような気がしたんですけども、可能な範囲であれば、年次計画で計画的に改修のタイミングなども見計らって、状況の改善は図ってまいりたいというふうに思います。

○議長 6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 私も100万ではできないと思っています。

あそこ、要するに上から下までのネットの重さに耐えなきゃなんないですので、結構かかるんです。ただ、アクリル板の上からこうするだけ、上からというかそこに収めるだけであれば、そんなにかからないかもしれません。

ただ、そういうふうなことも含めて、やれるものはやっていくというふうにしないと、何ぼ要望出しても、いや、今の市長駄目だぞ、言っても駄目だもというふうに、言わざるを得ないです、本当。

そこは、ぜひ市長の考え方として、そういったことで要望を聞いていくというふうなことですから、ぜひ期待したいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長 以上で6番高橋一郎議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ただいま一般質問中ではありますが、本日はこれまでとし、日程に従い、明日に引き続き行い

たいと思います。

~~~~~

## 散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 2時53分 散 会

令和 4 年 3 月 8 日（火曜日）

本 会 議



令和4年3月8日（火）午前10時00分開議



議事日程第3号

令和4年3月8日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（16名）

|     |   |   |   |   |    |     |   |   |   |   |    |    |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|----|
| 1番  | 伊 | 藤 | 英 | 司 | 議員 | 2番  | 佐 | 藤 | 憲 | 一 | 議員 |    |
| 3番  | 山 | 口 | 裕 | 昭 | 議員 | 4番  | 島 | 津 | 善 | 衛 | 門  | 議員 |
| 5番  | 高 | 岡 | 亮 | 一 | 議員 | 6番  | 高 | 橋 | 一 | 郎 | 議員 |    |
| 7番  | 船 | 山 | 利 | 美 | 議員 | 8番  | 山 | 口 | 正 | 雄 | 議員 |    |
| 9番  | 片 | 平 | 志 | 朗 | 議員 | 10番 | 梅 | 川 | 信 | 治 | 議員 |    |
| 11番 | 川 | 合 |   | 猛 | 議員 | 13番 | 板 | 垣 | 致 | 江 | 子  | 議員 |
| 14番 | 高 | 橋 |   | 篤 | 議員 | 15番 | 遠 | 藤 | 榮 | 吉 | 議員 |    |
| 16番 | 佐 | 藤 |   | 明 | 議員 | 17番 | 殿 | 岡 | 和 | 郎 | 議員 |    |

◎欠席議員（1名）

12番 高 橋 弘 議員

説明のため出席した者の職氏名

|      |                 |       |                |
|------|-----------------|-------|----------------|
| 白岩孝夫 | 市長              | 大沼豊広  | 副市長            |
| 嵐田淳一 | 総務課長            | 吉田弘太郎 | 技術調整主幹         |
| 嶋貫憲仁 | みらい戦略課長         | 佐野毅   | 情報デジタル<br>推進主幹 |
| 高橋直昭 | 財政課長            | 矢澤文明  | 税務課長           |
| 鈴木博明 | 市民課長            | 尾形久代  | 福祉課長           |
| 大沼清隆 | すこやか子育て<br>課長   | 穀野純子  | ワクチン接種<br>対策主幹 |
| 島貫正行 | 農林課長            | 寒河江英明 | 農村森林整備主幹       |
| 長沢俊博 | 商工観光課長          | 粟野清   | 建設課長           |
| 佐藤和宏 | 上下水道課長          | 大室拓   | 会計管理者          |
| 長濱洋美 | 教育長             | 穀野敏彦  | 管理課長           |
| 佐野浩士 | 学校教育課長          | 山口広昭  | 社会教育課長         |
| 土屋雄治 | 選挙管理委員会<br>事務局長 | 細川英二  | 監査委員事務局長       |
| 安部浩二 | 農業委員会<br>事務局長   |       |                |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 江口美和  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

~~~~~

開 議

○議長（高橋 篤議員） 御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

おはようございます。

御着席願います。

これより、本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は16名で、定数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨、通告のあった議員は12番高橋 弘議員の1名であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より説明員、高野祐次総合防災課長は都合により欠席の旨、通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第3号によって進めます。

~~~~~

## 日程第1 一般質問

○議長 日程第1 一般質問であります。  
昨日に引き続き一般質問を始めます。

### 佐藤 明 議員 質問

○議長 最初に、16番佐藤 明議員。

[16番 佐藤 明議員 登壇]

○佐藤 明議員 おはようございます。

最初に、ロシアのウクライナ侵略について、若干私の意見を申し上げたいと思います。

去る2月24日、ロシアのプーチン政権がウクライナへの侵略を開始いたしました。侵略はウクライナ全土に及び、首都キエフも攻撃され、民間人を含む多数の人々が犠牲になっております。

第一に、これはウクライナの主権と領土を侵

し、国連憲章や国際法を踏みにじる紛れもない侵略行為であり、断固糾弾するものであります。直ちに軍事行動をやめ、撤退させることを強く求めるものであります。

プーチン大統領は、テレビ演説でNATO、北大西洋条約機構の脅威への対抗、国連憲章第51条に基づく集団的自衛、ウクライナ当部地域のロシア民族を守るなどの主張を掲げたが、いずれも成り立たない侵略合理化論であります。全く通用しないものであります。

2点目は、プーチン大統領は演説で、ロシアが核保有国であることを誇示し、攻撃されれば核兵器で応えると述べております。この攻撃とは、通常兵器による攻撃を指しており、発言は核兵器の先制的使用を公言するものであります。27日にはロシアの核抑止部隊に対する特別警戒態勢も発令されております。

こうした動きに、核兵器による威嚇は絶対に許せないという声が、被爆国日本で多くの人々から上がっているのは当然であります。プーチン発言は、核兵器のない世界を目指す流れに対する真っ向からの挑戦であります。今日の世界において決して許されるものではなく、怒りを込めて糾弾するものであります。

日本でも、安倍元首相や自民党の一部、あるいは維新の会などが、この機に乗じてアメリカの核を日本に配備して、日米両方で管理運営する核共有の議論が必要だと言い始めております。核の脅威に核で対抗したら、人類はまさに破滅のふちに追いやられてしまうことは明らかであります。ましてや非核三原則を国是とする日本でこんな議論をすることは、絶対に許すわけにはいきません。核兵器の脅威をなくす唯一の方法は核兵器の廃絶にあります。核兵器のない世界をつくるのが人類にとって急務であり、唯一の戦争被爆国日本の核兵器禁止条約に参加することを強く求められております。

3点目は、どうすればロシアの侵略を抑えら

れるのか。国際社会が協調して効果的な経済制裁を行うことが当然必要であります。一番大事なことは、世界の多くの国民と市民社会が侵略やめよ、国連憲章守れの一点で大きな声を上げ、そして力を合わせることであります。

国際世論がロシアの中で広がっている戦争反対の声と共に連帯し、プーチン政権を圧倒的に包囲していくことが重要であります。世論と運動から平和をつくる力であることに草の根からの力を発揮していくことが、今こそ強く求められ、重要であります。

ウクライナの国民の皆さんに一日も早く、平和と先が見える春が一日も早く訪れることを願って質問に入ります。

それでは、質問の既に通告しております第1点目は、オミクロン株感染拡大対策と生活と営業を守る対策の2点について質問いたします。

最初に、新型コロナウイルスの変異株オミクロン株の拡大に伴って、全国の感染者数は2月度で10万を超えたのが数回あり、累計で2月24日現在469万9,217人になっております。まん延防止等重点措置が出された都道府県は7割以上となっております。強い感染力を持つ変異株の特徴を踏まえた包括的な対策が重要であります。

岸田首相は1月の施政方針で、強力な変異株の出現という最悪の事態を想定して、万全の体制を整える努力をしてきたと強調いたしました。しかし、今回の感染の第6波が起き、政府の取組が全く不足していたことが露呈しています。

3回目のワクチン接種は、いまだに2月20日現在で15.3%にとどまり、先進国の中で最下位となっております。感染急拡大を受けて、2回目の接種との間隔を短縮する方針に転じましたが、昨年政府が医学的な根拠もなく間隔を原則8か月以上とし、それを1月7日まで続けたことが響いております。

接種を加速するために、政府はワクチンの供給を急ぎ、自治体を最大限支援すべきと考える

ものであります。

市長の次の項目等について見解を賜りたいと存じます。

1点目は、県、南陽市の全体的な状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2点目は、小児ワクチン接種について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの5歳から11歳向け接種が3月2日から南陽市で始まりました。市は体制整備を急いでおります。医療機関での個別接種に加えて集団接種を計画する地域もありますが、小児ワクチンは、同じアメリカファイザー製でも大人用と別製品のため、担当者は、間違いは許されないと、このように神経をとがらせております。厚労省は3月開始を前提に小児ワクチン供給スケジュールを提示し、5歳から11歳用は、12歳以上用と接種量や保存期間、解凍時間なども異なり、キャップもオレンジ色にして大人用と区別しておりますが、どのような形で接種されるのか、お尋ねするものであります。

3点目は、現在入院されている方、あるいは在宅療養の方はどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

4点目は、今後、コロナウイルスの克服、支援対策はどのように考えておられるか、改めて問うものであります。

2点目は、暮らしの問題であります。

生活と営業をどう守っていくのか、経済対策について質問いたします。

経済活動への打撃もまさに深刻化しております。飲食店をはじめ、様々な業種で業績不振が長期化し、コロナ関連の経営破綻は全国累計で2,800件を超え、倒産、休廃業がさらに増える予想されております。

ところが、現政権は以前より縮小させた事業者支援策を昨年に決めたまま、拡充しようとしておりません。1月31日に申請が開始された事

業復活支援金は、支援額が一昨年の持続化給付金の半分以下であります。当時は家賃支援給付金もありましたが、事業復活支援金の上限額は以前の2つの給付金合わせた額の8分の1しかありません。これでは、年度末を控えて事業継続の見通しが立ちません。事業復活支援金は、少なくとも持続化給付金並みに増額する必要があると考えるものであります。

新たな感染の波から国民の命と生活、中小零細企業の営業と暮らしを守り、政策をパッケージで示すことが政府と行政の責務でもあります。経済支援策について改めて市長の御見解を賜るものであります。

以上、何点か申し上げましたが、白岩市長の誠意ある答弁を期待いたしまして、最初の質問といたします。

終わります。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

16番佐藤 明議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、オミクロン株拡大対策と生活と営業を守る対策の御質問の1点目、県、南陽市の状況についてでございますが、2月末現在、県の接種割合は、1回目が90万287人で84.17%、2回目が89万37人で83.22%となっております。なお、3回目は20万7,023人で19.4%となっております。

本市の接種状況は、同じく2月末現在で1回目が2万5,706人で85.25%、2回目が2万5,576人で84.8%となっております。3回目は8,552人で35.8%となっております。

これは速報値でありますけれども、3月6日現在の割合で申しますと、全体で47.3%、高齢者だけの割合で見ますと76.2%の方が接種されています。

なお、接種割合の分母でございますが、県は令和3年の住民基本台帳年齢階級別人口を、市は、より実態に合わせるため、1回目、2回目については2月末現在での住民基本台帳の人数、3回目は、2回接種を終えられた方で18歳以上の人数としております。

次に、2点目の小児ワクチン接種についてでございますが、議員御指摘のとおり、小児専用のファイザー製ワクチンを用い、個別と集団で接種を行います。

個別接種につきましては、市内2か所の小児科医院で接種を行っておりますが、12歳以上と接種日を区切り、3月2日からは5歳から11歳までの接種のみを行っております。

また、集団接種は3月20日から開始いたしますが、この日は午前中の時間帯のみで小児接種を実施することとし、午後からの大人の接種と分離して実施することで接種誤りを防止してまいります。

次に、3点目のコロナで現在入院されている方、在宅療養者の状況についてでございますが、県で公表されております2月28日時点で入院者数77人、在宅療養者1,684人、宿泊療養者56人、調整中は173人です。

次に、4点目の今後のコロナウイルス克服の支援、対策についてでございますが、オミクロン株に対する感染予防効果はデルタ株と比較して低下するものの、追加接種により回復することが示唆されております。追加接種により発症予防効果や重症化予防効果等を高める効果もあることから、3回目のワクチン接種を希望する方への一日でも早い接種を行ってまいります。

次に、生活と営業を守る経済対策についての御質問の経済支援策についての見解でございますが、議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染拡大の経済活動への影響は長期化、深刻化しており、今なおお断を許さない状況であると認識しております。現在、国で実施して

いる事業復活支援金は、幅広い業種の事業者が利用できるものとなっておりますが、中にはその給付額が十分ではない事業者もいらっしゃると思われま

す。経済支援については、まずは国、県がしっかりと主導し、必要とされる事業者に必要な支援を実施することが重要であると考えております。その上で、市としましても、国、県の支援策の状況を踏まえ、タイムリーに適切な支援策を実施してまいりたいと考えております。

そのためにも、経済対策の財源であります新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の追加配分について、国に強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 何点か、再質問いたします。

この問題3年目になるわけですが、コロナ問題。再三指摘してきたんですけれども、4点、私、大事だと指摘してきたわけです。

1つはワクチン接種をいかに早くするか。

それから2つは検査体制。PCR検査などです。様々な検査の体制を整えてやると。未然に防ぐと。

それから3点目は保健や医療の充実。

それからもう1点は経済支援、経済対策、この4点を今までずっと指摘してまいりました。

しかし、なかなか進まないのが現状でないのかなと。経済対策などは、市で第1弾の利子補給から第16弾の支援策まで、これは、市独自の施策も含めてずっとやってきた経過があるわけです。こういう点では、私は、市独自の施策も含めてやってきた経過、歴史があるわけですから、非常に貴重な経験だと思うんです。やっぱりこれをさらに充実して発展させていくということが大事だと私は思います。

それで、改めてお伺いいたしますが、この全

国知事会で緊急提案したというのは2月15日、市長も御承知だと思うんですが、これ、何点か指摘しているわけです。こういった知事会の指摘に対して、南陽市としてこれからどうしようとしているのか、その辺の考え方についてお尋ねしたいというように思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 2月末の知事会の緊急提言の内容、ちょっとうろ覚えなので、恐縮なんですけれども、もしよかったら教えていただければ大変ありがたいんですが、たしか平井知事会長が様々おっしゃっていたと思いますが、知事会の提言の中には、もちろん我々、大部分は賛同できるものでありましたけれども、小児施設においてマスクをつけることを推奨するよという提言も以前なさっていて、賛成できるもの、それから賛成しかねるものもございまして、おおむね地方の実情を伝えていただいているのではないかと、いうふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 さっき私言ったんですが、4つの重要性言ったんですが、知事会は私より上を行って、もっと充実のために緊急的な国に対して要望しているわけです。これは、非常に重要な意義づけがあるかと私は思うんですけれども、ワクチン接種しかり、PCR検査しかり、あるいは事業の復活支援金とか生活困窮者に対しての自立的な支援策と、きめ細かく施策を国に要望しているわけです。

さっき市長がおっしゃった知事会の会長さん、鳥取県知事でしたか。あの方が中心になって全体をまとめて要望していこうと、こういう状況なんです。ですから、こういったものを見ますと、非常に中身の濃い施策だなと私は思うんですが、こういったことも踏まえて、この知事会の緊急要望を見ながら、ぜひ南陽市においても緊急策をこれから立ち上げて頑張ってください

たいものだなと、その辺、どうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 全国知事会の議論というのは、市町村の行政においても非常に参考になるものが大変多く含まれているというふうに思っています。そうした意味で、市長会での議論はもちろんですけれども、全国知事会、あるいは全国町村長会、あるいは全国の議長会などの議論もしっかりと勉強させていただいて、本市の施策に有効に取り入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ぜひ、いろいろ提案された問題を学びながら、ひとつ実践していただきたいと、このことを重ねて要望いたします。

それで、南陽市のコロナの感染の問題ですけれども、残念ながら、国は、さっき最初の質問で申し上げましたが、やっぱり3回目は全体的に進んでいない状況があるわけですけれども、さっき市長がおっしゃったように、第1回目はパーセントで言うと85.25、それから2回目が84.8、3回目が35.8%、これは2月末で。6日現在では、おとといですが、47.3%まで上がったと。私も実は3日、近場で3回目やってきたわけですけれども、ちょっと腫れたかなと思って、それで一晩寝たら通常に戻ったわけですけれども、1回目も2回目もほとんど何でもなかったというように記憶しているんですけども、やっぱり早くワクチンを打って、この感染症をなくしていくと、一日も早くなくしていくということが、今、全国的な共通な課題でありますから、ぜひしっかりその辺やっていただきたいものだなと。

それで、具体的にお聞きしますが、さっき、昨日いろいろ資料をもらったわけですけれども、山形県全体で、これは今日の地元の新聞の統計を見ますと、3月7日の公表ということで山形

県は24.9%、全国平均が24.8%なんです。そういう点では、2回目、1回目よりも大分落ちているのかなと、こういうように思います。

南陽市の場合ですと、65歳以上は大分高くて、75%ぐらいかな。そういう点では結構高いんですけども、南陽市全体的に見れば、そう高くないような気がするんです、いつものとおりで。これ、なぜ遅れているのか、その辺どうでしょうか。事務方でも結構ですけれども。

○議長 答弁を求めます。

穀野純子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えいたします。

遅れているといえますか、こちらのほうでは希望調査を行いまして、接種の希望する方を予約させていただいている状況でございます。その中で、希望の割合がだんだん、後から打った方について希望数が減ってきているという事実がございます。最初、6月中に打たれた方についての希望数は90%ほどあったのですが、10月に2回目を打った方に至っては66%と下がっている状況でございます。だんだん、マスクミの報道等やオミクロン株の流行にも左右されると思いますけれども、そのような状況で、接種が遅くなった方については、接種をされる希望数も減っているということで、実数的には減っているのかなと考えております。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 特に、このオミクロン株は、かなり重症者は少ないけれども死亡者が多いと。全国的に言えるわけです。だから、早く接種して食い止めていくというのが課題であって、いろいろ遅くなる理由は、これは当然あるわけですけれども、やっぱりだんだん少なくなるというのは、これは数字的に言えばそうなっているわけですけれども、しかし、何とか早く打って食い止めたいなというのが大方の見方ですよ、



これは。ですから、そういうことを含めて、これからの課題として、そういうものもあるんだというような意識をしながらやっていただきたいものだなというふうに私は思います。

それで、もう一点の小児科のワクチンの接種の関係であります。まだ、緒についたということですが、この市の統計を見ますと、現在対象者、それから希望者、こういう状況だということを昨日おもらいしたんですけれども、約6割が接種の希望者と、こうなっているわけです。大体、昨日、おととい段階かな、土曜、日曜で50人ぐらい打たれたというふうなお話を聞いているんですけれども、これ、希望者が、春休みの希望も含めて約6割と、こういうふうにあるわけですが、1,740人の子供たちのうち、希望者が1,077人と、約6割と。これ、具体的にどう進めていくのか。これ、子供は判断できないわけですから、保護者の方の希望、あるいはいろいろあるかと思うんですが、いろいろな、ワクチン接種によって問題点が起こると、全国的にはあるわけですが、これをクリアしながら対応するというのは、全く楽でない仕事だなと、私思うんですが、その辺の考え方についてどうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

穀野純子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 ただいまの御質問にお答えいたします。

あくまでも、これは希望調査を取らせていただいた数字でございます。それで、希望調査を取らせていただいたときには、国からのリーフレット等も何も示されないまま親御さんのほうに希望調査を取らせていただいた段階でございますので、希望なさった方、また希望しない方にも接種券を送る際には、厚労省からのワクチンに対する説明書を付け加えさせていただきまして、それで再度御確認いただいた上での接種を判断いただきたいということで御案内してい

る状況でございます。

また、接種につきましては、やはり5歳からといいますと未就学児がいらっしゃいます。未就学児につきましては、市内の個別接種のほうで接種していただきながら、あと、小学校に入られた方に関しましては集団接種のほうで進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 子供というのは、自分で判断できないわけです。やっぱり保護者、親御さんが判断するというのが基準になるのかなと。だから、こういったことに対して、国、いわゆる所管である厚生労働省が明確な方針を出していないわけですよ。こうしなさい、あしなさいというのは。必ず自治体任せにすると。ですから、県の福祉部長でしたか、この間の県議会で答弁しているわけですが、5歳から11歳のワクチン接種に対して、いろいろ副反応とかあるいはリスクの双方を考えた場合、非常に判断が難しい。だから、ちゃんとした、政府が方針を出していただいて、その方針の下についてやると。ところが残念ながらそうなっていないというのが、今、現状だというように思います。

それで、市長にお尋ねしたいんですが、こういったことについて、市長会でも話出ないのかどうか、出たのかどうか、子供さんというのは、5歳から11歳のワクチン接種の方針について、どのように市長会として方針持っているのかです。その辺、どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 市長会全体のワクチン接種に関する方針としては、一日も早く希望する方に接種できるように、国の市町村に対する支援体制をしっかりとという方針というふうに捉えて

いるところですが。

小児接種に関しましては、有志の、一部の市町村長の集まりがありまして、今日の夜も、実は夜7時から堀内大臣とオンラインで直接意見交換させていただくんですが、その会議に対しまして、小児接種の努力義務をどうすべきかというアンケートがございました。それは内閣府のワクチン担当の方からです。

その際に私が申し上げたのは、努力義務は必ずしも必要ではないということは申し上げました。やはり小児ですので、親御さんと子供さんがしっかり話し合ってお決めになるのが望ましいと。ただし、国としてはしっかりとした、今まで諸外国で、特にアメリカでは約900万人の5歳から11歳の接種が既に行われているわけですから、そういったことの情報提供をしっかりと。その上で判断できるように努力していくということが必要だというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 つまり、私、簡単に言うと、国では一応方針を出すけれども、具体化は各自自治体なんですよ、これ、全部。だから、苦労して苦労して、特に子供の接種の場合です。だから悩んでいるんです。親御さんも悩んでいるんですよ。果たしてさせていいもんだか、悪いもんだかと。させた場合どうなるのかというような。だから、きちとした方針がなければ、そこには新しい方針が出てこないわけですよ。

ですから、しっかりその辺、大変だけれども、いろいろ言われて、主幹も、我慢に我慢を重ねてやっているようですけれども、これ、大変なんですよ、実際。上からも言われ、下からもわんわん言われ。その辺、心配しているんですよ、実は。ですから、しっかり頑張っていたきたいものだなというふうに思います。

時間もありませんから、あとは、もっと言いたいことがたくさんあるわけですがけれども、後

の機会に残しておいて、次に、経済対策について質問いたします。

今回の経済の対策について、先ほど市長からいろいろあったわけですがけれども、私、常に思うんですが、今、物価高というか、恐ろしいほど、どんどん1年に二回も三回も値上げするというのもあるわけです。しかし、先ほど冒頭ロシアのウクライナ侵攻について、議長の許可を得て発言したわけですがけれども、これ、何でしたかと言うと、ロシア産の日本に輸入しているカニ、タラ、タラコ、それからベニサケ、サケのイクラとかスジコ、そういったものを6割も輸入している、ロシアから。もし、今紛争が起きている状況の中で制裁をするならば、我々も考えていますよということがもう始まっているんじゃないかと、ある業者が言っているわけです。テレビでも報道しておったんですけれども。どんどん値上げすると。しかも、入ってこない、品薄になる。だから、やがて食えなくなるんじゃないかと、こう言うのですよ。こうなった場合、便乗して値上げがどんどん増えてくるのがこれからの経済ではないのかなというふうに思います。

今回の専決処分でいろいろと対策を講じられました。この2年間で約16弾まで、さっき申し上げましたが、来たと、こういうようになっていくわけですが、この経済対策の第1弾から第16弾までの予算です。国から緊急対策交付金としてどの程度の金額が来ているのか。その辺、事務方、どうでしょう。

○議長 答弁を求めます。

高橋直昭財政課長。

○財政課長 それではお答え申し上げます。

国のコロナ交付金につきましては、令和2年度が6億2,700万円、現在執行しております令和3年度が4億7,300万円、合計で約11億円交付を受けてございます。なお、それに伴いまして、市の一般財源からの措置もございます。そ

ちらにつきましては2億2,200万円ほど措置しているような状況でございます。

以上です。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 国からの経済対策として約11億円、あと、市独自での施策が2億2,000万、こういうことですね。いままで16弾の中で、第1回目が昨年の3月の初旬に利子補給から始まりました。そして、先だっこの今回の専決処分がされたので16弾と、こうなってくるわけですがけれども、こういう状況の中で、市独自の施策も含めて、何弾か独自策としてやってきたいいわゆる2億2,000万円の施策があったわけですがけれども、具体的にどういう成果が上がったのか、どういう業者からの声があったのか、その辺の声なども含めてお尋ねしたいというように思います。

○議長 答弁を求めます。

長沢俊博商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

先ほど財政課長が申しあげました2億2,000万というベースではなくて、商工観光課のほうで、また別に捉えている予算がございますので、そちらを中心に御説明させていただければと思います。

第1弾から16弾まで、さらには先ほど佐藤議員のほうからありました第1弾で、県のほうの地域経済変動対策資金、無利子融資で10年間の融資があったわけでございます。その市のほうの利子負担分が0.5%ございます。さらには保証料補給としての市負担分0.34%ございます。それは、令和12年度まで市のほうで負担するわけでございますけれども、そちらまでも含めると約9億7,000万ほど予算化してございます。見込み分も含めて9億7,000万となっております。

事業の成果といたしましては、当然若干の倒産、さらには事業をやめられた方、さらには南

陽市のほうから事業所が撤退されたとか、そういうふうな件数を合わせまして、2年間で27件というふうに我々のほうでは捉えてございます。ですが、様々国、県、さらには市のほうでいろいろな支援をさせていただくことで、何とか事業を継続していただいているのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 市長も知っているとおおり、先だっ、2月3日ですか、赤湯財産区の管理会の皆さんと赤湯地区議員団が毎年懇談会をやっているんです。そのとき市長もござって挨拶したりいろいろしているんですけども、この時世だから飲み会は駄目ということで、話をしながらいろいろ懇談したわけですがけれども、この中で、市長も分かると思うんですけども、ある旅館の主人が、議員、お客さん来なくて困ってだ、誰も来ないと、こういうように言われたわけです。私も声が詰まったんですが、そういう状況が、南陽市だけでなく全国各地にあるわけです。

ですから、こういったいろいろ支援策やっているようですけども、基本的には国が責任あるわけですから、しっかりとした経済対策を講じていくということが国の責任であって、そういうことが、先ほど申しましたけれども、ないからこそ苦勞しているのであって、その辺のことについて市長としてどう考えますか。どうですか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 地方創生臨時交付金については、現在まで11億円の配分があったということについては評価しております。しかしながら、国全体で見ますと、やはり必要な支援の規模と、あとタイミングが合っていなければ、その支援というのは生きてこないわけで、その点については今

後修正してもらいたいところが様々あるかなというふうに思っています。市の思いとしましては、全体の状況は、やはり国で事業者全般の支援金などを行って、市町村の実情に応じて、南陽市は旅館、あるいは飲食店が集積しているわけですから、そういった細かいところに市が支援していくと、そういうのがあるべき姿だというふうに思っております。

○議長 16番佐藤 明議員。

○佐藤 明議員 ですから、こういった旅館に限らず、飲食店はじめ様々な業種がそういう状況に、実態にあるんだと、こういう認識で我々いかないと、いろいろなことが起きているわけですから、その辺の対応策が行政として、特に国が、あるいは県が、各自治体困っているならば即座に手を差し伸べていくと、こういうのが大事でないのかなと私は思うんですよ。

それでなければ、各自治体で対応するなんてできないわけですよ。交付税措置は減らされ、税収は落ち込む、例えばですよ、こういう自治体もあるわけですから。今回の南陽市の予算などは、税収は若干増えていると、交付税も若干落ちているのかな。そういう状況があるんですよ。一自治体で解決される問題ではないわけです。これははっきりしているわけですよ。ですから、誰かが言わない限り解決しないと思うんですよ。ですから、その辺しっかりやっていただきたいものだなと、私はこのように思います。

時間もありませんから、あと、やめますが、最後に市長のこれからの、再三申し上げましたが、市独自の支援策、これからあるのか、ないのかだけお聞きして終わりたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 今後も市の独自の支援策は行ってまいります。特に、人々の、皆さんの実情にしっかり目を向け、耳を傾け、その実情に合った支援を行ってまいります。

○議長 佐藤 明議員、よろしいでしょうか。

○佐藤 明議員 もう時間ありませんから、ありがとうございます。

○議長 以上で16番佐藤 明議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

#### 板 垣 致江子 議員 質 問

○議長 次に、13番板垣致江子議員。

[13番 板垣致江子議員 登壇]

○板垣致江子議員 おはようございます。13番板垣致江子でございます。

先月、私の元に会報とともに2月24日付けでチェルノブイリ子供基金からの緊急メッセージが入っておりました。

その内容は、2022年2月24日、ロシア軍がウクライナに侵攻したニュースが世界を駆け巡りました。プーチン大統領が軍事作戦を強行、ウクライナ政府は戒厳令を出しました。戦争が拡大しないよう、市民の生活が脅かされることのないようお願いしています。チェルノブイリ子供基金が支援している子供たちや家族はもちろん、チェルノブイリに苦しむ全ての人たちがこれ以上の悲しみや苦しみに見舞われることのないよう、心から祈るばかりです、とのメッセージでした。

しかし、戦闘は激しくなるばかりで、子供を含む多くの犠牲者が出ております。街への爆撃で避難せざるを得ない市民、そして、チェルノブイリ原発に続き、4日にはロシア軍が欧州最大級のザポルジエ原発を制圧しました。恐れていたことが起きています。チェルノブイリを上

回る惨事になりかねないと国際社会も非難しています。チェルノブイリやベラルーシでは、原発事故から36年たった今も放射線の被爆が原因の甲状腺がんで多くの子供たちが苦しんでいます。今後、多くの国で深刻な危険が起こることがないように祈るばかりです。

それでは、通告してあります質問とさせていただきます。

1点目、HPVワクチン、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨について。

令和4年度施政方針では、健やかで安心な暮らし、子育てを実現するとして、HPVワクチンの積極的勧奨を通して、希望する方への予防接種を推進するとされております。

また、第6次南陽市総合計画の3か年実施計画でもHPVワクチンキャッチアップ接種事業が新たに計画されました。

子宮頸がんは、国内で年間約1万1,000人が発症、約2,800人の女性が亡くなっています。患者は20代から増え、30代で子宮を失ってしまう人も約1,200人いると言われております。

2010年から中学生と高校1年生を対象に公費補助が開始、2013年4月、小学6年から高校1年の女子を対象に公費負担での定期接種が始まりました。

しかし、接種後に全身の痛みやしびれを訴える人が相次ぎ、同年6月、積極的勧奨の中止が通知されました。しかし、定期接種としての位置づけは続けられておりました。

その後も専門家により調査や検討が行われ、ワクチンの安全性について特別な心配は認められないこと、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ることが認められたとして、昨年11月、積極的勧奨の再開が決められました。厚生労働省から通知、報道がなされました。しかし、副反応の対策などで、なぜ今再開なのかと疑問を指摘する専門家もいるようです。

このワクチン接種についてお伺いいたします。

1点目、2013年4月から6月の積極的勧奨の期間にワクチン接種を受けた人数は。そのうち副作用が出た人はいたのでしょうか。

2点目、その後、積極的勧奨中止期間に受けられた方は何人いたのでしょうか。

3点目、令和4年度の対象人数、今後の定期接種への取り組み方はどのようにお考えでしょうか。

4点目、キャッチアップ接種事業、積極的勧奨の中止により接種機会を逃した方への対応の対象人数は何人でしょうか。また、進め方はどのようにお考えでしょうか。

次に、消防団員の報酬引上げについてお伺いいたします。

総務省消防庁は昨年4月、消防団員の処遇改善に向け、22年の4月から年額報酬を3万6,500円、災害時の出動手当を1日8,000円とするよう通知されました。

しかし、人口規模に対し団員数の多い地方の多くの市町村が、増額に二の足を踏んでいるとされています。

山形県では白鷹町だけが今年4月に3万6,500円に増額するとされているようです。

市長のお考えをお伺いいたします。

1点目、南陽市消防団は昨年3月、日本消防協会最高栄誉賞特別表彰「まとい」を受賞されました。長年にわたる市民のための活動と団員一人一人が積み重ねてきた努力に対する最高の栄誉です。

私も、毎年の消防団出初式や意見発表会などに参加させていただいております。あの規律の取れた行動は、日々のたゆまない訓練とともに、市民の安全を守ろうとする団員の思いの表れだと思います。南陽市の誇りでもある団員の報酬の増額をどのようにお考えでしょうか。

2点目、報酬の支払はどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

以上、誠意ある御答弁をお願いして、壇上か

らの質問とさせていただきます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 13番板垣致江子議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨についての御質問の1点目、2013年4月から6月の積極的勧奨の期間にワクチン接種を受けた人数と副作用の有無についてでございますが、期間中の接種者数は60人であり、副反応が出た方はいらっしゃいませんでした。

次に、2点目の積極的勧奨中止期間に接種を受けた方の人数でございますが、2013年7月から2022年1月末日までの間に21人の方が接種を受けておられます。

次に、3点目の令和4年度の対象人数と今後の定期接種への取り組み方についてでございますが、キャッチアップ接種を除く対象者は小学6年生から高校1年生相当の年齢の女子であり、642人となっております。

また、今後の定期接種への取り組み方でございますが、国の通知に従い、接種対象者に対し、ワクチンの有効性やそのリスクに関する情報提供を適切に行い、希望される方が円滑に接種を受けられるよう、県との十分な連携を図るとともに、地域の医療機関から御協力をいただきながら取り組んでまいります。

次に、4点目のキャッチアップ接種事業の対象者数と接種の進め方についてでございますが、現在のところ、対象者への対応についての国の正式な通知がまだございませんので、確定的な数字を申し上げることはできませんが、対象となる年齢で3回目までの接種が完了していない方が、2月末で870人ほどいらっしゃいます。

また、接種の進め方につきましては、令和4年度から3年間、時限的に定期接種の対象年齢を拡大して実施されるものとされており

ますので、通常の定期接種に準じた対応を行うものと考えております。

続きまして、消防団員の報酬引上げについての御質問の1点目、総務省消防庁の消防団員の処遇改善に係る通知の団員の報酬の増額の考えについてでございますが、議員御指摘のとおり、消防庁では消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の処遇等に関する検討会の報告を踏まえて、非常勤消防団員の報酬等の基準等を取りまとめ、市町村に対し、消防団員の報酬等の見直しを検討することや今年度中に必要な条例改正及び予算措置を行うことなどを求める通知を行いました。

本市では、かねてより消防団の処遇改善について検討を行ってまいりましたが、国より報酬等の処遇改善等に関する基準や地方財政措置の見直しの内容が明らかになったことから、消防団員が活動しやすい環境を整備するため、報酬等を見直すことといたしました。

なお、関係条例の改正案並びに補正予算案につきましては、今議会の最終日に御提案いたしますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、報酬の支払についてでございますが、現在、報酬の支払は、団員からの委任に基づき各分団に支払っておりますが、今回の見直しに合わせ、団員個人へ支払うことで検討を進めております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 それでは、再質問させていただきます。

2013年4月から6月まで受けた方が60人ということで、副作用がなかったということで、あ、そういえば8年前、私、1回質問させていただいております、この件に関しまして。というのは、やはり非常に積極的勧奨の推進がなされた

ときに、もう本当にいろんな話題が出たんです。こんな状況でいいのかと。本当に後遺症がひどい人たち。コロナワクチンと違って、全部が全身に影響する大きな障害を抱えた方たちが多くいたということで、もう南陽市としての考えをお聞かせいただいたところでした。

それで、そこまでの方が60人いたということで、副作用はなかったということで、まず安心はしたんですが、やはり積極的勧奨が中止ということで、すぐにホームページにも載せさせていただきましたのでありがたかったなど、その時点で思いました。

ただ、やはりこのワクチンは全ての子宮頸がんの発症を防ぐものではないということで、この当時から言われておりましたので、もう100%進めるべきではないというところを考えておりましたので、私的には本当によかったと思ったところでした。

そして、ただ、中止期間にも21人の方が受けたということは、やはりいろんな情報を得て、自分として受けたほうがいいということで決断なされたと思います。その方たちにも多分副作用はなかったというふうに思っております。

ただ、今後、この接種の取り組み方についてですが、やはり国からの通知があった。そして、私、一番最初に報道で見せていただいたのが11月27日の山形新聞さんの報道でした。この中にも、安心な接種環境をつくってからという文言がありました。これ、本当にそうだなと思いついて、いろいろ調べさせていただきましたが、ただ、この積極的勧奨をやるということで決まるまでの時間があまりにも短くて、大丈夫なんだろうかという疑問を皆さん持たれたと思うんです。

それで、私的には、やめるとき、やっぱりホームページをしっかりとすぐ対応していただきましたが、今回ホームページに対する積極的勧奨がまた始まりますというようなところはきち

んとなされておりますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まだ全面的な修正等はしていないと考えておりますけれども、といいますのは、国の通知が明確に、まだ最終的なところまで決まったものが出ていないというところもございますので、そういうところ、速報的にお流しするということはあるかと思いますが、ただ、国の通知の中でも、やはり議員からございましたように体制整備ですとかそういうところをしっかりと進めていくということもございまして、ちょっとそこら辺を考え合わせながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 一応調べさせていただきました。2月24日にちょっとホームページを見させていただきましたが、南陽市の市民の暮らしの健康・医療・子供の予防接種、それらについての中で、まだ、「現在子宮頸がん予防ワクチンの接種について、積極的にはお勧めしていません」という8年前のほぼそのままの状態じゃないかと思いました。

ちょっとこれは、やっぱりまだ国からのきちんとした情報がないとしても、この新聞報道を見た人たちは、積極的勧奨が始まったと。じゃ、ちょっとその中身を調べようと思ったときに、やっぱり一番は市のホームページじゃないかと思うんです。市のホームページから厚生労働省のほうに入っても、やっぱり同じ古いままです。これ、2013年の、平成25年の子宮頸がんワクチンの接種に関する厚生労働省のチラシなんですが、これが積極的にはお勧めしていませんというチラシなんですが、この状態が南陽市ではすぐ出てくる。8年前の。ちょっとやはり情報を

求めたいと思っている方に関しては、え、何なんだというところじゃないかと思ったんです。

まず、そんなにやっぱり早急に、このワクチンはコロナと違ってすぐにいろんな状況から感染するものではないので、すぐに進めることはないんですが、やはり市としてやるべきことは、その情報をきちんと流す。まだ国からのきちんとした情報が来ておりませんので、来ましたら皆さんのほうに分かるように御提示しますとか、そういう情報は載せるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおりかとは思いますが、新しい情報等、一生懸命収集等はしているところでございますが、特に、今回積極的勧奨を進めるということで、パンフレットとかリーフレットみたいなものも作成されているというふうな状況でございますので、そういうところへつながるようなリンクを張るですとか、そういうふうな対応についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 やはりそのところはしっかり努力をしていただいて、市民の方が知りたいことがすぐ分かるような状況にさせていただければまずいなと思っております。

やはり、ただ、厚労省のほうのホームページに入りますと、もう2020年のあたりでどんどん新しいリーフレット、御案内のパンフというか、積極的勧奨はしていなくても定期接種としての位置づけはあるわけです。だから、そういうリーフレットとかそういうものはかなり出ております。

これは、埼玉県のある市の情報なんですが、

2021年12月15日にもう出されております。その中で、今後の市の考え方も載っております。その上で、いろんな情報がある程度入っているというところでは。

ただ、私が一番心配しているのは、やはり先ほどコロナの5歳から11歳のときに、一応希望を取りました。でも、そのときは国からの資料がなかったんで、まず希望だけ聞きました。希望者に対して、そのワクチンに対する注意事項とか、家族で話し合ってくださいというところを一緒に出させていただいて、再度御検討くださいという言葉を入れましたということで、ちょっとそういうことが、このワクチンに関しても、非常に大事なことだなと思ったんです。

それなので、接種券が出ますということが先に出ちゃうと、すごく心配なんです。接種券が出るということは、市として情報をまだ入れないうちに接種券を配ったりすると、やはりもう接種しなければならぬ、そういうものだという危険度があると思いますが、接種券の出し方とか予定はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今回のHPVワクチンのほうの接種につきましては、コロナウイルスとはちょっと違っておまして、接種券を送るというふうな方式ではないというふうに考えております。

基本的に、対応していただける医療機関のほうに行っていただいて、そこで備えられている予診票等の御記入をいただいて、請求のほうは市のほうに来るというふうな流れになるかと考えておりますので、少し、ワクチンによっては、同じような接種券を配ってから、それを持っていただくというふうなやり方ではないというふうに考えてございます。



以上です。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 それを聞いてちょっと安心しました。

まずは、やはり情報を皆さんにお知らせしなければならぬということで、今、厚生労働省のほうでの発表では、接種後に重い症状になった人は1万人当たり5人いらっしゃる。そして、その重い症状で被害を訴える人たちが、今、全国4つの地域で集団訴訟がなされている。その治療法もまだ確立していない。そして、副反応の疑いのある治療に当たる協力医療機関は設けているが、まだまだ専門家としてはデータ収集がなっていない。やはり、専門家の方々からも、日本だけでなく、日本はもちろんほぼやっていないわけですが、やっぱり海外では、日本はワクチン接種をしないことによって子宮頸がんの発症を食い止めていないじゃないかという、そういう非常にがんに対して無防備だという批判が出ているということもあります。

そういうことを考えると、やっぱりこのワクチンを打つ前に、非常に親子間、また子供たちの中での葛藤があると思うんです。そのところをしっかりと話し合うべきものだと思うんです。

小学6年生からというのと、その判断がつきません。コロナでも非常に言われていて、私もちょっと疑問に思っているところもあるんですが、誰かのためのワクチンなんだよ。誰かのためにしなきゃいけないんだよとかと、そんなこと言われていて、私もちょっとそこまでは言っていないのかと、子供たちに言っているのかということもあったものですから、HPVワクチンに関しても、親子でしっかりといろんなことを話し合っていたいただきたい。そのための情報をきちんと市は確実に出していただきたい。それをまずは一番に願っているわけですが、まだ来ていない状況で、そのようなところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたパンフレットということで、こちらのほうも最近更新になっていたりして、今後の接種に向けた内容になってきているというふうに捉えているところでございます。

その中には、当然子供だけに向けたものではなくて、保護者の方に向けた内容も含まれておりまして、そういうものを材料としていただきながら、お話し合いをしていただきながら、希望される方は接種されるようにということで、広報なり、また御案内なりを差し上げたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 最近のやはりこのワクチン接種に関するリーフレット、これはもう平成30年あたりのものでありますが、接種を検討しているお子様、保護者向け、それから実際に接種する際のお子様、保護者向け、それから医療従事者向け、そういうものがどんどん出ているんです。だから、勧奨が進む状況では、これをまず見ていただかないとやっぱり勧められないものだと思います。

やはりこのリーフには書いてあります。この御案内は小学校6年生から高校1年生相当の女子、その保護者の方に子宮頸がんやHPVワクチンについてよく知っていただくためのものです。接種をお勧めするようお知らせをお送りするのではなく、希望される方が接種を受けられるよう皆様に情報をお届けしますというふうに書かれて、こういうリーフが出ております。

こういうものは、少しでも早く、ぜひ見られるように、渡せるようにしていただきたいと思っております。

また、お聞きしたいのですが、今現在子宮頸

がんの検診率はどうなっていますでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

大沼清隆すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 お答え申し上げます。

具体的な数字は今ちょっと持ち合わせておりませんが、かなり低いというふうな印象だけは持っておりまして、40%まで行っていないというか、20%とか、そういうふうな非常に低い数値ではなかったかと記憶しております。ただ、ちょっと定かではございませんので、後ほど正確なところはお知らせ申し上げたいと思います。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 きちんとした数字が出てこないということで、ちょっと私もそこまで、でも二十何%だったと思います。

乳がん検診も二十何%で低いと思います。女性の方の検診で、非常に大事なんです。このHPVワクチンに関しては、ワクチンをしたとしても、二十歳すぎたら必ず検診を受けてください。それが書かれております。というのは、やっぱり産婦人科学会では、このワクチンをしないことによって、日本はかなり発症率が上がっている、ほかの外国と比べて上がっている。でも、ほかの外国のほうではもう80%ワクチンを打っている。でも、検診率も80%なんです、そうなる。なぜ、そういうふういきちんとした体制が取れるかというのは、やはりこれは教育的なところもあると思います。

それですので、やはりこの女性に関するがん、これは早期発見でほぼ治るもの、そのほうが多いです。乳がんもそうです。子宮頸がんも早ければ早いほどいいんです。これ、ワクチンとは別に、検診です。検診が二十歳から受けられるのはこの子宮頸がん。乳がんはもっと遅いですよね。そういうことを考えると、やはりがんの検診、これは非常に大事になってきます。検診率が低いから、やっぱりかかる人も多いんだよ

ということではなかなか済まないのではないかと思います。

もう私たちぐらいの年齢というか、もう出産が終わった人はすごく検診に積極的に行ける状況にあります、気持ち的に。でも、若い人はなかなか、やっぱり検診に行くこと自体がためられる。それでやはり言われているのが、教育の現場で、もっとがんに対する教育が必要ではないかというふうに言われているんですが、その辺、これは教育長関係ですね。こういうがん教育、それを教育の中に入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

学校教育の現場におきましても、様々自分の体を守るというような観点で、保健指導が中心になりますけれども、具体的に行っているところでございます。

特に、がんの教育につきましては、いわゆる肺がん予防のための喫煙防止とかそういったところも行っておるわけですが、やはり、今議員おっしゃるとおり、女性の体に関わる大事な部分でございますので、今後、各教科等との関連もございまして、落ちのないように指導していくというふうに指導してまいりたいというふうに思います。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 教育の中でもしっかりとがんについてのお話をしていただきたいし、市としても、やはり情報はしっかり出して、検診率をもっともっと上げていただきたいと思います。やはり検診をしなければ分からないものがたくさんあると思います。本当に、さっき言ったとおり検診によって早期発見したものは、ほとんど今、命を落とすことがないようなものが増えておりますので、その辺の対策をしっかりと

していただきたいなと思います。

また、このHPVワクチンに関しては、これ、本当は男の子にもしたほうが良いという意見も出ております。やはり、これは女性だけ、女性の頸がんだけじゃなくて、いろんな状況が出てくるということですので、その辺のところも、やはり今後考えていくために、そういう情報も市としては流していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 議員御指摘のとおり、このHPV、ヒトパピローマウイルスというのは、性交渉によってどんどん伝染、感染が広がってまいります。その性交渉を行う前の接種によって、年間1万1,000人が発症し、2,800人もの方が亡くなっている。早期の検査によって発見できたことを含んでも、1万1,000人発症して2,800人もの方が亡くなっている、それをワクチンによって防げるということが諸外国で既に実証されていて、日本では行われてきませんでしたけれども、ようやくそのことに厚労省も誤りを認めて、積極的勧奨をすることになったわけでありまして、教育現場での教育も必要ですし、検診の充実、検診率の向上も必要だというふうに思います。

ただし、これはコロナもHPVも同じですが、検査によって治るというものではなくて、早期発見というのは役に立ちますけれども、そもそもワクチン接種によって発症を相当程度抑えることができる、そのことが大事で、1万1,000人の中での2,800人も毎年亡くなっているということを大幅に防ぐことができる、そういった情報も適切に市民の皆さんにお伝えするように努めてまいりたいと思っております。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 今の市長のお言葉のとおり、まずは、やはりこのワクチンに対する考え方、情報をしっかり受け入れていただいて、親子で

しっかり話をさせていただいて、受ける、受けないをまずは決めていただきたいと思います。

あと、3年間のこれから取り組むあれなんです、二十歳過ぎた女性に関して、またワクチンの推奨がなされるようですが、やはり二十歳過ぎた方たちは検診のほうが私はいんじゃないかと思っております。検診の大事さを本当にしっかりと伝えていただくことだと思いますので、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、消防団の報酬の引上げについてということでお伺いします。

財政措置が決まったということで、南陽市も増額を決定されたということで、大変ありがたく思います。報酬に関しては、幾度となくいろんな方も質問しましたし、私もいろんな場所で言わせていただきました。

報酬を一応団員のところは3万6,500円を標準とすること、これを目指していただくわけですね。

そして、出勤に関して、1日当たり8,000円を基準とすること、このところはいかがでしょう。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 最終日の議案の提出に向けまして、今、準備を進めているところでありまして、その段階だということの前提で申し上げますと、今、1回につき2,000円の出動手当ということになっておりますが、これを1日7時間以上の出勤があった場合は8,000円の出動報酬とする。そして、訓練等のときには2,000円とするという案を準備しているところでございます。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 そうですね。この災害時、何時間も拘束されて、皆さん大変な思いをして市民の安全を守っていただいているわけですので、本当に7時間以上のところで8,000円とし

ていただけるのは大変ありがたいと思います。  
ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、この支払の仕方ですが、これは総務省のほうも団員個人に対しては、この報酬は直接支払とすべきということを謳っております。そして、団、分団の運営に必要な経費は適切に区別する、きちんと区別していただきたいということです。やはり個人の時間を拘束しての消防団の活動をやっていただいているわけですので、個人へきちんと支払っていただきたいと思いますが、その辺のことは決まっているのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 大変恐縮ではありますが、担当課長が本日欠席させていただいておりますので、詳しくはこの場で申し上げることはできなくて、大変申し訳なく思います。後日お話をさせていただければと思いますが、壇上での答弁をさせていただいたとおり、今回の見直しに合わせまして、団員個人へ支払うことで、今、検討を進めているということですので、御理解賜ればというふうに思います。

○議長 13番板垣致江子議員。

○板垣致江子議員 その辺のところ、しっかりと行っていただければと思います。報酬のこのときも、やはり団員個人に支払ってくださいと何回も申し上げたところもあります。やはり活動を見ておりますと、本当に大変です。家族の協力がなければこれはできないわけです。報酬が個人に支払われなければ、何なんだと、家族から見れば。その辺のところと、活動に対する災害時の報酬を上げていただくということは、非常に消防団の方にとってはありがたいことだと思います。今までこんなに安い報酬でよくやっていただいていたなというのが、はっきり言えば正直なところですよ。多分市長もそうだと思います。活動をやってみると、消防団の大

変さ、出初式、あの寒いさなか、私たちは時間に行って時間で帰っていただければいいんですが、その準備、それまでの訓練、そういうことを考えると、やはりきちんとした報酬をおあげしなければ、よっぽどの覚悟がなければ、やっぱり消防団はやっていけないと思いますので、今後、彼ら南陽市の消防団、今825人ほどいらっしゃいますが、その方たちがしっかりと、また新たに活動できるように御検討いただいて、そういう条例の改正ということで、条例改正しないとそれはできないということで、出てくると、皆さん否定はしないと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

大変いい結果、いただきましたので、ちょっと早めですが終わらせていただきます。今後ともよろしくお願ひします。

○議長 以上で13番板垣致江子議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時49分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

高岡亮一 議員 質問

○議長 次に、5番高岡亮一議員。

〔5番 高岡亮一議員 登壇〕

○高岡亮一議員 今議会初日の施政方針冒頭の市長の言葉に始まり、昨日から今日の午前中の一般質問に至るまで、ロシアに対する非難が相次いでおります。確かに、3月2日、国連において193か国中141か国の賛成でロシアに対する非難決議が採択され、報道を見る限り、世界中こぞってプーチン、ロシアを悪玉視しているかのような様子。しかし、ロシア非難決議に賛成した国と賛成しなかった国は141対52ですが、実

は人口を比べるとほとんど同じなのです。一方的判断のみ声高に叫ばれるというこういうときこそ、責任ある我々国会人は冷静になって考えねばならないと考えます。

一方的断罪の前に、何ゆえのウクライナ侵攻なのか、まずもってそのことに関心を払うのが当然です。変わり者と言われても、言うべきことを言うのが、この議場に送られた私の使命と思い定め、私なりの判断を述べさせていただきます。

マスコミをはじめ、我々に届く情報はどこまで真実なのか。今撮られたばかりという、戦地における軍服姿のゼレンスキー大統領の写真が何年も前の写真であることがネットで明らかにされておりました。あるいは数日前、ウクライナが刑務所収監者に武器を与えて、最前線で戦わせようとしているとの報道がありましたが、今朝、キエフからのツイッターに寒気を覚えました。それにはこうありました。

「ここ数日、ゼレンスキーが配った武器のせいで、多くの犯罪者が軍用武器を持つようになった。だから強盗や略奪、強姦が起こっている。昨夜キエフでたくさん起こった銃撃戦はロシアとは無関係だ。ロシア兵は銃撃戦から10キロメートル離れていた。恐らくギャングだろう。ギャングたちは政府がつくり出したこの無政府状態の中で、自らの居場所を見つけ出そうとしている。それが定まれば、彼らは一般市民をターゲットにし始めるだろう。これが、ゼレンスキー政権が起こしていることだ。彼らはロシアと戦っている人々という名目でウクライナに混乱をつくり出している。」

本当だとしたら恐ろしいことですが、正直なところ、自分の目で確かめることができない以上、事実レベルで何が本当か、判断がつかない。しかし、一步踏み込んで、戦いの狙いは何なのか、そのレベルになると、おのずと見えてくるものがあるはずです。

プーチン大統領は、世界の理解を得るべく、隠し立てなくロシアの狙いについて語っています。その内容は、よく納得できます。私なりに理解したところを手短に申し上げます。つまるところ、一部利権者によって主導されるグローバリゼーション化、一極集中的な新世界秩序、ニューワールドオーダーを目指す流れから脱して、それぞれ固有の民族の歴史文化が尊重される多極世界を目指すための闘いと言うことができそうです。

ウクライナという国は、東西世界の間に挟まれ、ニューワールドオーダー、新世界秩序を目指すアングロサクソンの介入によって、度重なる歴史的苦難と混乱を体験してきた国でした。ウクライナ東部におけるジェノサイド、大量殺りくも報じられています。西側の軍事同盟である北大西洋条約機構、NATO加盟は、その固定化を意味します。もうこれ以上放ってはおけない、今が限界との判断があつてのロシアの軍事介入だったのです。

これは、ロシアとウクライナだけの問題ではありません。我々にも密接に関わることとなります。

世界中からの経済制裁で、これからのロシア経済はどうなるか。ロシアの通貨ルーブルは、英米中心の中央銀行ネットワークから締め出されて国際利用できなくなる。ロシア国内でしか使えなくなり、ルーブルは終わりとも言われていますが、果たしてそうか。

実は、ロシアでは金本位制への動きが出ています。裏づけもなく再現なく印刷されるあぶくのようなカネから、金という実物に裏づけられたカネへの転換です。そうなれば、カネに対する考え方も変わるはずで、持って何ぼのカネから使って何ぼのカネになるはずで、ロシアの狙いはそこまで及んでいることが分かってきました。それが功を奏せば、崩壊するのはルーブルではなく、実物の裏づけのないドルのほう

なのです。そのとき、ドル経済圏の日本はどうなるか。本気で考えてみなければなりません。

問題の根が深いだけに、あるいは第三次世界大戦まで突き進むことになるかもしれません。ただ、これまでのような戦争とは異次元の戦争であると、私は理解しています。ロシアはひたすら受け身で、相手がぼろを出して自滅するのを待つ戦いになると思います。取りあえず我々は、マスコミの扇動に乗せられずに、日々の暮らしを大事に過ごしてやり過ごすことが、このいくさへの最善の身の処し方と私は考えています。

この問題、コロナの問題とも根っこでつながっているのです、本題に入る前に、私なりにたどり着いたところを、今、述べさせていただきます。

それでは、通告に沿って質問いたします。

1 番目、このコロナ禍をどう見るかです。

市長は、施政方針でこう述べられました。「コロナ禍や気候変動といった地球規模のリスクは、世界に激しい変化をもたらしています。こうした不確実性が高い時代にあって大切なことは、未来を正確に予測することではなく、変化に柔軟に対応できるかどうかです。」とあります。当面する課題解決に日々取り組まねばならない行政の立場として理解します。

しかし、一方、米国第32代大統領フランクリン・ルーズベルトは、「世界的な事件は偶然に起こることは決してない。そうなるように前もって仕組まれていたと……私は、あなたに賭けてもいい」と断言しています。第31代大統領のフーバーは、「第二次世界大戦を引き起こしたのはルーズベルトである」と、その回顧録で指摘しています。その戦争で310万人の日本人の命が失われたのでした。

歴史は、決して偶然の積み重ねではありません。現状のコロナ禍、ルーズベルトが言ったように、このコロナの騒ぎが仕組まれたものであ

ったとしたら、そこからどんな意図を読み取るべきなのか、政治に関わる者として、でき得る限りの知力を尽くして把握すべきことと考え、この2年間で過ごしてきたつもりです。これまで、定例会のたびに、コロナ騒ぎをめぐってこの場から問題を投げかけてまいりましたが、2年間の総まとめのつもりで質問いたします。

まず、ローマクラブの「成長の限界」について思い出していただきたい。南陽市も積極的に取り組むSDGs、持続可能な開発目標の源流は、1972年に発表され、世界に衝撃を与えたローマクラブの「成長の限界」に発します。人口の増加や環境の汚染などの現在の傾向が続けば、100年以内に地球上の成長は限界に達するとの警告でした。その警告は、1971年に発足した世界経済フォーラムの中心テーマとして引き継がれています。そのメンバーは、世界の第一線級の実業家、政治家です。実は、プーチンさんもそのメンバーのはずだったのですが、最近そのサイトからプーチンさんの名前が消されたようです。

世界経済フォーラムの年1回の会合は、スイスのダボスで開かれることからダボス会議の名で知られています。そこにおいては、限りある地球環境における人口コントロールは最重要課題です。人口削減計画が待ったなしの現実的課題になっています。

さらに、1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミット、環境と開発に関する国際連合会議で採択された、21世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国及び関係国際機関が実効すべき行動計画、アジェンダ21も、2030年までに地球人口85%削減の目標を掲げているとも言われています。

キッシンジャー、ビル・ゲイツ、ジャック・アタリといったそうそうたる人物によって、人口削減についての具体的発言が現実味を帯びています。キッシンジャーは2009年のWHOの会

合で、「羊たちが強制ワクチン接種を受け入れたときにゲームオーバーです。……ワクチン接種が成功すれば若者たちの遺伝子は組み換えられ、子を産めなくなります。」と語ったそうです。ビル・ゲイツが「ワクチンで人口削減が可能」と語った動画がネットでは流れています。

フランスのミッテラン大統領の顧問を務め、今のマクロン大統領の後ろ盾となった文明史家ジャック・アタリは、「将来的には人口を減らす方法を見つけることが問題となるでしょう。なぜなら、人間は60から65歳を過ぎると、生産するよりも長く生きることになり、社会に多大な負担をかけるからです。……これらのグループを対象とした安楽死は、あらゆる場合において、将来の社会に不可欠な手段とならざるを得ません。もちろん、死刑にしたり、収容所を造ったりすることはできません。それが自分のためになると信じさせることで、彼らを排除するのです……」。信じたくありませんが、30年前にこう語っています。

「もう人口減少を嘆くのをやめませんか。人口が減ったってやっていけるという自信が大切。将来に悲観する1億2,000万人より、将来に自信と楽観を持つ6,000万人のほうが強い。人口減少を強みに変えよう」と語ったのは、小泉進次郎議員でした。小泉進次郎議員は世界経済フォーラムのメンバーで、影響のある若き世界指導者の一人に挙げられています。

こうした識者の考えがあることも踏まえ、人口削減計画があるとして、どう受け止めるべきか。私自身も分かりません。市長の、地球人類の将来を考えれば、やむを得ないことなのかどうか、このことについてお尋ねしたいと思います。

2番目です。

令和3年の超過死亡者数についてです。

厚生労働省人口動態調査速報値によると、令和3年の死亡数は131万8,263人、前年に比べて

6万7,445人増えています。厚生労働省が公表している令和3年のコロナ死は1万4,926人でした。このことについて、2点、お尋ねします。

この超過死亡数の多さについて、昨年の超過死亡の多さについて、ワクチン接種のせいであるのではないかという話がネットでは出回っています。これについてどうお考えか、お聞きしたい。

2番目、南陽市における数値は前年比、令和3年と令和2年を比べてどうだったか、このことについてお聞きしたいと思います。

それから、次の問題、3番目です。

伝え聞いた戦時中のような今の状況についてです。

私が生まれる2年前まで日本は戦争状態にありました。冷静に考えれば小学生でも負けることが分かる戦争だったことはよく聞かされました。物が途絶えれば戦いようがないのです。それを、精神力で補おうとしたのがあのときの日本でした。欲しがりません、勝つまでは、月月火水木金金、民一億の体当たり、おのれ殺して国生かせ、そうしたスローガンの下、松の根を掘らせられ、風船爆弾をつくらされ、金属の供出を命ぜられ、戦地では神風特攻隊、内地では竹やり訓練、逆らえば非国民、マスクを外せば非国民、これ似ている。あんな時代は二度とあってはならないというのが、我々の受けた教育のはずでした。

ところが、コロナ騒ぎがもたらした今の世の中、どうもそのときと同じように思えてなりません。今の状態はかなり異常です。現在の異状をどう認識しているか。異状を異状と言えるのが正常な感覚というものです。コロナ騒ぎが収まった後をどう考えるかということからも重要と考え、お尋ねします。

一つ、行政における異状をどう認識しているか。

もう一つ、教育現場の異状をどう認識するか。

次、大きな2番目、ワクチン接種についてです。

昨日の県議会でも、子供へのワクチン接種の不安について問題になっていましたが、ほとんどコロナによる被害のない若年層にまで、なぜ、治験中のワクチンを接種しなければならないのか、私にはどうしても理解できません。

スパイクタンパクによる心筋炎の危険性もさることながら、ワクチン接種によって、本来備わる免疫機能が阻害されるということが恐ろしい。よくよく考えて判断してほしい。その必死の思いがなかなか理解してもらえず、先日の全員協議会で私の取った行動が問題にされたりもしたわけですが、南陽市におけるワクチン接種の現状について、最新情報をお尋ねしたいと思います。

1、若年層への接種の現状について。

その1、30代以下の接種状況は。

そして、11歳以下の申込み、そして、現在の接種状況は。

2番目、副反応について。

接種会場内での副反応はどんな様子だったか。これまでの様子についてお聞かせいただきたい。

2番目、市で把握している接種会場からは、その後の副反応もひっくるめて、市で把握している副反応についてお尋ねしたいと思います。

以上、長々述べましたが、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 5番高岡亮一議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、コロナ禍をどう見るかについての御質問の1点目、ローマクラブ「成長の限界」での人口削減計画があるとして、どう受け止めるべきかについてですが、御質問の計画について、まず、あるかないかを確認することが重要であ

ると考えております。

次に、令和3年の超過死亡者数についての御質問の1点目、令和2年より同期比で令和3年が多い理由がワクチン接種とする説についてでございますが、多様な考え方がありと認識しております。

次に、令和3年の超過死亡者数についての御質問の2点目、南陽市における数値についてお答えいたします。

超過死亡者数とは、本来想定される死亡者数よりも超えた死亡者数のことであり、本市においては、毎月想定される死亡者数については確認していないため、議員御質問の御趣旨には沿わないかもしれませんが、令和2年と令和3年の各月の死亡者数をお話いたします。

令和2年1月の死亡者数は37人、2月は37人、3月は51人、4月は44人、5月は34人、6月は50人、7月は31人、8月は33人、9月は37人、10月は39人、11月は36人、12月は25人で、年間の合計は454人でございます。

それに対しまして、令和3年の死亡者数は、1月は51人で、前年同月比37.8%増、2月は31人で、同じく16.2%減、3月は44人で、同じく13.7%減、4月は33人で、同じく25%減、5月は42人で、同じく23.5%増、6月は35人で、同じく30%減、7月は30人で、同じく3.2%減、8月は39人で、同じく18.2%減、9月は48人で、同じく29.7%増、10月は41人で、同じく5.1%増、11月は32人で、同じく11.1%減、12月は33人で、同じく32%増、年間の合計は459人です。令和2年の454人と比べますと5名増、前年比で言いますと1.1%の増でございます。

次に、伝え聞いた戦時中のような今の状況についての御質問の1点目、行政における異状をどう認識するか及び2点目の教育現場の異状をどう認識するかについてでございますが、パンデミックが発生している現状を異常な状況だと認識しております。



続きまして、ワクチン接種についての御質問の1点目、若年層への接種の現状についてでございますが、30代以下の方の約8割が2回接種をされておりまして。そのうち、2月末現在で297の方が3回目の接種をされておりまして。

11歳以下の申込み状況については、午前中の一般質問でもありましたけれども、希望調査の結果、対象者1,740人のうち、1,077人、61.8%の方が接種を希望されておりまして。

次に、2点目の副反応についてでございますが、12月議会でも答弁いたしましたとおり、国が報告を求めている副反応疑いに該当する事例はございません。

また、接種会場においては、気分が悪くなったという方がいらっしゃいましたが、お医者さんとかとお話をされているうちに回復されて、何事もなく戻っていかれたという事例があったと聞いております。

以上でございます。

○議長 再質問に入ります。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 丁寧なデータ等、いろいろありがとうございました。

人口削減計画というのは、これは、このコロナが始まって、そしてワクチン接種が進められるようになって、ネット上などではしきりに言われたことで、私自身、ただこれは、そんなばかなというふうな思いでございました。しかし、何で今、この時期にこういった形でしなければならないのかといったときに、どうしてもそこに行ってしまうんです。これ、本当に誰も信じたくない、こんなばかなことってあるかという。

そこで、私自身も非常に思い悩んでおりますんで、その辺、仮にあるとして、市長はそれをどう捉えられるか。私自身それを人類全体として考えたときに、現在人口70億人と言ってます。それが、2050年には95億人になる。それでは人類が立ち行かない。今から何とかしなければな

らない。日本の場合は、昨日、山口裕昭議員の質問にもありましたように、一体どうやって人口が減るのを食いとどめるか、必死で南陽市も頑張っているわけですけども、世界全体を見回したときにそういった状態だとすれば、一体どういうふうを考えればいいのかという、私自身ははっきり言って答えが見つからない。

その辺で、仮にこれからの人口がそのように増えていくことを考えたときに、SDGsに一生懸命な市長自身がどのようなふうにそれを考えられるか、それを最初にお聞きしたかった質問ですので、非常に大変な質問で、言葉尻をつかまえるようなことはしませんので、ちょっと本当のところ、どう考えればいいのか、語っていただきたいと思っております。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 先ほどは、まず、あるか、ないかを確認することが重要というふうにお話ししたのは、やはり神聖な市議会の議場において、あるか、ないかがはっきりしないことについて、どちらと仮定して話すのも不相当であろうという考えに基づくものでございます。

先ほど議員は、報道機関の報道を鵜呑みにすべきではないとおっしゃいまして、それは私も全く同感でございます。

一方で、ネットの話はもっと鵜呑みにしてはいけないというふうに、私は思っています。相当、報道機関よりもネットの情報というのは玉石混交であると思っておりますので、それが事実なのか、そうでないのかというのはよくよく確認しなければいけない。ということで、この人口削減計画があるか、ないかは仮の話なので、やはりお答えすることはできません。

が、人口爆発が地球環境に与える影響というのは、人口削減計画があろうがなかろうが現実化してまいります。そのときに、地球が一つの生命体と、ガイア説もあるわけでありまして、

考えるとして、増え過ぎた地球上の特定の生物について、自然の意思として減らそうというふうに考えることはあるかもしれないというのが、私は学生時代にSFを好んで読んでいた世代でありますので、感じるころでもあります。

そしてまた、日本が人口減少で、少子高齢化で世界に先駆けて苦しんでいるというのは、これもまた、そうした自然の意思かもしれないということを、市長としてではなく、行政の立場でもなく、個人的に感じたことはございます。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 市長の本心というか、今、お聞きしたようで、ただ、私もどちらかという、もう何もかも考えながら自然がうまくやってくれるというような考え方ですので、人口削減計画という、人間、下手なそういったさかしらな知恵を振り回してどうこうするのは嫌というのが私の基本的な感覚ですので、市長の言われること、よく分かります。

ただ、今日の前段で質問に入る前に、今のロシア、ウクライナ情勢、それを見るにつけても、どうも、いわゆるグローバリゼーションというのが、人間の本性に逆らった形で世の中全体が動いている面があるのではないかと。もっと自然に、人間本来の自然な感覚、当たり前の感覚、それに戻る必要があるのではないかと。もう、その辺のせめぎ合いが今回のロシア、ウクライナの対立に出ているんでないかというのが、私なりに、ここ数日の間にたどり着いた結論だったんです。それが、その人口削減計画という、人間のさかしらな知恵でどうこうできるもんだという、そういうふうな世の中全体の流れに何とか逆らえるものなら逆らっていくべきではないかなというような私なりの感覚がありますので、その辺、市長の感覚の中にも共通なところを感じたこと、私、よかったと思っています。

次、それから超過死亡者数の問題です。去年、私、この問題、7月に初めて知って、これは大

変なことだということで、市長に直談判に及んだことがありました。当時、青年市長会の会長だった市長に、青年市長会でこのワクチン接種の問題を正式に取り上げて問題にさせていただきたい。青年市長会議は、泉大津の南出市長さんが、ワクチンに対して非常に危機感を持っているいろいろやっておられる例もありましたんで、南出市長さんもおられることなんで、一緒にやってもらえないかと言ったときに、市長御自身は、いや、南出さんは87人のうちのたった一人で、違う意見の人なんだというようなことで一蹴されたと思うんですけれども。南陽市の場合は思ったほどというか、ほとんど前年と同じ死亡者数なんで、私もちょっと胸をなで下ろしたところがあるんですけれども、日本全体では6万人からの死亡者が増えているというような状況、これ、今後どういふようになるか。いろいろと、ネットは玉石混交ということであれなんですけれども、私なりの正しいと思える情報の中では非常に心配している情報がいっぱいあります。そういったところで、中には、石もあれば玉もある。そういったところで、何が正しいかということを見極めることは非常に重要だと思うんで、私も、今後、それ、注目していきたいと思えますんで、市長もその辺、ぜひ注目していただきながら、これからの南陽市政、非常に厳しい中、これからこのコロナがどういふふうなことになるか、そういったことを考えながら注目していただきたいと思います。

コロナの問題なんですけれども、オミクロンで死亡者数が増えているというような話、先ほど佐藤議員のほうからもありましたけれども、どうもコロナ自体が収束の方向に向かっているのではないかというのが私なりの認識なんです。

というのは、世界の感染対策状況というのが出ておりまして、今までの感染対策をそのまま引き継いでいるのはほとんど日本だけなんです。

デンマーク、2月1日から全規制撤廃。フラ

ンス、屋外マスク義務中止。スウェーデン、2月9日から全規制撤廃。ノルウェー、2月1日から全規制撤廃。英国、マスク着用義務撤廃。アイルランド、2月1日全規制撤廃。スイス、隔離義務、在宅勤務義務を撤廃。スイス、2月17日からワクチンパスと屋内マスクも撤廃。米国、州によって規制撤廃。タイ、今年中にPCR撤廃。イスラエル、グリーンパス廃止。フィンランド、今月から全規制撤廃。リトアニア、今月から全規制撤廃。フランス、2月2日に既にマスク義務解除。スペイン、2月10日にマスク義務解除。イタリア、2月11日に屋外に限りマスク義務解除。ニューヨーク、マスク着用義務撤廃。カナダ、アルバータ州、いきなりワクチンパス廃止。タイ、既に隔離なし入国可、要接種。フィリピン、セブ島、3月1日から隔離なしで入国可。日本、全ての感染対策が幼児まで。

これ、先ほど異状をどういふように捉えるかということの質問に対して、非常に素っ気ない答弁だったわけでございますけれども、もう少し具体的にここがおかしいなというのが出てくればいいなと思ひながら、私、質問したんですけども。そういった中で、一番、私なんかは異状で困ったなというのがマスクなんです。この間も全員協議会でマスク外すなと言われてたけれども。本当に切ないんだよ、マスクしているのは。

その辺で、まず、私なんかは大体一日家にいる仕事なんでマスク外しているんだけど、これ、職員の皆さん、勤め人の方、本当に大変なことだと思うんですけども、その辺の異常感覚というか、ちょっと市長、マスクについてその辺どういふふうに思っておられるか、お聞きしたいです。

○議長 答弁を求めます。

市長。

○市長 マスクをほとんどの人がつけている状

況というのは、もちろん異状です。なぜつけているかという、感染の拡大を防ぐためなんです、これは高岡議員のお考えとは違ひかもしれません。

超過死亡について申し上げれば、6万人以上死亡者数が増えているということではありますが、南陽市ではたった5人、たった5人とは言えませんが、ほとんど変わりがなかった。このこととどういふふうに関心するのせいだとする場合に整合を取るかということが一つ。

それから、6万人の中には、超過死亡が多かったものを都道府県別に見ますと、大阪府をはじめ、コロナが非常に感染拡大した地域において、超過死亡数が都道府県別では多かったということが、データ上はつきりしております。しかもそれは、昨年7月までに高齢者接種がほぼ完了したわけですが、その前の段階で超過死亡が多くあったということがデータ上、分かっております。ということは、コロナのワクチン接種による効果が発現する前に死亡者数が増えていたのではないかとというのが私の考えでございます。

そしてまた、この異常な状況でありますけれども、我々人類が経験した様々な疫病、特に人口の3分の1が減った、死亡されたというような非常に大型の疫病もありました。そういったことを考えると、そしてまた、今回コロナウイルスによって、全世界では600万人を超える死亡がカウントされている。その中には適切でないものも含まれていると私も思います。

しかしながら、いづれにしても通常の状態ではない、実際の重症化であるとか死亡が確認されているわけで、それを防ぐためにこのマスクやうがい、手洗いをしているというのは、しかもそれが日本において諸外国よりもしっかり行われているというのは、むしろ私は日本人の公衆衛生観念の高さが表れているというふうに思います。

諸外国においては個人の自由を重視する風潮が高いことから、一般的な風潮に従うのをよしとしなかったりするように見受けられますが、日本においては、全体の公衆衛生を考えて行動される方が多い。そして、実際そのことが日本における死亡者数や感染者数の増加を抑えていると、これも数字上から分かるのではないかと、このように考えております。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 市長、いろいろ超過死亡等についても独自に調べていただいたようで、ありがとうございます。

マスクの問題ですけれども、これ、やっぱり教育現場を私は一番心配しているわけです、本当に。その辺について、先ほど教育長のほうからの話はなかったんで、教育長、マスク、これからどうするといいか、ちょっと教育長なりのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 答弁を求めます。

教育長。

○教育長 高岡議員の御質問にお答え申し上げます。

やはり教育現場においてマスクを着用するというのは、様々課題はあると思います。特に、発達段階、特にまだ小さいお子様に限って申し上げれば、人の表情を理解できないという、これ、大きな問題であるというふうに思っています。

しかしながら、やはり第一義的に命を守るというようなことがございますので、どちらが大事と言われれば、私は命を守ることが大事であるというふうに認識しているところでございます。

○議長 5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 先ほど市長のほうからも、疫病の恐ろしさ、もうかかった人の3分の1が死んでしまうような疫病というのも、これまで人類、日本人、山形県人も経験してきているわけ

です。それに比べて、この今のコロナ、オミクロンになっているコロナ、どれだけ恐ろしいか。これ、私、最初から言ってきた。そのこととマスクの及ぼす子供たちへの影響をはかりにかけたとき、どっちをどう判断するかという、これ、まともな感覚で考えないと、まさに、私、先ほど言った先の戦争という、あれと同じような状況に、今日本国中がなっているのではないかと。

マスクが、その単なる感染予防でなくて、従順であるかどうか、そのことの指標になっている。それが、私はそう思えるから、私はそれが非常に怖い。このままで、それこそ日本人が気持ち一つになって突き進める、そういった日本人であることは、ある意味望ましいかもしれませんが、しかし、それが先ほど言ったように、先の戦争、当たり前を考えれば負けるのが分かっている戦争、それに精神力で立ち向かってあの結果になった。それと同じような形に、今、あるのではないかと。

その中で、一体何が正常なのか。それを一人一人が本気で考えてみる必要があるのではないかと。もうみんながこうしているから、俺もこうしなければならぬ。それはそれで大事なときはあるけれども、このマスクに見られるような今の状況は、異状の極みと私は思う。予防とはかりにかけてみる。何の予防。コロナになって、コロナで本当にかかって死んだ人、ほかの病気もなくて、純粹にコロナで亡くなった人が1万4,000人の中にどれだけいるか。そういうことを最後に訴えて、今、我々は非常に異常な状態にいるということを一人一人自分の中で考えるときなのではないかと、私自身そう思っていますので、それを強く訴えて質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 以上で5番高岡亮一議員の一般質問は終了いたしました。御苦労さまでした。

以上をもちまして、通告されました7名の一般質問は全て終了いたしました。

長時間御苦労さまでした。

質問された議員、答弁なされた執行部各位の  
労をねぎらい、今後の市政運営に活かされるこ  
とを期待しております。

~~~~~

散 会

○議長 本日はこれにて散会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 1時51分 散 会

令和4年3月17日（木曜日）

本 会 議

令和4年3月17日（木）午前10時00分開議



議事日程第4号

令和4年3月17日（木）午前10時開議

議会報告 議会運営委員長報告

（総務常任委員長報告）

日程第 1 議第 15号 行政不服審査会に関する事務の委託について

日程第 2 議第 16号 南陽市行政不服審査法施行条例を廃止する条例の設定について

日程第 3 議第 17号 南陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第 18号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議第 22号 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」の指定管理者の指定について

（文教厚生常任委員長報告）

日程第 6 議第 19号 南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第 21号 置賜広域行政事務組合理約の一部変更について

（産業建設常任委員長報告）

日程第 8 議第 20号 南陽市ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例の制定について

（予算特別委員長報告）

日程第 9 議第 7号 令和4年度南陽市一般会計予算

日程第 10 議第 8号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計予算

日程第 11 議第 9号 令和4年度南陽市財産区特別会計予算

日程第 12 議第 10号 令和4年度南陽市育英事業特別会計予算

日程第 13 議第 11号 令和4年度南陽市介護保険特別会計予算

日程第 14 議第 12号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 15 議第 13号 令和4年度南陽市水道事業会計予算

日程第 16 議第 14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算

(追加議案)

日程第 17 議第 24号 南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第 18 議第 23号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第1号)

日程第 19 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

日程第 20 発議第2号 高岡亮一議員に対する問責決議

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

◎出席議員（17名）

1 番	伊 藤 英 司	議員	2 番	佐 藤 憲 一	議員
3 番	山 口 裕 昭	議員	4 番	島 津 善 衛 門	議員
5 番	高 岡 亮 一	議員	6 番	高 橋 一 郎	議員
7 番	舩 山 利 美	議員	8 番	山 口 正 雄	議員
9 番	片 平 志 朗	議員	10 番	梅 川 信 治	議員
11 番	川 合 猛	議員	12 番	高 橋 弘	議員
13 番	板 垣 致 江 子	議員	14 番	高 橋 篤	議員
15 番	遠 藤 榮 吉	議員	16 番	佐 藤 明	議員
17 番	殿 岡 和 郎	議員			

◎欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白 岩 孝 夫	市 長	大 沼 豊 広	副 市 長
嵐 田 淳 一	総 務 課 長	吉 田 弘 太 郎	技 術 調 整 主 幹
嶋 貫 憲 仁	みらい戦略課長	佐 野 毅	情 報 デ ジ タ ル 推 進 主 幹
高 橋 直 昭	財 政 課 長	矢 澤 文 明	税 務 課 長
高 野 祐 次	総 合 防 災 課 長	鈴 木 博 明	市 民 課 長
尾 形 久 代	福 祉 課 長	大 沼 清 隆	すこやか子育て 課 長
穀 野 純 子	ワクチン接種 対 策 主 幹	島 貫 正 行	農 林 課 長
寒 河 江 英 明	農 村 森 林 整 備 主 幹	長 沢 俊 博	商 工 観 光 課 長
栗 野 清	建 設 課 長	佐 藤 和 宏	上 下 水 道 課 長
大 室 拓	会 計 管 理 者	長 濱 洋 美	教 育 長
穀 野 敏 彦	管 理 課 長	佐 野 浩 士	学 校 教 育 課 長
山 口 広 昭	社 会 教 育 課 長	土 屋 雄 治	選 挙 管 理 委 員 会 長
細 川 英 二	監 査 委 員 事 務 局 長	安 部 浩 二	農 業 委 員 会 長

事務局職員出席者

安 部 真 由 美	事 務 局 長	太 田 徹	局 長 補 佐
江 口 美 和	庶 務 係 長	丸 川 勝 久	書 記

~~~~~

## 開 議

○議長（高橋 篤議員） 御一同様、御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

昨夜、11時36分に、東日本大震災を思い起こすような大きな地震がありました。本市においては大きな被害もなく、安心しているところでもあります。しかし、福島県、宮城県では被害も発生しているようで、一日も早い復旧を願うものであります。また、同程度の地震が発生するという報道もございますので、十分気をつけていただきたいと思います。

これより、本日の会議を開きます。

ただいま出席されている議員は全員であります。

よって、直ちに会議を開きます。

なお、当局より、説明員青木勲代表監査委員は、都合により欠席する旨通知がありましたので、御報告いたします。

本日の会議は、お手元に配付してございます議事日程第4号によって進めます。

~~~~~

議会報告 議会運営委員長報告

○議長 ところで、本日の会議の運営等について、議会運営委員長より報告を願います。

議会運営委員長 山口正雄議員。

〔議会運営委員長 山口正雄議員 登壇〕

○議会運営委員長 おはようございます。

3月定例会の最終日であります本日の議会運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

初めに、付託議案の審査の結果についてであ

りますが、各常任委員長報告、続いて予算特別委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行うことにいたしました。

次に、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、条例案1件、補正予算案1件、発議案2件の計4件であります。

条例案1件につきましては、提案理由説明、質疑の後、総務常任委員会に付託し、本会議休憩中、委員会を開催し審査、審査終了後、委員長報告、質疑、討論、表決の順で行なうことといたしました。

補正予算案1件につきましては、提案理由説明、質疑省略、予算特別委員会に付託し、本会議休憩中、同委員会を開催し審査、審査終了後、同委員長報告、質疑、討論、表決の順で行うことといたしました。

発議案2件につきましては、1件ずつ上程とし、提案理由説明、委員会付託省略、質疑、討論、表決の順で行うことといたしましたので、御審査くださるようお願いいたします。

次に、本日の会議の日程であります。お手元に配付してあります議事日程第4号により行うことといたしました。

以上、本定例会の最終日の運営につきまして、議会運営委員会において協議、決定いたしましたので、議員各位の御賛同と御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

~~~~~

（総務常任委員長報告）

日程第1 議第15号から

日程第5 議第22号まで計5件

○議長 日程第1 議第15号 行政不服審査会に関する事務の委託についてから日程第5 議第22号 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」の指定管理者の指定についてまでの議案5件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案5件について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 島津善衛門議員。

〔総務常任委員長 島津善衛門議員 登壇〕

○総務常任委員長 おはようございます。

それでは、私から、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案5件について、日程に従い、去る3月2日午前10時から全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議第15号 行政不服審査会に関する事務の委託についてと議第16号 南陽市行政不服審査法施行条例を廃止する条例の設定についての議案2件については、関連がありますので一括して審査いたしました。

当局から、議第15号については、本年4月1日から、行政不服審査会の事務を山形県に委託することについて規約を定め、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであること。

また、議第16号については、山形県に委託することに伴い、南陽市行政不服審査会の廃止のほか、行政不服審査会委員の報酬に係る規定の削除、また、手数料条例の一部改正を行うものとの説明がありました。

委員からは、委託する事務の内容と県内での委託予定自治体数について質問があり、当局からは、市で実施している事務の全てを委託するのではなく、これまでの南陽市行政不服審査会に諮問し答申いただいていた部分を山形県行政審査委員会に委託すること。また、県内での委託予定は本市を含め3市、22の全町村と一部事務組合を含めた40団体であるとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次

第であります。

次に、議第17号 南陽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び全職員の育児休業取得に係る勤務環境を措置するため、国の制度に準拠し、所要の改正を行うものであります。

当局から、主な改正内容は、育児休業を取得する際の在職期間1年以上という要件の廃止及び職員から妊娠、出産等の申出があった場合の制度説明の明文化など、勤務環境の整備を行うものとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第18号 南陽市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、未就学児である被保険者の均等割を従来の半額にするなど、所要の改正を行うものであります。

当局から、均等割については、現在、世帯の所得に応じて7割、5割、2割を軽減する制度はあるが、このたびの改正はこれに加えて、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子供の均等割を半額にする改正であるとの説明を受けました。

委員からは、対象となる未就学児の人数と、ようやく子供の均等割を半額に改正しても、また課税限度額が上がるのではないかとの質問があり、当局からは、対象者は約130人であること、また、昨年末に政府の税制改正大綱が示され、来年度は課税限度額が上がる予定になっているとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議第22号 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」の指定管理者の指定についてを申し上げます。

本案は、令和4年6月開業予定の南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」を、南陽市公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例の規定により、指定管理者を南陽市赤湯財産区に指定するものであります。

当局からは、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とし、選定に当たっては、温泉供給という専門性とこれまでの公衆浴場運営の実績から、公募によらず選定を行ったとの説明を受けました。

委員からは、職員の人数や駐車場の管理体制について質問があり、会計年度任用職員としては、廃止される公衆浴場の管理人を含め6名で、駐車場の管理は、建物と同じく温泉事務所で行うとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第15号 行政不服審査会に関する事務の委託についてから議第22号 南陽市公衆浴場「赤湯温泉 湯こっと」の指定管理者の指定についてまでの議案5件について、総務常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第

15号から議第22号までの議案5件は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(文教厚生常任委員長報告)

日程第6 議第19号及び

日程第7 議第21号の計2件

○議長 日程第6 議第19号 南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第7 議第21号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についての議案2件について、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 殿岡和郎議員。

〔文教厚生常任委員長 殿岡和郎議員 登壇〕

○文教厚生常任委員長 おはようございます。

私から、文教厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において当委員会に付託されました議案2件について、日程に従い、去る3月3日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査させていただきました。その経過と結果について報告を申し上げます。

初めに、議第19号 南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、南陽市いじめ問題専門委員会及び南陽市いじめ重大事態再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるための臨時委員を置くことができることとするため、条例の一部を改正するものであります。

当局より、本年度の南陽市いじめ問題専門委員会の議論の中で、万が一、本市において重大

事態が発生した場合、より公平性、中立性が確保できる調査審議ができるようにする必要性について指摘があったことから、南陽市いじめ問題専門委員会及び南陽市いじめ重大事態再調査委員会に、法律、医療、心理、福祉、教育等に関し専門的な知識と経験を有する臨時委員を置くことができるようにすることであること、また、調査審議の対象となる事案の関係者と利害関係を有するなど、調査審議の中立性を損なうおそれがある委員、または臨時委員を当該調査審議に加えないことができるようにし、適切に調査審議ができるよう、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、置賜広域行政事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条及び第290条の規定により、本市議会の議決を要するものであります。

当局より、置賜広域行政事務組合が行う共同処理する事務について、米沢市、南陽市、高畠町及び川西町に係るし尿共同処理施設の設置及び管理運営に関する事務を、し尿受入れ施設の設置及び管理運営に関する事務に変更するとともに、南陽市、高畠町及び川西町に係るし尿の収集運搬に関する事務を、し尿収集手数料の徴収に関する事務に変更するほか、規定の整備を図るため、置賜広域行政事務組合規約を変更するものであるとの説明がなされました。

また、規約の変更は令和7年4月1日からありますが、入札等の準備行為が令和4年度から始まるため、本定例会での提案となることの説明がなされました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しまし

た。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対し質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第19号 南陽市いじめ防止対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第21号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についての議案2件について、文教厚生常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第19号及び議第21号の議案2件は、文教厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(産業建設常任委員長報告)

日程第8 議第20号 南陽市ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第8 議第20号 南陽市ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題となっております議第20号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 片平志朗議員。

〔産業建設常任委員長 片平志朗議員 登壇〕

○産業建設常任委員長 おはようございます。

私から、産業建設常任委員会の報告を申し上

げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案1件について、日程に従い、去る3月4日午前10時から議員全員協議会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

それでは、議第20号 南陽市ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、ビジネスホテル誘致に係る奨励措置の内容を見直すため、所要の改正を行うものがあります。

当局より、平成31年から施行のこの誘致条例を基に、誘致活動及び関係事業者との打合せを重ねてきたが、まだ目標達成に至っていないため奨励措置を見直すものであるとの説明を受けました。

委員からは、コロナ禍でもあるので、延長は5年ではなく、もっと延長すべきではないか、また、土地を無償提供するくらいの奨励措置でないと誘致実現は難しいのではないかと意見が出され、当局からは、コロナ禍で誘致活動が思うように進んでいない状況であるが、まずは延長するこの5年間の中で、引き続き誘致活動を行っていく。また、土地については候補地となりそうなところを調整中であるとの説明がありました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの産業建設常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結

いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第20号 南陽市ビジネスホテル誘致条例の一部を改正する条例の制定については、産業建設常任委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、議第20号は、産業建設常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

日程第 9 議第 7号から

日程第 16 議第 14号まで計 8件

○議長 日程第9 議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算から日程第16 議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算までの予算案8件を、議事の都合により一括議題といたします。

ただいま議題となっております予算案8件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 殿岡和郎議員。

[予算特別委員長 殿岡和郎議員 登壇]

○予算特別委員長 おはようございます。

私から、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、令和3年度各会計補正予算6件及び令和4年度各会計当初予算8件の計14件であります。

このうち、令和4年度当初予算8件について、去る3月11日と14日の2日間にわたり委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみ

を御報告させていただきます。

初めに、議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算であります。本案件につきましては、委員より反対の意思表示がありましたので、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、

議第8号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計予算

議第9号 令和4年度南陽市財産区特別会計予算

議第10号 令和4年度南陽市育英事業特別会計予算

議第11号 令和4年度南陽市介護保険特別会計予算

議第12号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 令和4年度南陽市水道事業会計予算

議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算

以上の当初予算7件は、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長 これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し質疑ございませんか。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 この間の予算委員会の最後のところで、私が質問しまして、非核平和の集いの580万円、これの使い道として、「流れる雲よ」に、それに使うのかどうか、それに使わないということであれば、私は予算に賛成したんですけれども、その返答を、その予算委員会の中で得られませんでしたので、私は反対ではなくて保留の意味で……

○議長 高岡議員。今は、予算委員長に対して

の……

○高岡亮一議員 予算委員長に聞きたいのです。それで、予算委員長から指名を受けましてその発言をしたんですけれども、予算委員長のほうで、その私の発言をそのままカットというか、そういうような形で、無視の形になりましたので、改めて、あの580万円が「流れる雲よ」に使う使わないというふうな確言を得られるかどうか、それを予算委員長のほうにお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長 予算特別委員長 殿岡和郎議員。

○予算特別委員長 過日の予算委員会については、各委員、それから当局も当然あの状態を見て、あるいは聞いておるわけでございますから、その私の対応とか、高岡委員に対する私の発言、それから処理については、私は間違いないというふうに思っております。ただ、今、高岡議員がおっしゃったその当局の流れる雲云々に対する答弁については、委員長の管轄外でございますから、議長を通じて、当局より必要であれば御返答をお願いをしたいと、こういうように思っています。

○議長 高岡議員、どうでしょうか。

きちっと立ってお願いします。

○高岡亮一議員 今、予算委員長のほうからの議長へのお願いありましたので、私もそのようにしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 答弁を求めます。

嵐田総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

予算特別委員会の場でも申し上げましたが、具体的な部分については決まっております。

○議長 高岡議員。

○高岡亮一議員 私は、「流れる雲よ」につきまして、この間も申し上げましたが、命あればこそ生かせる大義もあると、この言葉自体、私

も必ずしも否定するものではありません。ただ、ここでいう大義が、これまでの私がつたつたこの議場で述べてきましたように、例えばワクチン接種することが大義であったり、ロシアに対して一方的に断罪することが大義であったりするような……

○議長 高岡議員。マイクでしっかりと聞こえます。もう少し……

○高岡亮一議員 そのくらい、こっちも気持ちが入って言っているんだって。

○議長 穏やかになってください。ここは議場です。

○高岡亮一議員 はい、分かりました。
ただ、今、世の中の事態が……

○議長 静かにお話ししてください。

○高岡亮一議員 分かりました。努めて冷静に話します。

今の世の中自体が、私から見れば、本当に間違った方向が、さも大手を振って大義のような格好をして動いている。これが私は必死でこれにはあらがっていかねばならないと、私なりに思っているところであります。私は、あのとき保留しました。ただ、これからまだ決まっていないうことであれば、私はこれからこのことについては、いろんな機会に論議していくということを前提にして、予算には賛成します。

以上。

○議長 質疑は3回までですので、ここで終了させていただきます。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算から、議第14号 令和4年度

南陽市下水道事業会計予算までの予算案8件は、予算特別委員長の報告のとおり決するに御異議ございませんか。

6番高橋一郎議員。

○高橋一郎議員 議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算についてですけれども、予算特別委員会で私も申し上げましたが、いわゆるこの中の総務費、総務管理費の非核平和の夕べに関しまして、今、高岡議員からも話ありましたが、けれども、「流れる雲よ」の小中学生に上演する機会を排除もしないというふうなことに理解をさせていただきましたので、私は反対の意を表したいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、6番高橋一郎議員より、議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算について異議がありましたので、分割して採決を行います。

まず初めに、議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算の採決を行います。

お諮りいたします。議第7号の採決は起立採決により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。

議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 御着席ください。

起立多数であります。よって、議第7号は原案のとおり決しました。

次に、お諮りいたします。議第7号を除く議案7件について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって議第7

号を除く議案7件については、原案のとおり決
しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

(追加議案)

**日程第17 議第24号 南陽市消防団員の
定員、任免、服務等に関する条
例の一部を改正する条例の制定
について**

○議長 日程第17 議第24号 南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 おはようございます。

ただいま上程されました議第24号 南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、南陽市消防団員の定数の適正化と処遇改善を図るため、団員数の推移や国の通知を踏まえ、団員定数及び報酬等の見直しなど所要の改正を行うものでございます。

以上、条例案1件につきまして提案理由を申し上げますが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております条例案1件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会に付託いたします。

なお、本議案の審査は、この後の本会議休憩中に総務常任委員会を開催し、審査願います。

○議長　ここで、暫時休憩いたします。
再開は予鈴をもってお知らせします。
午前10時42分　休　憩

午前11時10分　再　開

○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(総務常任委員長報告)

**日程第17 議第24号 南陽市消防団員の  
定員、任免、服務等に関する条  
例の一部を改正する条例の制定  
について**

○議長　ただいま議題となっております議第24号 南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 島津善衛門議員。

〔総務常任委員長 島津善衛門議員 登壇〕

○総務常任委員長　私から、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会最終日において、当委員会に付託されました議案1件について、本会議休憩中に、第2委員会室において、関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議第24号 南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを申し上げます。

本案は、南陽市消防団員の団員数及び報酬等の見直しに伴い、南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例及び南陽市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、1つは消防団員の条例定数を

891人から814人に減員すること。2つ目に消防団員の年額報酬の見直し、また、手当を廃止し、新たに出動報酬を創設するもので、具体的には、年額報酬の額は、団員の階級については1万6,500円から3万6,500円に増額し、年額の災害出動手当2,000円については、従事した時間区分での日額2,000円、4,000円、8,000円の3段階にすること、令和4年4月1日から施行するとの説明を受けました。

委員からは、今後の財政措置と市職員の団員数についての質問があり、当局より、今までは人口規模に応じた標準団員数、令和3年度は374人に3万6,500円を乗じた分などが地方交付税で交付されていたが、令和4年度からは、標準団員数の2倍までに見直される予定であること、また、消防団に加入している市職員は、令和2年度で31名であるとの説明を受けました。

審査の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　討論の希望がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第24号 南陽市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第

24号は、総務常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(追加議案)

**日程第18 議第23号 令和4年度南陽市
一般会計補正予算(第1号)**

○議長 日程第18 議第23号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

この際、市長に対し提案理由の説明を求めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長 ただいま上程されました議第23号 令和4年度南陽市一般会計補正予算(第1号)の補正予算案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の内容は、国の消防団の充実強化に向けた取組の中の一つとして、消防団員の報酬等の処遇改善と、新たな地方財政措置が示されたことに伴い、団員報酬等を改定するものであります。

財源につきましては、地方交付税のほか、基金繰入金で措置いたすものでございます。

以上、補正予算案1件につきまして提案理由を申し上げましたが、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算特別委員会において行うこととし、この際、質疑を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、この際、質疑を省略することに決しました。

ただいま議題となっております補正予算議案

1件は、会議規則第37条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、予算特別委員会に付託いたします。

それでは、予算特別委員会を休憩中に開催し、審査願います。

○議長　ここで、暫時休憩いたします。
再開は予鈴をもってお知らせします。
午前11時15分　休　憩

午前11時24分　再　開

○議長　再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

(予算特別委員長報告)

**日程第18　議第23号　令和4年度南陽市  
一般会計補正予算（第1号）**

○議長　ただいま議題となっております議第23号　令和4年度南陽市一般会計補正予算（第1号）について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長　殿岡和郎議員。

〔予算特別委員長　殿岡和郎議員　登壇〕

○予算特別委員長　私から、予算特別委員会の報告を申し上げます。

本定例会最終日において、当委員会に付託されました案件は、令和4年度一般会計補正予算1件であります。

これを審査するため、休憩中に委員会を開催し、審査を行いました。

当委員会は、議長を除く全員で構成されておりますので、審査経過などは省略し、結果のみを報告させていただきます。

議第23号　令和4年度南陽市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

○議長　これより質疑に入ります。

ただいまの予算特別委員長報告に対し、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　質疑がないようですので、質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　討論の希望がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第23号　令和4年度南陽市一般会計補正予算（第1号）は、予算特別委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　御異議なしと認めます。よって、議第23号は、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

(追加議案)

日程第19　発議第1号　ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

○議長　日程第19　発議第1号　ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

8番山口正雄議員。

〔8番　山口正雄議員　登壇〕

○山口正雄議員　私から、発議第1号　ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について、お手元の決議案の朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

2月24日、ロシアは、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を開始した。さらに、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしている。

ロシア軍の攻撃は民間施設にまで及び、幼い命が失われるなど罪のない民間人にも被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害す

る行為は、明らかに国際法、国連憲章に違反している。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないもので、断じて看過できない。

よって、本市議会は、ロシア軍によるウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

以上、提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員 8日の一般質問の冒頭でも申し上げましたが、西側報道機関による一方的な情報のみによって、ロシアが悪いとそういった判断を下すことに対しては、非常に私自身、危惧を持っております。

今日入った、今朝の私なりに入れた情報によりますと、既にウクライナのゼレンスキー大統領は、NATO加盟を諦め、ロシアとの対話に応じて、ロシア側の意向に沿った形での解決の道を探り始めたという情報があります。

また、ロシアと中国、この間私は一般質問の中で、たしか金本位制への移行というような話をしましたが、今日の情報ですと、ロシアと中国が一緒に通貨制度を発足させると。今までの

ドル中心の通貨制度から、ロシアと中国が組んで、そして実物経済中心の通貨制度に移行すると、そういった流れができています。これは、世の中全体が、かつてないほど大きな変動の時期を迎えている。今、ドル中心の経済は、まさにカネ自体に価値がある、持っていて何ぼの世界で、それに人間みんなくらまされて、使いたくないカネが、カネがさだけが多ければありがたい、そういった感覚に支配されてきたのはこれまでの世界です。

ところが、今回のこのウクライナ、ロシアの問題、その中で、ロシアあるいは中国までも巻き添えを食った経済制裁の中で、ロシアも中国もとうからそれを読み切っていて、そして持っていて何ぼの金融中心経済の社会から、世の中から、使って何ぼ、カネは我々が生きるために、物事を使うために、そのための手段にしか過ぎないんだというふうな、実物中心の経済社会への大きな転換、その時代を今迎えようとしている。その大きな流れの中にある今回のウクライナ、ロシア動乱であるということを、我々しっかり認識しなければならない。

これ、足元から崩される西側の金融中心経済社会からの必死のあがきが、今のマスコミのプロパガンダ報道になって表れているわけで、この間申し上げましたように、人口の半分以上が、もうロシア側、ウクライナ側ではないロシア側に、これからの将来を理解して、世界の地球人類の半分がその方向を向いているときに、南陽市議会が、むざむざとマスコミ報道に乗せられたまま、このような抗議文を出すことは、私は絶対反対です。

以上。

○議長 高岡議員。先ほども、私申し上げました。ここは神聖な議場であります。マイクで十分聞こえます。大きい声、私は罵声とも取りません。罵声とはでかい声ということ。だから、もう少し、皆さん聞こえますので、興奮しないで、

しっかりとゆっくりお話をしていただきたいと思
います。

○高岡亮一議員 はい、分かりました。

○議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結
いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がないようですので、討論
を終結いたします。

ただいま5番高岡亮一議員より反対の意見が
ありましたので、発議第1号の採決は、起立採
決により行いたいと思います。これに御異議ご
ざいせんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。

それでは、発議第1号に対して、賛成の議員
の皆さんの御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長 御着席ください。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に
断固抗議する決議に関しては、賛成多数であり
ますので、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

(追加議案)

#### 日程第20 発議第2号 高岡亮一議員に対 する問責決議

○議長 日程第20 発議第2号 高岡亮一議員  
に対する問責決議を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、  
5番高岡亮一議員の退席を求めます。

(「その前に」の声あり)

○議長 高岡議員、退席を求めます。

[5番 高岡亮一議員 退席]

○議長 ここで、提案理由の説明を求めます。

8番山口正雄議員。

[8番 山口正雄議員 登壇]

○山口正雄議員 私から、発議第2号 高岡亮  
一議員に対する問責決議について、お手元の問  
責決議案の朗読をもって、提案理由とさせてい  
ただきます。

我々南陽市議会議員は、市民から負託を受け  
た者として、その立場と職責の重さを深く自覚  
し、法令等を遵守し、高い倫理観をもって市政  
の発展と市民福祉の向上に努めなければならない。

しかしながら、高岡亮一議員については、令  
和3年度南陽市コロナ対応商店街販売促進緊急  
支援事業の補助金を活用して、令和4年1月3  
日に新聞折り込みされた地元商店街のチラシの  
中に、「よく考えて!!子供へのワクチン接種」  
のコメントとともに、自身が作成したブログの  
「オミクロンは風邪以下」、「ワクチンは百害  
あって一利なし」、「子どもにワクチン接種は  
不要」と題したページに誘導するQRコードを  
掲載して、自身の主義主張を拡散した。

チラシの新聞折り込みは、令和3年12月10日  
及び令和4年1月3日の2回にわたり行われた  
ものであるが、当該部分については、1回目の  
内容から変更され、2回目のチラシに掲載され  
たものである。チラシは、高岡亮一議員本人が、  
地元商店街の事務局として作成を担当し、市へ  
の届出なども本人が行ったものであるが、その  
際、市担当者及び地元商店街代表者に対し、こ  
うした内容を挿入することの具体的な提示など  
はなされなかったとのことである。

こうした結果、2回目のチラシの経費につい  
ては、補助の趣旨に反し不適切との判断から補  
助対象外となり、地元商店街で負担することにな  
った。

議員は、様々な主義主張を持つ市民の代表で  
あり、当然に言論の自由は認められるものであ



る。しかしながら、本補助事業については、コロナ禍の緊急対策として、コロナ感染拡大防止に努めながら、各商店街等が行う個人消費を喚起させる意欲的な取組を支援するとともに、新しい生活様式を踏まえ、各種ガイドラインを遵守し、感染拡大の防止に取り組んでいることを合わせて広報し、安全安心な商店街をPRすることが事業の趣旨でもあるにもかかわらず、補助事業という公金を活用して、自身の主義主張を拡散しようとしたこの行為は、多くの市民の信頼を著しく失墜させるものであり、断じて許されるものではない。

さらに、高岡亮一議員については、令和2年6月定例会一般質問での事実誤認に基づく発言により議事録を訂正、令和3年3月定例会予算特別委員会における利益誘導とも受け取られかねない発言、同3月には、日本赤十字社への議会と関係のない照会に常任委員会副委員長の役職を使用し、しかもあろうことか自身の所属委員会を誤って記載して照会したこと、同4月には、本会議の議題に関わる内部資料を、会議前に自身のブログに具体的に掲載するなど、本市議会としても、これまで再三にわたり本人に注意し、議員自らの意志と責任において自身の行動を改めることを期待したが、その都度注意していただきたい、との弁を繰り返すなど、改善の気配はみじんも感じられない。

これらのことは、南陽市議会の品位を著しく傷つけ、議会の秩序を乱す行為であり、これ以上看過することはできない。

よって、ここに高岡亮一議員に対し、今回の件について猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。また、今後、議員としての発言の重さ、その職責を深く認識し、高い倫理観と慎重な行動を強く求めるものである。

以上、決議する。

皆様の御理解をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきますと思います。

○議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は、委員会付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論の希望がないようですので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。発議第2号の採決は、起立採決により行いたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議なしと認めます。発議第2号高岡亮一議員に対する問責決議について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。(賛成者起立)

○議長 御着席ください。

全員賛成であります。よって、発議第2号高岡亮一議員に対する問責決議は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、5番高岡亮一議員の復席を求めます。

〔5番 高岡亮一議員 復席〕

○議長 私から、発議第2号に関して、高岡亮一議員に申し上げます。

全議員の賛成によって、問責決議は原案のとおり可決いたしました。高岡議員に、私のほうから申し上げたいと思えます。

我々市議会議員は、市民の皆様の負託を受け、

その立場と職責の重さを深く自覚をし、法令等を遵守し、市政発展と市民の福祉向上を願うのが務めとっております。今後は、議員として慎重な行動をお願いいたします。

以上です。

御意見等はお受けしません。

(「私はそれに対してどういうふうに述べたいことを表明すればいいんですか」の声あり)

○議長　それでは、私から申し上げます。

例えば、謝罪とかそういうものであれば、私はこの場でお引き受けします。それ以外のことであれば、お引き受けできません。

以上です。

(「もちろん謝罪含めてです」の声あり)

○議長　謝罪ですか。

(「はい。謝罪とお礼です」の声あり)

○議長　5番高岡亮一議員。

○高岡亮一議員　私のために、こういった形で貴重な時間を費やしていただくこと、改めて私自身ありがたく受け止めて、皆様方の御忠告を、私自身のどこまで肝に入るか分からないですけれども、私なりに受け止めさせていただきます。ありがとうございます。

○議長　高岡議員。あとは御着席ください。

○高岡亮一議員　市長にお聞きしたいです。

○議長　高岡議員、問責決議に関しては、南陽市議会の議会の中なんです。だから、市長にもし質問でもあれば、後で市長のところに直接お願いします。

以上です。御着席ください。

謝罪は、皆さん、今、高岡議員からお聞きしましたので。ここで終わらせてください。御着席願います。

最後にお諮りいたします。本定例会において議決されました議案の中で整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　御異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に提案されました議案等の審査は全て終了いたしました。

~~~~~

市長挨拶

○議長　ここで、市長より発言を求められておりますので、これを認めます。

市長。

〔白岩孝夫市長 登壇〕

○市長　3月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件につきましては、慎重に御審議を賜り、全議案とも原案のとおり御承認、御同意、そして御可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

定例会の中で、各議員からいただきました御提言等につきましては、可能なものからその実現に向け、努力をしまっている所存でございますので、今後とも御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、昨日、16日午後11時36分、福島県沖地震が発生し、全国で地震による被害が起こっております。その中には、人的被害も含まれるとともに、新幹線の脱線、あるいは高速道路の損壊等、多大な損害が発生する事態となっております。亡くなられた方に御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方の復旧が1日も早くかなうようお見舞いを申し上げ、本市といたしましても、できる限りの協力をしてまいります。というふうに考えているところでございます。

さて、新型コロナウイルスのオミクロン株による感染拡大の第6波が急激に拡大し、現在も

高止まりの傾向で感染が続いております。第3回目のワクチン集団接種を、先月からできる限り前倒しで実施し、5歳から11歳までの小学生にも、希望される方に迅速に接種ができるよう進めているところであります。オミクロン株のまん延とともに新たな変種も拡大している状況もございますので、今後も緊張感を持って感染防止に努めてまいります。

さて、世界がいまだ新型コロナウイルスの収束を見通せない中で、ロシアがウクライナに軍事侵攻するという暴挙に至りました。先ほど市議会としてロシアへの抗議決議を決定されましたことに、私も同じ思いを持つものでございます。本市が加盟する全国青年市長会では、この軍事侵攻に抗議する声明文を、ロシア連邦大統領及び駐日ロシア連邦大使宛てに、11日に発送いたしました。そして、日本政府のウクライナ難民支援の方針を受け、本市といたしましては、趣旨に賛同し、難民の受入れを表明するものでございます。今後、全国青年市長会を通じて政府に申入れすることとしておりますが、人道的な配慮に鑑み、関係各位の御協力を賜りながら、具体的な受入れに備えたいと考えておりますので、議員各位におかれましても御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

まもなく新年度を迎えようとしております。先日の施政方針で、令和4年度の施策の概要を述べさせていただきましたが、来年度は、南陽市につながり、つどう、様々な方々との御縁を結んで「南陽を世界ブランドに」という壮大な構想の実現に挑戦してまいります。新温泉施設「湯こっと」の完成や宮内公民館の整備、旧ハイジアパーク南陽を利用した四季南陽の開業へ向けた支援など、交流人口の拡大と地域活性化を推進し、高校生までの医療費の無償化による子育て支援やDXの推進など、将来を見据えた事業に注力してまいりますので、今後も議員各位のさらなる御理解と一層の御支援を賜ります

よう、よろしくお願い申し上げます。

3月は別れの季節でもございます。嵐田総務課長、栗野建設課長、穀野管理課長、吉田技術調整主幹の管理職4名の方をはじめ、この3月末日をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたり、市民の福祉向上と地方自治発展のため、全身全霊をささげてこられたと存じます。その御労苦に対しまして、改めて感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

これからも、これまで同様に、市政発展のためにお力添えをいただき、ますます御活躍されることを御祈念申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、時節柄御自愛をいただきますとともに、今後の御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

~~~~~

## 閉 会

○議長 これをもちまして令和4年南陽市議会3月定例会を閉会いたします。

御一同様、御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

どうも御苦労さまでした。

午後 0時00分 閉 会

南陽市議会議長 高 橋 篤  
会議録署名議員 高 橋 一 郎  
同 川 合 猛

令和4年3月定例会  
2月28日（月曜日）

## 予算特別委員会

令和4年2月28日（月）午前11時25分開会



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

|     |           |    |     |           |    |
|-----|-----------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 伊 藤 英 司   | 委員 | 2番  | 佐 藤 憲 一   | 委員 |
| 3番  | 山 口 裕 昭   | 委員 | 4番  | 島 津 善 衛 門 | 委員 |
| 5番  | 高 岡 亮 一   | 委員 | 6番  | 高 橋 一 郎   | 委員 |
| 7番  | 船 山 利 美   | 委員 | 8番  | 山 口 正 雄   | 委員 |
| 9番  | 片 平 志 朗   | 委員 | 10番 | 梅 川 信 治   | 委員 |
| 11番 | 川 合 猛     | 委員 | 12番 | 高 橋 弘     | 委員 |
| 13番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 | 15番 | 遠 藤 榮 吉   | 委員 |
| 16番 | 佐 藤 明     | 委員 | 17番 | 殿 岡 和 郎   | 委員 |

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|       |                |       |                 |
|-------|----------------|-------|-----------------|
| 白岩孝夫  | 市長             | 大沼豊広  | 副市長             |
| 嵐田淳一  | 総務課長           | 吉田弘太郎 | 技術調整主幹          |
| 嶋貫憲仁  | みらい戦略課長        | 佐野毅   | 情報デジタル<br>推進主幹  |
| 高橋直昭  | 財政課長           | 矢澤文明  | 税務課長            |
| 高野祐次  | 総合防災課長         | 鈴木博明  | 市民課長            |
| 尾形久代  | 福祉課長           | 大沼清隆  | すこやか子育て<br>課長   |
| 穀野純子  | ワクチン接種<br>対策主幹 | 島貫正行  | 農林課長            |
| 寒河江英明 | 農村森林整備主幹       | 長沢俊博  | 商工観光課長          |
| 栗野清   | 建設課長           | 佐藤和宏  | 上下水道課長          |
| 大室拓   | 会計管理者          | 長濱洋美  | 教育長             |
| 穀野敏彦  | 管理課長           | 佐野浩士  | 学校教育課長          |
| 山口広昭  | 社会教育課長         | 土屋雄治  | 選挙管理委員会<br>事務局長 |
| 細川英二  | 監査委員事務局長       | 安部浩二  | 農業委員会<br>事務局長   |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 江口美和  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

本日の会議に付した事件

- 議第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第15号)
- 議第2号 令和3年度南陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)
- 議第4号 令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議第5号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第6号 令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算(第2号)

~~~~~

開 会

○委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は16名全員であります。

これより予算の審査に入ります。

本委員会に付託されました案件は、令和3年度補正予算6件、令和4年度予算8件であります。そのうち、本日の予算特別委員会では、令和3年度補正予算6件について審査を行います。

~~~~~

議第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第15号)

○委員長 初めに、議第1号 令和3年度南陽市一般会計補正予算(第15号)について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関

する説明書により 議第1号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願いいたします。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出の順に行います。

最初に、歳入全般、12ページから16ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、歳出に入ります。

第2款総務費から第7款商工費までの17ページから24ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第8款土木費から第13款諸支出金までの25ページから30ページまでについて質疑ございませんか。

12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 26ページ、8款土木費、2項4目の補正額が4,720万円あるわけですが、これは次年度に繰越しということなんだそうですけれども、ここの道路の整備事業なんですけれども、蒲生田関口線ということで、道路としてはあそこのマルトクさんのあの道路からこちら、体育館のほうに行く道路だというふうには私は理解しておりますけれども。ここの道路について、あそこ整備になった場合に十字路になるわけなんですけれども、道路環境はどのようになっているのか、その辺ちょっと御説明をお願いしたいというふうに思います。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

整備後の道路環境でございますけれども、一応昨年度から、特に市民体育館のところの入り

口の交差点と、それから、その西側、399号マ  
ルトクの交差点については、相当交通量が増え  
るというふうな業務委託の結果もございますの  
で、信号機の設置などについて安全を確保すべ  
く、公安委員会と協議を行っているという状況  
でございます。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 私が一番心配したのは、やっ  
ぱりあそこの交通量が相当多いわけなので、今  
栗野建設課長から信号機の設置という話が出ま  
したので、私もそれをもし何もなかったらば要  
望するかなというふうな考えでございました。分  
かりました。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、その他・附属資料、31ページ  
から35ページまでについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終  
結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論  
を終結いたします。

お諮りいたします。議第1号 令和3年度南  
陽市一般会計補正予算(第15号)は、原案のと  
おり可決すべきものと決するに御異議ございま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議  
第1号は原案のとおり可決すべきものと決しま  
した。

~~~~~

議第2号 令和3年度南陽市国民健康保険特
別会計補正予算(第2号)

○委員長 次に、議第2号 令和3年度南陽市
国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ
いて審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関
する説明書により 議第2号に
ついて説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

事業勘定の歳入歳出全般、44ページから47ペ
ージまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終
結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論
を終結いたします。

お諮りいたします。議第2号 令和3年度南
陽市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
は、原案のとおり可決すべきものと決するに御
異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議
第2号は原案のとおり可決すべきものと決しま
した。

~~~~~

議第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計  
補正予算(第3号)

○委員長 次に、議第3号 令和3年度南陽市  
財産区特別会計補正予算(第3号)について審  
査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関



する説明書により 議第3号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。  
歳入歳出全般、56ページから57ページまでについて質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を結びたいします。  
これより討論に入ります。  
討論の希望ありませんか。  
(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を結びたいします。  
お諮りいたします。議第3号 令和3年度南陽市財産区特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第4号 令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○委員長 次に、議第4号 令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)について審査を行います。
当局の説明を求めます。高橋財政課長。
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第4号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。
歳入歳出全般及びその他・附属資料、66ページから71ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を結びたいします。
これより討論に入ります。
討論の希望ありませんか。
(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を結びたいします。
お諮りいたします。議第4号 令和3年度南陽市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議第5号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○委員長 次に、議第5号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について審査を行います。  
当局の説明を求めます。高橋財政課長。  
〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第5号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。  
歳入歳出全般、80ページから81ページまでについて質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を結びたいします。  
これより討論に入ります。  
討論の希望ありませんか。  
(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第5号 令和3年度南陽市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第6号 令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 次に、議第6号 令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）について審査を行います。

当局の説明を求めます。佐藤上下水道課長。

〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕

○上下水道課長 〔令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第6号について説明〕 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

資本的収支全般、その他・附属資料、4ページから11ページまでについて質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第6号 令和3年度南陽市下水道事業会計補正予算（第2号）は、原

案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和3年度補正予算6件の審査は終了いたしました。慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございます。委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げます。

なお、次回の予算特別委員会は、3月定例会会期日程により開催いたしますので、御参集をお願いします。

散 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時54分 散 会

令和4年3月定例会
3月11日（金曜日）

予算特別委員会

令和4年3月11日（金）午前10時00分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（14名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
7番	船 山 利 美	委員	8番	山 口 正 雄	委員
9番	片 平 志 朗	委員	11番	川 合 猛	委員
13番	板 垣 致 江 子	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（2名）

10番	梅 川 信 治	委員	12番	高 橋 弘	委員
-----	---------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
嵐田淳一	総務課長	吉田弘太郎	技術調整主幹
嶋貫憲仁	みらい戦略課長	佐野毅	情報デジタル推進主幹
高橋直昭	財政課長	矢澤文明	税務課長
鈴木博明	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て課長	穀野純子	ワクチン接種対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	栗野清	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	穀野敏彦	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書

本日の会議に付した事件

議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算

~~~~~

開 議

○委員長（殿岡和郎委員） 朝の御挨拶をしたいと思いますので、御起立ください。

おはようございます。

御着席ください。

これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は14名で、定足数に達しております。

なお、本日の会議に欠席する旨通告のあった委員は、10番梅川信治委員、12番高橋 弘委員の2名であります。

なお、当局より、説明員、高野祐次総合防災課長は、都合により欠席の旨通知がありましたので、御報告いたします。

これより令和4年度各会計予算の審査に入ります。

~~~~~

議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算

○委員長 初めに、議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋直昭財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第7号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願い申し上げます。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い

いたします。

これより質疑に入ります。

予算書の予算に関する説明書により、歳入、歳出の順に行います。

最初に、歳入について行います。

第1款市税から第13款使用料及び手数料までの14ページから25ページまでについて質疑ございませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 14ページの1項市税について一つだけお伺いしたいんですが、市税の中で個人市民税と、それから固定資産税の現年度課税分でなくて、要するに滞納繰越見込額の金額が、現年度の当初予算の比較で見ますと、個人市民税が30%、それから、固定資産税が25%多くなっているという状況がここであるわけなんですが、先ほど説明の中で、コロナ感染症からの回復で4年度は市民税を多く見込んだというふうな話がありました。要するに、3年度分の徴収という意味で、これが滞納に結びついているのかなというような感じを受けるわけですが、今、感染症の影響なのかどうか分かりません。こういう30%、あるいは25%滞納見込額が出ると見込まれた何か大きな理由はあるのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 それでは、ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

個人市民税の滞納部分についてでございますけれども、こちらのほうは、ある程度現下の状況について予算のほうに反映させていただいたというふうな考えを持っております。御指摘のとおり、コロナのことについてもある程度影響があるのではないかというふうなことで計上したところでございます。

固定資産税のほうにつきましては、ある程度安定はしておるところなんですけれども、若干滞納の状況、そちらのほうを推移を見ながら予

算化したところでございます。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 固定資産税は、大体11月末で納期限が終わるわけですが、そういう意味では、固定資産税についてはある程度の滞納の見通しというかね、それは出てくるのかなと思うんですが、個人の市民税ということについては、非常に悪い、悪いというか、所得はあるけれども、要するに滞納される見込みのほう非常に強いというような印象を持っておられるというふうなことでございますか。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 個人市民税のほうにつきまして、収納の対応としまして、現年課税分を優先して収納のほうに努めております。ただし、滞納繰越分につきましては、滞納整理とか、そちらのほうの手だてを取りまして順次対応しておりますけれども、考え方としては現年度課税分のほうを優先するというふうな対応を取っております。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 それは十分分かるんですが、私が申し上げているのは、3年度分の滞納見込額が、昨年の当初予算滞納見込額との比較で3割増えているんですよ。要するに、3年度分の徴収されるべき市民税が、その分多く滞納が見込まれるということになっていると思うんですよ。だから、そういうものが何らかの原因で、コロナの影響とかなんですけれども、そういうことが非常に強く感じられるということでのこの見込額かなというふうに思うんですが、その辺の捉え方についてお伺いしたいと思っているんです。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 見込額についてなんですけれども、現年の収納率の関係で、現年分の収納率のほうの見込みと、滞納繰越分の収納率の見込み、そ

ちらのほうを推計しながら、当該年度の末の状況を把握して計上していくことになるんですけども、コロナの影響についてどれだけ数値化できるかというのはなかなか難しいところがありまして、その分についてはある程度大きな固まりの中で見込んで計上しております。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 確かに、滞納分の回収の見込みについては、そんなに率は多くないということは十分分かるんです。ただし、この昨年の見込額が3,900万円でありました。今年は5,100万円に上がっています。要するに、3年度分の徴収される予定の額がなかなかその分徴収できなくて、滞納されるであろうという金額が大きく上乗せになっているということだと思うんですね。それがどういう原因でこうなっているというその捉え方をどうなさっているのかなど。要するに、市民生活がそれだけ苦しいというふうになって、こういうふうなものにつながっているのか、その辺の捉え方についてお聞きしたいなと思ったんです。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 お答え申し上げます。

現年度の滞納の分が増えているのではないかなというふうな部分ですけども、確かにそのような要因は、コロナなどによって実際窓口対応しておりますと肌で感じるものはございます。その分の考え方で予算を計上しております。

以上でございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番船山利美委員。

○船山利美委員 今の関連についてでありますけれども、市民税についてであります。昨年もこの歳入の市民税について質問をいたしました。昨年、令和3年度の当初予算では、その前年度から見ると個人税、法人税も見込みが大きく減少しておりまして、特に法人税のほう

30%以上の減ということで、それほど市内の経済が悪化しているのかなというようにお聞きいたしました。

それについては、確かにそういう景気悪化の原因もあるが、税制改正で法人税割が12.1%から8.4%に下がったということで、それも大きな原因だと。それが一番大きな要因だということでありました。この令和4年度の収入見込額が、個人、法人ともに一昨年並みに戻っているんですね。増額を見込んでいるということなんですが、これは、さらなる税制改正などがあつたのか、市内経済の好転を見込んでいるのかと。その辺について、見解をお伺いしたいと思います。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

3年度の当初予算と比較しましての御質問としてお答えいたします。

3年度の個人市民税、法人市民税とも、2月末時点で調定額を確認してみますと、当初予算を上回っている状況です。当初に見込んだ収入ほど大きな落ち込みはないのが現状でございます。特に、法人市民税、こちらのほうは、前年度の決算、令和2年度の決算並みの収入状況に近づいております。こちらのほう、各種経済対策による財政出動の効果、またはワクチンの効果などが出ているのではないかと考えているところでございます。

それをベースに、令和4年度につきましては、財務事務所や日銀による県内経済状況の動向、こちらが厳しい状況にはあるものの、緩やかに持ち直しつつあるというふうな判断が夏以降続いております。また、国の地方財政計画における地方税収の伸びなども考慮しまして、令和3年度の収納状況をベースとして予算書記載の額を見込んだところであります。

積算の根拠につきましては、令和3年の実額

のほうをベースにしたところ、令和3年度の当初予算と比べるとぐっと伸びているような状況になっております。ただし、第6波の状況が長引いていること、あと原材料の高騰が報道されておまして、ロシア、ウクライナの国際情勢など、こちらのほうが日本経済、また県内経済のほうにどのような影響が出てくるかというところは気をもむ状況であります。

以上でございます。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 思ったほど落ち込まなかったと、そういうふうなことです。

税収については、これ歳入の基本的な部分だと思いますけれども、社会の変化などもあって大変難しい、見込みするには難しいというふうに思いますけれども、しかしながら、個人も企業も収益が上がらなければ税収も上がらないと。これからコロナ禍がある程度収まって、地域経済が活性化していくということもこれ期待してはおりますけれども、一方で、先ほど述べられたロシアとウクライナの問題があります。現在、日本もロシアに対しては強力な経済制裁を發動しておりますけれども、そういうリスクもありまして、地域経済も大分影響があるのではないかなと思うんですが、今後そのロシア、ウクライナ問題に対して税収面とか地方経済、税収面に対して、それらを含めてどのようにしていくのかという見通しについて何か考えておられることがあればお伺いしたいと思います。

○委員長 矢澤税務課長。

○税務課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御質問の内容につきましては、大変難しい中身だなというのが実際のところでございます。見通しを持つというのは大切なことでございますけれども、どのように日本の経済、県内経済のほうに影響を及ぼすか、このところは、大変申し訳ございませんが、今のところは見通し

が立たない状況でございます。

以上です。

○**委員長** 市長、今の問題をもっと分かりやすく説明してください。

○**市長** 一般的には、今回アメリカがロシアからの原油の輸入を停止する措置をはじめとした様々な世界各国協調した経済制裁、そして今後の戦況も含めて、企業収益については悪化していくのではないかとこのように思います。それに伴って、個人の所得についても収益と連動して下降傾向に向くのではないかとこのように考えております。そのことは、この当初予算編成作業は昨年主として今年1月までで、まだロシア情勢がこれほど悪化する前でございますので、その辺も注視しながら財政運営をしてまいりたいというふうに思います。

○**委員長** 7番船山利美委員。

○**船山利美委員** 分かりやすく説明いただきましてありがとうございます。

この予算編成のときにはこういう問題がなかったというふうなことで、多分そういう仮定して予算編成したと思うんですが、これからどうなるか分からないということで大変懸念しているわけでありましてけれども、やっぱり今後も様々な業種に対して、行政として、自治体としてでき得る限りの経済対策とか支援をお願いしたいと思います。

以上であります。

○**委員長** ほかに質疑ありませんか。

16番佐藤 明委員。

○**佐藤 明委員** 歳入全体についてお聞きをいたします。

令和4年度新年度予算ですけれども、市税がですね、3億円ちょっと前年度よりも増えています。さらには、地方交付税が5億円ほど増えています。こういう歳入の新年度予算が計上されております。前年より増えているということは大変結構なことですけれども、しかし、今の

世相、状況を見ますと、先ほど来から議論されているわけですが、どうなるか先行きが見えない、こういう政治情勢でありますから、さらには追い打ちをかけている今のコロナ等々の問題合わせるとですね、どうなるか分からないんですけれども、税収の見通し、どういうふうに考えておられるか、市長にお尋ねします。

○**委員長** 白岩市長。

○**市長** 当初予算編成時までにおいては、令和3年度の落ち込みが考えたほどではなかったということと、あと、10月から12月にかけて、昨年ですけれども、コロナが非常に収束した状況にあって、個人消費、あるいは企業の設備投資ともに回復基調にあったということから、令和3年の実際の徴収状況から令和4年のこの予算を計上したわけでありまして、今後についてはやはり相当厳しいというふうに思っております。このとおり、予算というのは非常に堅く原課も財政でも見通しを立てて、この予算を編成しておりますが、さらに厳しい状況もあり得るものと思っております。緊張感を持って対応してまいります。

○**委員長** 16番佐藤 明委員。

○**佐藤 明委員** 私、昨年の12月議会で税収の問題、一般質問したわけですが、市長答弁では今の答弁のようにですね、指摘をされてきたわけですが、この南陽市の3か年の財政計画あるわけですが、新年度はいいとしても、令和5年度、6年度、4年度を含めて3か年計画の計画書あるわけですが、この中ではですね、5年度から市税も含めて若干は上がるものの、交付税が下火になってくるのではないかとこのように予想をされて、恐らく計画書に書いてあるわけですが、いずれにしても大変なことははっきりしているわけですね、どうなるか分からないと、こういうふうな状況でありますから。ですから、今後ですね、全体的な市の予算が組まれるわけですが、今後の状況見通しですね、その辺どう

いうふうに考えておられますか。

○委員長 白岩市長。

○市長 3か年においても、このウクライナ情勢がこれほど切迫した状況になる前に計画したものでありましたので、お手元にあるような状況ではありますが、基本的にはやはりここ数年は混迷の度合いを深めていくと。これが落ち着いていくのが一体何年後になるのかというのは本当に非常に見通しが持てないところであります。そういう厳しい状況が数年続くものというふうに全庁で考えて運営することは必要だというふうに思っています。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 予算ですけれども、全体的な流れの中での位置づけですから、これ市民の暮らしに直接来るわけですね。ですから、非常に重要性を持っていると。1年間の予算を決めるわけですから。ですから、この流れというのはよく見極めながら対応するということが私は重要でないのかなと、このように思います。ぜひですね、その辺見極めながら対応をしていただきたいものだなと。このことを指摘しておきたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。
(発言する声なし)

○委員長 次に、第14款国庫支出金から第15款県支出金までの25ページから36ページまでについて質疑ございませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 15款県支出金全般に関して、財政課長と市長にお尋ねします。

お尋ねする内容は、市民の意向がしっかり要望されて、それがどの程度充実してこの県支出金になっているかという内容をお尋ねするものであります。

というのは、その理由に関しては、以前県議会の中で、2月1日なんですが、吉村知事が、県と市町村の連携や協議の在り方に関し、市町

村長、市町村議会議長とでそれぞれ実施していた会合を2022年度に統合し、県政の方向性や課題の共有を図るというふうなことで、今まで個別にいろいろな意見を聞きながら対応していたものを一本化するというふうなことをおっしゃっているんですね。えっと私は思ったんです。なぜ思ったかと。

これは、平成12年から施行され、もう20年たっています。地方自治法の改正がありました。どんな改正だったかと。それまでは国の出先機関的な仕事も全部引き受けていた県が、大きくこの自治法改正で変わった。市町村優先、市町村自治体でやれることは自治体で頑張らましよう。それでやれない広域的なことを県がやりましようというふうなことに大きく方向転換がされたはずなんです。にもかかわらず、こういうふうに各市町村とか各議会の意見を酌み取る場を集約しますよというふうになってくると、この当時の意向と大きくそれてきているのではないかとというふうに私は思うんです。

最近の動向を見ても、以前の私予算委員会でも申し上げましたが、例えば飛島の米供給問題、これは酒田市の問題であって、県全体のものではないだろうと。県全体の危機管理の問題ではないだろうと、そういうふうに私は考えたんですね、その当時は。今回このような知事発言で、意見聴取の場をどんどん減らしていくというふうなことは、県に市町村の意見が通らなくなるのではないかと、そのような心配を非常にしております。

そういう流れの中で、今回の予算、令和4年度の予算が組まれたわけですが、実務レベルと、それから、首長のレベルと別々の考えがあるかもしれないので、それぞれのお二方にその辺のことをお尋ねするものであります。よろしくお願いたします。

○委員長 高橋直昭財政課長。

○財政課長 それでは、ただいまの御質問のほ

うにお答え申し上げます。

例年、県の予算編成が市町村の予算編成に先んじまして情報提供いただいております。今年度につきましては、こう言うのは失礼ですが、非常に丁寧に説明を受けております。また、市町村の要望に関する予算につきましても、子育て対策から生活の弱者支援までということで、例年と同額の形で予算措置をされております。そういった意味で、非常に連携は取れているのかなというふうに感じているところです。

以上です。

○委員長 市長。

○市長 今財政課長から申し上げましたように、最近県のほうで様々な事業をやる場合に、従来よりも事前に市町村の意向を問合せをした上で実際に実施するか、しないかというふうになってきているというふうに感じております。そういうこともあり、そして、新年度においては、県市長会が知事に対しまして求めておりました意見交換の場というのも持たれる。これは、本来は3年度のうちにあればいいなというふうに思っていたんですが、4年度には持たれるということで、その在り方については4月の県市長会で市長会としての意見をまとめて、県のほうにお伝えしようというふうにしております。

いずれにしても、県当局も、それから市、特に市長会においても、お互いにしっかり連携できるよというふうにならぬように努めて、そういうふうな流れになるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 今お2方の答弁を聞いて大変安心したところであります。

先日の一般質問で、高橋一郎議員がもっと広域的に考えていろいろなことをしなくちゃならないだろうという意見もございました。やっぱりそういうふうな形をするにしても、そういうふうな県と市町村がお互いに連携を取って、ど

んな課題があるのか、どういうふうなことを県民が望んでいるのか、県民イコール市民ですので、それぞれの市民の思いと一つになって県民の思いというふうなことで県と協調していただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第16款財産収入から第21款市債までの36ページから46ページまでについて質疑ございませんか。

7番船山利美委員。

○船山利美委員 17款と20款に質問あるんですが、最初に39ページ、17款寄附金のふるさと納税寄附金についてであります。

昨年の予算書では8億円の見込みで、実績も約8億円ぐらいということをお聞きしておりますが、今回の予算書では10億円を見込んでおられます。2億円の増額を見込んでいるわけですが、その根拠となる部分についてお聞かせいただきたいと思っております。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

今年度でございますけれども、今現在約8億600万円程度でございます。対前年度比1.1倍ぐらいとなっております。それで、このたび専決処分をさせていただきまして、5,000万円の増額、そして、令和3年度については8億5,000万円を目標と設定いたしました。委員おっしゃるとおり、令和4年度10億円ということでございますけれども、まず寄附受付サイトをですね、令和3年度に5つ増やしまして、現在9つのサイトにしてございます。また、令和4年度で歳出予算のほうにも計上してございますけれども、民間に委託する部分を少し増やしまして、寄附額の増額に努めてまいりたいというふうに考えております。また、寄附受付サイト

に上げておりますお礼の品の数についてもですね、新たな商品なんかも提案しながらですね、今現在一つのポータルサイトでは520を超える商品数となってございまして、そういった部分からも来年度はまず10億円、将来的には10億円はもう通過点といたしまして、12億円、15億円と少しでも多く寄附額を集めたいというふうに考えてございます。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 ポータルサイトを5つから9個というようなことで、そういうふうに増やして幅広く寄附を募るといふ戦術だと思いますけれども、一方で、先ほどちょっと触れました返礼品の確保というのも不可欠だと思うんですね。それなりの見通しは持っておられると思いますけれども、果物、農産物なんかは、やっぱり天候に大きく左右されると。そういうことで、大変難しいんじゃないかな、その確保というのは大変難しいところがあるのかなと思います。昨年、サクランボが大変苦戦いたしました。そのサクランボの不足というか、欠品というか、その金額というのは大体どのぐらいあるのか。それから、しっかり農産物とかそういう人気商品に対しての対応はできているのかというこの2点について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

昨年というのは令和3年度というふうな。今、委員おっしゃったとおり凍霜害がございまして、特にサクランボが一番被害が多かったわけでございます。それで、サクランボに代わりまして、こちらのほうではシャインマスカット、またお米などを中心にですね、代わりのもので対応させていただいた経過がございまして、すみません、その金額というふうな部分でですね、ちょっと今私把握してなくて申し訳ございませんけれども、確かに委員おっしゃるとおり、果物とい

うのはですね、天候に左右される部分がございまして、不安な部分もございまして、ただ、農家さんのほうとですね、まだそれほど多く取引といいますか、させていただいていないですね、まだまだ提供いただける農家さんもいるのではないかとこのように考えてございまして、新たにですね、そういった方々にですね、ふるさと納税のお礼の品に提供いただける分を少しでも多く増やして、そういった天候等に左右された場合でもですね、代替のものに対応するなど、今後も実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 対応ができていないかどうかというのは今の答弁ちょっと分からないんですが、2億円というのと相当、私の頭の中では相当ハードルが高いのかなというふうには考えます。

このふるさと納税については、現在裁判で国と争っている自治体などもあります。地方自治体の大事な財源の一つにもなっておりますので、その辺は十分に考慮していただきまして準備を万端していただきたいと思います。要望いたします。

次に、43ページの20款諸収入の5項雑入、3目雑入の中で、43ページの説明欄の下から3行目、資源ごみの売却代金についてであります。これは、そのまま歳出の保健衛生費の元金が出るまちづくり交付金の原資になっていると思うんですね。以前にもちょっと触れたことがあったんですが、私がそのとき質問したときには500万円を超えておりました。決算書で見ますと、昨年までの決算書で見ますと、3年前は約572万円だったのが、2年前は444万円、昨年は356万円と、毎年売却代金が大きく減少しているんですね。100万円前後の減少があります。不足部分はこの基金から補填されると思いますが、現在の基金の残額というのはどういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長 鈴木博明市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

令和2年度末で2,958万6,071円が残高となっております。

以上でございます。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 歳出のほうの元気がでるまちづくり交付金は、これ各公民館単位に希望によって分配されると、割り振りされているということだと思いますけれども、私も公民館の職員なども経験させていただいておりますので、その程度は理解しておりますけれども、公民館予算も何かと厳しいという中で、必要な交付金として地区に大きく貢献しているのではないかなと思うんですね。諸事情で多少の減少は仕方ないと思いますが、仮に今の金額をお聞きしますと、年間例えば100万円ずつ補填しても30年ぐらいは枯渇しないということだと思います。これ、売却代金が出るだけでなく例えば上がるということもあると思いますので、多分なくなるのかなというふうに私なりに思いました。やっぱり、その辺はぜひ維持していただくように、先ほども申し上げましたとおり、地区に大変貢献しておりますので、維持していただくように要望いたします。

以上であります。

○委員長 要望ですね。

ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、ここで歳入については質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

今度は歳出について質疑を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時15分 再 開

○委員長 再開いたします。

次に、歳出に入ります。

第1款議会費の47ページから48ページまでについて質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第2款総務費の48ページから87ページまでについて質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 51ページの16節非核平和の夕べ開催事業費についてお伺いをしたいと思います。

まず、このタイトルのとおりですね、非核平和ということ、まさしく今ロシアが侵攻、侵略をしてですね、そういうふうな中で、特に核、非核についての催物だというふうに、非核平和ですね、ということ、大變的を射ているなというふうには思っております。

その中でですね、その内容についてお伺いをしたいと思います。まず、非核平和都市推進市民会議補助金というふうなことです。この会議のいわゆる構成とか、代表者も含めて構成員についてお伺いをし、この何の事業を行っていくのか、いつどこで何をしていくのか、それをまずお伺いしたいと思います。

○委員長 嵐田総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

非核平和都市推進市民会議につきましては、この非核平和の夕べを開催するに当たりまして、実行委員会体制的な動きでしていただいております。様々な団体の会長さんに参加をいただいて進めているという状況でございます。前回、平成29年に非核平和の夕べ、ちょうど50周年のときでございましたが、開催をしておりますが、そのときにもこの会議ということに補助金を出して運営をしていたということでございます。

内容につきましては、これまでこの平和都市宣言をしてから、昭和63年になります、それ以降「平和の夕べ」、最初のほうは「平和の夕べ」ではなかったんですけれども、途中から「平和の夕べ」という名前に変えてそれぞれ実施をしております、ここ数年は5年に1回というスパンで実施をさせていただいております。前、映画の鑑賞だったり、アグネス・チャンあたりも呼んだことがあったんですけれども、そういうこととか、あとは、前回は演劇の鑑賞ということで、特に小中学生の皆さんに参加をいただいで進めていくということになってございますので、今回もそのような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 各団体という、実行委員会というふうなことだというふうなことなんですけれども、そこの中では今回このような形でいわゆる時間、日時等も含めてやりましょうというふうな議論はなされたんでしょうか。

今ですね、総務課長は、前回、いわゆる5年前、2017年のみたいなとおりに行っていたというふうな話だったんですけれども、ということであれば、いわゆる観劇、劇を見るというふうなこと、それは、前回は「流れる雲よ」という劇でした。それで、580万円という補助を補助金という形でその演劇の劇団のほうに支出するというふうなことなのか、そこをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○委員長 嵐田総務課長。

○総務課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

会議そのものに当たりましたは、この例えば「平和の夕べ」を実施するに当たって組織というか、集まっていたという状況でございますので、今の段階でこの会に諮ってどういうふうな方向でいくかというふうなことを決めているものではございません。今回、予算を御可決

いただけましたらば、具体的なものを決めていくということでございます。

今の委員お話の、前回は「流れる雲よ」という演劇だったということですが、その演目等につきましても今決まっているものはございません。ただ、学校の生徒たちに観劇をいただくという想定でございますので、学校関係、年間のスケジュールかなり早い時期に決まるということでございますので、日取りにつきましては相談をさせていただいて、8月末で決定をしているというふうな状況でございます。あくまで予定ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 この580万円というのは、そうすると前回の観劇をした予算の中身であって、現在はまだ決まっていないというふうなことなんでしょうか。

決まっていないとすればですね、私はこの小中学生に、前回は指摘させてもらいましたけれども、「流れる雲よ」という、これは、考え方はいろいろあると思います。ただ、非核平和というふうなことではちょっとずれているのかなというふうに思いますし、何せ特攻隊が美化されるような、日本のために特攻隊戦士が南の空に飛んでいって、日本のため、それから家族のために守るんだというふうな形、そういったことで、靖国神社も出てきますけれども、そういうふうなものを小中学生に見せていくというふうなことは、私は非常に多情多感な、まだ人格形成もできていない子どもたちにですね、そういったものを見せていくというふうなことはちょっといかがなものかなというふうに思っていますし、市民の方もですね、ああいったものであれば、「流れる雲よ」みたいな観劇であれば、これはおかしいよねというふうに。非核平和であれば、例えば「はだしのゲン」であるとか、核ですから、原爆を浴びないように、そういう

ふうなことでは駄目だというふうなことでの思いをするべきだというふうに思いますけれども、その辺ですね、どのように考えておられるのか。市長はどうでしょうか。その辺についての考え方についてお伺いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 今回、ウクライナに対するロシアの侵略というのが、核を保有する国と、それから核を放棄した国の現実を世界がまざまざと見せつけられたという意味では、これまでの非核に対する考え方と、それから世界の現実とが非常に混沌ともしておりますし、一方で、あからさまに見せつけられたという感じもしています。これは、一市民としても、例えば世界の為政者であったとしても、非常に難しい問題であるというふうに思っています。しかしながら、核については反対であり、戦争の悲惨な状況を将来しないようにという思いは皆さん一致していると思いますので、その思いに沿ったものができればというふうに考えているところです。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 市長からそういうふうな形で答弁ありましたので、そういうふうなものというふうなものを期待をしたいというふうに思っています。

あくまでも補助金という形の名目ですので、事業主体がどこになるのかというふうなこともあるわけですね。そこは、事業主体としてはあくまでも推進市民会議というふうなことになるのかということをもたお伺いをしたいと思います。

○委員長 嵐田総務課長。

○総務課長 推進市民会議のほうに補助金を出してということを進めておりますので、推進市民会議が事業実施主体となって進めていくということになるかと思っております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 教育長にちょっとお伺いをし

たいと思います。

今その議論のやり取りの中でですね、考え方としては小中学生を対象としての意図があるのかなというふうに思うんですけれども、小中学生が例えば非核平和というようなことで訴えていく場合の方法としてですね、教育長はどのような形で考えておられるのか、ちょっとお伺いしたい。ちょっと漠然な話で申し訳ないですけれども。

○委員長 長濱洋美教育長。

○教育長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

非核平和という場合に、やはり戦争というところが一番大きな扱いのポイントになるのかなというふうには思います。現在の様々な社会情勢を考えたときに、やはり平和の尊さ、命の大切さというものを子供たち自身が発達段階に応じて考える。そして、自ら平和な国家をつくっていくということが教育の現場では一番大事になるのかなというふうに思っているところでございます。

かつていろいろ反戦教育、あるいは平和教育議論がなされておりますし、唯一の核被爆国であるというふうなところから考えましても、やはりいろいろな場面で戦争を経験しない世代のほうが現在日本の中でも多くなっているわけですので、悲惨さと、第2次世界大戦の具体的な場面どうのこうのということではございませんが、やはりいろいろな手段を通して教育をしていくということが大事なのかなというふうに思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 それでは、最後に市長にもう一度お伺いしたいと思います。

単刀直入にですね、お伺いしたいと思うんですが、前回のその「流れる雲よ」というふうな観劇についてはしないというふうな理解でよろしいですか。

○委員長 白岩市長。

○市長 前回のものをしないということではございません。先ほど委員から「はだしのゲン」という御提案もありましたけれども、あらゆるものを含めて検討していくということだというふうに思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 私が肝にしているところはそこなんですけれども。例えばその「流れる雲よ」というふうなものも1つの選択肢にあるというふうなことであれば、私は反対をしたいと思います。理由は、今まで述べたとおりです。多情多感な子供たちにですね、やはり本当は、今教育長が言われたように、社会がそんな戦争をしていったというふうな、そこが大事なことであって、そして、原爆を落としたというふうなことについての正しいものをやっぱりしっかりと子供たちに考えてもらう、見てもらう、聞いてもらうというふうなことが必要だと思うんですよ。その教材としては、やはり「流れる雲よ」は私は反対なので、もし市長がですね、今の形でそれも選択肢にあるということであれば、残念ながら私はこの予算については反対をせざるを得ないと思うんですけれども、どうですか。また同じでしょうかね。

○委員長 白岩市長。

○市長 芸術に関することでもあり、その点については本当に多様な御意見があろうかというふうに思います。委員には委員の思いが、そして、様々な人が様々な思いを持っているというふうに思いますが、とにかく戦争の悲惨さを伝え、戦争は起こしてはならない。そのことが核兵器の使用をしない世界につながるよという思いで内容については検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 今、芸術という切り口を持ち出されたわけですが、芸術の前にですね、

やはりどういうふうな中身なのかというふうなことだと思うんですよ。しかも、多情多感でまだ人格形成ができていないところに見るものというふうなものは、私たちみたいな大人が見るものとは違うというふうに思いますので。市長がはっきりとですね、それは考え方がいろいろあるので、戦争反対というのはもちろん分かるし、そういうふうなことだと。けれども、これを例えば「流れる雲よ」は排除しない、そこは否定していないので、そこはやっぱりする可能性もあるのかなというふうに思いますので、だとすれば私は反対をしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私、5年前、地区長会のほうのあて職で青少年市民育成会議だっけ、そっこのほうの会で、この劇をやるに際しての実行委員というかな、何か。それで、私も一生懸命宣伝して、私も普通5,000円から6,000円で見える劇が1,000円で見れるんだということで宣伝しまして、私も見た記憶があります。そのときは、私自身、自分のことを中心にしか考えられなくなっている子供たちにこういった劇を見せることで、改めて国の大切さ、みんなのためにどうするというの大切さを教えるという意味で、これはこれで今意義があるのかなと私なりに当時は思いました。

このたび580万円、前は680万円だったんですね。それ、今回580万円というふうなことでして、まさか同じものをやる可能性はないと思っていたんですけれども、今の高橋一郎議員と市長とのやり取りは、ひょっとするとまたあの劇やるのかなと、今はっと思って。実は昨日、その劇を思い出すためにネットでちょっと色々見まして、こんな言葉があったんです。流れる雲よ、命があることで果たせる大義もあると。あのときは、5年前は、私は私なりに、ああ、

この時代こういうのも大事なのかなと思ったんですけれども、今この時期にあれをやるというなら、私絶対これは反対する。この間一般質問で申し上げたように、ロシアがみんなで駄目だ、駄目だというふうな、そういった一つの決まった流れの中で、こういった劇を見せるということがどういったことを意味するのか。まさに、80年前の戦争と同じ状態に日本人を引きずり込む、そういった劇ですから、今やるとしたら私は見れない。もしあれをやるんだったら、私命がけで反対します。表明しておきます。

以上。

○委員長 当局の意見は要らないのね。あなたの主張ですね。

○高岡亮一委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 65ページの移住支援事業交付金についてちょっとお聞きしたいんですが、この事業については、要するに対象者の要件、3つの要件全部に該当すれば、2人世帯で移住する場合は100万円、単身での移住の場合は60万円支援するというふうな内容なわけですが、今回も、昨年も100万円の予算計上されております。3年度の実績というものについて、まずお伺いしたいと思います。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの委員の御質問にお答え申し上げます。

移住支援金の令和3年度の南陽市の交付の実績でございますが、3名の方に交付をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 3名の方というのは、3世帯という意味なのでしょうか。そうすると、例えば100万円、あるいは60万円ということからすると、この予算を増額してということのように

聞こえますが、その辺はいかがなものでしょうか。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今年度3名につきましては、3世帯というふうなことになります。今年度も、当初100万円、1名分の予算を計上させていただいておりましたが、こちらにつきましては該当の方が年度内に南陽市に引っ越しされたということで、6月の補正予算でお2人目、12月の補正予算で3人目の方について予算を頂いているところでございます。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 その予算については分かりました。

それで、3世帯が移住された。あるいは、この支援金に該当するものでなくても、移住、あるいは定住されている方も多いと思うんですが。それで、空き家バンクのほうを見させていただきますと、成約件数が25件というふうなことでございました。この移住、定住の方とのこの空き家バンクの成約状況の関係と伺いますか、この25件の要するに空き家バンクが売れたと。こういう場合、移住者の方がほとんどなのか、あるいはそうじゃないよというか、その辺の関係をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

空き家バンクとの関連につきましては、特に空き家バンクを積極的にお勧めしているというふうなこと、今年度の相談につきましてはそうではございません。特に、空き家バンクとかありませんかというふうな御質問が、窓口はみらい戦略課になっておりますので、そういうふうな御質問をいただいた場合には建設課なりを御

紹介をさせていただいて、そちらのほうに誘導をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 必ずしも移住者が空き家バンクを購入しているということではないということが分かりました。

今、ほかの自治体、全国自治体でも移住定住というか、それをとにかく力を入れてやっているというふうな状況があります。そういう中で、さらに移住者に対する支援というか、そういったものをさらに充実させていただいて、特にこの件については力を入れていただきたいというふうな要望をお願いいたします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 59ページ、企画費に関連して。

今回の市長の施政方針、これ私なりに非常におおと感じ入ったのが、南陽を世界ブランドという言葉が3回出てきたんです。これはただごとでない力の入れようだなと。私も、この言葉は非常に奥山さんからお聞きして以来感銘を受けておりますので、これがどういった形で今回の企画の中に生かされているのか、その辺御説明いただきたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 企画費に限らずなんですけれども、基本協定の中で「四季南陽」がオープンするに当たっては、やはりまず源泉、温泉が一番供給できるようにということで、その温泉の維持管理費については他の項目に入っているかというふうに思います。そのほかにも、あそこを再整備するに当たって必要と思われる協力は、今現在ちょっとどの項目に入っているかというのはこの場ではちょっとお答えできませんけれども、とにかく南陽市で全面的にしっかりオープンして運営できるようにということは全庁に指示しておりますので、必要なものはそれぞれの項目

にわたって適切に執行して、南陽を世界ブランドにすることができるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私自身としては、本当は、ここにもそういった意識を盛り込んで企画したんだというようなことを数々挙げていただきかけたというのが正直なところなんです。本当は、みらい戦略課長がその辺どう受け止められて、どう考えておられたかということをお先に聞きたかったんですけども、市長のほうからちょっと物足りないなというふうな、ただ、市長がそういうことであれば、改めてみらい戦略課長からの話を聞かなくてもいいですけども。

今後やっぱり、せっかくな、3回もこの言葉を施政方針の中で言われたということは、これは本当に大きいことなんですね。行政をあずかる当局の方々として非常に大事なことだと思うので、これはいろいろなところでこの言葉を意識しながら、今市長言われたように、いろいろな面でそういったことを反映できるわけなので、そういった意識を根本に持っているということは物すごい大事なことなので、それ強く要望しておきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第3款民生費の87ページから110ページまでについて質疑ございませんか。

3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 3款民生費の1項社会福祉費、89ページですけれども、灯油購入費等助成費に関連してですけれども、先ほど来ロシアとウクライナの戦争という話が出てきていますけれども、原油のほうは非常に高止まりしている状況です。原油価格のほうは、先日UAEのほうで増産ということがあって、多少落ち着いてはいるようですけれども、かなり原油の価格のほうが高止まりしているというような情報が入って

います。今後についても、原油のほうどのような金額で取引されていくのかというのは不透明な状況になっていますけれども、今回、先ほど来予算編成のときのお話しになっていますけれども、10月、11月に編成しているわけで、このロシアとウクライナの問題というのは頭に入っていない状況での予算編成だと思います。

これは、今回800万円ですけれども、例えば、これ冬場の灯油助成金なわけなんですけれども、これから灯油の価格がどんどん上がってきますと、当然夏場にもお風呂ですとかボイラーですとか、その辺でいっぱい灯油のほうを使うわけです。低所得者世帯のほうでなかなか支出のほうで難しくなっていくということも考えられるんですけれども、それについてはどのようにお考えになっているのでしょうか。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、今の御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、県との共同事業ということになっております。当初、この予算編成の部分につきましては、県との共同事業ということで、その内容に沿ったものというふうにさせていただいております。冬期間の生活を応援するというふうな意味での事業となっておりますので、県の示されている要綱のとおり、1世帯5,000円というふうなことで当初は考えております。

今後につきましては、令和3年度灯油の高騰等によりまして市独自で5,000円を上乗せしたというふうな状況ではございますけれども、それにつきましては今後の状況を見ながらというふうなことになりますので、現段階では県の要綱のとおりというふうなことで予算計上をお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 今回の予算については県の支

出に沿った形ということなので、それはしようがないと思うんですけれども、一応先ほども言ったように、社会情勢がこういう状況でどんどん変化している状況です。大変なことになる可能性が出てきますので、それについて市長のほうからお考えちょっと1回だけお聞かせいただきたいんですけれども。

○委員長 白岩市長。

○市長 今回の燃料価格の高騰というのも非常に異常な事態だというふうに思っています。昨年市独自で上乗せをいたしましたけれども、これだけ高騰が続き、さらに今後も予断を許さないとすると、やはり国全体としての対応が必要ではないかというふうに思っています。そうした意味で必要な要望について、市長会等を通して適宜行ってまいりたいというふうに思いますし、市民生活の動向については注視して、必要な対応を取ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 今、国のほうに要望という話がありましたけれども、先ほど来言っていますけれども、冬場になる前から大変なことになる可能性が出てきているわけです。ぜひその辺、市民のほうの意見のほう、アンテナを高くしていただいて、要望のほうもお聞きしていただきまして、県、国のほうへの要望のほうを進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 ページ数96ページ、第3款民生費、1項社会福祉費の説明欄7番、発達支援室事業費112万5,000円ほど今年度新たな事業として計上されておりますが、具体的にはどのような発達支援をやっていくのか、その事業の内容をお聞きしたいと思います。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えをしたいと思います。

来年度新たにこの事業を行うということに当たって、4点ほどこちらのほうで考えております。まずは、青年期の発達支援の連携強化ということで、連携会議というものを行うこと、あと、一つ一つの事案に対してケース会議を行うこと、そして、専門的相談というふうなことで相談窓口を設けたいと思っておりますので、週1回程度と考えておりますけれども、その相談の機会をしっかりとつくること、そして、本人、保護者との支援をしっかり行うというふうな4点に力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 ありがとうございます。

この発達支援というか、発達障害者については、長年ですね、福祉と障害者のはざまに立たされてなかなか支援の手が届かなかったというのが現状だと思います。それが、ここ最近ですね、発達障害者支援法の改正やら障害者基本法の改正で発達障害者も支援の対象となるということで明記されたわけですね。そういった国の法整備も相まって、南陽市でもその意向を酌んでこういう事業を展開されてきていると思いますが、ただ、文部科学省の調査では、これは教育関係ですけれども、学校に通う、要するにクラスに通う意味で何らかの担任から指導を受けているという数の推移について、要するに平たく言う学校での発達障害者の推移といいますか、1993年には、今から27年前ですけれども、から2014年、ちょっと古いですが、1993年には1万2,259人、それが2014年になりますと8万3,750人、約7倍も増えているんですね。これは、子供たちを取り巻く環境というとおかしいんですけども、誰かが異常と言いましたけれども、異常な数字ではないですかね。私はそういうふうには捉えているんですが、教育長をは

じめ学校教育課長あたりどういうふうに思われているんですか。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

全国的に、一学級に、発達障害の診断は受けていないけれども、そういった気質をお持ちのお子さん方が6%ぐらいいると言われていたところがございます。それも、もしかしたら、私どもが子供のときもいたのかもしれない。医学やそういった知識の進展に伴いまして理解が進んだというふうにも捉えられるかと考えているところがございます。

大切なことは、その子に合った支援が切れ目なく、小学校就学前から、この発達支援室事業のように青年期に至るまで切れ目なく支援がその子にとって適切な支援が続けていけるようにすることかなというふうに考えますので、引き続き学校とも発達支援室とも連携を深めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 これは、ちょっとこれも古い話ですけれども、平成23年度に文部科学省が公立小中学校を対象にして調査した結果ですけれども、これは担任の先生からのアンケート回答から、やはりクラスにですね、6.5%の割合で発達障害者の方がいると。ということは、30人学級ですと2人ですよ。やっぱり、こういう状況の中で、発達障害者の子供さんを持つ保護者も、それから、その教育の現場を預かる教員も、これはえらい大変だと思うんです。南陽市も大体こんな状況ですか。こんな状況というか。

○委員長 佐野浩士学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

南陽市内の小中学校は、規模、それから地域の実態等も違いますけれども、大体同様の傾向

と捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 この支援の内容は、いろいろ多岐にわたって、教育ばかりじゃなくて医療的支援、それから福祉的支援、それから教育的支援、様々他課にわたって連携しなければいけないものがあると思いますね。今後ですね、福祉課長にお尋ねしたいんですけども、この連携をどういうふうに考えて築こうとしていらっしゃるのか、その辺のお考えあればお聞かせしていただきたいと思います。

○委員長 尾形久代福祉課長。

○福祉課長 それでは、お答えいたします。

南陽市のほうで発達支援室つくられましたのが本年度からというふうなことになっております。今年度につきましては、南陽市の現状の把握というふうなことで、何が課題になっているかというふうなことをまず関係機関で一緒になって協議をして話し合っていました。南陽市の場合は、幼児期から、そして中学校までの発達に関わる支援というふうなところにおいては非常に充実しているというふうなことなんですけれども、義務教育が終了した後、なかなかその引継ぎがうまくいかずに切れることが多いということで、一番課題になっていますのは、高校進学後や就労後に発達障害の診断を受けた方、もしくは小さい頃から発達障害というふうな障害をお持ちの方がなかなか切れてしまって、切れ目のない支援ができないというふうなことが課題になっているというふうに考えております。そのことについて、やはり関係機関、もちろん庁舎内はもちろんですけれども、外部の関係機関の協力も得ながら、また専門家の意見も聞きながら、そういった方が社会の中で穏やかに、そして自分らしく生きていけるというふうなことをやはり目標にしまして、私どもは事業を行っていかねばならないなというふうな

強い思いをしております。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 様々手だてを考えていらっしゃるということをお聞きしましたけれども、やっぱりこれからですね、この支援体制をしっかりとしていくということは、現状把握とともに重要なことだと思います。もう一つ重要なことは、これ以上、異常なまでに右肩上がりですごく増えている現状、これを減らすにはどうするか。何が問題なのかということも、これは科学者じゃありませんけれども、そういった観点でも追求して対策を取っていかないと、もう天井知らずで上っていく現状ではないかと思えます。

ある環境情報センターの調査では、今、日本はじめ世界中で農作物を作るのに農薬は欠かせないわけですけども、その農薬の一種が人間の神経回路、シグナル毒性になってしまって、遮断してしまって、うまく神経が伝わっていかないような状況になっているんじゃないかという調査もあります。やっぱり、なったらどうするかという支援対策も、これも重要なわけですけども、根本的にそれを少なくしていくという視点から言えば、これは何でそういうふうな状況になるのかという、そこに目を向けなければ、対処療法だけでは解決しないんじゃないかなというふうに私は思っていますけれども、市長、その辺の考えはというふうに思いますか。

○委員長 市長。

○市長 その御指摘については、委員全くおっしゃるとおりだというふうに思います。その対症療法が市町村の現場で行われているわけでありまして、現実的に十分に対応できるマンパワーや予算は不足しております。一刻も早くですね、様々な科学的知見に基づいて根本的な対応が国全体で取られるようになることを願

っているところです。

○委員長 　ただいま質疑中でございますが、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

御苦勞さまでした。

午前11時58分　休　憩

午後1時00分　再　開

○委員長 　再開いたします。

休憩前に引き続き、第3款民生費の87ページから110ページまでについて質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 　88ページの、説明欄としては10番ですね。社会福祉協議会負担金2,585万9,000円についてお伺いをしたいと思います。社会福祉協議会の会長であります副市長にお尋ねしたいというふうに思います。

いろいろ市民からの話を聞くところによりますと、来年度からいわゆる在宅の介護、社会福祉協議会でやっている在宅介護、ヘルパーですね、それはやめるというふうにお聞きをしております。それについて、そのような考え方があるのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長 　大沼副市長。

○副市長 　お答えいたします。

社会福祉協議会については、今月理事会がありますので、正式にはそこで決定になります。一応、該当職員が退職してしまうというふうなことでやめざるを得ないというのが現状であります。

以上です。

○委員長 　6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 　やめざるを得ないというふうなことで、ということは、本来ではないというふうなことの裏返しかなというふうには思うんですけれども、社会福祉協議会がやっている様々な福祉事業、特に老人福祉事業に関しては、私は福祉事業の1つの市の一丁目一番地として

ですね、実践をやっている場所だというふうに思っていますので、それぞれに職員の方も矜持を持ってですね、プライドを持ってやられているというふうに思っております。

その中でまたお聞きしたのはですね、どうも社会福祉協議会が今後についてですね、いわゆる、今通所であるとか在宅の介護とかやっているわけですけれども、それを先細りになるというかな、簡単に言うと、そういったことでやめていくというふうなことをお聞きしました。それで、それを不安視してですね、職員も辞めていくというふうな現象があるやに聞いております。というふうなことが実際に、そのいわゆる先ほど言ったヘルパーは人がいなくなるというふうなことだったようですけれども、そういうふうなヘルパー以外にですね、いわゆる社会福祉協議会がやっている事業として、今後減少、縮小、あるいはほかの例えば民間団体のほうにやっていくとか、そういうふうな構想というかを持ってられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長 　大沼副市長。

○副市長 　ただいまの質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の事業に関することなので、私の個人的な見解というふうなことで述べますけれども、社会福祉協議会でやっている介護福祉事業は全て収益事業です。これは、いわゆる会社でもできるしNPOでもできるし、いわゆる普通の民間法人でもできる介護の事業ですので、収益事業ですので、採算が取れなければその事業からは撤退するしかないというのが現実です。

2年前でしたかね、実は介護福祉事業が赤字になって、正直ボーナスというか手当が支給できなくなるのではないかとというくらいにちょっとひどいときがありました。その辺を考えて、いわゆる継続的に社会福祉協議会が存在できるような形にしましょうというふうなことで今内

部で検討していますので、その事業をやめるということも選択肢の中に入っています。例えば、先ほど申し上げましたとおり、職員の体制が取れなくなったとか、いろいろな意味でできなくなった場合は、その事業から撤退するしかないというのが今の現実です。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 冒頭ですね、収益事業というふうなことがありました。確かにそれは収益事業だと思えます。ただし、福祉に関して、じゃしっかりともうかっていくのかというふうなことはまた別の次元かなというふうに私は思っています。

福祉については、やはり少し赤字でもですね、やっぱりそういったニーズがあって、しっかりと社会福祉協議会という事業実施主体でやっていくというふうなことであれば、それはそれで市の持ち出しがあっても私はしょうがないのかなというふうには思っていますが、今の副市長の話ですと、これはあくまでもね、個人的な見解というふうなことでしょうけれども、社会福祉事業が持っていく、いわゆる採算ベースで考えていったら、社会福祉事業の事業というのはだんだんなくなってくるのではないんですかね。ということであれば、そこにいる職員の方が非常に不安に思うというふうなことがあると思うんですけども、そういったものは、これは当然労働条件のことでもありますので、そういったことをちゃんと伝えているのか、あるいは伝えていないのか、まだはっきりしないので、まだ何とも言っていないのかというふうなことがあると思うんですけども、実際にですね、いろいろ将来先を見通して、将来性がないというふうなことで考えている職員もいるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどうなんですかね。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えいたします。

介護の事業については、先ほど申し上げたとおり収益事業ですので、市のほうで赤字補填については基本的にないというふうに考えています。

あと、もう一つ、その職員の体制の中でできなくなっても、市としてその業務を残すか、残さないかという判断は恐らく残ると思います。つまり、社会福祉協議会以外がそのサービスを担うというふうなことも選択肢の中には恐らくあると思います。それについては、その前に市のほうで検討すべき課題ではないかというふうに思っています。

あと、流れの中で中、長期的に申し上げると、高齢者の人口というのはピークをもう迎えて、これからだらだらと下がっていく。介護の給付費も、これから右肩上がりだということはもうあり得ないと思います。つまり、簡単に言えば、南陽市だけを市場としてサービスをしているうちはどんどんパイが縮小していく。そういうふうになったときに、結局その事業者としてどういうふうにするかという戦略を立てないと、これからは経営するのに大変だろうというふうに考えています。ただ、委員おっしゃるとおり、働く人がどういうふうなその将来展望が持てるかということも考えて、そのいわゆる職員の定年とか自然減とか、いろいろな形で調整しながら、今働いている人がなるべく不安にならないような形でその経営計画はやっぱりつくるべきだろうというふうには考えています。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 素人的に言えば、とにかく何か社会福祉事業がいろいろやめていくんだねというふうになってくると、本丸の社会福祉事業の担い手がどうなのかなとちょっと疑問に思ったものですから、今副市長からありましたように、とにかくそういったことはいわゆる理事会

等で計画をしていくというふうなことだと思うんですけども、はっきり分からないうちは、やっぱり職員に対しても不安視をさせないような形でぜひ運営をしてもらいたいと思うんですが、もう一度お聞きします。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 先ほど申し上げたとおり、あらゆる選択肢をターゲットにしておりますので、不安になるかどうかというのも職員としゃべりながら、いわゆる路頭に迷うようなことは、それはもちろん毛頭考えていないんですけども、そもそもその市場としてどんどん下がっていくという現実の中で、社会福祉協議会職員として新たな例えば事業を展開できないかとか、いろいろな意味で実は今職員に投げかけています。社会福祉事業というのは別に介護保険だけではないので、やるべきことというのはもういっぱいあるので、その部分で何とか担えないかというようなことで、特にやっぱり社会福祉協議会の職員というのは専門集団です。社会福祉士とか介護福祉士とかという有資格の方がほとんどですので、そういう方が活躍できる場を別に求めると言うと言い方悪いんですけども、別に介護事業だけに限定して経営戦略を考えるということについては今考えていません。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第4款衛生費の110ページから124ページまでについて質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 113ページの4款衛生費、置賜広域病院の事業費ということで3億ちょっと計上されております。それで、広域の負担金いろいろあるわけですけども、3市5町、あるいは2市2町と県、あるいは山形鉄道のフラワー長井線の2市2町、いろいろ負担金あるわけですけども、特にお尋ねしたいのは、置賜広

域病院、南陽では3億ちょっとの負担金というふうになっているわけですけども。報告によると置賜病院は黒字決算と、こういうふうになっているわけですけども、黒字の場合ですね、各自治体に対しての還元というかね、これ本来あったわけですけども、どうも最近それなくなったというふうなお話聞いているわけですけども。市長はね、2市2町の、あと県が入っている議会もあるわけですけども、理事者、管理者でもあると思うんですけども、その辺の議論というのはどういうふうにされて、今後の対応というかね、どういうふうにされようとしているのか、どうでしょう。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えいたします。

病院企業団の中で置賜総合病院に関していえば、実は繰り出し基準というふうに、いわゆる企業団になってから負担金は精算しないという仕組みになって、内部留保、いわゆる中で留保資金としてためると。いろいろな投資に企業団が使うという方法に変えました。ただ、南陽病院に関しては従来のとおり収支差方式で、一旦負担金で払って、現金で黒字になったらその分は返してくださいというふうなことで、南陽病院については内部留保はありません。ですから、返ってきた分の予算化これから来年度以降もしますけれども、それは全部南陽病院で精算した上で返ってきたというふうなお金しかありません。仕組みをそういうふうに変えましたので。なので、委員おっしゃるとおり、最初コロナで大赤字になるのではないかというふうに見ていたんですけども、国からのいろいろな政策のお金が入ってきて、結果的には内部留保がたまってきたというふうな現象はあるようです。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 企業団になって仕組みが変わったと。これ分かるわけですけども、サテラ

イトなわけですから、親子の関係あるわけですね。親がもうけたならば、子供さ小遣いぐらいくれというのが本来の在り方であって、それは突然こういう形になったといっても、内部留保ということで今言われましたけれども、たまった場合はですね、いろいろなところに使うと。これは、親子の関係ですから、やっぱり南陽やほかの自治体の子供の病院にもですね、やっぱり分け前もやるというのが本来の在り方でないのかなと私は思うんですが、なぜそういうふうな形になったのか、企業団になったのか、その辺のいきさつについてどうでしょう。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えいたします。

企業団になるときに、いわゆる収支差方式を全部にする、いわゆる南陽病院も繰り出し基準に基づいて負担金を納めるというふうにするという方法もあったんですけども、長井病院と南陽病院については従来のおり収支差方式でやっています。川西診療所もそうだ。その3つについては収支差方式でしていますので、いわゆる現金で余ったら返してよねというパターンでやっています、公立置賜総合病院については県と2市2町の負担金の中でやっているわけですけども、内部留保で出てきたものについては、今までなかなかできなかったことを、医療的にできなかったところをやりたいというふうなことで、そもそももう何年か前から議論になっていたんですけども、なかなかやっぱり各市町村ともその負担金そもそも上昇しているものですから、やっぱりできれば負担金を下げるといふベクトルで何とか動いてくれないかみたいところは本音としては恐らくあると思うんですが、今のところの2市2町と県との話合いの中では、ルールを決めて黒字になったら中にためるといふふうなことなので、今のところ黒字になったからその負担金を下げましょうという議論はまだなかなか進んでいないというの

が正直なところです。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 それでは、お聞きしますが、これ黒字だからまだいいようなものだけでも、もし仮に赤字になった場合ですね、どうするわけ、これ。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えいたします。

そもそも、繰り出し基準というのは総務省ベースでつくられている数字で、いわゆる本体の市町村が潰れるようなことがないように、これしか金やらないから、それで賄えという趣旨に近いんですね。だから、理論的には赤字になった場合にどうするかというのもこれからの課題です。ただ、そのときに、赤字にならないようなやっぱり負担金で構成団体としては持っていないと駄目だよ。つまり、医療を優先しますので、そっちのほうに恐らくベクトルは動くのではないのかなというふうに思います。ですから、今、あくまでも経営に応じた形で負担金を算出はしていますけれども、どうしても公立病院というのは赤字というのはもう仕方がないので、その部分についてはやっぱり各市町村で負担しなければならぬということなので、今のところイニシャルコストについては県が80、構成市町が20、ランニングコストについては45が県、55が構成市町という今のルールを少し県で出してくれないかというような議論というのはこれからももちろんそこも含めてやるべきだといふふうには考えています。

あと、置賜全体のことを考えたときの、例えば町立病院とか公立病院がなかなか厳しいというふうな状況の中ですることについては、やっぱり県と一緒に議論していかなければならないのではないかというふうには考えています。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 ちょっと私、今副市長の説明

いろいろお聞きしたんですけれども、ちょっと理解できない部分があるわけですね。本来ならば、2市2町と県でやっているわけですから、親であれ子であれ、赤字だろうが黒字だろうがやっぱりプールの的にして、そして全体を見て個々を見ていくというふうなやり方をしないと、差が出てくるんじゃないのかなと私思うんですが、その辺どういうふうに考えていらっしゃるかお尋ねします。

○委員長 大沼副市長。

○副市長 お答えいたします。

各年度のその負担金については、経営の状況を見ながら県と構成市町で協議をしながら来年度の負担金このぐらいにしましょうというふうなことで協議をしていますので、変なふうに負担金が上がったり下がったりはしないのではないかなというふうには思っていますけれども、ただ、中、長期的にいった場合に、医療が高度化してそもそも病院の負担が増えていくのではないかなというようなことは危惧されますので、その辺は十分注視しながら会議の中でやっぱり言わざるを得ないというのが今の状況だというふうに思っています。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 115ページの予防費に関して、ワクチンの接種の問題ですけれども、今もう12歳未満、11歳以下始まっているわけですけれども、これまで学校の生徒児童に対するワクチン大分進んだわけですけれども、その中でワクチン接種後欠席した生徒児童の数把握していたら教えてください。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

今週接種して学校に登校していない、副反応様の症状で休んでいる児童は8名いると聞いて

います。

以上でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 これ今週ということ、これまでのトータルでずっとの数字分かりますか。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 先週分のものについては把握していないところがありましたので、今週分の状況として8名という報告を受けているところでございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 今週だけで8名ということですけれども、これまで生徒児童へのワクチン接種は大分前から始まっているわけで、ぜひきちんと学校教育課のほうで把握して、これをきちんと保護者に伝えていただくような体制は取れますか。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 あくまで児童の接種に関しては保護者の方の任意での接種ということになりますので、学校からこの状況について御案内するという事は今のところ考えていないところでございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 これ親の責任でやるわけで、この情報というのは非常に重要なわけです。実際、コロナそのもので重篤化している10代以下の若年層というのは、ほとんど重症化という例がない。死亡も例がない。そういった中で、ワクチン接種したことで、次の日、今週だけでも8名の人が学校に行けなくなっていると。この状況、絶対おかしいわけです。これ、ぜひとも保護者のほうに伝えるような体制、市のホームページなり何なりでしっかりやっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 穀野純子ワクチン接種対策主幹。

○ワクチン接種対策主幹 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

小児、5歳から11歳までのお子様のことだと思わんでも、その接種に関しましては、3月2日より3月8日までの火曜日までで60名の方が接種いたしております。その中で8名の学校を休まれた方だと今学校教育課長のほうからお伺いしたと思います。

それで、私どものほうでは、一般質問の際にも答弁いたしました。保護者の方にはどういった副作用が出るんだとか、そのワクチンに関する資料のほうをお送りさせていただいております。また、お子様と一緒に見ていただく向けの資料もつけさせていただいておりますので、そのリーフレットを御覧になった上で再度御確認の上、接種会場に足をお運びくださいということで申し添えておりますので、そういった周知徹底につきましてはすこやか子育て課のほうでさせていただいているという状況でございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 その知らせる内容について、少なくとも60名接種して、そのうち8名が次の日休まなければならない、そういったふうなことがありますよというふうな数字をきちんと保護者に伝えることができませんかというふうに私聞いているんですけども。

本当は、これ先ほど言ったように、これまでのもう18歳以下の高校生までの若年層についてのデータも本当はきちんと取ってほしいですけども、それ取りあえずそれはそれで何とか取ってほしいということを希望しておきますけれども、この60名中8名は学校を休んだ。これテレビでも言っているんですね。大体11%という数字かな、影響があるというふうなデータがテレビなんかでも言っているわけなので、大体それと見合った数字かな、60名中8名というのは、そういったふうなことで、これはきちんと市のホームページで出してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 市長。

○市長 接種された方の副反応については、重篤なものはそれぞれの医療機関や集団接種会場での医師の診断や判断に基づきまして、厚生労働省のほうに適切に報告をするという制度になっております。それによって全体の傾向が把握できるわけでありまして、市において個別の接種された方がその後休まれたかどうかということについては、追跡調査をすることは現実的には非常に困難を伴います。ということで、その情報についてはぜひ国において一元管理されている情報を参考にさせていただきたいというふうに思います。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 厚生労働省のほうに大体毎月1回審査会があって、その公表によると、既に1,400何名の死亡例が確認されているといったようなことがあるわけですけども、それはそれで、厚生労働省は厚生労働省の仕事として、南陽市の仕事として60名中8名が次の日学校を休みましたよということを何で出せないんですか。

○委員長 白岩市長。

○市長 会場において15分、あるいは30分の健康観察の時間を設けておまして、その間のことであれば接種会場において担当者は把握することは可能ですが、その後の状況においては現実的には医療機関を通さないと難しいわけです。そこについての把握が困難であるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 ワクチン接種をした次の日学校に行けなかった、この事実だけ、事実として何で発表できないんですか。

○委員長 白岩市長。

(発言する声あり)

○市長 その事実を、我々のほうで何でお休みになったかということ把握するのは困難だと

いうことを申し上げております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 これ押し問答しても、行政は行政の立場というのがあるようなので、やんだから駄目だと言われればそれまでの話ですけども、その辺おかしいよなというようなことを最後に言わせていただいてこの質問を終わります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 ページ数121ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、説明欄のナンバー25番、環境対策事業費として、これもこのたび新規事業として371万円ほど計上されているわけですけども、その中で1つ、協議会を立ち上げて、その報酬費も払うということなんですけれども、こういったメンバーで構成されるのか教えていただきたいと思います。

○委員長 鈴木博明市民課長。

○市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらに記載の環境対策協議会につきましては、実は今年度、再生可能エネルギーの導入目標の策定業務においても既に設置をしている委員会となっておりますし、市議会のほうからも加わっていただいておりますし、あと市内の地区長さん、あるいは有識者として東北芸術工科大学の教授、あるいは廃棄物関係業者、あとは学校関係、そういった方々で構成されている委員会となっております。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 どういうメンバーが分かりましたけれども、この、今まで行政が、平成18年から地球温暖化対策の削減で計画をつくってですね、取りあえず5年間、22年までですね、取り組んでこられました。このたび昨年10月に見直しを図って更新したわけですけども、そ

の中で本当に一定の効果があったということは、前の一般質問のときにも報告を受けました。今回は、それらの事務事業編ではなくて施策編なわけですね。要するに、南陽市のこの公共の建物を今後どうするのかではなくて、南陽市全体としてどういうふうに取り組んでいくかというすごく規模が大きいわけですね、そうなるのと、やっぱり気候変動については様々な分野に影響を及ぼしているわけですね。農業、自然災害、産業、健康、やっぱりこれら幅広くの人たちで構成しないと、それぞれの分野の有識者からいい発言が得られないんじゃないかな。そういうことを加味してメンバーが整っているかどうか、もう一度お聞きしたいと思います。

○委員長 鈴木博明市民課長。

○市民課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

基本的には、この環境対策協議会の現在の委員で完全に十分かと言われるとどうかなというところはありますが、現在の協議会の委員の方で十分に議論できるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 じゃ、そのメンバーも含めましてですね、さらなるその委員の充実を図っていただきたいということを思います。

それからですね、最終的にはその委員会でいろいろな意見を出されたものを集約してですね、市の意向、考え方も添えて業者に作成してもらおう委託料も計上されているわけなんですけれども、これはいつまでどうのこうのというその日程的なことは考えてございますか。

○委員長 鈴木博明市民課長。

○市民課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

基本的に令和4年度の予算になりますので、4年度の中で策定をするということになるかと

思いますし、また、予算が成立した後に新年度になってから業者選定に入るということになり、業者が決定してから詳細な日程については決まってくるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 4年度中にね、大体策定したいという目標があったということで分かりましたけれども。

もう一つですね、この実行計画、今回は地域施策編なわけですけれども、その中にどうしてもですね、要するにCO₂をいかに抑制、削減していくかという目標も当然のことながら、今現実に起こっているものに対してどういうふうに回避または対応していくのかという視点で、両方考えていかないといけない現状になってきているんですね。要するに、国において平成30年6月ですね、適応法の施行をされました。それを受けて、山形県では12月に山形県の地球温暖化適応計画というものを作成しました。そういう現状の中で、どういうふうに整合性を図っていくのか。この施策の中に適応計画も盛り込むという考え方なのか、また別な考え方なのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長 鈴木博明市民課長。

○市民課長 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

委員の御質問にありましておおり、気候変動のほうと地球温暖化対策のほうは、緩和策と適応策というふうに分かれているかと思えます。今回の令和4年度で策定予定の区域施策編についてはいわゆる地球温暖化対策のほうの計画となりますし、気候変動対応のほうにつきましては、それぞれの例えば農業分野ですとか産業分野ですとか、そういった上級官庁のほうと連携した適応策というのがそれぞれの分野でもう既に確立されているものと考えておりますので、

気候変動の適応内容と今回の地球温暖化のものについては1本のものにはならないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 1本にしないでそれぞれ対応していくという課長のお考えでお聞きしました。

山形県のその施策編を作成するに当たって、将来にわたって適応計画も考えたほうが、いろいろな膨大なそのデータがあるわけですけれども、事務的な負担が少なくなるし、将来像が見えやすくなるという、そういう指針もありましたので、その辺の県の考え方もですね、加味して、今後どんどん実効性が上がるように取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 4款衛生費の1項保健衛生費の説明項目2番のところの保健衛生総務管理費の中で、がん検診関係がたくさん予算取られております。先日私、子宮頸がんのワクチンのごことで説明したときに、年度ごとの資料を後で頂きましたが、この検診率。

111ページのがん検診委託料、それぞれに予算取られていまして、やはりこの資料を頂きましたときに、子宮頸がんは特に20%台、26.7%、令和2年。そして、ここ新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として無料クーポンが配られているんですが、129人のうち12人しか受けていないというこの状況を見てちょっと愕然としました。

それで、やはりいろいろな状況がありますが、今全国的に心配されていることが、コロナによって検診率が下がっているという情報があります。やはり、がんの発生率がどんどん増えている状況で、対策をしっかりと取らなければいけないと思うんですが、それぞれのがん検診の対

策、今後どうやって上げていくかとか、方向性はあるのでしょうか。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの質問にお答えいたします。

委員からございましたとおり、やはりこういう状況下での健診のほうへの出足の鈍さということも心配される場所ではありますけれども、現状のところ、こちらのほうでさほど大きく落ち込んではいないかなというふうには思っているところではございますが、ただ全般的に私どものほうで担当させていただいているのがほぼ国保、国民健康保険加入者の方ということで、なかなか健診というものをおっくうでそちらのほうに行かないという方が多くいらっしゃることや、あと高齢者の方でなかなかそちらのほうにまでいかないというふうな、どちらかという高齢者のほうが受診率がいいのかもしれませんが、そういうようなこともありまして、なかなか健診そのものに対する必要性というところの認識がまだ浸透していないというところがあるかと思っております。

そういう面で、やはりこれに対して画期的なとか、非常に有効なというのはなかなかないかとは思いますが、地道にやはりそこら辺のところは勧奨して行って、できるだけ受診率のほうを上げていくということを地道にやっていくしかないかなと現在のところは考えているところでございます。

以上です。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 今、健診の必要性の認識が低いということで健診率が低いということを言われましたが、それだったらこの必要性をもっともっと訴えていかなければならない。そして、健診率を上げなければならぬというところに頑張っていただかないと大変だなと思いました。

やっぱり、乳がん検診は31.4%、昨年、令和

2年度で、2,000人弱受けて3人またはプラス1ということのがんの方が出ているという、そういう状況ですので、これがやはり検診率が上がればね、もっと分かる人が増えるわけです。そして、検診していない人で見つかった人は、少しステージが上の方が多いと思います。そうすると、本人たちも大変ですし、家族も大変です。そういうことを考えると、もうどんどんと検診の大事さをしっかりと伝えていただかなければならないと思います。子宮頸がんに関しては積極的勧奨をやりますという状況になったわけですので、その新たなステージに入ったがん検診の方たちに無料クーポンを配るときに、またさらに何で必要なのかということもしっかりと伝えていただかなければならないと思います。その辺、しっかりとやっていただきたいと思いますが、ちょっともう一度お願いいたします。

○委員長 大沼すこやか子育て課長。

○すこやか子育て課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

委員からございましたとおり、機会を見つけてまして、都度ぜひ勧奨といえますか、受診していただけるような工夫を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 しっかりとやっていただきたいと思っております。

もう一つですね、4款の衛生費、保健衛生、環境衛生費、117ページに関してちょっとお聞きいたします。

環境衛生費の3番、公衆手洗管理事業費に関してだと思いますが、市長への手紙である方が、今まで私たちも何回も烏帽子山公園下の表町のトイレに関して、何とか新しく改修できないのかとか伝えてまいりましたが、私たちよりもずっと先から思いを持っている方が市長に手紙を書いたそうです。ところで、御返事を頂きまし

たと。私のところに、建て替えはならないけれども、改修にはしてもらえそうなんですよというお話だったもので、私もそのつもりで、ああ、じゃある程度改修してくださるのかなと思って、でも、予算的には何も出ていないし話もないということで、ちょっと文章を私もう一度見せていただきました。こんなお返事でした。表町トイレにつきましては建築後49年が経過しており、最近の公衆トイレに比べて古いスタイルとなっていることは確認しております。しかしながら、構造的に大きな劣化が発生していないことから、当面は使用に必要な修繕を実施し、機能維持を図ってまいりますので、御理解をくださるようよろしくお願いいたしますと市民課の環境係の方から御返答があったようです。

この方は、使用に必要な修繕というところをよく解釈しちゃったのかなと私は思ったんですが、でも、やっぱり必要な修繕というところで、皆さん今市民の方は、あそこに関しては必要な修繕なり改装なりは別なイメージで持っていると思います。障害者も入れる、女子が入っても安全なもの、そういうふうを考えていらっしゃるの、この当面の使用に必要な修繕実施、機能維持というところが、非常に市民にとってはああ、何かやっただきさるんだなと思ったんです。ところが、多分何もやってくれないということだったのかなと私はちょっと悪く考えちゃったんですが、これはどのような方向性なのでしょう。

○委員長 白岩市長。

○市長 御期待を抱かせてがっかりさせるようで大変心苦しく思いますけれども、公共施設等総合管理計画の中で、あそこの公衆トイレを使われている方もおられるということで、そしてまた、バリアフリーの改修のスペースもなかなか難しいということで、当面現状維持ということで、その維持に必要な費用についてはしっかりと執行していくということで御理解いただけ

ればというふうに思います。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 機能の維持はする、でも、今市民が考えているところの必要な修繕はやらないということなんですね。やはり、ちょっと市民の思いとかなり離れていると思います。やはり、特に地元の方たちは、いろいろな事業を市内でやったりすると、やっぱりここは改修してもらわないと困るよね、何とかしてもらわないと困るよね、いつも出る話です。なるべくもう検討していただけますように私は要望しかないと思っておりますので、要望しておきます。

○委員長 要望ですね。

ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第5款労働費の125ページについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第6款農林水産業費の126ページから148ページまでについて質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 126ページの農林水産費に関連いたしまして何点か質問します。

第1点目は、今年は例年にない大雪ということで、農作業に対して非常に心配がされていると、こういう状況だと思うんですね。それで、現在南陽市内の農業に従事されている農業者にとってですね、この遅れが心配という声が聞こえてくるわけですけども、どういう状況なのか、現在ですね。例えば、農道の除雪とか、あるいは融雪剤の散布とかですね、そういう対応というのは考えておられるかどうかですね、第1点。

それから、もう1点であります、今農家の方々にお聞きするとですね、水田の活用交付金ですね、直接支払交付金ですね、これの見直しが始まると、こういうふうなことになっている

わけですけれども、この見直しについてですね、どのような中身なのか、その2点最初にお尋ねしたいと。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの委員の御質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず、1点目の例年にない大雪の部分でございます。果樹生産者を中心にしまして、そろそろ、もう既にと言ったらいいんでしょうか、農作業が始まるような状況でございます。例年、いわゆる農道につきましては、建設課のほうから御配慮をいただいております、連携をさせていただきながら、山分けと言ったらいいんでしょうか、農作業の通れるような通行の部分に関しましては建設課のほうにもお願いをして適切に対応しているというふうに認識をしているところでございます。また、融雪剤の補助につきましては、先だって県のほうで融雪剤の補助事業が創設をされて、それにつきましては市と県の共同事業になるわけなんです、その部分でただいま農家さんのほうにも周知を図りながら融雪剤の購入への支援を今調整をしているところでございます。

続きまして、2点目の水田活用の直接支払交付金の見直しということでございます。こちらにつきましては、昨年終わり頃から大きな農業者にとっての課題と、話題というふうになってございます。関係団体でありますJAさん、農業委員会さんのほうからも見直しの声を市としても上の、国のほうに上げてほしいというふうな御要望をいただいております。市といたしましても、その見直し内容につきましては唐突な感も否めなく、また、説明も大分不足をしているというふうにも認識をしております、そういった関係団体の要望についてはほぼ賛同できるものというふうに考えておまして、国、県等に対しまして要望活動を様々現在も行っていると。また、先だっても市長と議長から上京を

いただきまして、県選出の国会議員さんのほうには地元の声ということで声をお届けさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 最初の1点目の除雪の問題ですけれども、関係課と相談しながら今対応していると。あと、県からのいろいろな援助も頂いて対応していると。心配ないと、こういうことですね。

それで、この大雪によってですね、樹木の被害とかですね、あるいはハウス等の倒壊とかですね、そういった被害状況というのは何らないと、こういうことなのかどうか、その辺どうでしょうか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの御質問のほうにお答えさせていただきます。

私どものほうに報告をいただいている部分で、今年の大雪につきましては、いわゆる畜舎で軒が大雪の部分でちょっと破損して、換気扇のファンの吹き出し口のあたりが破損したというような状況は聞いておりますが、何せ今年は雪も多いということで、実際の枝折れ等の報告についてはまだ私どものほうでは情報もいただけないというような状況でございます。

また、先ほどの委員の御質問の中で1点、御回答が抜けておりましたので、補足をさせていただきます。水田活用の交付金の中身ということで先ほど委員のほうからも御質問あったかと思えます。その内容につきましては、3点ほど大きな内容がございます。まず、これまで飼料用米の複数年契約につきましては加算措置がされていたものが、金額にしますと1万2,000円から6,000円に、継続分だけなんです、減額がされた。新規のほうはもう廃止されたという部分。あと、多年生牧草の単価が、1反当たり3万5,000円が1万円に減額されたという部

分。もう1点、これまで水張り、いわゆる水稲作付が条件ではなかったものが、今後5年間一度も水張り、いわゆる水稲の作付を行わない農地については、それらの交付金の対象とは除外するというような内容でございます。

以上でございます。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 災害についてはまだ把握していないと。これから徐々にしていくということなのかどうかですね、その辺をもう一点。

それから、交付金の見直し等ではありますが、今課長おっしゃったように、大きな問題点3点あるわけですね。先ほどおっしゃったように、飼料米をまずこれ以上作るなど、簡単に言えばね。そういうことなんです。それから、2つ目は、牧草の補助金は3分の1にカットすると、こういうことですね。それと、もう一点は、課長おっしゃったようにですね、5年間作付していない、行われていない農地に対しては出さないと、こういうふうな大きな3点の問題があると、こう言わざるを得ないわけですが、このことによってですね、農業者の方にとっては非常に減収になると、こういうことになるわけですね。しかも、昨年度は御承知のように、米の大幅減額があったわけですね、米価の。それと同時に、南陽市では霜害によってですね、果樹等が、サクランボなどが壊滅状況になった。そして、合わせて10億円前後の減収になったと、こう言われているわけですから、これに輪をかけてこのような状況になればですね、農家の経営と暮らしは立ち行かなくなると、こう言わざるを得ないわけですが、こういった場合ですね、やっぱり突然、しかもですよ、こういうふうになってくれば、寝耳に水と、こうなるわけですから、その辺の対応をしっかりとやらなければならないと、こうなるわけですが、市長は代議士に言ったとか何とかかんとか今おっしゃったけれども、どういふことを言った

のか、その辺のいきさつなども含めてお聞かせいただきたい。

○委員長 白岩市長。

○市長 高橋議長とともに代議士に面会させていただいて、山形おきたま農協、そして南陽市の農業委員会、双方からこの件についての要望書を頂きましたので、ほぼそれをそのままという内容でお伝えをさせていただきました。農業生産者の皆さんは、非常に不安が強いと。ぜひしっかり対応してほしいということで、代議士からもその思いについては自分も同じだということで、できる限りの対応をいただくという返答でございました。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 こういう状況になればね、やっぱり米作りはやめざるを得ないと。これをほったらかしておく、やっぱり耕作放棄地の発生がですね、年々増えてくるのではないかと心配されるわけですよ。こうなっては遅いわけですよ、市長。今食い止めない限り駄目だと私は思うんですよ。だから、代議士に言っただけでなくて、市長自ら大本山行って対応すべきではないのかなと私思うんですが、その考え方をお聞かせいただきたい。

○委員長 市長。

○市長 大本というのは恐らく農林水産省のことだと思いますけれども、多分これ農林水産省だけじゃなくて財務省も非常に関わっているのかなというふうに思っています。その辺、どの対象に要望を届けることが一番生産者の皆さんの思いを届けることになるのかについてしっかり考えて、代議士とも連携して適切に対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長 ここで暫時休憩といたします。

再開は、2時15分といたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○委員長 休憩前に引き続き、第6款農林水産業費について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番船山利美委員。

○船山利美委員 私が今質問しようとするのが130ページの6款獣害防止対策費についてですが、その前に一言というか、先ほど佐藤委員の質問ありましたけれども、私も実はメモを持って来たんですが、それよりも深く質問していただきましたので、あえてそこまでは言いませんけれども、先ほど市長と議長で要望してきたというふうなことで、それは南陽市という自治体の中では当然評価するものでありますけれども、これはやっぱりもっと広域にするべきではないのかなと私考えているんですね。その質問をするときに、どこの項目がいいのかなと思ったときに、ないんですね。ないというか、私が言おうとしたのは、水田農業活性化及び米穀対策費というところで何かそういうふうなところかなというふうに考えたんですが、やっぱりこれは農業全体、南陽市の基幹産業というふうなことで稲作も当然、先ほど佐藤委員がおっしゃったとおり危機的状況だというふうなことを認識していただきたいと。先ほど申し上げましたとおり、広域にやっぱり要望するにしても、南陽市だけでなく広域にするべきかなというふうに思ったところであります。この答弁もし私がする前にしていただけるならば、そのどういう内容だったかもうちょっともう少し聞きたいなど。今お願いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 広域にということではありますが、どういった形がいいのかについて、広域も含めて様々な在り方を考えて、このことが改善されるようにできる限りの努力をしてまいります。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 分かりました。やっぱりこれ国の政策ですので、南陽市だけでこうしてくだ

さい、ああしてくださいと言ってもなかなか難しい部分があると。そういうふうなことで、さっきの項目、138ページの水田活性化という部分をもう少し応用して、この問題に対しての事業というものを何か必要なというふうに考えたところでした。

それと、130ページの獣害防止対策費についてであります。今回の予算書の中では、043という番号説明欄にありますけれども、その次の045というのが地域おこし協力隊、これが別枠に計上されておりまして、新規事業なども入っておりますけれども、合わせますと若干増額になっているのかなというふうに考えます。

この中で、獣害防止対策費のこの項目の中で、1頭当たりの捕獲補助金はどの項目になっているのか。それから、去年の熊、イノシシの捕獲頭数の合計としてはどのぐらいあるのか。それと、もう一つは、猟銃免許取得補助金というのがありますけれども、これは、その補助金を利用して取得された方はこれまで何名ぐらいおられるのか、その辺について最初お聞きしたいと思います。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの委員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、獣害対策予算の部分でございますが、まず捕獲頭数、今年度の捕獲頭数ということでよろしいでしょうか。

(「昨年度」の声あり)

○農林課長 昨年度につきましては、イノシシは169頭、熊はたしか10頭だったと記憶をしております。今年度につきましては、取りあえず今現在イノシシが191頭、熊が8頭という数字になってございます。

あと、猟銃の取得の部分ということでございますが、南陽市狩猟免許取得補助金という補助金がございます。そちらの中で、今年度につきましては、いわゆる更新等も含めた形になって

しまいますので、新規の部分については数字ちょっと手持ちにございせんが、その更新も含めて21名という現在の人数になってございます。以上でございます。

(発言する声あり)

○農林課長 申し訳ございません。捕獲頭数の1万5,000円を今幼獣、成獣かかわらずお出しをさせていただいておりますが、その予算につきましては、043の獣害防止対策事業費の中の130ページの一番下段、有害鳥獣被害軽減モデル事業補助金、こちらのほうと併せて、いわゆる協議会のほうに、国から直接協議会のほうに入ってくる鳥獣交付金というのがございます。そちらのほうと合わせて1頭当たり1万5,000円をお出しをしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金、随分長い名称でありますけれども、その中にこの1頭当たりのものが入っていた。それから、国から来ている協議会に入っているというようなことで、これで1万5,000円で計算しますと200頭と、そういう部分で、今年度の191頭とあとで約200頭ぐらいというようなことだと思いますけれども、これ何か分かりやすくですね、もうちょっと明確にこの部分だよという。これは、昨年予算と同額なんですね。その下の地域おこし協力隊というのが別項目になりまして、こういう別項目にして獣害対策を強化するというのであれば、もっと強力な事業形態というか、そういうものをつくれなかなと思うんですね。今どんどんイノシシも増えております。熊はどうだかまだ分かりませんが、そういう中で、やっぱり昨年と同じ予算というのでなくて、やっぱり少しずつここを増やしていかないと被害がどんどん大きくなるのではないかなと思うんですね。その辺につ

いてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度予算までは、委員おっしゃるとおり地域おこし協力隊の部分も一緒になっておったものですから、全然見えないような形になっていたということで、私どものほうとしてもやはり切り分けをしたほうがきちとした管理もしやすいし、御説明もしやすいという部分がございます。今回切り分けをさせていただいたところでございます。

そうした中で、逆にそのままの姿が見えてきたというような状況もございますが、昨年度に比べましても、獣害防止対策事業費につきましては予算を増額をいただいております。特に、いわゆる被害防止の観点の部分、電気柵、わなの部分については、厚く予算のほうを今回御提案をさせていただいているところでございます。そういった部分も御理解をいただきながら、今後もしっかり獣害対策、不足するというふうな状況になりましたら庁内でも検討しながら、議会の皆様とも御相談しながら適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 この部分は補正とかでもできるかとは思いますが、やっぱりしっかりとこの当初予算の中でやっていくべきかなというふうに私は思います。

先ほどもあった地域おこし協力隊の方、この方のところには、猟銃保管委託料みたいな、そういう部分もあつたりするんですが、地域おこし協力隊の方は、例えば狩猟免許とか、そういうものについてはどういうふうにか、この中で獣害防止対策費の中ですか、もしその銃が必要だとすれば、それは個人持ちなのか、その辺はどうですか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊、昨年から女性の隊員1名 獣害対策ということで活躍をいただいております。今年、いわゆる今年度、銃の免許を取得をしていただきまして、わな免許、銃の免許を取得をしていただいております。

いわゆる保管の部分という部分については、すごい厳しい規制がございます。実は、協力隊につきましては、隊員は今共同住宅に住んでいるということもございまして、いわゆるしっかりとした管理がやはり共同住宅だと難しいという部分がございます。そうすると、いわゆる銃砲店等の専門のところでご覧いただく方法しか銃を所持できないということもございましたものですから、こういうような形で予算化もさせていただいて、新年度からは猟友会の皆様等からも御配慮いただきながら現場のほうに積極的に出ていただくというふうなうちの方でも考えてございます。

以上です。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 銃は自分で買う必要があるんですか。それとも、貸与するとか何かあるんですか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 銃につきましては、私の勉強不足で恐縮な部分もございますが、借りるということは多分できないのじゃないかというふうに思います。取得できないというふうに認識しております。いわゆる銃の購入につきましても、市のほうで補助の制度でございます。そういった部分を利用させていただきながら、御本人から銃を所持いただいで対応するというふうな形になるかと思っております。

以上です。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 その部分については分かりました。

ここの関連というようなことになりますが、147ページの030のほうの荒廃森林緊急整備事業費、里山緩衝地帯整備委託費というのがあるんですね。ということは、これ鳥獣被害を軽減するという意味だと思えますけれども、これは林業費なんです、これについて、例えば全部で何か所なのかという、その160万円という予算ついておりますが、この予算についてはどういうふうな割り振りの予算となっておりますか。

○委員長 寒河江英明農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 ただいまの船山委員の質問にお答えいたします。

今現在計画しておりますのは、金山地区及び宮内地区ということで、各1地区でやりたいと思っております。2地区です。箇所数についてはまだちょっと決まっていませんので、一応2地区で実施予定ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 2地区で160万円、これ例えば80万円ずつ分けるという意味ですか。

○委員長 寒河江英明農村森林整備主幹。

○農村森林整備主幹 お答えいたします。

これにつきましては、森林整備に要する費用のほか調査費もございますので、単純に2地区で何ぼという単価ではございません。区域もございまして、ということで御理解いただきたいと思います。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 分かりました。

今の作物等の被害状況を見ますと、待ったなしの状態になっているんですね。もしかすると、まちの中をイノシシが走っているというふうなことも出てくるかもしれないですね。そういう危険性がありますので、そういうことがないよ

うに、やっぱりしっかりとした対策の強化というものをお願いしたいと思います。要望いたします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 132ページ、説明48番のワイン振興支援事業費300万円についてお伺いをしたいと思います。

この事業については、どういうふうな内容で来年度はやっていくのか、どういうふうな形であるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの委員の御質問にお答えさせていただきます。

ワイン振興支援事業費補助金300万円という部分でございますが、こちらにつきましてはワイナリー6社のさらなるワイン振興の様々な取組に向けまして、いわゆるそういった今機械等の設備の部分でのニーズ等も調査をさせていただきながら、その予算の積み上げを今回計上させていただきますところでございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょっと意味が分からないんですけども、結局イベントなんですか、そうじゃないんですか。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

この事業費につきましては例年予算化をいただいておりますが、施設整備のほうが中心でございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 施設整備ということで、私前から一般質問等で話してはいますが、いわゆる六つのワイナリーが一つの市町村にあるということは非常に珍しくてですね、大変大きな

財産であると。したがって、ワイン、仮に王国的なですね、発想でもって、市長が国王になるようなくらいでやってもらえれば、ぜひそういうふうな戦略でもってやってもらいたいというふうには思っています。

そうすると、この300万円というのはちょっと少ないのかなと私は思っているんですけども、いろいろなこのイベントというふうなことを含めてやっていった場合に、市長も先ほどもあったんですけども、キーワードは南陽を世界ブランドにというふうなところと、それから、SDGsというのが今の本市政のキーワードだろうと。そのキーワードの中で考えていった場合に、このワインというのも南陽を世界ブランドというふうなことで非常に大事な要素だと。非常に大きなファクターだというふうには思っていますので、そこについてですね、イベント的なところを何かできないのか。地域おこし協力隊もワインも入っていますけれども、商工観光課ですかね、あったと思うんですけども、それらと抱き合わせたような形で、どのような形でやっていくのか、新しいステップとしてやってもらえないのかなというふうには思っているんですけども、その辺市長どういうふうにお考え、あればですね、現在あれば話お聞きしたいなと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 お答えいたします。

ここの農林水産業費だけじゃなくて、商工費にも絡むんですけども、メインを農林水産業費でお答えしますと、やはり東北において最大の集積地が南陽市であるということは生かしていかなければいけないというふうには思っています。ただ、全国的に見ますと、山梨や長野に1市町村に数十のワイナリーが林立しているということで、量においては南陽市は何かいつも後塵を拝す。サクランボについてもなんですが、質において南陽のブドウもワインも農産物も高

品質なんだということで売り出していきたいというふうに思っています。

実はですね、昨日奥山さんが名誉学校長になっておられる専門学校の生徒さん四十数名がシェルターなんようホールに来られまして、その専門学校の皆さんが考える「四季南陽」をベースにした南陽の地域振興という提案のプレゼンテーションがございました。それをいただいた内容もすばらしかったんですが、そういった御提案を今まで思っていなかったところからいただけるというのも奥山さんとの御縁があればこそで、かつてないような品質の高いプレゼンテーションで、その中にはワインも含まれておりました。ここの予算ではありませんけれども、企業版ふるさと納税なども活用しながら、新たなワインのイベントや、あるいは上山市などの近隣市町村と連携した取組なども今後進めてまいりたいと考えております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 本当に今、次にそれ質問しようかなと思ったんですが、「四季南陽」さんですね、今コラボしていくというふうな中で、イベントも含めてですね、やっていったらいいんじゃないかなんていうふうに思っていたんですがけれども、その前に今言った形でプレゼンテーションがあったということで、非常にこれはよかったなというふうに思っています。ぜひそういうふうなことで、その切り口としてはやっぱり、よそ者、若者、ばか者というありますよね、その3つ。それがひとつ世の中を変えてくんだという、私もそうだと思っています。なので、そういった素材がありますし、先ほど山梨とか岡山から比べるとというふうな話があったわけですがけれども、それは比べ方が悪いので、私から言わせれば、東日本では非常にすばらしいんですね。全国的、世界から見て南陽というブランドいろいろなものありますけれども、そういったことをすれば、本当にね、これ

は大きな財産で、それまだまだ生かし切れていないというふうに思っています。

したがって、最初に本論に戻りますけれども、このワイン振興支援事業についてもですね、これはこれで今回の本年度予算ですからいいですけども、ぜひそういうふうな視点でもって、商工費の300万円の地酒・地ワインについてもありますけれども、そういうふうな今まで現在イメージが固定した中での予算化じゃなくて、今あったようなプレゼンテーションを受けてですね、もっと広げていくとか、そういうふうなことをぜひお願いしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 昨日のプレゼンテーションは、主に20歳前後の専門学校生ですから、皆さんからの提案でありましたが、外部からの、そして、若者がどうやったら南陽に集うのか、その中でワインをどう生かすのかという御提案もございました。これまでと同じようにはなくて、新たなことにどんどんチャレンジして、せっかくのすばらしいワイナリーが集積しているものを生かしていけるように全力で取り組んでまいります。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ぜひよろしくお願いします。

そして、もう1点ですけれども、地域おこし協力隊についてお伺いしたいと思います。

地域おこし協力隊もですね、やっぱり他市町村から入ってきてですね、これはまた先ほどの話ですけれども、表現がいいかどうかは別にしても言われていることですので、よそ者、若者、ばか者の中ですね、これは大きなやっぱりインパクトのある行政の一環を担っていただくというふうに思っております。

この地域おこし協力隊3,310何万かありますけれども、トータルでですね。地域おこし6次産業、農家カフェ、ワインとかあります。そういうふうな中で、来年度の新規として配置なる

のはいるんでしょうか、お伺いします。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

来年度につきましては2名新規の隊員を予定しております。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 2名というのはどこの事業でというふうになるんでしょうか。

そして、それから、それに対してどのような募集をかけていくのかお伺いしたいと思います。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

このたびの2名につきましては、農業後継者のいわゆる担い手の部分での農業を中心とした1名、あと、もう1名につきましては、いわゆるワインの醸造等を学んで、そういった部分の担い手として活躍を期待したいということで、そういったワイン醸造に関する学びを中心とした1名ということで2名を予定をしているところでございます。

募集につきましては、窓口がみらい戦略課になりますが、みらい戦略課のほうで適切に周知をして、先だって面接を行ったところでございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょっと聞いていいのか、新年度の事業ですので、それは一応予算が決まってからというふうにはなると思うんですけども、その前の予備調査だというふうなことの理解でよろしいのか、ちょっとお伺いしたいと思います。その面接ですね。

○委員長 みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

来年度のまず新規の部分でございますが、予算書で申し上げますと132ページの節説明欄054、農業後継者育成事業費の地域おこし協力隊がまず1名でございます。こちらにつきましては、新規就農に向けました農業研修、6次化、商品開発等を担っていただくというふうなことになります。

もう1名が、133ページの説明欄065、ワイン振興人材育成事業費の地域おこし協力隊、こちらにつきましてはブドウ栽培、ワイン醸造の部分を学んでいただいて、販売等の研修をしていただくというようなことになります。

いずれの両名につきましては、4月1日の着任を目指しまして、その日程の中で募集をさせていただいているというふうなことでございます。もちろん、予算の成立が前提ではございますので、予算が成立しなかった場合にはこちらのほうには採用できないというような条件付で準備を進めさせていただいております。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

結局、私はこの地域おこし協力隊については賛成しているんです、ここの項目に関してはですね。むしろいっぱいやってもらいたい。ただ、これは市長なんですかね。一般財源なんですよ、これは。交付税。ごめんなさい。この概要のほうを見てみると一般財源と書かれているのでおかしいなというふうに思っていたんですけども、交付税全部ですか。ちょっとこの資料の中には一般財源と書かれているのでおかしいなと思っているんですけども、説明ください。

○委員長 白岩市長。

○市長 予算書の表記上は一般財源扱いになるんですけども、後ほど特別交付税で10割措置されるというものでございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。特別交付税は

10割、いわゆる国の事業だと、早い話がですね。分かりました。じゃ、いいです。

そのような形で、スムーズにですね、やっていくというようなことであれば、事前の面接経て、それで4月に予算成立後というふうな形になると思います。

このですね、今先ほどちょっと農林課長から話あったんです。共同住宅に住まいしているというふうなことがありました。この住まいについての考え方というか、その市の例えば補助していくというか、サポートしていくというか、そうした意味から共同住宅ではなくてとか、そういうふうな考え方はあるんでしょうか。

○委員長 嶋貫みらい戦略課長。

○みらい戦略課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

住居につきましては、必ずしも共同住宅というふうなことではございません。特別交付税の措置の中で、本人の報酬の部分と、あと様々な活動に充てられる部分がございます。その中で住居を協力隊の活動にふさわしい中でやっていただくというようなことになります。

あわせて、我々職員につきましても、一般的な住居の補助上限というふうなものもございます。あまりにも高額な家賃のお住まいに住んでいただくことによって、様々な活動にかかる費用が削減されて本来の目的がかなわないというふうなことにもなるかもしれませんので、そちらの部分につきましては選ぶ際にいろいろ一緒に相談させていただいて、話をさせていただいてお住まいを決めさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょうど14時47分になりました。11年前にちょうど東日本大震災がありました。これで終わりたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 地域おこし協力隊に関してですが、140ページの6次産業化推進事業費の地域おこし協力隊、また、142ページの農家カフェ事業費地域おこし協力隊の方に関してなんですが、それぞれもう活動していただいていると、熊野大社の近く辺りでお店を出していただいているとかいろいろあるんですが、ぜひこの農家カフェ事業、また、6次産業化の方たちに頑張ってもらって、市民からちょっと、赤湯駅の売店だったところがただ単にパンフが飾ってあったり、何かもったいないよねと。あの辺にちょっとしゃれたカフェがあるといいのになというお話があります。そういうところに地域おこし協力隊の方たちが6次産業で作ったものとか農業関係で作ったものとかをぜひカフェ的にできないものかと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長 白岩市長。

○市長 項目でいえば商工費になろうかと思えますけれども、流れの中でお答えいたします。

赤湯駅の活用については、今庁内でも様々な議論をしている状況です。あそこにカフェがあればいいとか、例えばワインを飲めるところがあって電車で帰っていただくものがあればいいとか、様々な御意見がございます。そういったものをお聞きしつつ今議論しているところで、実は山形県の担当部署ともやり取りをしているところですが、今回の予算にはそのところまでちょっと踏み込めなかったと、今現段階では。しかしながら、赤湯駅をもっと活用しようということについては議員の皆さんにも賛成していただけるんじゃないかと思っておりますので、それについては今後よく考えていいものにしていきたいなというふうに思っております。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 ぜひ南陽市の農産物の関係も活用していただけるような取組をしていただければと思います。

もう一つ、農林水産業費の農業振興費、130ページの地産地消推進事業費についてお伺いたします。

これは、給食材料費の補助ということである出ているんですが、今米飯の給食は何回行っておりますでしょうか。

○委員長 穀野管理課長。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

学校での米飯給食につきましては、週4日間が米飯となっております。

以上です。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 今、お米を作っている農家さんたち、またJA関係の方たちから、もうお米が売れなくて困っているということが本当に全国的に話題になっております。いろいろな方面からお米を食べてください、お米を食べてください、買ってくださいという情報が入っております。そういうことを考えますと、やはり今小麦の値段もこれからまたどんどん上がるということを考えると、米飯に全部なってもおかしくないのではないかと。また、どうしてもそこにパンを入れたいとすれば、米粉のパンとか、そういうことも考えていかなければならないと思うんですが、やはり第1次産業で食べている南陽市、その辺のことも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 穀野管理課長。

○管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

そもそも給食につきましてはパンが主食でやっておりましたけれども、今のような地産地消も含めて、今米飯給食が主流となっております。先日ですけれども、いわゆる学校給食における米飯につきましては、県の学校給食会のほうで単価、それから、その供給につきまして全部一括して管理になっております。令和4年度の単価について、改訂版ということで頂きました。非常に単価的にはそんなに安くはなっていない

んですけども、やはり米の需要が少なくなっているということで、極力学校給食としても協力していきたいんですけども、統一したそういった給食のルールがございますので、そういったものに則りながらやっているところでございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 県のルールがあるということで非常に残念なんですけども、やはり米の国山形県でございますので、その辺変わってくればいいなと思いつつ、少しでもできるものがあつたらやっていただきたいと思います。要望いたします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 佐藤 明委員の質問に関連して、水田直接支払交付金等に関してちょっと質問させていただきます。二つの質問をさせていただきます。一つは農林課長、一つは市長用です。

まず、農林課長へは、実は私も農地がありまして、今年2月に減反目標数値というふうなことで通知がございました。大体42%ぐらいですか。そうすると、私の農地の田んぼの42%を作らないでください。58%しか作れませんよというふうなことです。それで、これ通常製造業にして考えたら、生産能力が100あるのに58%の稼働率でやってくださいということです。これでは会社は成り立ちません。こういう考えが非常に大切なんだろうなと私は思います。

その上で、今年度、令和4年度に対して42%という減反の目標というのが示されているわけですけれども、じゃこの42%稼働しない機械なり設備をどういうふうに使って利用しているかというのが農家さんが考えるべきことになってくるんだろうなと。それに対して、令和4年度の予算の中で、農林課としてはどのようなことをぜひやってくださいということを提案

するのかなど。その内容について、農林課長にお尋ねいたします。

それから、市長には、前回一般質問で私は、もう農地バンクの時代は終わったと。貸し借りはもうできない。それは、貸す側の長年のその土地に対する愛着があるからだというふうなその他の意見を申し上げました。そういう中で、農地バンクではなくて、工業団地化する場合の土地開発公社のような、こういう仕組みが必要なんだろうなど。もう農地開発公社のようなものをつくって、農地を集約して、その公社が主体となって、農業をやりたい方、もしくはその農地を使って何かをやりたいというふうな人たちに提供していくという時代になるのではないかとこのように私は思っています。そういうことが現行の法律の中でできるのか、それから、今後そういう方向性が取れるのか、その点を市長にお尋ねしたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

ただいま島津委員のほうから御指摘いただいた部分、転作制度の根幹に関わる部分というふうに認識をしております。島津委員からも御紹介ありましたとおり、今回生産の目安と言われる食用米の作付につきましては、配分率が55.7%ということで、残りの44.3%はいわゆる転作のほうで、いわゆる国の転作を中心とした交付金の中で手当をしていくというのが農業の制度上、今の現状になってございます。佐藤委員からも御指摘あったとおり、水田活用の交付金の様々な見直し等もございまして、私ども農林課といたしましても、何をそこで押していくか、進めていくかという部分、大変難しい状況にございます。

そうした中で、取りあえず制度が今のところはまだ見直し等もかなわないという状況の中で

は、今あるメニューの中でそれぞれの生産者さんのほうから御相談をいただく中で、その方個人個人の中で何が取り組めるか、私どものほうでもでき得る限りのアドバイス等もしながら、それぞれのケースでできる限りの食用米並みの収入が確保できるように支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員のおっしゃる公社的なものに農地を集約してということではありますが、現在の法制度が農地を所有できる方については基本的に農家ということと厳密な規制がかけられているということを考えると、現行法規上は難しいかなど。それをいかに国に今後の状況を長期的に見て適切な対応、猫の目ではない対応を取っていただくかということだというふうに思います。

先ほど委員は供給能力のほうをおっしゃいましたけれども、需要のほう是国内においては減っていくというのがやはり問題だというふうに思っております。人口が世界的にはさらにこれから爆発していく中では、やはり世界に向けて市場開拓していくのが今後の日本の農業のこれはむしろ明るい、本気でそれをやれば展望になるのではないかなというふうに期待しています。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 多分最後になると思いますが、島貫課長のほうにお願いしたいのは、先ほどから申し上げたように、飼料米等がなくなったというふうなことで、これ農家にとっては非常に大きな痛手です。それから、飼料を使っていらっしゃる畜産農家の方々にとっても、輸入に頼らざるを得ない状況になれば非常に経営困難に陥るといふような状況になっておると思います。そのような意味で、ぜひ転作作物の検討というのはしっかりしていただきたい。

ここに一つだけ付け加えさせていただきたい

のは、実はJAさんも非常に経営が厳しいので
すね。それで、以前のような、ある部門の専門
指導員が非常に不足している。私はブドウのプ
ロですよ、私は田んぼのプロですよ、そういう
指導員が非常に不足しています、今現在おきた
まJAさんも。やっぱり、置賜の普及所あたり
の先生方とタッグを組んでいかないと、なかな
か転作品目についても未来が開けないのでない
かというふうに思いますので、ぜひその辺の連
携、タッグの組み方を検討していただいて、努
力していただきたいと思います。

それから、市長には先ほど私の思い伝えさせ
ていただきましたが、やはりその方向でいかな
いと、これからの全国各地の農家に均等にこの
問題は及んでいるわけですから、日本全体で農
地の稼働率が、島貫課長からありました55.7%
になっちゃうというふうなことも十分視点に置
いておいていただきたい。

それから、輸出がこれから努力するというふ
うな国の方向になるだろうと。私も恐らくはそ
うなると思います。だけれども、現時点に農産
物で、もう中国ではシャインマスカットがあり、
イチゴがあり、とちおとめがあり、あまおうが
あり、全て世界第一のイチゴに関しては生産国
になっています。それが輸出に踏み切ったらど
うなるんだ。日本の価格体系でやっていけるの
か。非常に大きな問題が国際的にも絡んでいる
と思います。そのようなことで、今後の農業政
策というのは非常に大事なことになってくるな
という視点も持っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。

す。

この続きにつきましては、3月14日月曜日午
前10時より行いますので、今日まだ発言の足り
ない方については、ぜひ14日に頑張って御発言
をいただくようよろしくお願いをいたします。

今日はこれで散会しますので、御起立お願い
します。

御苦労さまでした。

午後 3時02分 散 会

散 会

○委員長 ただいま審査の途中でありますけれ
ども、本日はこれから二つほど大事な会合が議
会としてありますので、ここで散会といたしま

令和4年3月定例会
3月14日（月曜日）

予算特別委員会

令和4年3月14日（月）午前10時00分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

1番	伊 藤 英 司	委員	2番	佐 藤 憲 一	委員
3番	山 口 裕 昭	委員	4番	島 津 善 衛 門	委員
5番	高 岡 亮 一	委員	6番	高 橋 一 郎	委員
7番	船 山 利 美	委員	8番	山 口 正 雄	委員
9番	片 平 志 朗	委員	10番	梅 川 信 治	委員
11番	川 合 猛	委員	12番	高 橋 弘	委員
13番	板 垣 致 江 子	委員	15番	遠 藤 榮 吉	委員
16番	佐 藤 明	委員	17番	殿 岡 和 郎	委員

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

白岩孝夫	市長	大沼豊広	副市長
嵐田淳一	総務課長	吉田弘太郎	技術調整主幹
嶋貫憲仁	みらい戦略課長	佐野毅	情報デジタル推進主幹
高橋直昭	財政課長	矢澤文明	税務課長
鈴木博明	市民課長	尾形久代	福祉課長
大沼清隆	すこやか子育て課長	穀野純子	ワクチン接種対策主幹
島貫正行	農林課長	寒河江英明	農村森林整備主幹
長沢俊博	商工観光課長	栗野清	建設課長
佐藤和宏	上下水道課長	大室拓	会計管理者
長濱洋美	教育長	穀野敏彦	管理課長
佐野浩士	学校教育課長	山口広昭	社会教育課長
土屋雄治	選挙管理委員会事務局長	細川英二	監査委員事務局長
安部浩二	農業委員会事務局長		

事務局職員出席者

安部真由美	事務局長	太田徹	局長補佐
江口美和	庶務係長	丸川勝久	書

本日の会議に付した事件

- 議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算
議第8号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計予算
議第9号 令和4年度南陽市財産区特別会計予算
議第10号 令和4年度南陽市育英事業特別会計予算
議第11号 令和4年度南陽市介護保険特別会計予算
議第12号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算
議第13号 令和4年度南陽市水道事業会計予算
議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算

~~~~~

開 議

- 委員長（殿岡和郎委員） 朝一番の挨拶をしたいと思いますので、御起立願います。

おはようございます。

御着席願います。

11日に引き続き、これより予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は16名全員であります。

なお、当局より、説明員、高野祐次総合防災課長は、都合により欠席の旨通知がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算

- 委員長 それでは、前回に引き続き、第6款農林水産業費の126ページから148ページまでについて質疑ございませんか。

5番高岡亮一委員。

- 高岡亮一委員 5番、高岡です。

143ページ、農業費の山村地域特別対策事業費の8番、農村漁村発イノベーション等整備事業、この4,000万円についてできるだけ詳しく内容をお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

- 委員長 島貫農林課長。

- 農林課長 お答えいたします。

農山村発イノベーション等整備事業につきましては、事業主体が金山にごぞいます株式会社かねやま村が予定をしている事業でございます。

こちらにつきましては、農村・漁村振興交付金という交付金を活用いたしまして、農家カフェ等複合交流施設の建設の事業が主となります。その中で、いわゆる農家カフェ事業、あと農産物の加工ですとか飲食の提供、農業体験なども実施をしながら、地域農家の所得の向上、また農村と都市住民の交流を促進するというのを目的に、かねやま村が実施する事業でございます。

以上です。

- 委員長 5番高岡亮一委員。

- 高岡亮一委員 この事業、農水省のほうから4,000万が来て、そして市のほうの持ち出しというのは、市の何ぼか総務費のほうであった分だけですか。

- 委員長 島貫農林課長。

- 農林課長 市の持ち出しにつきましては、この事業につきましてはございません。

以上です。

- 委員長 5番高岡亮一委員。

- 高岡亮一委員 金山の場合、先のゴールドマウンテン事業、あれも3,000万円のトンネル事業、今回の4,000万円のトンネル事業というか、そっくり市の持ち出しなしにこの南陽市内でできる事業ということで、ある意味で非常にありがたいというか、ありがたい事業なわけです。

それで、それに加えて金山では昨年の夏に七
瑳古山の下に、宥明長南社というふうな、今ど
き珍しい新しい神社ができて、あれも南陽
市内からの持ち出しはほとんどないというこ
とです。

これ、ある意味非常にすごいことだと思うん
です。さらに、あの宥明長南社に関しては、ち
ょうど時をほとんど同じくして、山形新聞に3
回にわたって宥明上人のことについて、日曜日、
非常に詳しい記事が掲載された。

そういったわけで、全然南陽市が金は出さな
いというんで、どこか人任せと言ったら悪いけ
れども、なかなか主体的にそこに関わるのが、
ちょっと物足りないかなというふうな、私なん
か気がしているわけで、今後、金山地区のそう
いったことに対する事業に対する取組の姿勢
等をどのように考えておられるか、農林課から
お聞かせください。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 金山地区への支援ということでご
ざいますが、いわゆる資金的な支援という部分
はございませんが、金山地区の地域おこし協力
隊ということで、農家カフェ事業、こちらにつ
きましての専門の地域おこし協力隊を私どもの
ほうで隊員を採用いたしまして、その事務のほう
にも従事いただいているという部分。また、
様々ないわゆる事務的なお手伝い、それにつき
まわしては、職員のほうも相当数お手伝いをさせ
ていただきながら、支援をさせていただいてい
るという部分で御理解いただきたいと思いま
す。以上です。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 金山地区というあの場所とい
うのを、私、大分昔から注目しておりまして、
吉野のほうから、今の348号線を超えてこの置
賜盆地に入ってきたとき、あそこに来るとぱっ
と視界が開けてくる、ここに新しい世界がある、
そういったそのちょうど入り口に当たるのが金

山地区なんです。

それで、あの場所は昔から、今は金山という
んですけれども、神山郷だったというような、
そういったような話を金山の古老の方から前
にお聞きしたことがありました。今は金山とい
うと本当に通り筋みたいな感じになってしまっ
ているんですけれども、あそこは置賜盆地の北か
らの入り口のひとつと、鳥上から来たときの白
竜湖、そこからの置賜盆地一望と匹敵するよう
な、一つの価値ある場所として今後見直してい
けば、いろんな可能性が開けてくるんじゃない
か。

それが、今、外から、全然南陽市の金使わ
ないのに入ってくると。そういったふうなところ
での金山の今の特異性というか、それに関して
市長、何かちょっと考えていただきたいと思
うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 白岩市長。

○市長 この事業に関しては、国の事業で、市
が実施主体に対して、国からの予算をお渡しし
てやっていただくもので、そもそもその実施主
体になる方の熱意、あるいは意思、そういった
ものを多として行うものでございます。

地方創生は、どこの地域においても、行政が
幾ら仕掛けてもそれが根づくのは難しいわけで、
それぞれの主体となる方の熱意が実るように、
できる限りのことをしていければというふうに
思っております。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 やはり、地域づくりは最終的
には人ということで、宥明長南社も含めれば
9,500万円の金がこの地に落ちる、そのこと
の意味を十分踏まえながら、やはり何とか金山全
体盛り上がるような、そういった南陽市の側か
らの一つの盛り上げ方というものを、ぜひ今後
図っていただきたいと思いますので、よろしく
お願いします。

以上です。

○委員長 要望ですね。

ほかに質疑ありませんか。

12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 130ページ、6款農林水産業費でありますけれども、3目農業振興費、43番の獣害対策事業費でありますけれども、年々イノシシの捕獲頭数が増えているわけですけれども、昨年の捕獲頭数、あと今年度の捕獲頭数の予想などあればお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、同じ獣害対策費の45番ですけれども、地域おこし協力隊となっておりますけれども、この地域おこし協力隊、これから新たに募集をするのか、また、今おられる協力隊のことを言っているのか、その辺、農林課長にお伺いしたいというふうに思います。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 お答えいたします。

令和3年度、昨年ですから令和2年度の捕獲頭数につきましては、イノシシは169頭、熊は10頭だったと記憶しております。

今年度につきましては、今現在、イノシシは191頭、熊は8頭の捕獲がございます。猿等はございません。

協力隊の募集に関してでございますが、こちらにつきましては、今年度から活動いただいております獣害対策の協力員の部分の、来年度分の予算ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 来年度分の予算ということでありますけれども、人員は何名くらい予定しておられるのかお伺いします。

○委員長 島貫農林課長。

○農林課長 人員につきましては、今年度から引き続き1名ということで予定をしております。

以上です。

○委員長 12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 昨年、一昨年ですか、地域おこし協力隊で金山地区に来られた方がおられるわけですけれども、その方については、いろいろわなの資格とかそういったことを取って、いろいろ活動しているということでもありますけれども、住まいは同じ下荻に住まいしたわけですけれども、地域おこし協力隊という名目でございますので、もう少し地域のほうにいろいろ入って、そういう活動をしてもらいたかったなというふうに思います。

今現在は引っ越したようなんですけれども、その辺、しっかり協力隊募集して、採用となった方には、もう少し地域のほうに落ちてしっかり活動してもらうように、一つ要望します。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第7款商工費の148ページから157ページまでについて質疑ございませんか。8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 149ページの2目の商工振興費の関連でお伺いしたいと思います。

今回の施政方針の中で、市長は、力強い産業の基盤をつくるという項目の中で、企業立地奨励金により市外からの企業誘致や市内企業の新たな工場等への投資を促進し、雇用の場の確保を図ってまいります。また、新たな産業団地整備を推進していくというふうに今おっしゃっているわけですが、そんな中で、企業立地奨励金は、昨年より約2,500万円多い約6,100万円ほど計上されております。これはこれで結構なことだと思っております。

しかしながら、産業団地整備費用というか、そういった予算がどこにも見当たらないという状況の中でお聞きするわけですが、昨年3月に一般質問をさせていただいたときに、あのときは、5か所の候補地を予定している、でも地盤の問題があつて二つの候補地に絞っているとい

うようなお話がございました。

ただ、今現在どういうふうになっているのかというのがなかなか見えてきません。現在のこの産業団地の候補地の選定というもの、これについて現状についてお伺いしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 山口委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、予算のほうの質問もございましたので、令和3年度の当初予算の中で、産業団地のほうの整備事業費ということで、こちら主な予算は、産業団地の実施計画を策定するための予算が大部分を占めてございますけれども、総額447万2,000円でございます。

この予算につきましては、候補地の選定がまだ終了していないことから、業務委託についても令和4年度に繰越しさせていただくというふうなことで、3月議会の初日に提案させていただいてございます3月の補正予算書の中に、明許繰越しというふうな形で、同額の447万2,000円を計上させていただいてございますので、令和4年度の当初予算のほうにはないんですけれども、令和3年度からの繰越予算の中で対応したいと考えてございます。

次に、候補地の件でございますけれども、候補地として幾つか商工サイドのほうでは考えてございます。ですが、今、南陽スマートインターチェンジ関連で、山形県のほうで土砂災害区域関係の調査を、今月から今年の9月までにおいて実施するというふうに伺っております。

また、市のほうの農林のほうの事業で、前川関係で、防災、減災事業というふうなことで、こちらのほうの予算についても繰越しということで、令和4年度に計画書のほうの策定が予想されております。

さらには、軟弱地盤だったり等というふうなことで、今現在、庁舎内部のほうに産業団地のほうの検討委員会、関係課、みらい戦略課、財

政課、建設課、農林課、上下水道課、そちらのメンバーで検討会を立ち上げて、候補地の選定に当たっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 今現在は、土砂災害であるとか、あるいは防災、減災の関連であるとか、そういったことでまだ候補地が選定されていないという状況のようでございますが、これは、まずどの程度の広さを目指しておられるのか、あるいはどういう産業を誘致しようとしておられるのか。その要するに目標というか、目的に合った中川地区の候補用地、それが本当に選定というか、候補地としての可能性があるのかどうか、その辺の状況についてはいかがなものでしょうか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

当初の目標といいますか、おおむね10ヘクタール前後の産業団地にできないかというふうなことで進めてございます。

ただ、1か所にまとまったの10ヘクタールというのは、なかなかちょっと難しい状況にもございますけれども、先ほど申し上げた、土砂災害の警戒区域であったり、あとは農林のほうの防災、減災の事業との調整だったり、あとはスマートインターチェンジ、そのルートのほうの関係も含めて、総合的に今候補地を選定している段階でございます。

産業というのも、今現在、当然中川地区のほうで配電盤関係の製造業が中心に幾つかございますけれども、そういった関連の企業、さらにはそういった部分でなくて、ほかの産業までも含めて誘致できればなというふうな考えてございます。

可能性につきましては、今現在、何とかスマートインターチェンジ等も併せて中川地区のほうに産業団地を整備できないかというふうなこ

とで検討している段階でございますので、できる限り、どのぐらいの大きさになるかはちょっと分かりませんが、選定を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 これから進めていくというようなお話でございますが、これからの、要するにいつまで候補地を選定して、いつまで団地を整備するという、その辺の具体的な計画はどのようにお持ちなんでしょうか。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

目標といいますか、令和4年度中には候補地を選定して、同時に実施計画のほうの策定、さらには地元、土地改良区、ほとんどが中川地区というのは農業振興地域の農用地になっているものですから、その農振のほうを除外して産業用地にするための調整、さらには地元の土地改良区、地権者の方々、さらには地域住民の方々への説明を行いまして、令和5年度に農振除外ができないか、そして令和6年度から造成工事、2か年になる可能性もありますけれども、造成工事ができないかというふうに考えてございます。

ただ、1か所ではなくて、仮に2か所となれば少し期がずれて着工、さらには分譲というふうなことになる場合もございます。

以上です。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 できるだけ早くしたいというような気持ちのようでございます。

やはり今、移住定住というかそういったことでも、やはり新たな職場、雇用の場というものが拡大していかないと、都会からなかなか戻ってこられないという状況もあります。

ただ、今都会から地方への人の流れというか、そういったこともこの方針の中で示されておるわけですので、とにかく早くやるというのが、

一つの大きな目標にさせていただきたい。

10日の山形新聞で、天童の山口西工業団地に、東証一部上場の会社も含めて2者が立地するということが決まったという、そして、併せて数百人規模の雇用ができそうだというようなことの記事がありました。

また、その何日か前に、同じ山新で、八幡原工業団地、米沢の、ここに2者の立地が決まって、100%完売したと。

また、米沢オフィス・アルカディアの利用率も約84%まで埋まってきているというような記事があって、さらに、この3月の定例会において、米沢北インターチェンジ周辺などについての産業団地の適地調査を行うということで、予算もつけられているようです。

こういうことで、ほかの自治体ではとにかく前へ前へと進んでいる。要するに、産業団地という具体的な形のあるものがなければ、企業誘致そのものがなかなか進められない、そういう状況があると思うんですね。その辺、やはりほかの自治体に遅れることなく、とにかくスピード重視というものも含めてやっていただきたいと思うんですが、市長、その辺いかがですか。

○委員長 白岩市長。

○市長 私も山口委員と同じ気持ちでございます。できるだけ早くしたいと思う一方で、今後、将来に向けて末永く本市において立地していただくための、その準備も様々に、やはり軟弱地盤というがいろんなところで出てきてまいりまして、その準備はしっかりしなければいけないというのも併せてやっていかなければいけない。

いずれにしましても、山口委員おっしゃるようになんか早く取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長 8番山口正雄委員。

○山口正雄委員 よろしくお願ひしたいと思うんですが、一つはやはりスマートインターチェンジの必要性というものとの絡みがある、そう

ということで中川地区となっているわけですが、要するに、今の米沢市のような感覚で言えば、そのほかの団地の整備ということも改めて計画に載せておかないと次に進まないということがあると思うんです。その辺も含めて、十分御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○委員長　ほかに質疑ありませんか。

5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員　149ページ、中小企業緊急経済対策に関連しまして、無利子無担保ゼロゼロ融資の返済の期限の多くが今々に迫っているわけですが、その辺についての、これまでも何回もお聞きしたことですけれども、現状での商工観光課の把握、どのように把握しておられるかお聞きしたいと思います。

○委員長　長沢商工観光課長。

○商工観光課長　高岡委員の御質問にお答え申し上げます。

ただいまの質問ございましたのは、無利子融資、山形県のほうの地域経済変動対策資金の令和2年度に実施した融資だと思えますけれども、高岡委員おっしゃるとおり、無利子融資の元金返済のほうなんですけれども、山形県のほうの平均ですと、据置期間を2年に設定している事業所の割合が、たしか62.6%というふうに記憶しています。

南陽市の場合については、さらに2年、据置き2年に設定している事業所の割合が高く、74.7%というふうに山形県のほうからはお聞きしております。ということは、令和2年の5月から8月にかけて融資を受けている事業所がかなり多いと思われしますので、これからの5月から9月までの間から、元金返済が始まる事業所が多くいらっしゃるのかなというふうに感じております。

そして、また、オミクロンなども含めて、このコロナ禍がまだこういった状況でございます

ので、返済される事業所にとっては、事業所によっても差はございますけれども、大変な時期をこれから迎えるんだなというふうな認識であります。

以上でございます。

○委員長　5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員　あと、20年に非常にコロナが始まって心配されて、そういった中でこういった無利子無担保という、かつてないような非常に借りやすい金が出て、それに本当に苦しい人たちが、この先どうなるか分からないという中で、金で助かった事業者がいっぱいあるわけです。

それがいよいよ返済が迫った。あの当時だったらまさかここまで長引くとは思わなかった、何とかブイ字回復というのがみんなの頭の中にあったわけですが、それから2年を経てさらに今も困難な状態が続いている。

世の中全体が、ちょっとブイ字回復と言っても前と同じような世の中には到底戻りそうもない。特にウクライナ、ロシアの危機、これが今後どういうふうな形で我々の生活に影響を及ぼすか、それも見えない。恐らく誰もこの先見通すことができないような、非常に困難な状況にあるわけです。

そういった中で、市の行政の役割というのが、そういったところでどうやって、セーフティネットというか最後のよりどころとして、市が応えられるような一つの体制をつくっておく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺に関して、今、商工観光課でどのような課題として捉えて、今後のことについて考えておられるかお聞きしたいと思います。

○委員長　長沢商工観光課長。

○商工観光課長　お答え申し上げます。

事業所の方、または商工会のほうからも、再度令和2年度に実施したような無利子融資、これを再度できないかというふうな要望もござい

ましたが、この無利子融資について、市のほうの利子補給、さらには保証料補給の金額が、令和12年度まで市のほうの負担が続くわけでございますけれども、年に数千万の負担となっております。新たに再度するというふうな、県のほうも実施はしてございませんけれども、市単独でもそこまでの、なかなか財政という部分で実現はできませんでした。

なお、市のほうでは、当然市だけでの支援というのはなかなか難しいと思います。なので、一般質問等でも議員の皆様の方からございますけれども、やはり国と県のほうでも、ある程度今後も支援のほうの継続について要望させていただきたいというふうに考えてございますし、市のほうでも、本当に僅かな支援になるかと思うんですけれども、今後も経済支援というふうなことで、対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 そういうと、構えの姿勢というのががあると私なりに今判断しましたんで、これから非常に厳しい中だと思うんですけれども、今後本当にどういうふうになるか分からない状況の中で、非常に苦しい状況も考えられる。

そういった中で、今後いろんな形で対策を考えていただきたいと思いますけれども、改めて市長からそのことについてお聞きしたいと思いますけれども、併せて、そういう経済的に金銭面と同時に、気軽に困った人が相談できるような、一つの窓口体制というような、そういったものも必要なんではないか。そこは金融機関、さらに商工会等との緊密な連携を取りながら、そこで市なりの対策を講じていく、そこでその辺を相談に乗っていく、そういうふうな体制というのを、これからどうしてもつくっていかなければならないと思うんですけれども、その辺に対して何か商工観光課のほうで、そういうふうな取組ができるような可能性というのは

あるかないか、ちょっとお聞きしたいと思いません。

○委員長 白岩市長。

○市長 無利子の融資をはじめとした、基本的に企業の皆さんに存続をまず図っていただいて、そして、コロナが落ち着いた暁に、さらにそれがダッシュでまた回復に向かっていけるようなということについては、先ほど課長が申し上げましたとおり、ぜひそういった大きな部分については、国、県と協調してやっていきたいなというふうに思っています。

それから、相談窓口につきましては、今現在もワンストップ相談窓口ということで、商工観光課のほうで様々な御相談に対応する体制は整えておりますので、そのときの相談内容に応じて、適切に商工会とか金融機関とか、連携が図れるように今後も取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 このたびのゼロゼロ融資というのは、これ今までちょっとなかった気軽に借りられるあれただだけに、初めてそういった形で大きな借金をする、そういったふうな方もある。

これまでいつも銀行と付き合いのある人だと、それなりにいろんな形で相談したり、いろんなことできるわけですが、苦しいからとにかく今すぐ借りなければならぬ、借りやすい金を借りたいというようなことで、それまで銀行との話合いとかあまりしたことない人もいっぱい借りているわけ。

それが、いよいよ返済が迫られた中で、どんな切ない思いをしなければならぬか。我々借金で苦しんできたものには、そこら本当に身につまされる思いで分かるわけですが、そういった中で、何とか市のほうも気軽に相談して、市のあそこに行けば何とかなると、そういったふうな体制というのをぜひつくっていただ

きたいと思います。

あわせて、これからどういうふうに、ブイ字回復と言ったときのイメージとしては、今までやってきたような同じ形が、何年か後には、いわゆる回復ですから、同じように元通りになるというような、そんなイメージでいたわけですが、どうもここへ来て違ふと。これまでのやり方では通用しない、新たなものを考えていかなければならない。

そこで、さっきの農林課のほうのイノベーションという言葉、技術革新、そういったことが出てくるわけですが、そういったことを商工観光課のみならず、市全体としてこれからどういったふうな形で食っていけばいいのかと、そういったところのこれからの対策というのは、いろんなことを勉強しながら考えていかなければならないのではないか、そういったふうな気持ちでいるところです。

ですから、大変なところの今せっぱ詰まってどうしようというふうな対策と同時に、これからどういうふうなことで生きていけるのかというふうな、そういったところも含めた形での市の相談体制というような、そういったものをつくっていただきたいと思っているところですけれども、その辺に関して市長なりにお答えいただきたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 このコロナ禍で、特に宿泊、あるいは旅行業、あるいは飲食店等々、非常に厳しい状況が顕著にあった業種の皆さんの中には、政府が打ち出しました事業の転換、新たな事業に向かうときの支援などもございました。そういったものも含めて新たな日常を構築しなければいけないと、その思いは施政方針にも盛り込んだところです。

その思いもしっかり持ちながら、商工観光課の、これまでも行っているワンストップ相談窓口において、これまでと同様、同じ状況で対応

することが難しい企業の皆さんにも、その思いと一緒に持って、どういうふうに具体的に新しいことをやればいいのかというのは、商工観光課ではなかなか難しいわけですが、にしても、商工会等と連携しながらそういった気持ちを持って、皆さんの方向性が明るくなるようにという気持ちで、取り組んでまいりたいというふうに思います。

○委員長 5番高岡亮一委員。

○高岡亮一委員 私、七十何年生きてきて、恐らくちょっとこれだけ大きな世の中の変動の時期に、まさか私、生きている間に当たると思わなかった。そのくらいの非常に大きな変動の時期が今のように私なりに認識をしております。

そういった中で、とにかくいろんな情報を入れながら、これからどうやっていくかということ、やはり市が中心になって、南陽市一丸となって考えていかなければならない、そういった時代に今まさに足を踏み入れているんじゃないかと思っておりますので、その辺の覚悟を持って、これからいろんな形で柔軟に、情報を、これは駄目だっていうんで切り捨てるんでなくて、いろんな、これまで考えられなかったようないろんな情報、そういったものを謙虚に受け止めながら、柔軟に一生懸命対応していただきたいと思います。強く要望して、以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津前衛門委員 商工観光全般について、2点ほどお尋ねしたいと思います。

第1点は、近年、南陽市内の企業の方々にも若返りが進みまして、非常に独創的なアイデアの下に地域経済が頑張っているというふうに、私はすごく受け取っております。

それから、商工観光課においても、地域の各種事業に非常に協力的な姿勢で、一緒に当たっていただいているということで、確実な盛り上がりが見られているというふうに私は思ってお

ります。

そういう中で、商工観光課長にお尋ねしたいのですが、これまでバラまつり、桜まつり、菊まつり、ワインフェスティバル、各種事業がなされてきておりますが、近年、日曜朝市、それから商工会で言えば一店逸品推進、各種事業が順調な歩みを見せていると思います。

令和4年度のこの商工観光の予算の中で、このような民間の進んでいる形とのコラボが今後必要になってくるのではないかなど。やはり、菊まつりを見に来ただけではなくて、そこの地のものを食べたい、飲みたい、それから地のものを買いたい。それから提供する側としても、そういうふうなものに参加していただける方がいれば参加していただきたい、そのようなコラボ体制というのが必要なのではないかなどというふうには私は思っております。その辺の令和4年度の事業に対する取り組み方についてお尋ねしたいと思っております。

それから、もう1点ですが、土曜日の山新の記事に、湯こつとにコイン式のワインサーバーを備え付けて振興を図るんだというふうな記事になっておりました。

金曜日の時点で、私そこまで内容確認していなかったのが大変申し訳なかったのですが、関連してちょっとお尋ねしたいと思っております。

私は過去2回ほどアルコールの提供は慎んだほうがいいのではないかと、公衆浴場の目的としてはというふうなことで申し上げましたが、当局がそのような最終判断を下されたということですので、ワインの振興に貢献できるようになるように推移を見守りたいと思っておりますが、このような中で、私個人としては、本来ならば南陽市の果樹農家が作っておられるブドウなり、ラ・フランスなり、リンゴなりの、ジュースも提供していただきたかったなと。やはり、素材の良さを生かして理解していただいて、その上で、さらなるワインとかそういう嗜好品の購買

というものを盛り上げていただきたかったなというふうには思います。

交通安全に携わっている市民の方々からの提案を受けて、私も同感して、このような厳に慎むべきではないかというふうなことを提案させていただいたわけです。

ただし、このような形になったときに、今、飲酒運転による事故、これが非常に重大視されております。やはり加害者も被害者も、交通事故というのは誰もが被害者だというふうに言われておりますが、飲酒運転に関しては特に提供する側にも大きな問題があるというふうなことで、年々強化されつつあるように感じ取っております。

この湯こつとのワインサーバーというのものもその一つになると思うんですが、これは自販機と違った感覚があるかなと私は受け止めております。その中で万が一事故が起きた場合、訴訟になった場合、これはケース・バイ・ケースによると思うんですが、万が一そういうふうな訴訟として提供者として訴訟に上がった場合、これは所有者の南陽市ではなくて、運営を委託された指定管理者が当事者になるものというふうには私は受け止めますが、そのような判断でいいのかなど、この2点をお尋ねしたいと思っております。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 島津委員の御質問にお答え申し上げます。

なお、2点目の部分については、財政課長のほうから答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、商工観光課として、令和4年度の取組方というふうな御質問がございました。

まず、令和3年度において、先ほど菊まつりというふうな具体的にイベント名が出ましたので、今回、令和3年度の菊まつりについては、例えば商工会青年部さんが菊と市民のカーニバ

ルに代わるイベントというふうなことで、中央花園のほうで、南陽高校生なんかともコラボしてイベントを実施いただいた経過がございます。

また、先ほどもございました、商工会さんのほうの一店逸品事業、こちらについては、平成28年度から6回実施している事業でございますけれども、年々いろんな商品が開発されてございます。

そして、商工会さんのほうの担当職員の方も本当に積極的でございます、今年度三十数事業所が参加されたわけでございますけれども、その30事業所の商品をたった1日で全事業所の商品を紹介するとか、また、紹介した後も何度もインスタグラムでPR。さらには市役所のほうの正面玄関のところに飾りたいというふうな御提案をいただきまして、今現在も飾っていただいておりますけれども。

そういった形で、商工会さんの持っている能力というのは、本当に私、常日頃すばらしいものがあるなというふうに考えてございますけれども、今後についても様々なイベントの中で、商工会さんはじめ観光協会、旅館組合、または青年会議所さん、そういった方々とできる限り一緒に盛り上げていきたいなというふうに感じておりますし、あと創業支援事業補助金なんかも、令和4年度で3年目になるわけでございますけれども、やはりこれから新たに創業したいというふうな方については、2分の1の上限、50万円ではございますけれども、そういったことも提案させていただきながら、市も一緒になって相談、さらには取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 委員長 高橋財政課長。
- 財政課長 それでは、2点目の、湯こっくに設置するワインサーバー等の取扱いについてお答え申し上げます。

こちらのワインサーバーにつきましては、未成年者対策を講じるということも含めまして、コイン式ということで予定しております。

購入される際には、自販機から購入をいただいて、あとは職員の手を通じてこちらのワインサーバーに入れるコインを受け取るような形を考えています。

やはり、委員、御心配いただいているとおりでありますが、やはり飲酒につきましては、非常にこちら懸念をしているところであります。デザイン監修などをいただいているデザイナーの方とも、注意喚起の仕方につきましては、普通以上に注意深く掲示をしまいたいという話をしております。

また、所有者の責任という部分でございますが、やはり一義的には、設置者であります市、または赤湯財産区となるかと思っておりますが、こちらの運営におきましては、市内で6ワイナリーを扱うことができる酒販業者の方とも提携をいたしたいと考えております。こちらの方からも、提供の仕方につきましては様々アドバイスをいただいております。責任の所在につきましては、ケース・バイ・ケースということあるかと思っておりますが、こちらもしっかりと肝に銘じていきたいと考えております。

なお、こちらのワインサーバーを置くスペース、交流ラウンジという部分になりますが、土足で入れる空間になります。こちらには、ワインサーバー以外にも地元産のジュースを置く自動販売機、また、中には県産の牛乳も設置したいと考えております。

飲酒をするスペースというよりは、皆さん御家族連れで、お酒を飲める方は運転しないことが前提ですが、こちらにも楽しんでいただきながら、御家族連れで南陽市産のジュース、牛乳なども楽しんでいただければと考えているところです。

以上です。

○委員長 ほかには質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 156ページの38番の、地酒・地ワインPRイベント実行委員会補助金300万円についてお尋ねをしたいと思います。

第6款の農林費のところでもワインについて質問してもらいました。このいわゆる実行委員会補助金、何かイベントをするためだというふうなことですけれども、具体的にいつどこで何をやるかというようなこと、決まっていればお伺いをしたいと思います。

○委員長 長沢商工観光課長。

○商工観光課長 高橋委員の御質問にお答え申し上げます。

この事業につきましては、企業版ふるさと納税、300万円をいただきまして実施するものでございますので、納税していただく事業所様の意向を酌んで、具体的にはこれから事業内容を検討するものではございます。

ただ、先週も2回ほど打合せ、さらにはメール等でのやり取りの中で、このコロナ禍にあって、1日に例えば数百人、数千人規模の事業というのはなかなか難しいのではないかと、かといって、数十人規模の事業に対してこの予算を使うのはどうだろう。

そういった中で、今、納税いただく方々と調整しているのは、首都圏といいますか、例えばBS番組に南陽市の特番をやっていただいて、市長にもまだ調整はしてありませんけれども、例えば市長が地酒、地ワインのみならず、南陽の産品をPR、さらには企業版ふるさと納税していただいた事業所からも出ていただいたりとか、そして南陽産品のPR、そして観光のPR、赤湯温泉も含めてPR、さらにはふるさと納税のほうにもぜひつなげることができないかなというふうなことで調整中ございまして、その具体的なイベントをするか、またはそういったテレビ番組とか、そういった方向に使わせてい

ただとか、そういった調整をしている段階でございます。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 市長にちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど、島津委員のこととも若干ダブる部分あるんですけども、私もいろんな形でコラボレーションをしていく必要があるんだろうというふうに思っています。

例えば菊まつり、それから例えばワインマラソンとか、あるいはワインフェスティバルとか、そういった単独でやっている部分の発信というふうなことよりも、やはり前回も話ししましたけれども、基本的なキーワードとしては、南陽を世界ブランドにするというふうなところを一つキーワードにして、ぜひいい意味での、これからの南陽を未来に向かって発信していくような、そういうふうなものにぜひするべきだなというふうに思っています。

したがって、この地酒・地ワインPR、これはこれでいいんですけども、そのような総合的に、いろんな形で抱き合わせてコラボレーションしていくというふうなことについて、市長はどう考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 高橋委員おっしゃるように、今後、行政運営していくに当たっては、やはり行政は行政、民間は民間、大学は大学とかいうことではなくて、あらゆるコラボレーションこそが、1足す1を2ではなく、3にも4にも10にもしていくのではないかと、この可能性を感じています。

そういう意味で、どういったコラボレーションが適切かというのは、そのときの状況でないと分かりませんが、できる限りその事業の効果を大きくしていくんだという意味で、そして、目指すところは南陽を世界ブランドへと

いう気持ちで、コラボレーションには積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ぜひ、そういった力強い発言がありました。そういうふうなことで、いわゆる四季南陽さんも含めて、いろんな形で持っている力、様々な力があると思います。ああいったものを本当に活用を最大限して、ぜひうまくコラボレーションしていただきたいというふうに思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 154ページの商工費、烏帽子山公園の桜樹勢回復委託料という部分なんですけれども、これ以前に、平成28年か29年の一般質問で、弘前公園の桜の樹勢回復に猛禽類、鷹匠さんと呼んでという話をしたことがあったと思います。

その後、鷹匠さん呼んでいただいて、いろいろ樹勢の回復のほうも進んでいますけれども、先日、新聞のほうに、今回、ウソ鳥の被害がかなり大きいというような記事が載ってありました。

今回、ドローンのほうも活用して、猛禽類の鳴き声等も流しながらいろいろ対策しているというような状況はお聞きしたんですけれども、ウソ鳥の被害のほう今年大きいという話がちょっと気になっていまして、ここ最近とても烏帽子山の桜はきれいな状況だったので、今年状況はどうかのかなということで、ちょっと心配なものですから、状況のほうをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 ただいまの山口委員の御質問にお答え申し上げます。

ウソの被害の関係でございますけれども、つい先日、おとといでしたか、山形新聞に、いわゆるドローンを活用したウソの追い払いという

ふうなことで掲載になっておりました。

あの中では、いわゆる食害、芽のかすが少し多いというふうな話が載っておったわけでございますけれども、私のほうでずっと観察しております、あるいは業者のほうにも、ドローンを飛ばす際にも、いわゆる雪面の状況なども観察してもらっております。

私どものほうの認識としては、昨年よりはかすが少ないと、こういう状況でございますので、昨年すばらしい桜の状況でございましたので、そういった意味からすると、今年もいい花が咲いてくれるのかなというふうなことで感じているところでございます。

○委員長 3番山口裕昭委員。

○山口裕昭委員 新聞の記事を見ると心配したんですけれども、非常によかったということで安心しました。

いろいろやっていただいているようで、鷹匠のほうもドローンのほうも複合的に進めていただいて、今後も樹勢回復のほうに努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

○委員長 再開いたします。

次に、第8款土木費の158ページから170ページまでについて質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 161ページ、第8款の2項の橋梁費、8,000万円計上されておりますが、具体的な中身についてまず説明をお願いします。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 ただいまの佐藤委員の御質問にお答え申し上げます。

市道冠水対策事業の具体的なところでございますけれども、市道川尻線、赤湯から弁天橋を越えて松沢に抜ける道路でございますけれども、あの道路のちょうど弁天橋の前後約1,000メートルが沈下がひどいと、こういう状況でございます。

あの道路については、昭和61年度に県代行で整備をしていただいて整備されたものでございまして、その後、20年後の平成18年に一度嵩上げ実施しております。大体500、600メートルだったと思いますけれども実施しております。

今回、ここ最近やはり少しの雨で冠水するというふうなことで、令和2年度、元年度も1回、2回冠水しております、大体2週間くらい全体的に通行止めの期間がございました。実際、冠水対策の工事の内容でございますけれども、今回は、約450メートル区間を今の現道に砕石を盛ってやるというふうなことで、大体一番深いところで70センチ、平均40センチくらいの盛土高というふうなことで、クラッシャーランで盛土をして、舗装してかさ上げするというような内容でございます。

以上でございます。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 これは、ようやくと工事に入ると、非常によかったなというふうな。何でかという、市長も御承知のとおり、毎年のように赤湯地区議員と赤湯地区の区長さん方が年に1回、いろいろ交流するわけですよ。あるいは市長トークというか、みらいトークというか、ここの中でも要望出ていると、こういう状況があるわけですね。

さっきおっしゃったように、約450メートルについてやると。これ恐らく1か年でできる仕事でないと思うんで、相当二、三年かかるので

はないかと。今回は当初に8,000万円と、補正になるか来年度の予算に計上するか分かりませんが、恐らくこれでは済まない金額だろうと私は思います。

それでお尋ねするんですけれども、総額でどの程度の金額になるのか、財政のほうでは、先だっの説明会では1億6,000万円と、こういうふうなお話あったわけですが、この1億6,000万円で、これで足りるのかなというふうに私思うんですが、その辺の状況についてどうでしょうか。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 お答え申し上げます。

全体計画1億6,000万円というふうなことで、令和4年度、5年度、6年度の3か年で計画しております、現在の試算では1億6,000万円に対処可能というふうなことでございます。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 私は素人で、3か年で1億6,000万円のできるんだと。専門家の課長が言うんですから、これは間違いないというふうに思います。

そこでですけれども、大分ずっと今まで長い間懸案だったわけですが、市長、御承知のとおり。やはりこれ一日も早く工事を終わらせて、さっき課長もおっしゃったように、あそこは常習地帯と、ちょっと雨降っただけで機能なくなると、交通ができなくなるというふうな状況が多々あったわけですね。ですから、一日も早い工事をして、やはり市民の安心、安全を確保していくと、これが私は重要だこのように思います。

市長にお尋ねしたいんですが、この今回の予算、非常に私はよかったと思うんですけども、あまりにも遅かったなと、こういう気もするわけですよ。その辺どうでしょう。

○委員長 白岩市長。

○市長 佐藤委員の遅かったという御指摘については、真摯に受け止めたいというふうに思います。

ここ数年、本当に雨の降り方が、一気に降ることが多くなって、冠水して通行できないという状況が増えていることを見て、できるだけ早く対応しなければいけないというふうに思っております。

しかしながら、なかなか有利な財源というものがない中で、できるタイミングというのが、大型の事業が終わったタイミングであるとか、様々なものを見極めて、今回実施させていただく御提案をいたしたところでございますが、いずれにしましても、川尻線については、どうしても10年か20年に1回くらいのかさ上げが必要ではないかというふうに認識しています。そこは計画的に、いつも申し上げている市民に直結する、市民生活に直結するものだと思って、しっかり対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長 ほかにありますか。

15番遠藤榮吉委員。

○遠藤榮吉委員 今、佐藤委員の関連でお願いしたいんですが、思い出したんですが、あそこで子供が亡くなったんですね、小学生の子供が。どうせ嵩上げするときには、歩道もちゃんとした道路を造ってほしいなと今思ったんですが、教育長、いかがですか。

○委員長 長濱教育長。

○教育長 ただいまの遠藤委員の御質問にお答え申し上げます。

平成19年9月、大変貴い命が亡くなりました。教育委員会といたしましては、直ちに子供たちの安全を確保するために、スクールバスを整備をさせていただいたところでございます。現状では、中学生が自転車で学校教育活動に参加するというような状況でございます。

それにしても、やはり市民の皆さん、子供た

ちに限らず市民の皆さんに関わる安全という部分でございますので、これは市全体で考えていかなければならない問題ではないかなというふうに思っております。

○委員長 15番遠藤榮吉委員。

○遠藤榮吉委員 そこです。すぐ、今教育長が言ったように、スクールバスを使って子供たち通学するようになったんですが、どうせするなら歩道も、そういう痛ましい事故があったわけですから、ぜひこの機会にするというふうな判断は、市長できませんか。

○委員長 白岩市長。

○市長 委員のおっしゃる気持ちに関しては、私も十分に同じ思いを持っているところでございます。

そういった気持ちの中で、実際にその歩道の部分について、できるのかできないかということについては、今この場でお答えするのは難しいわけですが、そういった思いも含めて、今後の設計の中でこういったことができるのかについては考えていきたいというのが、今この場でできる精いっぱいのお答えでございます。

○委員長 15番遠藤榮吉委員。

○遠藤榮吉委員 そこです。道路の脇に川ありますよね、そういうものを使いながら、どうせするなら。歩く歩かない、スクールバス通っていますんで、でもやはり、車が通れないとかそういうふうなレベルでなくて、人の命が亡くなっている道路ということを肝に銘じてやっていただきたいなというふうに思いました。ぜひお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番船山利美委員。

○船山利美委員 166ページの土木費、都市計画費のスマートインターチェンジ設置検討業務委託料についてであります。

先ほど、商工費のほうで、産業団地に関していろいろ説明があったりしたわけなんです、

このスマートインター関係の予算については、ここ何年か継続で計上されておまして、今回は前年度よりも多少増額になっております。

この検討業務というのは、現在どういう事業内容で、どの程度進展しているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 ただいまの船山委員の御質問にお答え申し上げます。

スマートインターチェンジの検討業務の状況というふうなことでございます。

今年度も勉強会を開催いたしました。国土交通省、それから山形県、そしてNEXCO、市と関係課、団体集まって開催をしてございます。

この間の勉強会の中においても、一定程度問題点も整理されました。課題も出てまいりました。現在の部分でございますけれども、先ほど来の産業団地のお話にもございますとおり、このスマートインターチェンジの設置については、産業団地が肝だというふうなことでございまして、いわゆる産業団地の位置、あるいは整備の規模、それから関連したアクセス道路の決定、そして財源の裏づけなどが、市として一定程度決定されるというふうなことになりますと、新規準備段階調査に採択されるというふうなことで、この間の国土交通省との協議の中においては、今申し上げました3点について整理されれば、新規準備段階調査に採択は可能というような感触を得ておまして。

今回、計上している予算については、いわゆる産業団地が整備された後の利用交通量の推計、さらには勉強会等々の開催の資料作成などの経費を見込んでいる予算でございます。

以上です。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 今、勉強会というようなことでしたけれども、要するにこの予算というのは、今現在、調査とか、さっき言われた位置とか規

模とか、そういうふうな調査的な予算ということですか。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

いろいろな調査業務の検討費用ということでございます。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 高島のスマートインターについては採択になりまして、目途がついた状態だと思いますが、この南陽のスマートインターの見通しについては、これまでもずっといろいろ議論されてきましたけれども、期待が持てるのかどうかということすら、まだいまだに疑問な点があるんですね。例えば、採択が3年後になるか、5年後になるか、そうなってもそこからまた7年とか10年とかというふうな話がありました。

これ、産業団地なんかも含めて、まだまだ問題点があると思うんですが、少なからずスマートインターの確実性というものがあれば、多少は長くなっても理解はできるんですけども、その辺の見通しどうなのか、今現在の見通しとしてはどうなのかというのは分かりますか。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

見通しの関係でございますけれども、国土交通省との話合いにおいても、いわゆる南陽市においては産業団地、その部分が決定になれば、見通しとしては新規準備段階調査の採択の見通しは近々できるというような話をしておまして、市長との話、あるいは国土交通省との協議においては、新規準備段階調査の採択を令和5年度を見通して今後進めたいというようなことで話をしているところでございます。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 見通しがあるということであれば、それはそれで進むんだろうと思いますけれども、先ほど、何か軟弱地盤の関係やら土

砂災害の関係というようなことでいろいろあったわけですが、これからどうなるか不透明な部分も相当あるわけですが。

私、個人の考えなんですけれども、そういう見通しがまだ立たないというものであれば、そういう事業に固執するよりも、今後、113号バイパスがそういう整備も進んでまいります。例えば、思い切って場所的に方向転換というか、現在の南陽高島インター付近辺りに産業団地なり、それから、その活性化を含めて赤湯温泉に誘導できるような事業というふうなもののほうが、南陽市のために私はいいんではないかと思うんですが、その辺、市長、どういうふうに考えますか。

○委員長 白岩市長。

○市長 産業団地については、様々な場所が候補地として考えられるなというふうに思っています。

スマートインターチェンジに関連してですと、中川地区ということになるわけですが、既存の南陽西工業団地との連携も含めて、あらゆる可能性は考えていきたい。ただ、予算の関係がございまして、どういった順番でということは考えなければいけません、いろんな場所を候補地として、企業の皆さんのニーズもあるわけですから、それを含めて考えてまいりたいというふうに思います。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 産業団地は1か所だけではないというようなこと、それから、先ほど申し上げましたけれども、113号のバイパスも新潟山形南部道ですか、その沿線ということも、やはり基幹道路だと思うんですね、あそこ高速道路だけでなく、そういうことも含めてスマートインターと一緒に方向性をもう一度考えていただきたいというふうにお願ひしたいと思います。

以上であります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 167ページ、公園都市整備事業費についてお伺いしたいと思います。

烏帽子山公園の整備に関しては、一般質問なりで意見を述べておりますが、この予算の中で、いわゆる烏帽子山公園の上の駐車場にあるトイレですね、トイレがいわゆる和式しかない、洋式化が必要だというようなこととお話ししました。それについてどうなのかということが第1点。

第2点は、いわゆる見晴らし台付近を含めて、見晴らし台からちょっと西側見ると、見晴らしが雑木で塞がっているという部分がありますので、そこについての伐採等についてはどうなんだろうと、そういうようなことも含めて話をしました。それについてどのように考えられているか。

あわせて、いわゆる見晴らし台の何ていうんですかね、バックヤードツアーみたいなことも話をしたんですけれども、その辺の整備についてどのように考えられているか、お伺いをしたいと思います。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 高橋委員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、烏帽子山の上のトイレの洋式化でございますけれども、これは市長のほうからも指示いただいておりますので、洋式化、男性トイレ1か所、女性トイレ2か所の洋式化の改修工事を実施してまいりたいと思っております。

あと、見晴らし台の関係、いわゆる烏帽子山周辺整備計画の眺望エリアの見晴らし台の関係でございますけれども、雑木の伐採なども含めて、今後の対応をする際には、当然用地の境界などの調査も必要になりますので、今回、款は7款でございますけれども、公園管理事業費の用地調査業務委託料250万円というふうなことで、計上させていただいているところでございま

す。

以上です。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 意見を取り上げていただきましてありがとうございます。

そのような形でぜひ、烏帽子山公園見晴らし台の眺望がしっかりできる、それもまた南陽のブランド力を高めていく、そういった集客、観光資源にグレードアップしていくものだというふうに思いますので、今後ともよろしく願いします。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番船山利美委員。

○船山利美委員 162ページの土木費の4目で、地方道新設改良費の中の、市道上野新田線についてでありますけれども、これについては、いろいろ側溝とかそういうものの整備というようなことで話がありました。

自動の融雪剤とか、そういう設置みたいな話もあるんですが、冬場、冬期間を考えてみますと、常にあそこに除雪車を配置しないと、あのままの勾配でいくと無理なんではないのかなと。

私は、除雪関係ずっと30年ほど携わったことあるんですが、例えば自動の、融雪剤をまいて雪を解かすといっても、雪降ったときにそれ全部解けるわけじゃないんですね。ある程度固まらないようにぎくぎくになるんですね。そういう場合ですと、例えば大型車が通ると、トレーラー車が向かうということになると、あのまま何もしないと難しいと思うんですね、ただ融雪剤だけだと。

それと、反対側の下りるほうにしますと、トレーラーなんかもすごい怖さがあるなというふうに感じるんですが。そういう意味で、やはりもう少し改良的な、大型車も通れるような。

もう一つは、冬期間あそこに1台除雪車を張りつけておくとかそういう方法がないと、なかなかここ冬期間ずっと通すというのは難しいの

かなと考えるんですが、その辺、栗野課長なんですか。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 船山委員の御質問にお答え申し上げます。

改良工事については、御案内のとおり山際を削って、カットして、1メートル50から2メートルほど幅を広げて、全体的な道路幅員、堆雪幅を確保します。

あと、除雪体制の強化、あるいは融雪散布車、あるいは融雪剤散布装置、こういった部分の施設の増強も図っていかねばならないというふうなこともあります。

私どもの危惧しているのは、やはりいわゆる除雪体制の強化の部分でございます。船山委員おっしゃるとおり、しっかりした除雪、あるいはロータリーで排雪、そういった部分も小まめにしなければ、なかなか本当に一冬通すことは困難だろうというふうに思いますので、今後そういった部分を含めて、体制の強化などを検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 いろいろ幅員の関係なんかも少し幅広くなるということですが、一番はやはり除雪だと思うんですね。

例えば、自動融雪剤散布箇所というのはどのぐらいのことを考えているんですか。何か所とって考えているんですか。

○委員長 栗野建設課長。

○建設課長 お答え申し上げます。

現段階でございますけれども、上り線というかいわゆる上野側、それから新田側、それぞれ2か所から3か所程度というふうに考えてございます。

○委員長 7番船山利美委員。

○船山利美委員 2か所で私は足りないかなというふうに思っているんですが、これと併せて、例えば先ほど産業団地の件もありましたし、そ

ういう便利のよさということを考えれば、もうちょっと幅員というか、その辺が必要ではないのかなと思います。

予算もここで計上しておりますけれども、おいおいこれからも何とかあそこを通年で通行ができるように、何とかさっき言った対策を考えていただきたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第9款消防費の170ページから177ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、第10款教育費の177ページから222ページまでについて質疑ございませんか。

9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 10款教育費、6項保健体育費、220ページです。

その説明の欄ですけれども、このたび大野平キャンプ場の大型標識の塗装工事ということで28万9,000円予算化されていますけれども、ということは、大野平キャンプ場から撤退するという考えの下に予算化されたんでしょうか。その辺をお聞かせください。

○委員長 山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

委員御指摘のキャンプ場でございますけれども、現在休止とさせていただいているところでございますが、国道399号上に夕鶴の里と同じく案内看板を、大きな道路標識のような案内看板を設置しているところでございますけれども、やはり勘違いされてお入りになる、そちらのほうにずっと上がっていかれる方が結構いらっしゃるということでもありますので、そこをマスキングして、キャンプ場ということをマスキングして、一旦その部分が見えなくなるように工事をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 もう一つ、私の記憶では、令和元年までは大野平キャンプ場の管理費とか委託管理費とか委託除草費とかって計上されておるんですけども、このたびはここに計上されていないということで、大野平キャンプ場を閉鎖するというところでよろしいですか。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 委員の御質問にお答え申し上げます。

その該当の予算につきましては、前ページの219ページ、体育施設一般事務費の中で、例えば除草とかそういった部分、様々な経費については用地の借上料も含めまして載せてございますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上です。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 ちょっと分かりづらい予算の計上ですけれども、以前、副市長からの答弁ですと、今まで一生懸命だったそのキャンプ場の地主さんが亡くなって、その後の土地の相続等でいろいろ問題あって、今後どうするかということを検討しているというお話聞いたんですけども、その後の状況等についてお聞かせいただきたいんですが。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

ただいまの案件については、前の議会におきましても山口正雄議員から御質問いただいたと思いますが、今、相続関係で権利を有されている方が、現在自分の立場としては運営できないというような、あるいは管理できないというような意向でございますので、現在は休止をしているという立場であります。

以上であります。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 最終的に、今度の所有者が市に貸すという気持ちはおありなんでしょうか。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 お答え申し上げます。

先ほども御説明申し上げましたとおり、219ページに用地借上料ございまして、借地料はお支払いをしております。

以上であります。

○委員長 9番片平志朗委員。

○片平志朗委員 ということは、従来どおりあそこでキャンプできるということで考えられますけれども、もしあそこがキャンプができなくなるような場合、ほかの場所を代替でもいいから設置していただきたいなというふうに思います。

やはり、山形県、それから南陽市もそうですけれども、森林に囲まれて自然に恵まれているわけですが、その割には市民たちが、あるいはほかから来た人たちが、子供さんやあるいはスポーツ少年団の行事で、自然を満喫する場所がないということになるとすごく残念でありますので、ひとつよろしく御配慮のほうをお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

12番高橋 弘委員。

○高橋 弘委員 214ページ、10款教育費、7目埋蔵文化財調査費でありますけれども、2年前か3年前になると思いますけれども、長岡の森の史跡調査が行われたというふうに聞いておりますけれども、その調査の結果はどうであったのか。

また、長岡の森の保存など、今後検討するとかあるのか、社会教育課長にお伺いしたいと思います。

○委員長 山口広昭社会教育課長。

○社会教育課長 委員の御質問にお答え申し上げます。

南森につきましては、2018年度から調査を進めさせていただいております。ただし、昨年度については、コロナウイルスの関係で調査は一

旦休止ということで、今年度、令和3年度は実施させていただきました。

こちらが、一番の肝は、古墳であるかどうかの見極めについて発掘調査を進めてございまして、またそれを有識者の先生方に調査指導をいただいているというような段階でございまして、今回については、後方西側の6か所について調査をさせていただきました。

古墳時代に供物を乗せるための器台、こういったものについては出土いたしました。古墳であると断定するには、例えばですけれども、底に穴が空いてあります底部せん孔つぼ、こういったものの発掘がある意味要件となつてございまして、そういったものについてまだ出土が確認できておらない状況でございまして、したがって、継続して南森につきましては発掘調査を進めてまいりたい。

また、現在においても、その出土の物品につきましては、教育委員会で管理させていただいております。

以上であります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 196ページの10款教育費の3項中学校費、教育振興費の8番の中学生地域間交流セミナー事業、これが2年ぶりに再開するということですが、行き先希望等は、今までと同様のところでしょうか。

○委員長 佐野学校教育課長。

○学校教育課長 ただいまの御質問にお答え申し上げます。

現在、ここ2年間実施できていないという状況がございまして。今後もコロナウイルス感染症等の拡大状況を見極めて、場所、やり方等を検討してまいりたいというふうに考えているところでございまして。

オンラインでの交流等も視野に入れながら、場所、やり方等を検討している状況にございま

す。

以上でございます。

○委員長 13番板垣致江子委員。

○板垣致江子委員 まだ検討のところもあるということなんです、従来は、ここは沖縄県の糸満市に生徒12名プラス先生方とか行っていたいておりました。これは議員のほうでつないでいただいた、すごく力を入れていただいた事業だと思っております。

やはり、この事業に参加した子供たち、沖縄の現場に行って、いろんな目的がありますが、平和のことをしっかりと学ぶ場所だったと思います。今後もやはりその必要性を私は感じております。やはり現場で、ガマなりひめゆりの塔なり行ってみることによって、命の大切さ、戦争は全てのを犠牲にしちゃうんだ。それで、若い人たちが命を落としたということは、日本を背負う若者が、そこでいろんな形の方たちが命を落とした、そういうことをしっかりと勉強する場所であるので、本当にコロナが収まって実際に行けたら、その子供たちの心に残るものは全然違うと思います。

コロナの状況で検討するというところでございますが、本当にこの現場に行って、平和の大切さをしっかりと見ていただくために少しでも、オンラインではちょっと難しいのかなというところもありますので、ぜひ、そのところを考えていただければと思います。

今、ちょっと話題になっております、特攻隊の話も、やはり美化してはいけないと思っております。本当に未来の日本を支えるべき若者たちが行って、命を亡くしたということをしっかりと考えなければならぬことだと思っておりますので、やはり平和の教育というところをしっかりと、どういうふうなことで子供たちに伝えていくかということ、しっかりと考えていただきたいと思っておりますので、この事業ができることを願っております。要望としておきます。

○委員長 要望ですね。

ほかに質疑ありませんか。

4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 203ページ、2目の公民館費全般についてちょっとお尋ねしたいんですが。今現在、市内の金融機関の撤退で、地域住民が非常に苦慮している状態にあります。それで、ATMが設置されておりますからというふうな形での、金融機関の説明があるようですが、やはり小銭の出し入れができない、それから両替等に非常に苦慮しているというふうなことのようです。

それから、一部金融機関の中では、もう事務作業に手間取って非常に時間がかかって大変だというふうなお声もいただいております。

このような状況の中で、どのようにしていったらいいか。一部若者は、もうネット銀行に大分移りつつあるというふうな状況もあるわけですが、まだ大分苦勞される市民の方が大勢いらっしゃる。

今現在、山銀さんが赤湯に統合されたというふうなことの状況ですが、今後農協さんが、令和4年度で赤湯出張所、沖郷出張所を廃止したい、それからATMについては、金山、中川、梨郷のATMを廃止したいというふうな意向が、組合員に伝わっているというふうな現状のようです。

大部分は、ATMでまとめて下ろして、あと生活してくださいというふうなことも可能だと思っておりますが、一部の団体の方から、精算するのにいちいち銀行にどうしても行かなくちゃならない、仮払い10万出しました、事業が終わって精算しました、300円残金が出ました。これ、ATMで300円入金できないんですね。必ず銀行の窓口に行かなければならない、こういうふうな状況が出ています。300円を入金するために30分待ち、こういうふうな状況が続いているようでございます。

ぜひ、これらのことに対してどういうふうに対応していったらいいんだろうかといったときに、やはり赤湯地区においては金融機関まだ相当数残っておりますが、駅西の沖郷地区、それから宮内地区等については、かなり減少して、地区民の方が大変な思いをなさっているというふうな状況にあると思うんです。

その中で、この公民館事業費に関してなんですが、ぜひ防災センターの沖郷公民館とか、今度できる宮内交流センターですか、宮内公民館の機能を果たすわけですが、こういうところに、ぜひ金融機関の硬貨まで出し入れできるような場所を提供できないだろうか。

それは1行に限らず、やはり市民が不便とされているような、じゃ、どこどこ銀行さん、どこどこJAさん、いろんな金融機関がまとめてそういうふうなATMを設置できるような場所があれば、土日は休みだからとか、休館日の日は利用できないというふうなこともあるかもしれませんが、ある一定程度の緩和策になるのではないかなと。

ぜひ、そういうふうな設置場所の検討を今後していただきたいなというふうなことをお尋ねしたいんですが、その辺の可能性について、ちょっとお尋ねさせてください。

○委員長 山口社会教育課長。

○社会教育課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

地区民の方、あるいは公民館事業に際しましても、そういった金融機関の便が悪くなって、市民の利便性が下がっているというような点については、委員御指摘のとおりかと存じます。

私、今の時点で即答はできないこととございますけれども、会計課さんのほうとも意思の疎通を図りながら、金融機関のほうでそういう、まず意向が引き出せるかどうかの部分だと思いますので、そういった部分も含めながら考えて

いきたいと思いますが、本日、私の立場からはちょっと即答できない案件であります。すみません。

○委員長 4番島津善衛門委員。

○島津善衛門委員 御答弁ありがとうございます。そうだと思います。

ただ、金融機関の立場からすれば、とにかく今の低金利、低成長の時代で、経費削減だというふうなことで撤収の方向性を出しているという中で、なかなか金融機関の意向を聞いて、どうですかと言った場合に、イエスとはならないと思います。

こちらから積極的な働きかけをして、ここについてはこのような施設を準備しますので、協力してくださいというふうな形でいかないう限り、ちょっと難しいのかなというふうには思いますが、今後、庁内で検討していただいて、市民の一番財布を預かる場所になるわけですから、ぜひ重要事項として取り上げていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長 再開いたします。

なお、10番梅川信治委員より、午後の委員会、都合により欠席する旨報告がありましたのでお知らせいたします。

次に、第11款災害復旧費から第14款予備費までの223ページから226ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 次に、その他附属資料の227ページから242ページまでについて質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 異議の前に、私、この予算委員会の中で、非核平和のタベに関する予算について、市長に何点かお伺いをしました。

私の意見としては、小中学生にこの劇を見せるのはどうかと。一般にチケットを売って、そして一般の方にする分については全然問題ないわけですが、非常に特攻隊を美化するような、そして国粋主義的なことを意図するようなそういうふうな劇ですので、私はそれに対しては反対を表明をしましたが、どうも市長の答弁の中でどうもはっきりしなかったものですから、もう一度お伺いをして、その答弁内容によって私判断したいというふうに思うんですけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

この流れる雲よのような形での演劇について実施していくのか、あるいはしていかないということがあるのかどうか、今、現段階でははっきりしないという回答でしたけれども、はっきりしないということであれば、やはりやる可能性があるのかなというふうに思うものですから、そこについて再答弁をお願いしたいと思います。

○委員長 答弁求めるの。意見ですか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょっと私も慣れていないも

のですから、委員長にそこら辺どういうふうにしたらいいのか、いわゆる市長の答弁になるのか、答弁を求めているのか、あるいは意見として私が述べるだけなのか。

ただ、私の判断としてはっきりしないものですから、判断しかねるということですので、ぜひお取り計らいをお願いしたいと思います。

○委員長 先日、この問題について十分議論をいたしました。それで、市長及び関係課長からそういう答弁がございました。

高橋委員と私も個別に話をしました。その結果、どうしてもその問題について賛成しかねるというものであれば、それなりに私のほうで処理しますが、今答弁を再びお聞きをして判断をすると、そういうことでいいですか。

市長どうですか。

白岩市長。

○市長 該当の予算委員会での質疑で答弁したことについては、そのとおり思ったことを申し上げておりますので、そのとおりでございます。

まだ現在決定しているわけではございませんが、何者かを排除するものではないということでございます。

○委員長 高橋委員、どうなんですか。それで採決に入っていいですか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。そういうふうなことで私、判断させていただきたいと思いません。採決でお願いしたいと思います。

○委員長 関連ですか。

5番高岡亮一委員。

(発言する声あり)

○高岡亮一委員 確認です。この間私もあの劇を見たものとして、そして今のこの時期、不用意に世の中こうした時代の中であって、これも言いましたけれども、あの劇が命あることで果たせる大儀もある、これ皆さん立場違うかもしれないですけども、私、ロシアを弾劾するよ

うな形で、それが大儀ということで、世の中がその方向に持っていくような、そういった形になるとすれば、私は本当にこれ、いずれこれは分かると思いますけれども、私としてはとんでもない。その方向に向かうような劇を子供たちに見せるということは私は絶対反対します。

この間も表明しましたけれども、その劇は選択肢の中に入れてませんというような形で断言していただかないことには、私自身ちょっとこの予算考えざるを得ない、そこをはっきり断言していただきたい。お願いします。意見求めます。

○委員長 ちよつと、意見は。

今は採決の段階で、高橋一郎委員からは事前に、こういうので私は反対の立場の意見を出すよというふうに私に先ほど言われましたので、それに沿ってこれからこの議案についての採決するんです。

よって、高岡委員については、これは予告も何もしないので、今の意見としては、あなたも同じような意見だということを表しているんですか。どうだって聞いているんです。

(「今のやり取りを聞いて、私の意見を表明した」の声あり)

○委員長 じゃ、参考に。これは私、起立採決しますので、その都度あなた方の判断でそれはどうぞしてください。

(「私の意見は取り上げられないのか」の声あり)

○委員長 これは今、採決のときに事前にそういうものをこの間の委員会で十分に話ししているわけですから、同じようなことをまた繰り延べることについては、私は取り上げることはできません。

(発言する声あり)

○委員長 佐藤委員、何ですか。

○佐藤 明委員 委員長に申し上げるけれども、委員会は委員長の権限でいろいろできるんですけれども、質疑を打ち切ったわけだ。質疑を打

ち切ったのに挙手して発言を求めるとできない、これは。

委員長報告に対して賛成か反対か、これはあり得るわけだから、それだけの話だから。だから、そのような対応をしないと駄目だよ、これは。

○委員長 いや、違います。

これはもう採決に入ったんです。今の議案はね。それで、採決に入ってもう質疑は終わった。それで、何かこのことについてあるかと、じゃ、私は反対の立場を表明しますと、そういう意見を高橋一郎委員からいただきました。それによって私はやります。

(発言する声あり)

○委員長 それでは、ただいま6番高橋一郎委員より反対の意思表示がありましたので、起立採決により行います。

議第7号 令和4年度南陽市一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長 お座りください。起立多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議第8号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計予算

○委員長 次に、特別会計の予算の審査に入ります。

議第8号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第8号に

ついて説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。  
事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出全般、その他附属資料252ページから287ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第8号 令和4年度南陽市国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第9号 令和4年度南陽市財産区特別会計 予算

○委員長 次に、議第9号 令和4年度南陽市財産区特別会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第9号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他附属資料298ページから330ページまでについて質疑ございませんか。

6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 315ページの、いわゆる赤湯温泉湯こっつについて何点かお尋ねしたいと思います。

私もお風呂を愛する一人として、大変楽しみにしておるところです。いわゆる会計年度任用職員として雇って、体制を万全にして運営していきたいとのことですが、話に聞くと6人体制だというふうなことなんですけれども、それきちんと確保されて、今後について問題なく進んでいくのかというふうなところ。

それから、以前から申し上げているとおり、例えば湯こっつ、名称は名称でいいんですけれども、何かキャッチフレーズというか何か訴えかけるようなものがないのかどうかというふうなことでお話ししているんですけれども、それについても考えていきたいというふうなことでした。現時点で何か分かるようなものがあればというふうに思います。

あと、第3点目ですね。例えば湯番というんですか、そういった形で雇う方については、何か一つの同じような、例えばはっぴであるとかユニフォームであるとか、そういったものがしているのかどうか。あるいは、例えば、何かキャッチフレーズに合うようなモニュメント等をお風呂というようにどこに何かするとかですね、そんなことを考えているのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目、職員の採用状況につきまして御報告申し上げます。

6人のうち4名につきましては、現在のとわの湯、あずま湯の業務委託を担っていただいています4名の方に入っていただきます。

あと2人の方につきましては、ハローワークを通じまして募集をかけさせていただいており、1回目の募集終了いたしまして、そちらからは

1名採用させていただきました。また現在、引き続きハローワークのほうで公募をさせていただいておりますので、現在応募のほうも複数あると聞いておりますので、6人体制でスタートを切れるかなと思っているところです。

2番目のキャッチフレーズにつきましては、委員のほうからも様々御助言をいただいております。こちらの浴場につきましては、デザイン監修なども含めまして委託もしている部分がございますので、そちらの方とも御相談をさせていただければと思っています。

なお、これから、市長をはじめ委員の皆様にも浴場御覧いただく機会がございますので、その際に感じていただいたイメージなどございましたら、御意見としてお寄せいただければありがたいなと感じているところです。

3点目の湯番の方のユニフォームなどについてなんですが、現在も統一した作務衣のような形で着てございます。こちらのほうも監修いただいています方からのアドバイスをいただいて、統一したものでお客様から見ても清潔感があって、また、分かりやすいものを採用していきたいと考えております。

なお、モニュメント等というお話もございましたが、建物の入り口周辺のほうには、分かるような看板を設置するような予定をしております。なお、そのようなものを置きながら、皆様にも周知を図っていききたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 分かりました。

私は前から、例えば縁結びの湯であるとか、モニュメントはシンガポールのマーライオンならぬマードラゴンとか、例えばそんな形で、何かあそこはやはりランドマークになる、一つの南陽市のシンボルになるようなところでもありますので、ぜひ、そこは考えていただきたいな

というふうに思います。

もう1点は、赤湯温泉のいわゆる持続可能性について質問いたしたいと思います。

今、いわゆる赤湯温泉の地下で、地下ダム的な形で、特殊な赤湯温泉の仕組みですけれども、そこで水を供給して、吉野川から水を取水をしてダムのほうにやっていると。

ところが、吉野川の水が赤茶けたやつで、なかなか難しいというようなことがあって、水についての心配をしているわけですね。例えば、白竜湖から雨水がずっと沈下してやっていく部分もあります。そのことも含めて、取水、あるいは水対策について抜本的に考えていかなければならないんじゃないかという意見が、赤湯財産区の管理委員会でも話されています。そのようなことについて、どのように今後考えていくのかお伺いをしたいと思います。

○委員長 高橋財政課長。

○財政課長 お答え申し上げます。

委員おっしゃるとおり、非常に珍しい方式の温泉ということで、水を注入しながら温泉源のところを刺激する、また壁を作るといったような構造になっております。

これまでは、平成25、6の水害前ですが、妹背橋と湯河原橋の間のところから、吉野川の伏流水という形で注水してございましたが、河川改修によりましてそれができなくなり、現在は、旧赤湯小学校のグラウンド周辺のところに取水管を埋めて、そこから取水しております。

ただ、深くなったということもございまして、やはり水質的にはあまりいいものが取れないということで、注水井戸、また送水管がどうしても不純物が付着するという状況が続いております。この間、水道水の注入なども夏季の間はさせていただいておりますが、いかんせん水道量だけでは足りないという部分もございます。

現在のところ、対症療法的にはなりますが、井戸の洗浄、送水管の洗浄、こちらを繰り返し

行っている状況です。

今回、湯こっとの統合なども含めまして、温泉水のほう、少し節約もできる状況でございます。その水位の状況なども見ながら、抜本的な対策を取らなければとは考えてはございますが、現在できる方法といたしましては、その洗浄という対症療法でしかないという現状にあります。

なお、今後とも、様々な方策について検討してまいりたいと思っております。

○委員長 6番高橋一郎委員。

○高橋一郎委員 ちょっと市長にお尋ねしたいんですけれども、いわゆる白竜湖でいえば、温泉の水の問題だけじゃなくて、浄化のことも含め、あるいは自然環境も含めて、白竜湖に水が湧く湧水の調査をしていく必要があるのかなど思っているんですけれども、今の課長の答弁も含めながら、市長はどのような形で、いわゆる再現性についてですね、温泉の持続可能性についてどのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 白岩市長。

○市長 今、課長が答弁した以上のことというのは、なかなか私、持ち合わせていないわけですが、赤湯財産区管理会の委員の皆さん、あるいは赤湯地区の議員の皆さんとの懇談会の中で、様々な御意見を頂戴しておりますので、それを基に考えていくことが必要かなというふうに思っております。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。
(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第9号 令和4年度南

陽市財産区特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

#### 議第10号 令和4年度南陽市育英事業特別会計予算

○委員長 次に、議第10号 令和4年度南陽市育英事業特別会計予算について審査を行います。当局の説明を求めます。高橋財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第10号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出全般及びその他附属資料338ページから342ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第10号 令和4年度南陽市育英事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。



~~~~~

議第11号 令和4年度南陽市介護保険特別会計予算

○委員長 次に、議第11号 令和4年度南陽市介護保険特別会計予算について審査を行います。当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第11号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。歳入歳出全般及びその他附属資料352ページから382ページまでについて質疑ございませんか。

（発言する声なし）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第11号 令和4年度南陽市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

**議第12号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算**

○委員長 次に、議第12号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。高橋財政課長。

〔財政課長 高橋直昭 登壇〕

○財政課長 〔令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第12号について説明〕省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。歳入歳出全般及びその他附属資料390ページから397ページまでについて質疑ございませんか。

（発言する声なし）

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長 討論の希望がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第12号 令和4年度南陽市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

~~~~~

議第13号 令和4年度南陽市水道事業会計予算

○委員長 次に、議第13号 令和4年度南陽市水道事業会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。佐藤和宏上下水道課長。

〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕

○上下水道課長 〔令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第13号について説明〕省略

別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支全般及びその他附属資料4ページから27ページまでについて質疑ございませんか。

16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 7ページの支出の関係で、受水についてお尋ねするんですけれども、これ約3億円近い水費を払っているんですけれども、これ水窪ダムとそれから綱木ダムから受水しているというふうに理解をしているわけですけれども、これ割合についてどういうふうな状況になっているか、それ第1点と。

現在、こっちの長井のほうからのあれは何年前からはずっとしていないわけですけれども、そういう点では、二つのダムからというふうな今流れになっているわけですけれども、この割合についてまずお聞きしたい。

○委員長 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長 お答えいたします。

今の水の割合なんですが、水窪が4で綱木が6というふうに理解しております。

以上です。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 水窪が4で綱木が6と、6対4とこうなっているわけですね。

それで、水窪の場合ですと、非常に暑さによって相当水位が落ちるというふうな、以前あったわけですけれども、それを見れば受水に何ら問題ないのかどうかですね、その辺の考え方についてどうでしょうか。

○委員長 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長 お答えいたします。

平成30年のときに水不足があったわけですけれども、そのときにダムのほうの水の管理を徹底していただくようにまたお願いをしております、今後については、水不足にならないような運用をしていくということで、企業局のほう

からは確認を得ております。

○委員長 16番佐藤 明委員。

○佐藤 明委員 かつてそういう状況になったこともあったわけですね、実際として。

この水不足による状況は、これからもあり得るわけですね。ここ何年かは逆に水不足どころか、豪雨によって南陽でも25年、26年と相次いで水害が起きたわけですけれども、ただ、この天気というのはいつどうなるか分からない状況が、今の状況ですから。

何が問題かっていうのは、全体的に見るとそういう水不足もあり得ると、こういうことが言えるかと思うんですけれども。特に私、水窪ダム、水不足のときお邪魔をして見てきた経過もあるんですけれども、非常に底が見えるような状況もあったわけですね。課長はちょっと分からないかもしれませんが、私、米沢に親類縁者がいるんで、時々まあそこを通って行くわけですけれども、非常に水位が落ちているというふうな状況もあったわけですけれども。

これから先はどうなるか分からない、こういう場合もあるわけですから、それにしっかり見ながら対応していただきたいもんだなど、このように思います。どうでしょうか。

○委員長 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長 お答えいたします。

今、委員おっしゃられるように、こちらからもダムの水位など常に注視して管理を徹底するようにお願いしていきたいと思っております。以上です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がございませんので、討

論を終結いたします。

お諮りいたします。議第13号 令和4年度南陽市水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、質疑中ですけれども、暫時休憩いたします。

再開を2時15分といたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○委員長 御静粛に願います。

再開いたします。

~~~~~

#### 議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算

○委員長 次に、議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算について審査を行います。

当局の説明を求めます。佐藤上下水道課長。

〔上下水道課長 佐藤和宏 登壇〕

○上下水道課長 [令和4年3月定例会 予算に関する説明書により 議第14号について説明] 省略別冊参照。

○委員長 これより質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支全般及びその他附属資料34ページから63ページまでについて質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がございませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。議第14号 令和4年度南陽市下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました予算の審査は終了いたしました。2日間にわたり慎重な御審査を賜り、誠にありがとうございました。委員各位の御協力に対し深く感謝申し上げます。

なお、この際、当局にお願い申し上げます。

本委員会において、各会計とも原案のとおり可決すべきものと決したところではございますが、これまでの審査の過程で貴重な御意見も数多くありました。市長をはじめ、当局におかれましては、行政の執行に当たり、本委員会における議論や意見を十分酌み取られ、適切に対処されますことを強く望むものであります。

散 会

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を散会いたします。

御起立願います。

傍聴席の方もお願いいたします。

御苦労さまでした。

午後 2時24分 散 会

令和4年3月定例会  
3月17日（木曜日）

## 予算特別委員会

令和4年3月17日（木）午前11時17分開議



殿 岡 和 郎 委員長

島 津 善 衛 門 副委員長

出 欠 席 委 員 氏 名

◎出席委員（16名）

|     |           |    |     |           |    |
|-----|-----------|----|-----|-----------|----|
| 1番  | 伊 藤 英 司   | 委員 | 2番  | 佐 藤 憲 一   | 委員 |
| 3番  | 山 口 裕 昭   | 委員 | 4番  | 島 津 善 衛 門 | 委員 |
| 5番  | 高 岡 亮 一   | 委員 | 6番  | 高 橋 一 郎   | 委員 |
| 7番  | 船 山 利 美   | 委員 | 8番  | 山 口 正 雄   | 委員 |
| 9番  | 片 平 志 朗   | 委員 | 10番 | 梅 川 信 治   | 委員 |
| 11番 | 川 合 猛     | 委員 | 12番 | 高 橋 弘     | 委員 |
| 13番 | 板 垣 致 江 子 | 委員 | 15番 | 遠 藤 榮 吉   | 委員 |
| 16番 | 佐 藤 明     | 委員 | 17番 | 殿 岡 和 郎   | 委員 |

◎欠席委員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

|       |                |       |                 |
|-------|----------------|-------|-----------------|
| 白岩孝夫  | 市長             | 大沼豊広  | 副市長             |
| 嵐田淳一  | 総務課長           | 吉田弘太郎 | 技術調整主幹          |
| 嶋貫憲仁  | みらい戦略課長        | 佐野毅   | 情報デジタル<br>推進主幹  |
| 高橋直昭  | 財政課長           | 矢澤文明  | 税務課長            |
| 高野祐次  | 総合防災課長         | 鈴木博明  | 市民課長            |
| 尾形久代  | 福祉課長           | 大沼清隆  | すこやか子育て<br>課長   |
| 穀野純子  | ワクチン接種<br>対策主幹 | 島貫正行  | 農林課長            |
| 寒河江英明 | 農村森林整備主幹       | 長沢俊博  | 商工観光課長          |
| 栗野清   | 建設課長           | 佐藤和宏  | 上下水道課長          |
| 大室拓   | 会計管理者          | 長濱洋美  | 教育長             |
| 穀野敏彦  | 管理課長           | 佐野浩士  | 学校教育課長          |
| 山口広昭  | 社会教育課長         | 土屋雄治  | 選挙管理委員会<br>事務局長 |
| 細川英二  | 監査委員事務局長       | 安部浩二  | 農業委員会<br>事務局長   |

事務局職員出席者

|       |      |      |      |
|-------|------|------|------|
| 安部真由美 | 事務局長 | 太田徹  | 局長補佐 |
| 江口美和  | 庶務係長 | 丸川勝久 | 書記   |

---

**本日の会議に付した事件**

議第23号 令和4年度南陽市一般会計補正予算  
(第1号)

~~~~~

開 議

○委員長(殿岡和郎委員) これより予算特別
委員会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、16名全員で
あります。

~~~~~

**議第23号 令和4年度南陽市一般会計補正  
予算(第1号)**

○委員長 これより予算の審査に入ります。  
本委員会に付託されました案件は、議第23号  
令和4年度南陽市一般会計補正予算(第1号)  
1件であります。

○委員長 それでは、当局の説明を求めます。  
高橋直昭財政課長。

[財政課長 高橋直昭 登壇]

○財政課長 [令和4年3月定例会 予算に関  
する説明書により 議第23号に  
ついて説明] 省略別冊参照。

○委員長 この際、委員各位並びに当局にお願  
いします。

質疑、答弁は、ページ数、款項目を明示し、  
簡明に行い、議事進行に特段の御協力をお願い  
いたします。

それでは、議第23号 令和4年度南陽市一般  
会計補正予算(第1号)の審査を行います。

これより質疑に入ります。

補正予算書の予算に関する説明書により行い  
ます。

歳入歳出全般及びその他附属資料8ページか

ら11ページまでについて質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 質疑がないようですので、質疑を終  
結いたします。

これより討論に入ります。

討論の希望ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長 討論の希望がありませんので、討論  
を終結いたします。

お諮りいたします。議第23号 令和4年度南  
陽市一般会計補正予算(第1号)は、原案のと  
おり可決すべきものと決するに御異議ございま  
せんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第23号は原案のとおり可決すべき  
ものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました令和4年  
度補正予算1件の審査は終了いたしました。慎  
重な御審議を賜り、誠にありがとうございます。  
委員各位の御協力に対し、深く感謝申し上げま  
す。

---

**閉 会**

○委員長 これをもちまして予算特別委員会を  
閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時22分 閉 会

予算特別委員長 殿 岡 和 郎

# 議 案 等

( 令 和 4 年 3 月 定 例 会 )